

自己点検・評価報告書

2010年度「大学評価」申請用



目 次

序 章	3
第1章 理念・目的	9
第1節 大学の理念・目的等	9
第2節 学部理念・目的等	13
(1) 外国語学部	13
(2) 法学部	15
(3) 経済情報学部	16
(4) 医療保健学部	18
(5) 薬学部	23
第3節 大学院研究科の理念・目的等	26
(1) 言語教育研究科	26
(2) 法学研究科	27
(3) 経済情報研究科	29
(4) 法務研究科	32
第2章 教育研究組織	34
第3章 教育内容・方法	37
第1節 大学全体における取り組み	37
第2節 学士課程の教育内容・方法	47
(1) 外国語学部	47
(2) 法学部	58
(3) 経済情報学部	75
第3節 修士課程の教育内容・方法	92
(1) 言語教育研究科	92
(2) 法学研究科	100
(3) 経済情報研究科	108
第4章 学生の受け入れ	117
第1節 大学における学生の受け入れ	117
第2節 学部等における学生の受け入れ	133
(1) 外国語学部	133
(2) 法学部	139
(3) 経済情報学部	146
(4) 医療保健学部	152
(5) 薬学部	161

第3節 大学院研究科における学生の受け入れ	171
(1) 言語教育研究科	171
(2) 法学研究科	176
(3) 経済情報研究科	180
(4) 法務研究科	184
第5章 学生生活	190
第6章 研究環境	209
(1) 外国語学部・言語教育研究科	209
(2) 法学部・法学研究科	216
(3) 経済情報学部・経済情報研究科	220
第7章 社会貢献	224
第8章 教員組織	240
第1節 全学的な教員組織	240
第2節 学部・研究科の教員組織	250
(1) 外国語学部・言語教育研究科	250
(2) 法学部・法学研究科	257
(3) 経済情報学部・経済情報研究科	263
(4) 医療保健学部	269
(5) 薬学部	275
(6) 法務研究科	283
第9章 事務組織	289
第10章 施設・設備等	299
第11章 図書・電子媒体等	312
第12章 管理運営	319
第13章 財務	332
第14章 自己点検・評価	352
第15章 情報公開・説明責任	368
終章	372

序 章

1. 獨協学園の沿革

獨協学園は、三つの大学（獨協大学、獨協医科大学、姫路獨協大学）、二つの中学・高等学校（獨協中学・高等学校、獨協埼玉中学・高等学校）、そして一つの専門学校（獨協医科大学附属看護専門学校）を擁する学校法人であり、その淵源は、126年前に設立された獨逸學協會學校（旧制獨協中学校）に発している。

1881年、西欧の文明文化との積極的交流を図るため、北白川宮能久親王を総裁とし、品川彌二郎、桂太郎、青木周蔵、加藤弘之、西 周らによって獨逸學協會が設立され、1883年、ドイツの文化と学問を学ぶ目的のもと、獨逸學協會學校が開校した。以来、ドイツ語を教える唯一の中学校として広く世に知られ、哲学・医学・法曹の分野を中心として幾多の俊秀を輩出してきた。

戦後、学制改革により、獨協高等学校・中学校となった学園は、1952年、文部大臣を辞去した母校出身の哲学者天野貞祐博士を校長に迎え、「心構えは正しく、身体は健康、知性に照らされた善意志とゆたかな情操とを持つ、上品な人間の育成を目ざす。これがためには、すべての生徒にそれぞれ人間としての自信と矜持を抱かしめ、各自の天分を開発し、その長所を培養する。（中略）教育愛こそ本学園の情熱であり、人間教育こそ本学園の精神である」との教育理念を原点とし、獨協学園の教育精神の一層の高揚に努めた。

1964年、天野貞祐は「大学は学問を通じての人間形成の場である」との「建学の理念」に基づき、「誠」と「志」の事業家 関 湊の良き協力を得て、獨協大学を開学した。その後、1973年、明治初期の学校設立の経緯、ならびに医学界へ多くの人材を輩出してきた実績や伝統などから、医学の進歩や社会の変化に対応し得る医学教育を念願して獨協医科大学を、1974年に同大学附属看護専門学校を設立した。1980年、「生徒各自が自ら自己の天分を開発し、人間形成に努める」教育と「創造力に富み、人類社会に貢献する姿勢と能力とを持つ」人材の育成を目標として獨協埼玉高等学校を開校した。1987年、姫路市と本学園との「公私協力方式」により姫路獨協大学を設立した。2001年には中高一貫教育により、さらに教育内容等の充実を図るため、獨協埼玉中学校を開校した。

2. 姫路獨協大学の沿革

姫路獨協大学の設立は、獨協学園長であった天野貞祐が京都大学教授として、また、甲南高等学校長として大きな足跡を残した関西地区において、再び天野理念を新しい形で実践しようという試みであり、このことは知育・徳育・体育の全人教育をとおして、新しい国際的感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成しようとするものであった。

また、本学は、1987年姫路市を中心とした西播磨4市21町84万余人の住民の「姫路に

総合大学を」という永年の願いに応える形で、この地域で初の4年制総合大学の設置を目指し大学誘致を推進する姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により、開学し、外国語学部および法学部を設置した。

その後、1989年には経済情報学部を設置し、1991年には大学院修士課程、言語教育研究科および法学研究科の2研究科を設置した。1993年には経済情報研究科を設置するとともに、総合大学にふさわしい教育・研究体制の確立に努めてきた。

3. 姫路獨協大学の改革

(1) 既存3学部（外国語学部、法学部、経済情報学部）の改革

開設当初の本学は、毎年、入学定員の10倍を超える入学志願者を集めてきたが、その後、少子化や不況の影響もあり、1997年度入試以降、入学志願者は激減し、きわめて厳しい状況に直面した。

このような状況を打開、改善するために、2002年3月に、「将来構想検討委員会」を設置し、各学部・研究科の将来構想等について検討を重ねた。2002年5月には、法科大学院（仮称）創設準備委員会要項を制定し、地域に密着した人間味豊かな法曹養成を目指す法科大学院の設立準備を本格的に開始した。2003年11月に法科大学院の設置が正式に認可され、2004年4月に開設した。

この間、将来構想等の検討は、もっぱら各学部委ねられたが、2003年11月から再び既存の学部・大学院のあり方について抜本的に検討するため、「将来構想検討委員会」を発展改組し、「姫路獨協大学改革委員会」（以下「改革委員会」という。）を設置した。改革委員会では、「将来構想検討委員会」で検討された内容を踏まえて、具体的な改革案が議論され、①新学部の設置、②法科大学院に続く専門職大学院の新設、③既存の学部・学科の再編等からなる改革案が提示された。

その後、外国語学部では、外国語学部教授会および改革委員会を経て、「実践的な語学運用能力を高める教育を徹底して行う」ことを確認し、英語学科およびドイツ語学科とあわせて充実したヨーロッパの言語教育を行う「スペイン語学科」、中国語学科とあわせて豊かな東アジアの言語教育を行う「韓国語学科」の新設案が提案され、本学評議会、学園理事会・評議員会の承認の後、2004年6月、設置届出書が文部科学省に受理され、2005年4月に開設した。

法学部では、2005年度から新たに法科大学院への進学を目指し、少数精鋭で教育を行う「法律特別コース」を設け、従来の「行政・司法」、「地域政策」、「ビジネス」の3コースから4コースに拡充した。

経済情報学部では、2005年度から学部一括募集を行い、入学後1年間は学科にとらわれず、将来志望を見極める期間と位置づけ、2年次から経済情報学科に「経済情報」、「情報システム」、経営情報学科に「経営情報」、「財務・会計」の4コースを設け、経済や経営の基礎的・実務的知識を身につけた上で情報技術を自由に駆使できる人材を育成

するための教育を実施するなど、既存 3 学部はそれぞれ教育内容の充実に努めた。

(2) 新学部（医療保健学部、薬学部）の設置

既存 3 学部の改革は実行に移したものの、学内では来るべき「大学全入時代」の到来に向け、「いかに魅力ある大学として輝き続けるか」という課題は依然として残り、早急に生き残りをかけた戦略を打ち立てなければ淘汰されるという危機感は募るばかりであった。本学では、将来の日本を創造する優れた人材を輩出するという、大学の社会的使命を達成するため、地域のニーズの把握や今後求められる学部・学科など、あらゆる角度から検討を重ねた。その結果、2004 年 6 月に開催の改革委員会において、薬学系と医療技術系の 2 つの新学部構想案が提案された。

しかし、この新学部構想案は、膨大な設置経費を必要とすることから、2004 年 7 月、全学教職員集会が開催され、大多数の教職員の参加のもと、大学改革の必要性および現況、ならびに新学部設置構想計画のコンセプト等についての説明が行われた。予定時間を大幅に超過して質疑応答、意見交換が行われた結果、大学全体に、大学の危機的状況から大学改革を断行しなければならないとする気運、熱気が一気に高まった。

その後、2004 年 9 月に開催の学園理事会・評議員会に提案され、翌 10 月の臨時理事会・評議員会において新学部の設置が承認された。2005 年、2006 年の文部科学省の設置認可手続きを経て、2006 年 4 月には「医療保健学部」を、2007 年 4 月には「薬学部」をそれぞれ設置した。

本学がこのような医療系の新学部を開設できたことは、本学の母体である獨協学園が、獨逸學協会学校の開設以来、我が国における最も先進的なドイツ語教育を通じて、多数の優れた医学者や医師を輩出してきたこと、また、獨協医科大学を設置していることなど、医療教育とは深い関連を有していたからである。

(3) 入学定員の見直し

本学は、医療系の新学部開設に伴い、本格的な総合大学としての立場を築く一方、文系から理系へとその軸足を均等に保つべく、既存 3 学部を中心に入学定員の見直しを実施した。

2007 年 4 月、法学部の入学定員 300 人のうち 120 人を振り替え、薬学部（入学定員 120 人）を設置したことに伴い、法学部の入学定員を 180 人に削減した。

また、2008 年 4 月、外国語学部は、多文化共生社会を見据えた外国語教育を実現するため、従来のドイツ語、英語、中国語、日本語、スペイン語、韓国語の 6 学科を外国語学科外国語専攻および日本語専攻の 1 学科 2 専攻に統合し、入学定員を 300 人から 150 人に変更した。

さらに、経済情報学部は、2005 年度から学部一括募集およびコース制を導入した結果、経済情報学科、経営情報学科の 2 学科体制の存在意義が希薄になったため、2008 年 4 月

からコース制はそのままに経済情報学科 1 学科とし、経営情報学科（入学定員 100 人）の募集停止を行い、経済情報学科の入学定員を 150 人から 200 人に変更した。

大学院法務研究科（法科大学院）は、2009 年 4 月、入学者の状況を勘案し、入学定員を 40 人から 30 人に削減した。

4. 自己点検・評価への取り組み

本学は、1991 年 6 月の大学設置基準の改正により、教育・研究活動等の自己点検・評価が努力義務となったことを受け、同年 12 月に自己評価の在り方およびその具体的方策を検討するため、大学自己評価検討委員会を設置した。同委員会報告書に基づき、1993 年 2 月に自己評価規程および自己評価規程細則（経営管理）を制定し、教育・研究活動についての自己評価を行うため、全学的な組織として教学問題審議会を置き、各学部および一般教育部にそれぞれ自己評価委員会を置くこととし、また、経営管理についての自己評価を行うため、全学的な組織として経営管理問題審議会を置くこととした。同年 3 月に第 1 回の教学問題審議会および経営管理問題審議会をそれぞれ開催し、自己点検・評価を開始した。経営管理問題審議会は、三部会を設け、第一部会は①理事長、理事会と学長、評議会との関係、②学長候補者選考方法、③副学長候補者等役職者の選出方法とその職務、④評議会の組織とその機能に関する事項、第二部会は各センター等の組織とその機能に関する事項、第三部会は学生募集活動に関する事項について自己点検・評価を行うこととし、それぞれ第三部会は 1993 年 12 月に、第二部会は 1994 年 7 月に、第一部会は 1995 年 2 月に報告書を学長に提出し、この報告書が評議会に諮られ、実施に移された。1995 年 3 月、教学問題審議会での自己点検・評価を中心に、経営管理問題審議会第三部会での自己点検・評価、ならびに各学部、一般教育部の自己評価委員会での自己点検・評価および各教員の個人活動報告をまとめた「姫路獨協大学自己点検・評価報告書'94」を刊行した。1997 年 10 月、自己評価規程および自己評価規程細則（経営管理）を改正し、教育・研究活動についての自己評価を行うための各部局の自己評価委員会に大学院各研究科を加え、また、経営管理問題審議会を経営管理等問題審議会に改め、経営管理に、地域・社会的活動を加え、教育・研究活動を除く全ての活動についての自己評価を行うこととした。1999 年 3 月、教学問題審議会が実施した全学学生を対象としたアンケートをもとに「教育に関するアンケート回収結果集計表」を作成し、学長に提出した本審議会としての中間報告および教員を対象としたアンケートに基づく自己点検・評価を中心に、創立 10 周年記念事業委員会が実施した「教職員大学満足度調査」、ならびに各学部、一般教育部に、新たに大学院各研究科を加えた各自己評価委員会での自己点検・評価および各教員の個人活動報告をまとめた「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－1998 年 3 月までの状況－」を刊行した。2000 年 4 月には教学問題審議会、経営管理等問題審議会を再編し、全学的な立場から自己点検・評価を行う全学自己評価委員会、経営管理等自己評価委員会を設置した。2005 年 3 月、教育活動、研究活動、学内活動、地域・社会活動に関する各学部、一般教育部、大学院各研究科の自

己評価委員会での自己点検・評価および各教員の個人活動報告をまとめた報告に加え、1999年度と2002年度に実施した「学生生活満足度調査」、および2001年度と2002年度に実施した「学生による授業評価」の報告、創立15周年記念事業報告を収録した「姫路獨協大学自己点検・評価報告書—1998年4月から2004年3月までの状況—」を刊行した。

以上のように本学は自己点検・評価を行ってきたが、2002年11月の学校教育法改正に伴い、2004年度以降、自己点検・評価とその結果の公表が義務化されるとともに、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を定期的に（大学機関別認証評価は7年に1度、専門職大学院認証評価は5年に1度）受けることが義務化された。これを受けて本学は、法務研究科（法科大学院）の専門職大学院認証評価を2008年度に財団法人日弁連法務研究財団で受審した。また、大学機関別認証評価を財団法人大学基準協会で受審することとした。

2006年4月、大学機関別認証評価の事務担当組織として企画室を設置した。また、受審に向けての準備として、同年5月から全学自己評価委員会において大学機関別認証評価とは何か、を委員に説明することから開始した。同年6月、全学自己評価委員会は、評価区分を大きく4つの項目（教育体制、研究体制、管理体制、その他）に分け、それぞれに幹事委員を配置し、点検・評価の作業を進めていくこととした。また、同年11月、認証評価の事務担当組織としての企画室を増強し、全体の統一、調整を行うこととした。2007年1月以降、全学自己評価委員会においては、幹事委員を中心に点検・評価の作業のスピードアップに努めるとともに、同年4月に実施された財団法人大学基準協会による「大学評価実務説明会」への参加、さらに、同年6月には、同協会職員を招聘し、学内で大学評価実務説明会を開催し、可能な限り全教職員が自己点検・評価に関与し、共通の意識をもって、自己改善機能を果たせるよう努めた。報告書の原案作成の分担、作業の進め方については、全学自己評価委員会で審議を重ね、原案執筆者を決定し、企画室が原案執筆者に対して個別に説明会を開催した。こうして執筆に取り組み、完成した2007年度版草案は各学部教授会・研究科委員会に提出され、審議・承認を経て、全学自己評価委員会および企画室が集約し、全体の統一、重複箇所の調整を行い、最終的に評議会承認するに至った。

2008年度は、この2007年度版報告書をもとに点検・評価の作業を行い、2008年度版報告書を作成し、さらに準備を進めた。この間、2008年9月、「組織規程」の改正に伴い、大学機関別認証評価の事務担当組織である企画室を、認証評価に専念するため評価室に変更した。2009年2月、大学基準協会から、この2008年度版報告書に対する指導・助言を受け、さらに同年3月には、2010年度の認証評価受審に向け、学内で2回目となる大学基準協会職員を招聘した大学評価実務説明会を開催した。この学内での大学評価実務説明会を受け、同年4月から認証評価受審に向けた本格的な取り組みを開始した。4月下旬に2010年度認証評価受審スケジュール等を機関決定し、全学説明会を開催して各部局ごとに点検・評価を行うとともに、とくに理念・目的、到達目標等についての再検証を要請した。6月初旬に

は、「点検・評価報告書」執筆のための全学説明会を開催し、本格的な執筆活動を開始した。2009年6月および同年8月に評価室の事務組織体制を増強・改編し、報告書のとりまとめ・調整を進めた。その後、全体の統一、重複箇所の調整を行いながら、11月には「点検・評価報告書（案）」、「大学基礎データ（案）」について大学基準協会から指導・助言を受け、さらに検証・確認・修正を重ね、ようやく今回の報告書が完成した。

そもそも、大学とは、学術の中心として深く真理を追求し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保証するために一定の自主性・自律性が確保されていることが基本である。このように大学は、高等教育の中核をなすものであり、高い質を保持することが今まで以上に求められる。

本学は、前述のとおりさまざまな改革に取り組んできたが、これらの改革が、大学における教育研究活動を通じて、良質な教育を提供するとともに、研究で得られた知識や経験を学生や社会に還元し、貢献するという役割を果たしていなければならない。このような役割を果たすにあたっては、大学進学率がユニバーサル段階を迎えた昨今、教育の質の保証が社会的に重要な課題であり、また、厳しい競争的環境の中で、本学が生き残るためにも教育研究活動の改善と充実に向けた不断の点検・評価への努力は重要なものと認識し、そのため、自らの点検、外部からの評価を受けることが必要である。

今回、評価を受けた内容を本学教職員が真摯に受け止め、教職員全員の共通理解のもと、この自己点検・評価の内容と意義を十分認識し、継続的な大学の改善・改革に取り組むことが、社会の中で重要な役割を担っている大学の責務であると考えている。

姫路獨協大学長 奥村 勝彦

第1章 理念・目的

第1節 大学の理念・目的等

a. 理念・目的等

- 大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 大学の理念・目的

姫路獨協大学は、獨協大学初代学長であった天野貞祐博士の「大学は学問を通じての人間形成の場である」という「建学の理念」を、関西地区において、新しい形で実践しようという構想のもとに設立された。開学以来本学は、この天野理念を「建学の理念」とし、知育・徳育・体育の全人教育をとおして、新しい国際的感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成することを目指し、実践してきた。

「学則」第1条に「本学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と規定している。

また、「大学院学則」第1条に「姫路獨協大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することを目的とする。」と規定している。

本学は、姫路市を中心とする西播磨地域住民の永年の願いに応える形で、姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により、1987年に開学した。この設立の経緯から、本学は、理念・目的を実現するための教育研究活動を通じて、地域の繁栄に寄与することを他の大学に比してより強い使命とするものである。

2. 教育目標

本学学士課程においては、理念・目的のもと、グローバリズムとローカリズムを視座に据え、学生一人ひとりの能力・才能を発掘し、向上させるきめ細かな教育と指導を実践し、学修成果としての学士力、社会人として求められる人間力を育成することを教育目標とする。

大学院修士課程においては、学士課程教育に接続する教育研究の展開と職業能力向上

のための社会人の継続教育、有職者の再教育を行い、人間性豊かで広い視野を持ち、総合的な判断力と迅速な問題解決能力、高度で専門的な職業能力を育成することを教育目標とする。

3. 大学の取り組み

(1) 学問を通じての人間形成

本学は、理念・目的・教育目標等を達成するために、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部および薬学部に加え、大学院修士課程に言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科を、専門職学位課程に法務研究科をそれぞれ設置している。これらの教育研究組織が、それぞれの専門教育をとおして「学問を通じての人間形成」という視点での取り組みを実践している。

また、大学教育における人間形成の柱は、一般教育科目のカリキュラム編成にその特徴を見ることができる。

開学当初の一般教育科目のカリキュラムでは、人文・社会・自然の諸科学や外国語、保健体育に加え、総合科目と基礎教育科目（情報処理）を設置した。一般教育科目の特色として、とくに語学教育と情報処理教育を重視するとともに、学生個々人の人格形成をねらいとする総合科目を置いた。

1991年の大学設置基準の大綱化を経て、本学は、一般教育と専門教育の有機的な連携を図るため、2000年に一般教育部の専任教員を各学部に配置する教員組織の再編を実施した。また、翌年、一般教育科目を全学共通科目に名称変更し、その後今日まで幾度かのカリキュラム改正を行ってきた。

現在の全学共通科目では、外国語、スポーツ、情報処理、総合科目、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学を設置している。開学以来、本学の一般教育・全学共通科目における特色は、専門教育との組み合わせを考慮し、学部の人格に応じた創意工夫された多彩なカリキュラムにあり、「学問を通じての人間形成」は一貫して実践されている。

(2) 地域社会への貢献

2007年6月、本学創立20周年を機に、姫路市と本学が包括的な連携のもと、教育、文化、福祉、まちづくりなど多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした「連携協力協定」を締結した。

本学は、その具体策として、姫路市民に対する修学支援金制度（2008年度入学者から入学金の半額相当を申請者全員に支給）を創設するとともに、地域貢献の中核施設としての播磨総合研究所を学内に開設した。また、同年10月よりJR姫路駅前に「サテライト教室」を開設し、市民のための公開講座の開催や社会人大学院学生のための授業、市民と大学の交流の場として活用している。

4. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本学の理念・目的・教育目標等の周知の方法については、入学式、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、父母懇談会、卒業式、大学院学位記授与式、入試説明会、進学相談会、オープンキャンパスなどの学校行事等の機会に、また、大学が定期的に発行する学内広報誌「HDU21」、大学案内、ホームページ、大学紹介DVDなど、さまざまな媒体を通じて行っている。これらの機会・媒体により、在学生、教職員のみならず、学生の保護者、受験生、地域の人々や企業に対して、本学の理念・目的・教育目標等や本学の教育活動、教育内容等について紹介している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学は、理念・目的の実現と地域の期待に応える人材養成機関としての高等教育体制の充実のために、幾度かの改革を進め、現在の5学部9学科、3研究科と法科大学院を擁する大学となった。本学における理念・目的の実現に向けての取り組みは、教育基本法に定める教育の実施に関する基本「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に合致するものである。具体的な教育目標は、社会や時代の変化、地域の要請を受け、柔軟な対応を求められるところであるが、本学の理念・目的を達成できるものとなっている。

このような状況にあって、カリキュラムの再編、学修成果の保証、就職の達成等を図ることにより、地域社会や国際社会に貢献する能力資源としての人材養成、社会人として求められる人間力を育成する仕組みが整ったと言える。また開学以来、本学の一般教育・全学共通科目の教育をとおして一貫して実践されてきた「学問を通じての人間形成」の取り組みは評価できる。しかしながら、全学共通科目については、社会や時代の変化、学生のニーズ、既存の文系学部と新たな医療系学部との教育等の連携を図る必要から、カリキュラムの見直しを検討しなければならない。

大学院（修士課程）に関しては、安定した定員の確保、大学院学生の進路・就職（他大学の博士課程に進学、公務員、企業に就職、税理士）について一定の成果を挙げている。地元関西地域はもとより、遠隔地からも志願者を得ていることは、これらの評価のあらわれである。

地域への貢献としては、積極的に地域に門戸を開き、開学当初から、語学講座、市民公開講座、講演会等を開催し、また播磨会（本学が行う地域サービスの仲介役を果たす後援会）との連携事業等を展開するなど、地域のニーズに応える取り組みができたことは評価できる。

大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法としては、学内広報誌「HDU21」やホームページに掲載し、広く紹介しており、社会に向けての情報提供も積極的に行っていることから、学内外への発信は十分に行われており、現在のところとくに問題はない。

しかし、最近の定年・自己都合退職者に伴う教員の補充、医療保健学部や薬学部の設置などにより、新たに就任する教員が増加したことから、本学の理念・目的・教育目標等が十分周知されているとは限らない。

【改善の具体的方策】

大学は、普遍的な真理を探求する場であるが、多様化する時代の潮流の中で、大学を取り巻く社会情勢や、求められるニーズの変化に迅速に対応する必要がある。そのため、本学は幾度かの改革を進めてきたが、今後も「建学の理念」を基本において、積極的な改革に取り組んでいく。

大学全入時代と言われるなか、学生にいかに関門教育を教授するかという問題は、今日的な課題である。このため、つねに時代のニーズに即応した教育システムやカリキュラムの見直しが必要である。これらの具体的な改善方法については、各学部等の詳細な説明に委ねるが、大学の全教職員が、理念・目的・教育目標等の達成に向けた努力を重ねる所存である。なお、全学共通科目のカリキュラムについては、薬学部の完成年度（2012年度）を目途に、大学の理念・目的・教育目標等に基づき、見直し・再編を実施する。

新入生等への理念・目的・教育目標等の周知の方法については、獨協学園および本学の沿革、本学の理念・目的・教育目標等について、ビジュアル機器を活用したプレゼンテーションを行うなど、わかりやすい説明を実施する。教職員への周知の方法については、学園の歴史や理念、本学の役割などを採用時研修をはじめとする学内研修や教授会において実施し、周知の徹底を図る。

第2節 学部の理念・目的等

(1) 外国語学部

a. 理念・目的等

- 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 外国語学部の理念・目的

本学部は、「知育・徳育・体育の全人教育を通して、新しい国際感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成する」という、1987年4月に開設した当初の基本方針を維持しつつ、教育を行ってきた。その目的を新しい時代に対応したもの、すなわち多文化共生社会に適応し活躍できる人材養成に重点を置くものと具体化し、「学則」に次のとおり明文化した。

〔「学則」第2条の2(外国語学部の目的)〕

外国語学部外国語学科は、英語を中心とした複数の外国語運用能力又は日本語・日本文化についての深い知識および日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけて、多文化共生社会において活躍できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成することを目的とする。

2. 外国語学部の取り組み

(1) 開設当初の外国語学部

1987年4月に開設した本学部は、ドイツ語学科、英語学科、中国語学科および日本語学科の4学科で構成していた。当初の学部の理念・目的は、本学を設置する目的であった「知育・徳育・体育の全人教育を通して、新しい国際感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成する」の方針のもとに、少人数教育による授業を実施することによって修得した語学力を土台に、副専攻として設けた「言語・文化」、「コミュニケーション」、「国際関係」および「情報科学」の各コースを選択させることによって、総合的な知識と判断力を有する人材を養成することであった。

(2) 4学科1専攻、さらに6学科へ拡充

本学部は、大学の理念・目的の実現の根本を担う学部として、獨協学園の伝統である外国語重視のカリキュラムをもとに、つねに時代のニーズに対応した先進的な取り

組みを進めてきた。しかし、21世紀に入り、「IT革命」と「グローバル化」という時代的背景のもと、学生には現代社会の諸問題を捉える多角的な視点と幅広い教養を修得させることに重点を置いたカリキュラムを新たに編成した。すなわち外国語重視のカリキュラムから、新しい価値を創造できる人材の育成を目指す教育システムの構築へと変革を進めるため、「国際」、「環境」、「情報」を人文・社会・自然の学問分野と融合させた学際的なカリキュラムを配置した「国際文化コミュニケーション専攻」を2001年4月に開設するとともに、従来の4学科についても、大幅なカリキュラムの改正を行い、社会的ニーズに応えようとした。

2005年4月には、「スペイン語学科」および「韓国語学科」を増設し、教育研究体制の拡充を図った。

(3) 1学科2専攻体制への改組

その後、「IT革命」と「グローバル化」という時代的背景のもとに、従来の本学部が目指した基本方針を維持しつつ、多文化共生社会に適応し活躍できる人材を養成することが必要であると判断し、2008年4月に外国語学科外国語専攻および日本語専攻へと改組した。

この1学科2専攻体制は、多様な国の人々と共に生きる「多文化共生社会」を支える人材を育む時代に即応できる外国語教育を目指し、外国語をコミュニケーションツールとして使いこなす語学力と国際感覚を養うことに重点を置いた教育に取り組んでいる。

3. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本学部の理念・目的・教育目標等の周知にあたっては、大学全体で取り組んでいる方法にそって対応している。その他に高等学校への出張講義などにも積極的に取り組み、本学部の理念・目的等を幅広く認知してもらえよう取り組んでいる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部は、本学の開学当初から獨協学園の伝統を継承し、ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科がそれぞれの研究と教育を推進してきた。次いで、スペイン語学科および韓国語学科を設置し、教育研究体制の拡充を図り、外国語教育の充実度はいっそう増したと自負している。

近年は、社会を取り巻く変化に対応するため、1学科2専攻に改組することによって、英語に十分習熟し、かつ英語圏以外の複数の言語・文化を有機的に学び、「グローバル化」に対応する英語能力と高度なコミュニケーション能力を持った人材の養成、外国人留学生との「多文化共生」の実践的教育を通じた日本語教員の養成等を目的としてきたことは、適切であると考えている。

【改善の具体的方策】

2008年度から、本学部が1学科2専攻体制となって、現在、学年進行2年目であることから、理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的については、改善に取り組まなければならない問題は、とくにないと認識している。

(2) 法学部

a. 理念・目的等

- 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 法学部の理念・目的

本学部の教育理念・目的は、「学則」第2条の3において次のとおり明文化されている。すなわち、「法律及び政治学に関する専門的知識を授けることによって、的確で柔軟な法的判断能力及び実務的な問題解決能力を備えた職業人を育成して地域社会に貢献すること」である。このために社会のさまざまなニーズに合わせた教育の機会を提供している。とくにカリキュラム編成においては、卒業後の進路を明確に意識したコース制をとり、それぞれのキャリアに適した能力を備えた人材の養成方法を具体化している。

2. 教育目標

上記の理念・目的を実現するために、次の二つの教育目標を掲げた。

- (1) コース制による専門教育の充実を図る。
- (2) 少人数クラスによる段階的、系統的な教育を実施する。

このため2004年6月にカリキュラム検討委員会を設置し、慎重・入念な検討の結果、大幅なカリキュラムの改正を行い、2005年4月より実施している。さらに2009年に若干のカリキュラム修正を行った。

3. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

全学的な周知方法以外に、学部独自のパンフレットを作成し、とくに高等学校訪問を通じて本学部の理念・目的・教育目標を周知させている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

2004年に法科大学院が発足したが、本学部の存在意義は従来から法曹養成にとどまるものではなかった。2009年5月21日からスタートした裁判員制度や企業におけるコンプライアンスの問題等を考えれば、上記のような理念・目的・教育目標は、このような社会の要請に合致していると評価できる。このことは、実際に卒業生の大半が、一般企業に就職しており、とりわけ、他大学に比較して警察官に採用される数も多いことから裏付けられる。

本学部教員による地道な高等学校訪問活動によって、本学部の教育目標や教育実績に対する高等学校側の理解が深まっていることは評価できる。

【改善の具体的方策】

上記の学部の理念・目的・教育目標等の適切性については、今後とも社会のニーズに照らしてつねに検証していく。そのために、毎年入試・就職部とともに受験者数の増減や就職状況の分析作業を続ける。

（3）経済情報学部

a. 理念・目的等

- 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 経済情報学部の理念・目的

本学部は「経済学・経営学及び情報学を融合した幅広い専門知識を有し、コミュニケーション能力及び問題解決能力を備えた、実践力に富む人材を育成することを目的とする」と「学則」第2条の4において明文化している。

本学部では経済学・経営学と情報学を総合した教育を行っている。社会・経済の諸現象を的確に分析するための視点・理論・方法を学ぶが、その際に情報学は分析の有力な手段となる。その分析の結果を他者に対して積極的に説明しうる情報処理技術の取得を目指している。すなわち本学部では、高度に複雑化したさまざまな社会現象を、情報処理技術を通じて、高度に分析し、他者に対して論理的かつ分かりやすく「コミュニケーション」するための、専門能力を与えることを目標としている。

また、こうした専門的能力のみならず、本学部の一つの特徴でもある「少人数教育」を通じて、とくに対面状況でのプレゼンテーション能力やディスカッション能力といった「コミュニケーション能力」と自ら課題を見つけ解決する「人間力」の育成が重要と考える。情報処理技術を通じたデジタル的なコミュニケーションが発達すればするほど、組織における対人関係を考慮したコミュニケーション能力もまた相補的に強化されることが要求されるからである。このことは「大学は学問を通じての人間形成の場である」という「建学の理念」にも通じる。

2. 教育目標

上記の理念・目的を実現するための教育目標は以下のとおりである。

- (1) 経済学的な考え方の最も重要な部分の修得を確実にすること
- (2) 情報学の理念・技術の理解を通じての問題解決能力を養成すること
- (3) 社会人として求められる人間力の涵養を徹底すること

3. 教育目標の達成に向けた本学部の取り組み

- (1) 経済学的な考え方の最も重要な部分の修得を確実にすること

本学部は、入学から卒業までの経済学関連を学ぶ道筋を示し、順を踏みながら卒業へと進む教育計画を示している。経済学導入教育は現実に起こっている経済問題や経済現象を説明しながら、その中で経済理論の必要性を伝えることである。

- (2) 情報学の理念・技術の理解を通じての問題解決能力を養成すること

学生の卒業後の進路は多岐にわたるが、情報化社会といわれる今日、いかなる進路を選択しても情報処理の知識は必要不可欠である。

- (3) 社会人として求められる人間力の涵養を徹底すること

本学部創設以来、専任教員による少人数のゼミ教育は学部教育の中心をなすものである。社会で活躍していくための人としての総合力を養うためには、一貫した少人数の学習指導が必要不可欠である。

4. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

学外に対しては、大学のホームページやパンフレットに触れており、近隣の高等学校にも説明している。学部所属の教員に対しては教授会やカリキュラムにかかわる検討会などにおいて議論することを通して行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部の理念・目的ならびに教育目標は、妥当なものであると考える。しかし、以下のような現実の課題がある。

- (1) 経済学的な考え方の最も重要な部分の修得を確実にすること

学生の基礎学力不足に由来する修得が不十分であるという問題と経済学・経営学にかかわる科目の相互の有機的な連携が緊密にとられていないという課題がある。

(2) 情報学の理念・技術の理解を通じての問題解決能力を養成すること

情報教育のための設備と十分なカリキュラムを提供しているものと考えているが、学生の修得にかかわる問題がある。

(3) 社会人として求められる人間力の涵養を徹底すること

人間力の涵養のために、少人数のゼミ教育を重視している。しかしながら、本学部生の教養・基礎学力およびコミュニケーション能力は十分にあるとは言えない。

【改善の具体的方策】

(1) 経済的な考え方の最も重要な部分の修得を確実にすること

学力の違いによってクラスを分け、教育のレベルに違いを持たせる授業を実施していくことを検討する。数学に関連したクラスでは2008年度から実施している。経済学・経営学にかかわる科目の相互の有機的な連携についてはさまざまな機会を通して緊密にしていく。

(2) 情報学の理念・技術の理解を通じての問題解決能力を養成すること

コンピュータリテラシーを定着させるために、コンピュータリテラシーの授業のみならず、他の一般の授業でそのテクニックを継続的に利用させる。そのために情報関連以外の通常授業の中にコンピュータを使わせる場面を設ける。

(3) 社会人として求められる人間力の涵養を徹底すること

学生の指導の充実および人間力の向上を図るため、1年次前期の「入門演習」を終えた後、2年次後期からのゼミ教育が始まるまでの1年間を、準担任制とすることとする。少人数による学生との信頼関係をベースにした指導を行い、対面状況でのプレゼンテーション能力やディスカッション能力の向上を図る。2008年度から、そのための指導体制を整えている。

(4) 医療保健学部 (2006年度開設、2009年度完成)

a. 理念・目的等

- 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 医療保健学部理念・目的

本学部は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という本学の「建学の理念」にそって、高度に専門化した医療保健学分野の体系化を図り、豊かな人間性と創造性に基いた科学的思考力と適切な判断力を有する医療技術者ならびに発達支援専門職者の養成を目的としている。

なお、各学科における具体的な人材養成等の目的は、「学則」第2条の5において、次のとおり明文化している。

(1) 理学療法学科

資質の高い技術及び応用能力を備え、医師を始めとした関連医療職と連携・協力して医療ができる、要介護高齢者及び障がい者の理学療法並びに健常者に対する疾病予防措置などにも対応できる、人間性豊かな、患者から信頼される理学療法士を育成することを目的とする。

(2) 作業療法学科

医学的知識のみならず、人間と生活環境において総合的な視点から分析できる幅広い知識及び高度な臨床実習を備え、臨床現場において患者のニーズに的確に捉え、しなやかで創造的な支援を行うことを目的とする。

(3) 言語聴覚療法学科

言語治療学の専門知識と技術を修得し、さまざまな障がいに対して最善のアプローチ方法を探究、実践し、科学的根拠のもとに検証する質の高い臨床活動を行える能力、患者の社会的背景を考慮しながら、その機能向上と実用的能力の確立を目指し、さらに自立と社会参加を支援することのできる能力を身につけた、社会の要請に応える言語聴覚士を育成することを目的とする。

(4) こども保健学科

健康や保健にかかわる医療教育を基礎とし、「看護・臨床」、「養護・保育」、「教育・心理」を始め、医療・保健の専門的知識と技術を修得し、こどもの健全な育ちを願い、適切かつ必要な総合的・専門的な発達支援を可能にする職能を備え、乳幼児から就学前までの幼児を一貫した保育理念に基づき、こどもの発達を支援する専門職者を育成することを目的とする。

(5) 臨床工学科

医学及び工学の幅広い専門的知識並びに最先端の診断・治療技術を修得し、医療従事者としての自覚及び倫理観をもち、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を身につけた、より質の高い医療を提供できる臨床工学技士を育成することを目的とする。

2. 教育目標

本学部では、上記の目的を具現化するため、高度な専門的技能の修得はもとより、知育・徳育・体育の全人教育をとおして、サイエンス（科学）、アート（技術）、ヒューマニティ（人間性）の涵養による幅広い教養を身につけ、チーム医療・発達支援に求められる協調性や倫理的意識を育成するため、次のとおり5つの教育目標を掲げた。

- (1) 一人の人間を全人的見地から理解し、健康に関する諸問題の解決に必要な知識と技術を習得し、適切な治療とTotal Careを行う能力を育成する。
- (2) 広い視野で物事をとらえられる能力を身につけ、人間としてよりよい生き方を追求し、医療保健に携わる専門職業人として社会に貢献する能力および態度を育成する。
- (3) 医療保健分野の専門職としての役割を認識し、他の関連職種とも連携、協力することのできる能力および態度を育成する。
- (4) 医療保健の専門職における実践を重視し、実践の過程を科学的に検証し、将来、専門科学者として臨床、教育・研究に貢献できる能力を育成する。
- (5) 国際的な通用性と共通性のもとに多様な文化や価値観を受容し、自らの考えと協調性を持った国際的に活躍できる基礎的能力を育成する。

3. 教育目標の達成に向けた医療保健学部の取り組み

(1) カリキュラムの体系的な整備について

本学部は、上記の教育目標を達成するため、文系学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）と連携し、医療技術者ならびに発達支援専門職者の養成に必要なとする基礎的な科目および専門基礎的な科目を学生がそれぞれ共通して学ぶことができるように配慮している。

このようなことから、1、2年次においては、全学共通科目（一般教養科目）や医学に関する基礎的な科目を通して、教養と職業的倫理観および科学的思考力を養い、3、4年次においては、それぞれ習得した知識・技術を基盤として、実践的な総合臨床教育を行っている。

すべての学科において、3年次または4年次から卒業研究に取り組むカリキュラムを用意している。その授業は、それぞれの教員が10人程度の学生を担当し、研究テーマを学生に与えるとともに、学生の主体性を尊重しながら指導を行うこととしている。

研究テーマの与え方は教員によって異なるが、その方向性は「研究のプロセスを実践的に学び、これを科学的に検証する」こととして統一しており、これらの卒業研究における指導は、教育目標をしっかりと見据えたものになっていると考えられる。また、学生を関連学会および研究会へ参加させることによって、研究現場の最前線を実際に体験できるという観点から、学内での教育を大きく発展させる場として活用できると考えているため、積極的に演題発表を勧めることとしている。

(2) 学外での臨床実習または保育・教育実習にかかる取り組みについて

各学科における学外での臨床実習または保育・教育実習は、その対象者への共感的態度、専門分野従事者としての責務を自覚する上で絶好の機会であり、また他の関連職種との連携、協力を学べる機会でもある。そのため、広く臨床における実践の場を知ることを目的に、実習施設にて見学や体験を主体とした「学外実習」を行い、他職種と関わる経験および社会的態度を学べる機会を設けている。

また、社会人として備えておくべき接遇や身だしなみなどの講習および演習を各学科ごとに行っているほか、4年次には臨床実習に先駆け、OSCE(Objective Structured Clinical Examination;客観的臨床能力試験)を導入し、臨床実習へ参加する前に、専門技術およびコミュニケーション能力、社会性の習得状況等を把握できるように配慮している。

(3) 国際的な視野に基づくコミュニケーション能力の養成について

英語教育のなかで、メディカル・イングリッシュに特化した科目を開講している。例えば、看護英会話として、英語での患者との対応を想定した内容のものほか、アカデミックな内容の医療英語の読解力を養う科目がある。

このようなことから、卒業研究や卒業ゼミにおいては、基礎英語教育から発展させた最新の英語文献を読みこなす力を養うとともに、卒業後の研究意欲の継続につなげるべく工夫している。

(4) 課外活動等における学生の主体性の尊重

学生が大学生活を有意義なものとなる環境づくりを行い、それぞれが主体的に取り組むための姿勢を培うことも大切であると考えている。

例えば、学生が制作した医療保健学部棟の掲示物やリーフレットから、それぞれの学科の特色と雰囲気が感じとれ、1階ロビーの談話室においては、学科を超えた学生の交流と学び合いの姿がある。上級学年になるにつれて、学生のふるまいや実習服などから、本学部学生としてのアイデンティティが確立されつつある。

このような環境の中で、「医療保健学部の学生はあいさつができる」と、教員や職員からその評価が寄せられている。些細なことではあるが、学生は授業後の教室環境をととのえることに協力し、清掃や備品や設備の丁寧な扱いを心がけている。人間としてのあたりまえのふるまいが見て取れる。

その他、授業時間外での学外講師による講演会への出席、ボランティア活動へ積極的に参画するなどの活動を通じて、将来の専門職業人としてのイメージをつくりながら、学生は、自らの専門職業人のアイデンティティ形成の機会として意味づけようとしている。

4. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本学部の理念・目的・教育目標等の周知にあたっては、大学全体で取り組んでいる方法にそって対応しているが、本学部は開設後の日が浅いため、大学全体として行っている周知方法だけでは十分でないと判断し、大学のホームページとは別にオリジナルサイトを公表するほか、学科独自の紹介パンフレットを配布するなどによって、とくに大学近隣府県の高専等への浸透を図るよう努めている。

さらに、教員による講演活動、学生ボランティア活動、大学でのイベント活動などを通して、社会に対しても理解を深めてもらえる工夫も併せて行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

近年、急速な高齢化社会の進展と生活習慣病の増加等に伴い、医療技術者の果たす役割が増大しつつある。高度に専門化し、複雑多様化した現在の国民のニーズに対応するために、医療技術者は、専門知識および技術水準の向上を図るのみならず、多様な保健、医療、福祉の問題を統合的、組織的に把握し、問題解決を図る能力と、保健医療に対してさまざまなデータを分析・評価し、企画立案できる能力が求められており、これらの能力を有する医療技術者の養成を目指して、本学に医療保健学部が設置された経緯がある。

このような背景をもとに、本学部が掲げた理念・目的および人材養成等の目的は適切であると評価できる。

本学部は2010年3月に、初めて卒業生を輩出することとなるため、現時点における教育目標等の達成などに関する詳細な点検・評価を行うことが困難な部分もあるが、目標達成のための教育研究体制は整っていると認識している。

しかし、学部内においては、現行のカリキュラムのうち、基礎的な科目が臨床教育と連動させて捉えにくい面が見受けられることから、学生の学習意欲が下がり傾向にあることや、社会適応能力を養成することにおいては、これまでの取り組みでは十分とは言い難いなどの指摘も一部にある。

本学部の理念・目的および人材養成等の目的の周知については、すでに大学全体として行っているが、日の浅い本学部では、よりいっそうこの周知活動に力を注いでいかねばならないため大学のホームページとは別にオリジナルサイトを公表するほか、学科独自の紹介パンフレットを配布するなどの改善に努めており、現在のところ、広報の手段についての特段の問題はないと考えている。

【改善の具体的方策】

本学部は現在、初めての4年次カリキュラムに取り組み始めているところであり、学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性について、まだ詳細な点検・評価ができない部分があるが、すでに学部内ではカリキュラム上の問題点などが指摘されていることから、2010年度以降、本格的に検討することとしている。そのポイントと

しては、①基礎学力のレベルアップを図ること、②基礎的な学力をいかに臨床教育に結びつけるか、③学習意欲の維持を図ること、④社会的適応能力の養成を図ること、を主眼としている。③、④については、単に学習カリキュラム編成のみの問題ではなく、臨床現場で働く先輩や患者の生の声を直接学生に届ける勉強会を企画したり、チーム医療を目指すための学科間交流をさらに深めたり、さらには既存学部在籍する外国人留学生や留学経験者との異文化コミュニケーションを図ることなどを通して行えると考えている。

学生の学習や生活への姿勢、専門職業人としての資質や能力などについては、教授会、学科、学部各種委員会において本学部教員間で共通理解を図っているところである。学生の教育・生活指導を引き続き充実させ、学生の将来につながる人間としてのよりよい生き方の考え方や実践的態度の学習機会を積極的に提供していく。

(5) 薬学部 (2007 年度開設、2012 年度完成)

a. 理念・目的等

- 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 薬学部の理念・目的

高等教育および学術研究機関として、薬学の教育および研究の推進を図るために、次のとおり「学則」に明文化している。

「薬学部は、人間性豊かな幅広い教養、問題発見・解決の能力及び論理的思考力、医療事故及び薬害を防ぐ安全管理能力、並びに先端医療科学に対応できる能力等を修得し、医療機関、企業及び公共機関等において活躍できる豊かなコミュニケーション能力を備え、生涯にわたり学び続ける意思及び能力を身につけた幅広い視野を持つ高い資質の薬剤師を養成することを目的とする。」（「学則」第2条の6参照）

2. 教育目標

上記の理念・目的を踏まえ、教育目標を次のとおり掲げる。

(1) 医療人としての高い倫理観、責任感を有する薬剤師を育成する。

医療技術ならびに医薬品の創製や使用に係る科学技術が目覚しく進展している中、知識や技術の修得はもとより、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての責任感が求め

られている。このため、生命倫理に基づく医療従事者としての高い意識と倫理観、医療人としての責任感を有する薬剤師を育成する。

(2) 患者の視点に立った薬剤師を育成する。

全学年を通じた医療人教育の実施、ヒューマニズム育成、コミュニケーションスキル、薬と社会、保健・医療・福祉の制度など医療と社会についての教育を重視し、それらの実践的能力を育むことで患者との十分な信頼関係を保ち、患者の視点に立った薬剤師を育成する。また、医療の担い手としての薬剤師には、医薬品のみならず、医薬部外品、化粧品、健康食品、家庭用化学物質などの医薬品関連物質に対する種々の問題に対応できる能力が求められている。したがって、これら高度な知識を有し、相互連携を必要とする業務形態に対応できる薬剤師を育成する。

(3) チーム医療を育む。

地元薬剤師会や病院薬剤師会、獨協医科大学との実習を通じて、医療現場における薬物療法の具体例を習得させ、臨床的な薬物の知識を十分に備えた薬剤師としての実践的能力を育む。すなわち、医師、歯科医師、看護師およびその他の医療従事者と共同して疾病の治療にあたる際、薬物の専門家として薬物治療に積極的参画ができる高度な臨床知識および技術を有する薬剤師を育成する。さらには、医療実践のための教育や実地教育のいっそうの充実を通して、医療事故防止やその他の医薬品関連物質に関するリスクマネジメント、在宅医療や介護支援、医療相談などの多様な社会的ニーズに対応できる実践的能力を育成する。

(4) 地域社会の医療に貢献できる薬剤師を育成する。

本学が位置する兵庫県播但地方は、兵庫県下でもとくに薬剤師が不足している圏域に属する。すなわち、兵庫県保健医療計画（平成20年度版）によれば、播磨地区や但馬地区における人口10万人あたりの薬剤師数は、兵庫全県のそれと比較して60%に満たない低い水準であり、全県平均の70~80%である。このため、本学の使命である「地域に貢献する大学」に基づき、地域における医療の担い手として活躍し、患者からの信頼を勝ち得ることができる医療人としての薬剤師を育成する。また、薬剤師は地域における在宅医療の支援、公衆衛生の確保、医療相談、健康保持への不断の対応、地域での医薬品や化学薬品等に関する情報の収集、ならびに住民への啓蒙活動の中心としての役割が求められている。そこで、社会的ニーズに対応して、地域における薬物に関する情報の提供や気軽に相談できるかかりつけ薬局の薬剤師、在宅医療の推進に伴う在宅支援ステーションとしての薬局を基盤とした活躍が期待できる薬剤師を育成する。

(5) 先端医療科学に対応できる薬剤師を育成する。

薬剤師には、医療行為における薬物に関するあらゆる角度からの情報の発信、すなわち責任ある専門技術者としての薬物開発や薬物使用に関するすべての情報が求められている。したがって、日々高度化・複雑化していく薬剤師の職能を支える基礎知識のみならず、医療遺伝学やゲノム科学など社会が求める分野の知識を自ら吸収する技能が必要

である。この点を重視して、遺伝子科学、IT リテラシー、画像診断、再生医学などの先端医療科学に自ら挑戦し、対応できる薬剤師を育成する。

3. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本学部の理念・目的は、「学則」第2条の6に明記されている。学則はホームページに掲載されているため、教職員をはじめ、学生、受験生および社会一般に知りうることができる。本学部独自のホームページや学部パンフレットにおいても、理念、目的を平易な表現に改めつつ写真等を交えて解説しており、本学部の理念・目的・教育目標を広く認知してもらえる機会を提供しているものとする。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

6年制薬学部である本学部の卒業生は、基本的に薬剤師国家試験を受験し、薬学関連の実務（薬局や病院薬剤師、製薬企業の研究開発やMRなど）に従事するものと予想される。したがって高い倫理観を持ち、コミュニケーション能力に優れ、地域医療へ貢献する薬剤師の養成を目指すという本学部の理念・目的・教育目標は、おおむね適切であるとする。

学部の理念・目的・教育目標の周知については、本学部ホームページおよび学部パンフレットにその内容についての紹介がなされている。ただし、学部の紹介記事に混在した形であり、明確に理念・目的が文章として記述されていない点は問題である。

【改善の具体的方策】

本学部の理念・目的・教育目標の周知については、本学部ホームページおよび学部パンフレットでさらにわかりやすい説明を行っていく。具体的な方策の一つとして、まず、2009年度内に、ホームページの学部の理念・目的・教育目標を学部の紹介記事に混在した形を改め、明示する。

第3節 大学院研究科の理念・目的等

(1) 言語教育研究科

a. 理念・目的等

- 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 言語教育研究科の理念・目的

本研究科は、「大学院学則」第2条第2項に規定する「言語教育研究科は、言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育および研究の深化・追及を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門的知識と能力および創造的に対応できる実践力をもった人材を養成することを目的とする」という理念のもと、主として教員免許状所持者を対象として、その資質と能力の向上を図るとともに、他方では教員免許状未所持者および外国人留学生にも、グローバル化の進む世界、多言語・多文化社会の様相を呈しつつある日本の状況に鑑み、言語教育の専門家のみならず、言語に関する学識を活かし、多言語・多文化社会においてリーダーとなる人材の養成をも目指している。

2. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本研究科の理念・目的・教育目標等の周知については、大学のホームページ、大学案内などの媒体を通して、また、入試説明会、新入生オリエンテーションなどさまざまな機会を通じて、在学生、受験生のみならず地域の人々や企業に対しても紹介している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、1991年の開設以来、教員免許状所持者を対象に、その資質と能力の向上を図ることに重点を置いた指導を行った結果、教員免許状を所持する多数の大学院学生が「専修免許状」を取得し、修了後は教育職に携わる人材を送り出してきた。

また、教員免許状取得の他に、「日本語教員養成プログラム単位修得証明書」取得者も多数輩出し、これらの者は、日本語教育の現場に即した高度な技術と知識を備え、実践的・体系的な日本語教授法を修得することによって、修了後は、海外の日本語学校や企業等で活躍している。このように、本研究科が掲げた理念等とそれに伴う人材養成等の目的は適

切であると評価できる。

さらに、近年、世界のグローバル化が進み、多言語・多文化社会の様相を呈しつつある日本の状況を考えると、こうした社会において、言語に関する学識を活かしたリーダーとなる人材の養成は、必要かつ急務であり、この分野において本研究科が貢献できる可能性は大きい。

本研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、本研究科の修了生の 8 割以上が、言語教育の分野で活躍していることから、学生が本研究科の理念、目的等を理解して入学している証であり、本研究科の理念等の周知方法は有効であると評価できる。

【改善の具体的方策】

本研究科は、今後とも理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性を維持しつつ、高度な専門的知識と能力をもった教育専門職および世界のグローバル化と多言語・多文化社会における言語に関する学識を活かしたリーダーとなる人材の養成をさらに進めていく。

(2) 法学研究科

a. 理念・目的等

- 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 法学研究科の理念・目的

本研究科は、「建学の理念」と開学の使命に基づき、法学および政治学分野の人材養成上の目的と教育目標を定める。

すなわち「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園の「建学の理念」と、「地域に寄与する大学となる」という姫路獨協大学開学の使命の二つが本研究科の基礎をなす。

その上に立って「大学院学則」第 2 条 3 項は、本研究科の目的を次のように明示してきた。「法学研究科は、法学・政治学の分野において、法と政治に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解

決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを目的とする。」すなわち、本研究科は大学院教育において、広い視野と現代に即応した学識を授け、高度な専門的職業等に必要な能力を養い、あわせて生涯学習社会を支えるリーダーを育成することを目的に据えているのである。より具体的には学部卒業後の高度専門教育、職業能力向上のための社会人の継続教育あるいは再教育、および有識者の生涯学習社会へのリカレントである。

また、公私協力により開学したという経緯から「地域に寄与する大学となる」ことを本研究科の責務・使命と考え、地域社会のニーズに応えるべく、社会人の積極的な受け入れを図り、地域に貢献する人材の育成を目指す。

2. 教育目標

法律学専攻と政治学専攻の二つの分野からなる本研究科は、大学院教育について各々専攻に応じた人材養成上の教育目標を掲げている。法律学専攻は、税理士、司法書士をはじめとする実践的な指導者および高度の職業専門家の養成を目標とする。政治学専攻は、職業人としてのより高度な知識・技能の修得・向上ならびに後期課程（他大学進学）へ向けての研究者養成を目標としている。

また地域貢献のために社会人にも開かれた昼夜開講制をとっており、それに対応した教育内容・体制を整え充実させていくことを目標とする。

3. 教育目標の達成に向けた法学研究科の取り組み

問題解決のための的確な分析能力、新たな発想・立案能力およびより高度な学識や豊かな応用力・実践力を修得できるように、入学定員を絞り、多数の教員の協力による少人数教育の徹底を心がけている。

また、社会経済環境の変化に伴う社会的なニーズの変容に合わせて、本研究科のシステムを適宜整えていくよう取り組んでいる。とりわけ地域から多数の社会人入学者を積極的に受け入れるために、入試、カリキュラム編成、教員配置、施設などさまざまな面で社会人に配慮した体制作りに取り組んでいる。

4. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

本研究科の理念・目的・教育目標は、「大学院学則」第2条3項に明記されており、大学院学生など学内的には年度初めに配布される『大学院履修要項・シラバス』および入学者ガイダンスを通して周知している。また、学外の入学希望者や一般の方へは、姫路獨協大学ホームページ、大学院募集要項を通して簡潔に紹介している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科の特徴は、以上の理念・目的を達成すべく社会人にも開放されている大学院で

ある。その効果は、大学院学生に占める社会人の割合の高さに現れている。彼らに対し少人数教育による密度の濃い徹底した指導が行われている。

修了後は、教職に就く者や公務員となる者もあり、とくに税理士資格を取得して税理士になった者が相当数に上っている。したがって本研究科の理念・目的に沿う人材養成の目標に大きく接近している。

問題点は、近年全体的に受験者が減少していること、志願者の志望動機に偏りが生じていることである。それが研究科開設当初の目標と現状との間にギャップを生み出しかねない状況にある。すなわち学部卒業生の高度専門教育、社会人の職業専門能力向上、有識者のリカレントの三つの目標に対し、社会人学生は例年一定数を確保し安定しているものの、学部からの進学者の占める割合が漸次減少している。とりわけ研究者養成という性格の強い政治学専攻の大学院学生はきわめて少数である。

多数を占める社会人学生に対しては、彼らがつねに抱える研究と職業との両立の難しさ、とりわけ最近の雇用をとりまく急激な社会状況の変化に伴う社会人学生の学習環境の悪化に十分に対応し切れていない。

【改善の具体的方策】

近年の本研究科の志願者、入学者、在籍者の現状と動向を踏まえて、志願者の減少に対処するため、学部学生、社会人、有識者の多様なニーズに対応できるように、教育方法ならびに学生の受け入れ方法においていっそう実効的な到達目標を設定するとともに、本研究科をアピールしていく方策を追求する。

他方、在籍者への対応としては、大学院学生たちの意識調査、それに対する研究科の説明責任・改善姿勢を相互に連携させて実施できる体制を整える。

(3) 経済情報研究科

a. 理念・目的等

- 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 経済情報研究科の理念・目的

本研究科は、「経済学」と「情報学」を融合した総合的教育を施すことを理念として掲げ

1993年4月に設置された。これは経済情報学部における学部教育の理念を大学院教育へ継承し発展させるものである。この理念に基づき、「経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識および能力を有する自立した経済人・企業人を養成する」ことを目的として掲げている（「大学院学則」第2条4項）

本研究科は2008年度までは「経済理論・応用」、「金融財政」、「企業経営・会計」、「情報応用」の4コース制（かつての講座に相当するもの）を敷いてきた。1993年度の設置以来、上述の目的にそって2008年度までに133人の修了生を送り出してきた。とくに、「金融財政」および「企業経営・会計」の各コースにおいて研究を進めるとともに修士論文を作成し税理士資格の取得を目指す大学院学生は多く、これまでに数十人におよぶ税理士資格取得者を輩出するという実績を着実に挙げてきた。「情報応用」コースは、2000年度の一般教育部廃止に伴う教員組織の改革と再配置により情報科目担当教員の拡充がなされた。2003年度には高等学校免許法の改定により教科「情報」の免許が新設され、本大学院において専修免許を取得できるようになり、教職を目指す学生が進学している。当初は本学経済情報学部において情報専門教育を受けた者が本コースの入学者の中心であったが、近年では外国人留学生が増加している。また、情報教員免許を取得している修了生も出ている。本研究科では、学部教育での専門基礎知識を引き継ぎ、新たに学問を志す社会人および外国人留学生を広く受け入れてきた。

2009年度から本研究科はこれまでの4コース制を廃止した。コースに縛られることでカリキュラムが固定化し大学院学生の多様なニーズに答えられなくなってきたためである。これに代わるものとして推奨履修コースを4つ設け、「税理士コース」「マネジメントコース」「情報システムコース」「自由設計コース」とした。大学院学生は希望するコースを選んで入学するが、以前の制度と異なり、コースの違いに起因する修了要件の差異は全くなく、ただ大学院学生の修学動機を履修コースによって明確にすることと大学院学生の指導教員の選考に資することを目的としている。

2. 教育目標

本研究科の理念・目的にふさわしい専門的な知識・能力を養成するための教育を行う。具体的には、次の3点を掲げ、研究者のみならず、税理士、高度情報技術者、教員等の専門的職業従事者を育成することを本研究科の教育目標とする。

- (1) 履修コースにしたがって、「経済学・経営学」および「情報」についての専門的な知識・技能を涵養し問題解決能力を身につけさせる。
- (2) 上記(1)のために、経済学および情報の基礎力を徹底させる。
- (3) 修士論文の質をより向上させる。

3. 教育目標の達成に向けた経済情報研究科の取り組み

(1) 履修コースにしたがって、「経済学・経営学」および「情報」についての専門的な知識・技能を涵養し問題解決能力を身につけさせること。

指導教員が大学院学生と学期開始時に適宜面談し、志望コースに応じた適切な科目を履修するように学修計画の作成を指導している。カリキュラムにおいては、専門科目を経済・経営系と情報系に分けて各科目と学問分野との関係を大局的に捉え易くなるように工夫した。時間割編成の際にも、授業科目の配置にあたっては大学院学生が履修計画を組みやすいように曜日・時限を選定している。

(2) 上記(1)のために、経済学および情報の基礎力を徹底させる。

専門科目の中にコア科目の枠を設けて、経済学および情報処理の基礎を徹底的に整備する目的でミクロ経済学・マクロ経済学・情報処理概論をその中に置いている。大学院学生には基礎学力の向上のためコア科目を適切に履修するよう指導教員から指導している。

(3) 修士論文の質をより向上させる。

指導教員は主・副の2人制である。通常大学院学生の研究分野や研究手法は主指導教員の強い影響を受けることとなるが、副指導教員の指導は有意義な視点の異りであり、副指導教員による指導は大学院学生の研究に幅の広がり豊かな実りをもたらし、修士論文の質の向上に寄与している。

本研究科では、修士論文の中間報告会を2年次前期末に設けている。中間報告会の準備をすることにより修士論文作成に弾みがつくとともに、中間報告会で行われる質疑応答が、さらにいっそう充実した修士論文へと繋がるように一貫した指導を行っている。

4. 理念・目的・教育目標等の周知の方法

学外に対しては、これまで入試パンフレット、ホームページを中心に本研究科の理念・目的のなびに教育目標を告知してきた。2007年度以降は、大学院担当教員による入試説明会(年2回)においても告知を行ってきた。2009年度のカリキュラム改正に伴い、「税理士コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」、「自由設計コース」というように、学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」を提示することで、本研究科が養成しようとしている人材がより明確化された。また本研究科所属の教員に対しては研究科委員会などにおいて議論することで周知を図っている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

本研究科は開設以来、多くの修了生を送り出してきたが、主として「金融財政」、「企業経営・会計」の各コース(2009年度以降は「税理士コース」)において修士論文を作成し税理士資格の取得を目指す人たちがであった。2002年の税理士法改正以来そのような目的の志願者は年々減少してきているものの、多数である傾向は変わらない。

このように本研究科が輩出してきた人材の多くは、税理士に代表される専門的職業従事者であり、このことから、本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的とは適切な関係にあると評価できる。

周知の方法についても、入試説明会の開催、推奨履修モデルの提示等によって、今まで以上に外部に対して明確にアピールできていると考えられる。

【改善の具体的方策】

本研究科では、2009年度からカリキュラムを改正した。これまでの4コース制を廃止し、大学院学生のニーズに応えるため新たに「税理士コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」および「自由設計コース」を推奨履修コースとして提示して、修了後の将来設計にも効果的・効率的に働く大学院教育の実現を図った。今後は現在多数を占めている税理士コースのみならず、他のコースに対するアピールも本研究科の理念・目的・教育目標とともに強めていく。

（４）法務研究科

a. 理念・目的等

- 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

1. 法務研究科が養成を目指す「法曹像」

本研究科は、法律に関するさまざまな問題解決の要請は企業活動のみならず、一般市民の生活にまで及んでいるとの認識のもとに、人口約 100 万人の兵庫県播磨地域の中核であり、地方裁判所の支部と弁護士会の支部を持つ姫路市に、「地域性」を念頭においた法曹養成のための高等教育機関を設置することが意義あることであると考えた。

本研究科は、市民の目線で考え、地域コミュニティで法サービスを提供できる法曹の養成を目指している。具体的には、地域社会において、一般市民の生活、企業取引にとっても重要な消費者問題の解決に寄与することができる、消費者法分野に強い法曹の養成を目指している。

市民が気軽に法的サービスを利用できる社会を築く必要があることから、しっかりとした人権意識を持ち、つねに弱者を思いやりながら努力を惜しまない法律家、21 世紀の社会

を支えるにふさわしい、人間味あふれる人材を養成したいと考えている。

さらに、地方自治体の活動に法的な助言を行うなど、地域の法実務に精通した法曹を養成することも視野に入れている。

2. 法務研究科が養成を目指す「法曹像」の周知の方法

本研究科が養成しようとする法曹像は、本学ホームページ、入学案内用パンフレットに掲載するとともに、入試説明会などを通じて社会への周知を図っている。また、2009年から履修要項にも記載されるようになった。

教授会においては、カリキュラム内容の検討や入学者選抜方法など、教学や入試に関するさまざまな諸問題について議論が行われる中で、本研究科が養成しようとする法曹像の確認もつねに行われている。また、非常勤講師に対しても、毎年、各学期前に実施する「法務研究科授業打合せ会」において、本研究科が養成しようとする法曹像を掲載した入学案内用パンフレット等を配布し、教育理念・養成しようとする法曹像について周知を図っている。

学生に対しては、新入生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスにおいて、教育課程の説明と合せて本研究科が目指す法曹像についても説明を行うほか、授業担当教員によるオフィス・アワーや担任教員による面談等を通じて授業内容についての説明や学生の進路相談を通じて、指導・助言と合せて説明を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科が養成しようとする法曹像は明確であり、ホームページおよびパンフレットなどの冊子媒体、口頭での説明などさまざまな経路を通じて、教員、学生および受験生などに周知されている。これらの内容は、教育課程の編成や教育方針と合せて説明されており、比較的、理解を得やすい内容となっている。

本研究科では、目指す法曹像を考慮して「消費者法」と「立法実務」を担当する専任の実務家教員をそれぞれ1人ずつ配置している。これらの実務家教員担当の授業、授業外の大学院学生との意見交換などを通じて、養成しようとする法曹像は理解され、浸透されていると言える。

ただし、法曹像の周知の程度を把握する方法が整備されていない点は問題である。

【改善の具体的方策】

入学者アンケート等において、理念・目的を理解していることの確認項目を検討しており、有効性について数値的に把握できるよう努めたい。

また、学内外で活動している法曹を招き、大学院学生に向けた講演および意見交換などを行うことによって、法曹像についての大学院学生の理解を深め、いっそうモチベーションを高めることができるように工夫する。

第2章 教育研究組織

a. 教育研究組織

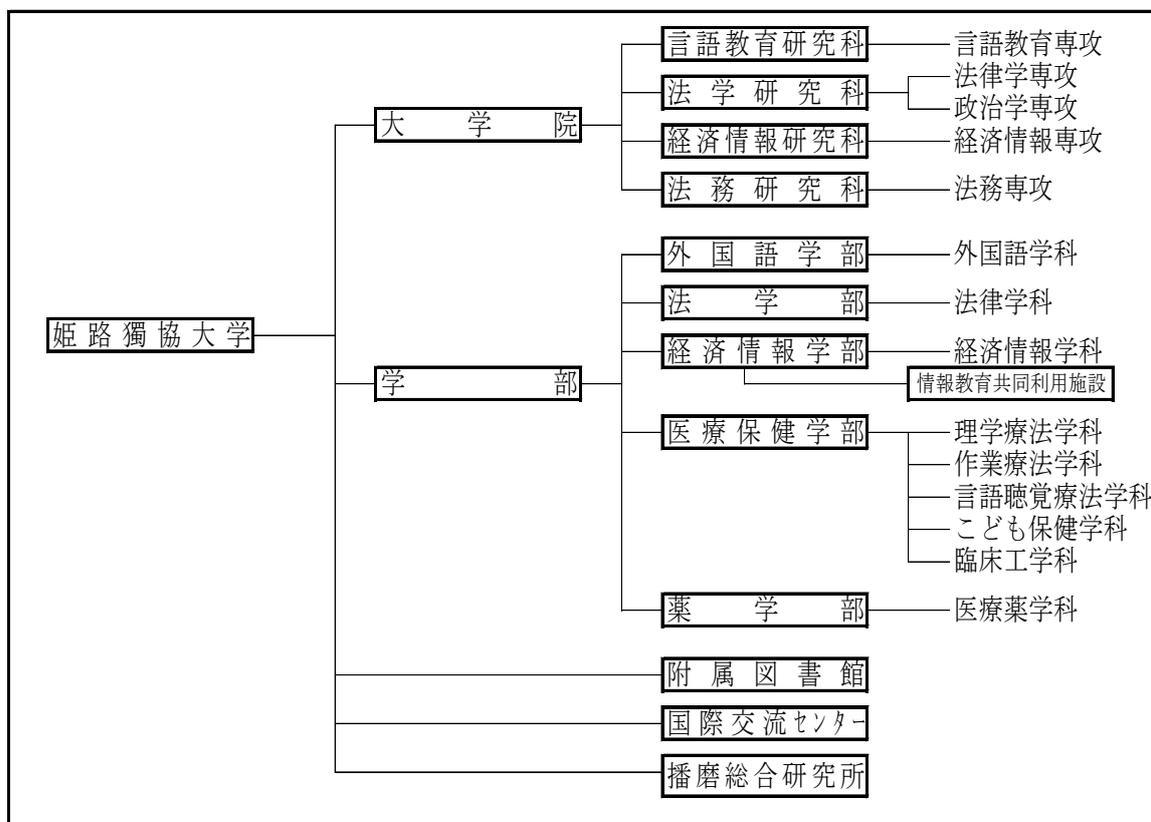
- 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状の説明】

本学は、第1章で示した理念・目的・教育目標を実現するために、学士課程5学部9学科、大学院修士課程3研究科4専攻、大学院専門職学位課程1研究科1専攻を設置している。その構成は、「大学基礎データ（表1）」および図2-1のとおりである。

これらの組織以外に、全学的教育研究組織として附属図書館、国際交流センターおよび播磨総合研究所を、学内共同利用組織として経済情報学部に情報教育共同利用施設をそれぞれ設置している。

図2-1 教育研究組織図



本学は、この地域で初の4年制総合大学の設置を目指し、1987年に姫路市との「公私協

力方式」により開学した。当初、外国語学部および法学部を設置し、次いで1989年には経済情報学部を開設した。本学設置に向け、姫路市と本学園とで締結された「姫路獨協大学（仮称）設置に関する協定書」には、将来、理工系学部の増設も謳われており、開学20年目の2006年に医療保健学部を、2007年に薬学部を新設し、文系・理系の5学部を有する総合大学としてふさわしい構成となった。2009年度の収容定員による文系・理系の比率は、約69対31であり、完成年度には約58対42となる。

学士課程の特徴として、開設時に設けていた一般教育部を一般教育と専門教育の有機的な連携を図るため、2000年に専任教員を各学部配置する教員組織の再編を実施した。翌年、一般教育科目を全学共通科目に名称変更し、学部・学科の垣根を越えた横断的なカリキュラムを編成するとともに、各学部の専任教員による全学共通教育を実施している。

大学院については、外国語学部および法学部完成年度の翌年、1991年に修士課程、言語教育研究科および法学研究科の2研究科を、経済情報学部完成年度の翌年、1993年に修士課程、経済情報研究科を設置した。この3研究科は、①学部卒業後教育、②勤労者の職業能力向上のための社会人の継続教育、③有職者の再教育を含め、生涯学習社会への大学の寄与を志向した構想のもとに設立された。

その後2004年、地域に密着した人間味豊かな法曹養成を目指し、法科大学院（専門職学位課程）法務研究科を設置した。

学部・大学院以外の組織として、附属図書館、国際交流センター、播磨総合研究所、情報教育共同利用施設を設置している。

附属図書館は、和書・洋書あわせて約34万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。最近ではDVD・電子ジャーナルも充実させ、学生および教員の教育研究活動を支援している。図書館に関する点検・評価は、「第11章 図書・電子媒体等 312頁」のとおりである。

国際交流センターは、外国人留学生のサポート、学生の海外留学・海外研修などを支援するとともに、外国の大学との提携、外国の研究者等の招聘、国際交流のための情報収集・提供などを行い、国際交流の推進を図っている。

播磨総合研究所は共同教育研究施設として、大学における知的資源を活用し、総合的な研究および教育を行うことにより、地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とし、2008年4月に開設した。2009年には第1回運営委員会を開催し、本格的に活動を開始することとした。

情報教育共同利用施設は、情報科学の教育に寄与する学内共同利用組織として、情報科学の基礎的研究、情報科学を他の諸科学に利用するための実践的研究、学内LANの管理運営に関することを業務としている。同施設は、その前身である「情報科学センター（全学組織）」を引き継ぐ形で、2000年に経済情報学部へ附置された組織である。

【点検・評価の結果】

本学の教育研究組織と理念・目的等との関連については、「学則」に定める目的「外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成する」に照らして、おおむね問題はない。設立の経緯、姫路市との協定書などからも総合大学としてふさわしい構成となっている。そのことは、実践的な言語教育を支える国際交流センター、情報教育を支える情報教育共同利用施設、地域に寄与する播磨総合研究所を開設していることから本学の理念・目的等に十分かなっている。

しかしながら、社会のグローバル化やユニバーサル段階に達した大学教育の現状から多様な学生が入学しており、入学前教育や導入教育を実施しているところではあるが、基礎学力の不足した学生、日本語能力の不足した外国人留学生も散見される。このような学生に対応するための組織の検討が必要である。

【改善の具体的方策】

社会のグローバル化やユニバーサル段階に達した大学教育の現状を踏まえ、学士課程教育の質を維持するため、また、基礎学力の不足した学生、日本語能力の不足した外国人留学生に対する対応策として、学生の基礎学力向上支援、外国人留学生の日本語学習支援などを行う組織「学習支援センター（仮称）」の早期設置に向け、検討を行う。

第3章 教育内容・方法

第1節 大学全体における取り組み

本学では、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念のもと、それぞれの学部・研究科において理念・目的・教育目標を定め、その目標を着実に達成するためにさまざまな教育を展開している。

本章第1節では、大学全体における共通の取り組みとして、次の項目について点検・評価を行う。

1. 学士課程の共通の取り組み
 - a. インターンシップ、ボランティア
 - b. 授業形態と単位の関係および単位互換、単位認定等
 - c. 教育改善への組織的な取り組み

2. 修士課程の共通の取り組み
 - a. 授業形態と単位の関係および単位互換、単位認定等
 - b. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

第2節では学士課程の教育内容・方法について、外国語学部、法学部、経済情報学部ごとに到達目標を定め、点検・評価を行っている。なお、2006年度に医療保健学部、2007年度に薬学部を開設した。現在、両学部は学年進行中であるため本章における点検・評価は省略している。また、外国語学部は2008年度に改組し、スタートして2年目である。

第3節では修士課程の教育内容・方法について、言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科ごとに到達目標を定め、点検・評価を行っている。法務研究科（専門職学位課程）においては、2008年度に財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受審したため、本章での点検・評価は省略している。

1. 学士課程の共通の取り組み

a. インターンシップ、ボランティア

△インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

△ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

本学で実施しているインターンシップでは、学生が自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等の実務研修活動を通じて、自己を正しく認識し、適性を把握し、職業意識の向上を図り、就業の本来的な基礎や社会貢献の精神を修得することを目的としている。実習先は、毎年、大学依頼企業と姫路経営者協会および兵庫県経営者協会からそれぞれ紹介された企業である。実施期間は、夏休み中の約2週間としている。

学生への対応としては、4月初旬以降に募集を開始し、5月中旬に事前説明会を開催するとともに志望者に対しての面接を行う。その結果をもとに、5月下旬には選考を行い、派遣の可否を判定する。7月上旬に研修先を決定し、派遣直前には事前研修を実施する。学生は事前に企業を訪問し、挨拶および誓約書を提出する。10月下旬には、学生は実習終了後の事後報告会に出席する。その報告会では、就職委員と参加学生全員によるグループ討議が行われる。

各学部の就職委員は、その結果を受けて学生の単位認定事前審査を行うとともに、各学部の教授会において単位認定(全学共通科目の「社会特別実習(インターンシップ)2単位」)を行う。以上が本学のインターンシップの一連の流れである。

2006年度の実績では、全学で25人の学生が実習を行った。そのうち外国語学部の学生は12人、法学部の学生は6人、経済情報学部の学生は7人であった。なお、2007年度は、全学で前年の2倍を超える51人が参加し、そのうち外国語学部の学生は11人、法学部の学生は28人、経済情報学部の学生は12人と飛躍的に増加している。2008年度では、全学で30人が実習に参加し、外国語学部の学生は4人、法学部の学生は14人、経済情報学部の学生は12人が参加した。

その他のインターンシップについては、外国語学部において、1991年以来、海外の教育機関における教育実習を「日本語教育海外実習(Japanese Internship Program 略称JIP)」という名称で実施してきた。このプログラムの内容は、日本語教授法等の科目を履修した学生に海外の大学で教育実習の機会を与えるもので、通常、春・夏の休暇期間に約1ヶ月間、受け入れ大学の担当教員の指導の下に教育実習を行う。参加費用(渡航費・滞在費)は学生の自己負担である。

過去 18 年間にアメリカ、ヨーロッパ、アジア、オーストラリアの 30 余の大学を受け入れ校として、延べ 239 人の実習参加者を数えた。中でも、プログラム開始当初から受け入れ校であった西オーストラリア州マードック大学とは、2003 年に「語学研修プログラム（日本語インターンシップ）の実施に関する協定書」を締結し、正規の単位認定プログラムとした。その他、タイ、シンガポール、カナダ、韓国、香港、台湾等の大学における日本語教育実習を継続して実施してきた。マードック大学以外のインターンシップ・プログラムは、2005 年度から外国語学部のカリキュラムに「特別実習」として組み込み、単位を与えることになった。

「日本語教育海外実習」のほか、海外の大学に留学中の学生が現地の機関で日本語教育に関するボランティア活動や TA を行った場合や、日本国内において地域の日本語学習支援ボランティア活動に参加している場合も、所定の条件を満たしていれば「特別実習」としての 2 単位を認定している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

インターンシップに参加した学生は、総じて社会人としての貴重な経験を積んだことに対する満足感やさらなる職業意識の向上を実感しており、本学のインターンシップ制度はおおむね評価できる。しかし、2007 年度と比較して 2008 年度の参加者が減少したのは、学生への周知度が低かったことが一つの要因として考えられる。

外国語学部のインターンシップ・プログラムに参加した結果、日本語教員を目指すことを決意し、大学院に進学した学生も多く出た。このプログラムは、学生の学習意欲を向上させ、進路に対する関心を深めさせるという点で大きな成果を挙げてきたことも評価できる。

【改善の具体的方策】

学生への周知度が低かったことについては、在学中から実社会を経験することは意義があり、できるだけ多くの学生が参加することが望ましいと考え、ゼミ担当教員が中心となって、学生に制度の意義を理解させ、多くの学生が積極的に参加する様に指導していく。

外国語学部のプログラムは、「『外国語としての日本語』という視点から日本語の運用能力を高めるための教育を実践する」を達成するための 1 つの手段となりうるものであり、今後も積極的に取り組み、発展させていく。

b. 授業形態と単位の関係および単位互換、単位認定等

- 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

- 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学設置基準第28条第2項、第29条)

【現状の説明】

本学では、大学設置基準第21条に定める基準およびその趣旨により、単位計算について、「学則」第34条に次のとおり規定している。

授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。

本学では、国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、大学設置基準第28条から第30条に定める基準およびその趣旨により、「学則」第41条から第44条に規定している。

編入学・転入学および再入学者の入学前の既修得単位認定については、「編入学・転入学及び再入学者の入学前の既修得単位認定内規」に定められており、各学部の単位認定実績は、「大学基礎データ(表5)」のとおりである。

単位互換については、兵庫県下の大学が参画する「大学コンソーシアムひょうご神戸」が2008年まで実施していた「大学洋上セミナー」の参加者に適用した実績のみである。「大学洋上セミナー」2年に1度実施され、夏季休業期間中に、洋上で大学の枠を越えて講義を受け、講義担当大学の単位として認定され、講義担当大学と各大学の単位互換として単位認定される。2008年度においては、4単位科目1科目が開講される。各学部の単位認定実績は、「大学基礎データ(表4)」のとおりである。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

授業科目の単位計算方法および国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、大学設置基準に定める基準およびその趣旨により、「学則」を定め実施しており問題は生じていない。今後も「学則」に則り維持していく。

c. 教育改善への組織的な取り組み

- 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み
(ファカルティ・ディベロップメント(FD)およびその有効性)
- シラバスの作成と活用状況
- 学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本学は、2003年に「教育改善実施(FD)委員会規程」を制定し、全学的な組織としてFD委員会を設置した。FD委員会は、全学のFDに関する基本方針の策定および実施に関することや、FDに関する情報収集、講演会、授業参観および研修会等を企画するなどの調整を行っている。2006年度は「学生による授業評価アンケート」を実施し、集計・分析の上、担当教員による改善方法をまとめた「2006年度教育活動自己評価および研究業績報告書」を刊行し、学内Webに公開した。毎年2回(前期・後期)「学生による授業評価アンケート」を実施することにより、現在は改善・改革を行うシステムが有効的に機能している。各学部のFD活動の取り組みは次のとおりである。

外国語学部では、独自のFD活動として次の講演会を開催した。

1. 2008年12月11日(木) 広島市立大学副学長 青木信之氏
「広島市立大学の英語教育改革」 参加者 11人
2. 2008年12月20日(土) 同志社大学教授 油谷幸利氏
「FLASHによるCALL教材作成法」 参加者 12人

また英語担当者は、授業改善に向けて以下のような取り組みを行い、教育材料・教授方法の共有、共通教科書・文法参考書の選定、e-learningの導入、学習支援サイトの開設などについて活発に取り組み、授業内容の向上に役立てている。

3. 「コミュニケーション・イングリッシュ」

担当者の会議：授業方法、教材、評価方法、学生の状況などについて、定期的に意見交換を行っている。

4. 「アドバンスト・パフォーマンス」

担当者の会議：学生の学力の底上げを目的に、適切な教材の選定、指導法の研究などに取り組んでいる。

法学部では、FD活動として、年度末に法学部の全教員を対象にした教授会におけるFD会議を設けている。具体的には、1年次生の導入科目である「オリエンテーションゼミ」等について、その運用方法を話し合うなど、教育指導方法の改善を促進するために取り組んでいる。

経済情報学部では、FD委員会で所属教員に個人的に行われている教育上の試みについて報告を求め、その結果を教授会に報告し議論している。各教員からの報告結果の中で主な

ものは「小テスト」、「レポート」、「授業の意義を認識させる」、「練習問題」、「相互ディスカッション」である。

また、関連分野の授業科目を担当する教員同士が互いの授業を参観することを実際に行っており、若手教員はベテラン教員の授業方法を参考にし、逆にベテラン教員が若手教員の授業から、学生の目線に立つということを学ぶということが行われている。

さらに経済情報学部においてはいつでも誰でも、希望する教員の授業を参観できることに合意している。これはさらに2008年から全学部に対しても基本的にオープンとしている。

本学のシラバスについては、全学的な規格にしたがって、科目ごとに授業内容、目的、毎回の授業のテーマ、教科書、評価方法等の詳細な項目について記載したものを毎年度作成しており、学生の履修登録、初回の授業の際の全般的説明、授業進捗状況の確認等のために活用している。

学生による授業評価の活用状況については、本学における全学FD委員会が定期的実施している「学生による授業評価アンケート」の結果は、すべて担当する教員にフィードバックされ、それに対して各教員は各授業について改善策を全学FD委員会に提出する。同委員会は、改善策をまとめて「教育活動自己評価（授業改善策）」を作成し、学内Webにおいて公表している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の「学生による授業評価アンケート」について、学生に対するアンケート実施方法は、おおむね適切である。しかし、アンケートの結果に対する教員の対応については、授業評価に対する改善策を一部の教員が提出していないことは、問題である。また、公表された授業評価に対する改善策については、全学的に検証する必要がある。

外国語学部におけるFD活動は、学外から講師を招いての講演会は学ぶ点が多く有意義であったが、開催時間帯の制約から、参加者が必ずしも多くなかったことは問題である。

法学部におけるFD活動は、今後法学部FD会議での検討結果をもとに、法学部教授会において教育指導などFDに関する検討を開始したところであり、定例的に実施されていないという問題がある。

経済情報学部におけるFD活動は、教員が個人的に行っている教育上の試みについて教授会で報告を行い、学部内で意見交換および議論を継続的に行っていることは、評価できる。

なお、各教科についての授業改善が、各教員にのみ任せられている点は改善の必要がある。

【改善の具体的方策】

「学生による授業評価アンケート」の結果に対する教員個々の自己評価・改善策および

全学的な視点に立った評価と改善策については、現行のシステムによるアンケート開始後3年経過したところであり、FD委員会において再検討する必要がある。

外国語学部は、講演会の参加者が少ないことに対しては、広報活動を強化することや、開催時間を教授会終了後に行うことなど工夫を行う。

法学部では、教育指導などFDに関する検討については、今後教授会において定例的に実施していく。具体的には、FD会議が提案している演習形式の授業において学修を活性化するための方法、授業以外で学生に学修に有益な文献を講読させる方法を教授会で検討する。

2. 修士課程の共通の取り組み

a. 授業形態と単位の関係および単位互換、単位認定等

- 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
- 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

【現状の説明】

本学では、大学院設置基準第15条に定める基準およびその趣旨により単位計算については、「大学院学則」第13条に次のとおり規定している。

授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育的効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

本学では、国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、大学院設置基準第15条に定める基準およびその趣旨により、「大学院学則」第20条から第22条の2に規定している。

過去5年間における各研究科の単位認定実績は、入学前の既修得単位認定については、2005年に経済情報研究科1人、2008年に法学研究科、経済情報研究科各1人である。外国の大学院等での学修の単位認定については、言語教育研究科において2008年1人、2009年に1人である。この単位認定は、2007年4月から開始した台湾の国立高雄第一科技大学と

の dual degree プログラムによるものである。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的対策】

授業科目の単位計算方法および国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、大学院設置基準に定める基準およびその趣旨により、「大学院学則」を定め実施しており問題は生じていない。今後も「大学院学則」に則り維持していく。

b. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

- 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・デベロップメント (FD))およびその有効性
- シラバスの作成と活用状況
- 学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本学は、2003年に「教育改善実施 (FD) 委員会規程」を制定し、全学的な組織としてFD委員会を設置した。FD委員会は、全学のFDに関する基本方針の策定および実施に関することや、FDに関する情報収集、講演会、授業参観および研修会等を企画・調整を行っている。

なお、大学院修士課程の「学生による授業評価アンケート」の実施は、各研究科に委ねられている。

シラバスについては、毎年度初めに学生に配付する『大学院履修要項・シラバス』に「授業科目講義要項」を掲載している。2006年度まではこの講義要項に講義内容のみをまとめて記載していたが、2007年度より、授業内容、授業計画、教科書、参考文献・参考資料、評価方法・基準等を記載している。2009年度から全学のシラバスをCD-ROM化し、配付している。(修士課程の3研究科では併せて紙媒体のシラバスも作成・配布している)。

各研究科独自のFD活動の取り組みについては、次のとおりである。

1. 言語教育研究科の取り組み (講演会、ワークショップ、講座)

(1) 2005年度

オーストラリアから多言語教育専門家のLindy Norris博士を招き、研究科全体の教員と大学院学生を対象にワークショップを行った。そのワークショップではインドネシア語という未習言語の学習を通して言語学習ストラテジーを考え、学習者の感じるプレッシャーを実感することができた。

(2) 2006年度

学内の助成金を得て、「言語教育専門家の体験的養成プログラム」という研究課題に取り組み、以下の講座、ワークショップ、講演会を催した。

1. 韓国語講座（未習言語学習体験講座）（2006年7月18日～7月22日）
2. ワークショップ：より良い外国語教育を目指して（2006年11月4日）
3. 講演会：中国語・日本語の音声比較から探る発音教授法（2007年2月10日）

（3）2007年度

他研究科と共催で、「教育学から学習学へ：Teaching, Coaching, Facilitating」というテーマのワークショップを開催した。

2. 法学研究科の取り組み

少人数教育であるため、教員と学生との日常的なコミュニケーションの中で授業についての学生の意見・要求は十分把握できると考え、これまで学生による授業評価を実施してこなかった。しかし、日常的なコミュニケーションだけでは把握できない学生のニーズや不満もありうるので、2007年度から、前期末に無記名の自由記述による「学生による授業評価アンケート」を実施している。

なお、2009年度から「学生による授業評価アンケート」は、後期実施に変更し、前期末には、時間割・カリキュラム、施設・設備、駅前サテライト教室利用など一般的な質問項目からなるアンケートを実施することとした。

3. 経済情報研究科の取り組み

2007年度より本研究科内にFD委員会を設置、学部と連携しながら活動を行っている。その一環として、2007年度より、「学生による授業評価アンケート」を実施している。ただし、大学院学生に対するフィードバック（回答）はなされていない。

2008年度より、大学院執行部およびFD委員会合同で、授業改善や新カリキュラムの検討について月1回の割合で議論を行ってきた。修士論文の中間発表会、コア科目の配置等の教育改善案はその成果である。また、教員による授業参観も一部実施した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

言語教育研究科において、2005年度から2007年度にかけて講演会、ワークショップ、講座を通じてのFD活動を実施してきたことは、効果的な言語教育のあり方を探ることができたことや、大学院学生と教員の協力体制の確立、研究科全体の連帯感の育成につながった点は、評価できる。しかし、これらの活動が、定例的に実施されなかったこと、それ以外のFD活動が行われていないことは、問題である。

法学研究科および経済情報研究科では、「学生による授業評価アンケート」を実施しているが、実施方法について、少人数なため調査における匿名性を保障できないことが問題点として指摘されている。また、学生に対するフィードバックがなされていないのは、アン

ケート結果の活用という点からは不十分であり、何らかの形で授業改善に役立てることが望まれる。

【改善の具体的方策】

言語教育研究科では、教育方法の具体的改善を図るため、FD 研修を行う。具体的には、大学院学生の学習意欲を引き出す新しい手法を教員が学び、活用できるよう、ワークショップを行う。教員の研究活動の紹介を兼ねて小規模の研究会を定例的に大学院学生の参加を求める形で開催し、研究意欲の増強につなげていく。

法学研究科および経済情報研究科では、教員と学生の日常的なコミュニケーションでは把握できない授業の問題点を検証するため引き続き「学生による授業評価アンケート」を実施していく。今後も授業評価の結果を分析しながら、少人数を対象とした授業評価調査がどこまで有効であるのか、大学院学生に対するフィードバックをどのように行うかを具体的に検討する。

第2節 学士課程の教育内容・方法

(1) 外国語学部

◇到達目標

- ①コミュニケーション能力に秀でた人材を養成するため、多文化共生社会を視野に入れた外国語教育を実践する。
- ②世界を舞台に活躍できる人材を育成するため、外国語教育を実践する。
- ③日本と海外をつなぐ人材を育成するため、「外国語としての日本語」という視点から日本語の運用能力を高めるための教育を実践する。

[1]教育課程等

a. 学部・学科等の教育課程

- 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

本学部の教育課程の体系は、英語およびその他の外国語、日本語の運用能力を高めるとともに、将来の進路を見据えた専門性を身につけることを目的とする「専攻専門教育科目」と個別言語の背景をなす文化や思想、言語の構造と機能に対する知識を深めることを目的とする「学部共通専門教育科目」から構成されている。専攻専門教育科目は、年次の進行に合わせて体系的に構成されている。すなわち、1年次は、学修の基礎となる「専修語学群

(語学科目)」、「兼修語学群 (語学科目)」および大学での学修全般への円滑な導入を目ざす「入門群 (入門演習)」、さらに多文化共生社会を実地に体験するための「学外研修 (異文化理解研修)」がその主要な部分を構成する。2 年次には、語学科目の学修を継続するとともに、将来の進路を視野に入れつつ応用的な言語技術の修得を目指すために「文献講読群 (トピック・スタディ)」が加わる。また「入門群」の発展として「演習群 (基礎演習)」が始まる。3・4 年次には、1・2 年次の基礎的教育の上に、将来の進路をより明確にするための「表現研究群 (ワークショップ)」が加わり、「演習群 (演習)」もより高度で専門性の高いものとなる。また、学部共通専門教育科目は学生は各自の興味・関心・希望する進路との関わりの中で「学部共通専門科目」を履修することができる。

本学部の教育課程において、基礎教育はおおむね 2 年次までに開講される科目であり、それらは、語学の実用的基礎を身につけ、また各国文化の基礎知識を修得し、思考・発表訓練を行うことを目的とするものである。具体的には、基礎教育の中核を担う「入門演習」は少人数クラスで行い、大学で学ぶために必要な基本的スキル (講義ノートのとり方、図書館の利用、資料検索の方法、口頭発表の方法、レポートの書き方、外国語学習のためのコンピュータ・リテラシーなど) を扱っている。

「異文化理解研修」は、外国において実際に異文化を体験することを目的とし、現在はシンガポールで行われている。シンガポールは、多文化共生社会のアジアにおける実験地とも言えるからである。

倫理性については、とくに「入門演習」、「基礎演習」と「異文化理解研修」において身につけるよう配慮されている。「共に生きる」ということを学ぶ場が各演習であり、異文化理解研修は多文化共生の実際を体験する機会でもあることから、これらの科目が倫理性涵養の機会として最適であると考えられる。本学部では、日本人学生と外国人留学生がともに学ぶことを実践している。したがって普通の講義科目においても、種々の民族、国籍を持つもの同士が机を並べて学んでいるので、倫理性は日常的に意識され教育されている。

専攻に係る専門の学芸に関して本学部では、基礎教育を担う科目と連続性を持たせながら、学年進行に合わせて、授業科目のレベルを高めていくという方法を取っている。履修学年を指定することで、専門教育の高度化、体系化を実現している。

専攻専門教育科目では、3 年次以降に開講される科目が、応用的な学力、学生の将来の進路を見据えた専門教育の中核を形成する。希望者は「海外短期語学研修」(4 週間程度)を履修することもでき、さらに 1 年間の留学も、交換留学・派遣留学等の制度によって可能である。日本語教育を目指すものは、「日本語教授法」を履修し、その後海外での「特別実習」にも参加できる。

学部専門教育科目は、各外国語 (「外国語としての日本語」も含む) の成立のプロセス、各言語の背景をなす文化や思想、その言語の構造と機能などに対する理解を深めること、

さらに言語一般、言語文化一般について理解を深めることを目的とする。

本学部のカリキュラムは、英語および日本語を中心としたコミュニケーション能力の修得、基礎的な思考能力・表現能力の養成、異文化・多文化共生社会への理解を中心に据えた基礎教育の段階（主として1・2年次）と、高度なコミュニケーション能力と実践的な思考能力・発信能力の涵養、社会や文化に対するいっそう深い理解を目指す専門教育の2つの段階から構成されていることになる。

本学では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、外国語科目、スポーツ、情報処理、総合、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学の8つに区分される科目を配置している。このなかで「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」に対応する科目として、全学共通科目のなかの総合14科目、人文科学15科目、社会科学10科目、自然・環境科学9科目、スポーツ・健康科学6科目があげられる。本学部の専門性に鑑み、外国語科目は専攻専門教育科目に含めている。

外国語科目の編成における本学部の特色は、「多文化共生社会を視野に入れた外国語教育を実践し、コミュニケーション能力に秀でた人材を養成する」を実現するためである。また、本学部における英語科目は、「世界共通語としての英語」ならびに「英語の多様性」に配慮した内容となっている。

本学部では、卒業要件を124単位以上の修得としており、その内訳は、全学共通科目22単位以上、専攻専門教育科目と学部共通教育専門科目合わせて82単位以上である。後者はさらに外国語専攻の場合、専攻専門教育科目62単位以上、日本語専攻の場合、56単位以上、学部共通教育専門科目8単位以上に区分される。各科目区分で必要単位を充足していることを条件にその他20単位については、いずれの区分の科目でも自由に選択できることとしている。学生は、自分の興味・関心・進路に応じて独自の時間割を組み立てることができるという意味で、自由度の高いカリキュラムとなっている。

本学部の基礎教育に関しては、英語科目や「入門演習」において担当教員が絶えず連絡を取り合い、授業の実施に責任を持っている。

教養教育（全学共通科目）の実施・運営は、各学部から選出された2人の委員および外国語科目担当、情報科目担当、教職科目担当からなる全学共通科目実施委員会が行っており、次年度の開講科目・担当教員などについて審議している。

本学部の授業科目における必修・選択の量的配分は、必修の状況は以下のとおりである。

1. 外国語専攻

「専修語学群」の「コミュニケーション・イングリッシュ」（12単位）、および「アドバ

ンスト・パフォーマンス」(8単位)を必修、「兼修語学群」から1か国語(6単位)を選択必修としている。加えて、少人数で実施される「入門演習」、「基礎演習」、「演習」(計16単位)、このほか、1年次に実施する「異文化理解研修」(2単位)を必修としている。他の科目群は、各群所定の単位を選択必修としている。

2. 日本語専攻

日本人学生と外国人留学生に分けて記述する。

(1) 日本人学生

「専修語学群」の英語科目のうち、1年次に配当されている「コミュニケーション・イングリッシュ」(6単位)、「アドバンスト・パフォーマンス」(4単位)に加えて、日本語科目(「日本語文章表現」、「日本語基礎講読」、「日本語口頭表現」、「多文化コミュニケーション」外国人留学生と共通)(計10単位)を必修としている。「兼修語学群」は選択である。外国語専攻と同様、日本語専攻も少人数で実施される「入門演習」、「基礎演習」、「演習」(計16単位)、「異文化理解研修」(2単位)を必修としている。他の科目群は、各群所定の単位を選択必修としている。

(2) 外国人留学生

「専修語学群」では「日本語」(10単位)と日本語科目(「日本語文章表現」、「日本語基礎講読」、「日本語口頭表現」、「多文化コミュニケーション」日本人学生と共通)(計10単位)を必修としている。外国人留学生の場合、英語は「兼修語学群」に含まれ、選択科目となっている。

日本人学生と同様、外国人留学生も少人数で実施される「入門演習」「基礎演習」「演習」(計16単位)を必修としている(「異文化理解研修」は除外)。他の科目群は、各群所定の単位を選択必修としている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

本学部の教育課程の体系性については、「学校教育法第83条」並びに「大学設置基準第19条」で規定している基本条件を満たしており、とくに問題はない。

教養教育については、改組した際に全学共通科目の必要単位数を6単位以上から22単位以上へと増やすことにより、教養科目と専門教育科目のアンバランスが解消した。

また、必修・選択のバランスについては、基礎教育科目に必修科目が多いことは当然であり、その単位数も妥当である。

今後、学年進行に伴い、「学生による授業評価アンケート」や教員の授業実績をもとに、問題点の洗い出し、教育課程の見直しのための検討組織を設置する。

b. カリキュラムにおける高・大の接続

- 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部では、4月の入学式終了後の週末を利用して新入生合宿を実施している。教員や上級生(約30名)が同行し、新入生一人ひとりのさまざまなニーズに対して直接アドバイスや補助を行う。新入生が入学直後に、教員や上級生と寝食をともにすることにより交流を深めることができる。また、新入生にとって勉学への準備と心構えをもつ機会でもあり、今後の学習意欲を高めることができる。

少人数で編成される「入門演習Ⅰ・Ⅱ」(必修)において、講義ノートのとり方、図書館の利用、資料検索の方法、口頭発表の方法、レポートの書き方など大学教育全般への導入教育を行っている。

本学部では、外国人留学生を除くすべての新入生を対象にプレースメントテストとしてTOEIC-Bridgeテストを実施し、そのスコアによって「コミュニケーション・イングリッシュ」および「アドバンスト・パフォーマンス」のクラスを到達度別に編成し、学生の英語力に応じた教育を行っている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

開学以来、実施してきた新入生合宿は、これまでの実績として大学生活の適応力としておおいに役だっている。また、少人数で編成される「入門演習Ⅰ・Ⅱ」(必修)においては、大学教育全般への導入教育を行っていることも評価できる。

従来「コミュニケーション・イングリッシュ」のみを到達度別クラス編成にしていたが、2009年度から「アドバンスト・パフォーマンス」にも到達度別クラスを導入した。その結果、各クラスの到達目標が設定しやすくなるという利点が生じた。前期を終了した段階ではまだその成果は明瞭でないが、今後追跡調査を実施する。

すべての英語科目で到達度別クラスを実施したことで、成績下位者のクラスをどのように運営するかが重要な問題として浮かび上がってきている。現段階では担当者個人の工夫にゆだねられている部分が多い。大学院学生が補助として付いているが、ボランティア的な立場に留まっており、今後は、TAなど学習の支援となる制度を早急に検討する。

c. 開設授業科目における専・兼比率等

- 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

専任教員と兼任教員の割合については、全学共通科目が専任 68.6%、兼任 31.4%。学部共通専門教育科目は、専任 84%、兼任 16%である。

専攻専門教育科目は、表 3-1 のとおりであり、必修科目を配置している「専修語学群」、「入門群」および「演習群」では、すべて専任教員が担当している。ただし、外国人留学生の専修語学群における専任教員・兼任教員の担当比率は、専任 43%、兼任 57%である。

表 3-1 専攻専門教育科目における専任教員・兼任教員の担当比率

	外国語・日本語専攻共通	
	専任	兼任
専修語学群	100%	0%
兼修語学群	75%	25%
文献講読群	76%	24%
入門群	100%	0%
表現研究群	58%	42%
演習群	100%	0%
学外研修群	100%	0%

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

専攻専門教育科目の中心である「専修語学群」、「入門群」および「演習群」を、すべて専任教員が担当しているのは評価できる。また、現状の説明でも述べたとおり、専任教員が担当する授業科目とその割合は、各分野の専兼比率から見て、おおむね問題はない。しかし、外国人留学生の専修語学群で専任の担当率が低いのは、問題である。このことは、日本語教育を専門にする専任教員が 2 人であることに起因している。今後、学部の将来構想と関連付けて日本語教育を専門にする専任教員の増員を図る。

d. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

△社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

本学部には、2008 年度と 2009 年度においては、表 3-2 のとおり外国人留学生が在籍している。出身国別では、中国からの外国人留学生が多数在籍している。

表 3-2 外国語学部在籍学生数の推移

(人)

外国語学部	2008 年度	2009 年度
1 年	8	7
中国	(7)	(4)
韓国	(0)	(1)
マレーシア	(1)	(2)
2 年	14	8
中国	(11)	(7)
マレーシア	(3)	(1)
3 年	15	14
中国	(8)	(11)
韓国	(3)	(0)
マレーシア	(2)	(3)
アメリカ	(1)	(0)
ロシア	(1)	(0)
4 年	20	15
中国	(18)	(8)
韓国	(0)	(3)
マレーシア	(2)	(2)
アメリカ	(0)	(1)
ロシア	(0)	(1)
合計	57	44

※ () は、内数。

本学部では、「a. 学部・学科等の教育課程 47 頁」のとおり外国人留学生用に特別の教育課程を編成している。外国人留学生については、演習担当教員が指導教員となり、学期ごとに行われる面談のみならず、日常的に密に連絡を取る体制となっている。また、外国人留学生が履修する科目を担当する教員は月に 1 回、当該学生の出席状況を国際交流センターに報告し、国際交流センターは、必要に応じ指導を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

教育指導上の配慮については、現状の説明で述べたように、外国人留学生の状況を把握し、個別による指導を行っていることは、評価できる。

一方、授業や月例ミーティングへの出席を怠り、学業面と生活面において問題がある外国人留学生がごく少数ながら見られる。そのような外国人留学生に対しては、学業面と生

活面において誠実に取り組むよう、よりいっそうの指導を行っていく。

[2] 教育方法等

a. 教育効果の測定

- 教育上の効果を測定するための方法の有効性
- 卒業生の進路状況

【現状の説明】

外国語学科に改組してまだ2年目であり、総合的な教育効果を測定するまでには至っていない。しかし、個別の授業科目においては、出席状況、レポートの提出、小テスト、定期試験などにより教育効果を測定している。また、外国語学科のいずれの専攻においても、外国人留学生を除くすべての新生を対象にプレースメントテストとしてTOEIC-Bridgeテストを実施し、そのスコアによって「コミュニケーション・イングリッシュ」および「アドバンスト・パフォーマンス」のクラスを到達度別に編成し、さらに半期毎にTOEIC-IPテストを利用して段階的にクラス編成を行うことによって教育効果を測定する取り組みを行っている。

外国人留学生に対しては、日本語のプレースメントテストを実施し、日本語運用能力に応じたクラス編成を行っている。

卒業生の進路については、卒業生を出していない。以下、参考として改組前の卒業生の進路状況について記す。

2008年度卒業生の進路状況は、次のとおりである。

卸売・小売業	39%
製造業	22%
サービス業	14%
医療・福祉	9%
金融・保険業	6%
その他	10%

具体的には、航空会社、国際物流業、ホテル・観光業、海外にも拠点を置く企業など、本学部の理念・目的に沿った企業に就職している。また、教員、公務員、大学院進学も見られる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

TOEIC-IP テストおよび日本語のプレースメントテストを利用した到達度別クラス編成は、学生の学習意欲を高めるきっかけとなるとともに、各クラスの到達目標が設定しやすくなるという点で評価できる。しかし、その他の外国語については、客観的な教育効果を測定していないことは、課題である。

【改善の具体的方策】

英語については、TOEIC-IP テストのデータの蓄積を継続するとともに、実用英語技能検定など他の指標との相関にも配慮し、より精密な効果測定の方法を検討する。

他の外国語についても各種検定試験を活用し、早急に教育効果の測定の方法を確立する。

b. 成績評価法

- 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

本学部では、原則として各教員が各自シラバスに明示した「評価方法」および「評価基準」にしたがって成績評価を行っている。複数の教員で担当する「入門演習」については、事前に協議し、シラバスを通じて公表した共通の「評価基準」にしたがって成績評価している。「コミュニケーション・イングリッシュ」についても、担当者（7人）が月に1回のペースで会合を持ち、各クラスの動向を勘案しながら、成績評価について検討、見直し、方針の徹底を行っている。「アドバンスト・パフォーマンス」においても、各クラスに共通する「評価基準」を設定する方向で検討を進めている。

履修科目登録の上限は全学的に、1から3年次は半期24単位、4年次は半期30単位と決められている（教職等の資格科目は対象外）。

本学部は、進級要件は設けていない。しかし、「コミュニケーション・イングリッシュ」や「アドバンスト・パフォーマンス」においては、段階的な教育システムをとることによって、学生の質の確保を図っている。

また、1年次から4年次まで「入門演習」、「基礎演習」、「演習」を必修とし、各教員が学生個々の能力を評価しながら指導を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本学部では、成績評価は各教員の裁量に任されているが、「入門演習」および「コミュニケーション・イングリッシュ」については、担当者間において共通理解をもとに調整した成績評価基準を設定していることは、評価できる。「アドバンスト・パフォーマンス」においても成績評価基準を設定する方向で検討を進めているが、今後学年進行に合わせ、各科目群単位でも成績評価の方法を検討する。

c. 履修指導

- 学生に対する履修指導の適切性
- 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

学生に対する履修指導については、各学年とも、常時、履修相談は各指導教員、教務委員が対応する体制を取っている。

1年次では、入学式直後のオリエンテーションを合宿形式で行い、集中的に履修指導を行っている。必修・選択の区分、単位計算の方法など各自が時間割（履修届）を作成するために必須の事項を、「入門演習」担当教員が中心に指導し、学生がスムーズに履修登録が行えるように配慮している。

2年次以降では、学期のはじめに学年別ガイダンスを行い、履修に関する注意事項を周知すると同時に、各指導教員が開講する「基礎演習」や「演習」において履修指導を行っている。

留年者に対する教育上の措置の適切性については、外国語学科は、進級制度をとっていないため、留年者はいない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

各学年とも、常時、履修相談は各指導教員、教務委員が対応する体制を取っており、学生に対する履修指導は、適切に行われている。

また、入学式直後にオリエンテーション合宿を実施し、大学生活に不慣れな入学生に対し、十分な時間を確保し履修指導を行っていることは、評価できる。

d. 授業形態と授業方法の関係

- 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

●多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学部においては、「入門演習」をはじめ、すべての授業科目で少人数クラスを実現しているため、クラス全体の掌握は比較的容易である。

「教科書・チョーク・テープレコーダ」という授業形態が過去のものとなった今、各教員は独自に多様なメディアの活用している。本学部では、語学学習としてLL教室を積極的に活用している。インターネットを利用する授業も増えており、コンピュータ教室を利用する教員も多い。大講義室、中講義室には情報コンセントが設定されており、プロジェクター、教材提示装置をはじめとする教育機器も備えられており、多彩な授業が展開可能になっている。

2008年後期からは、本学部の英語力強化のため、広島市立大学が開発したe-learningシステム「ぎゅっとe」を導入した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

大講義室、中講義室については、授業に必要な機器は備えられているが、既存のシステムに新しい機器を加えてきたものであり、教室によって操作方法が統一されておらず、使用しにくい。LL教室の設備は旧式のままである。小講義室にはテレビとビデオデッキが備えてあるが、DVD教材等に対応できていない。

多様なメディアを活用した授業方法については、組織的な取り組みを行っておらず、教員個々の活用に委ねられている。

【改善の具体的方策】

大学の将来計画と関連づけて、各講義室のインフラ環境の整備を検討する。多様なメディアを活用した授業方法を組織的に取り入れるために、メディア教育をテーマとしたFD活動を実施する。

[3]国内外との教育研究交流

a. 国内外との教育研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学部は、到達目標を達成するため、国際化への対応と国際交流を推進することを基本方針としている。

具体的には、獨協学園の伝統を継承し、本学は現在 12 カ国 25 の大学・教育機関と提携している。本学部はそのネットワークを活用し、1 年次に「異文化理解研修」(必修)、2 年次以降に「海外短期語学研修」、「特別実習」(いずれも選択)というカリキュラムを編成し、到達目標の実現を目指している。「特別実習」の詳細は、「同章第 1 節, a. インターンシップ、ボランティア 38 頁」の日本語教育海外実習 (Japanese Internship Program 略称 JIP) のとおりである。

2009 年 5 月 1 日現在における学生の国際交流の状況について、本学部では、本学が交流協定を締結している大学から 22 人を受け入れ、9 人を派遣している(いずれも 6 ヶ月以上)。受け入れは中華人民共和国が最も多く 15 人、次いで大韓民国 6 人、オーストラリア 1 人である。派遣は、大韓民国に 4 人、中華人民共和国、オーストラリアに各 2 人、ドイツに 1 人となっている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性については、現状の説明で述べたとおり、おおむね問題はない。しかし、学生の国際交流について見れば、派遣する学生が少なく、受け入れ超過となっている。この不均衡状態は改善する必要がある。

【改善の具体的方策】

受け入れ超過となっている不均衡状態を改善するために、学生が海外で学ぶ意欲を持つよう各授業科目で取り組むと同時に、英語圏に派遣する学生が増えるよう学生の英語力の向上に努める。

(2) 法学部

◇到達目標

法律および政治学に関する専門的知識を授けることによって、的確で柔軟な法的判断能力および実際的な問題解決能力をそなえた職業人を育成するという学部の目的を踏まえ、学士課程の教育内容・方法等の到達目標を以下の 2 項目とする。

- ①少人数クラスによる段階的、系統的な教育を実施する。
- ②コース制による専門教育の充実を図る。

[1] 教育課程等

a. 学部・学科等の教育課程

- 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

本学部では、学生の一人ひとりが将来就きたい職業に求められる専門性を身につけられるようコース制を導入している。コースは4つで、それぞれのコースにはその目的に適した専門科目群が設けられており、法律・政治・行政など幅広い分野の中から自由に科目選択ができるように必修科目を極力少なくしている。

本学部の教育課程の体系は、専門教育科目と全学共通科目で構成されている。専門科目教育については、教育目標を実現するために二重の体系、すなわち、(1) 実効的な教育を施すための実質的体系、(2) 的確で柔軟な法的判断能力および実際的な問題解決能力をそなえた職業人の輩出という目的に沿う形で学生の将来の職業に合わせた大枠の体系によって構成されている。

(1) 専門教育における実質的体系

学部教育に実効性を与える実質的体系の特徴として、主に以下の点を上げることができる。

- ア. 新生のときから、4年次まで継続的に少人数クラスによる双方向授業を受けることができる。1年次前期に「オリエンテーションゼミ」を設け、単位の取得方法、学習方法、そのほか大学生活全般についての話を交えながら、専門的な前提知識なしで理解できる簡単な事柄を中心に学習し、4年間の大学生活の備えをする。1年次後期には、「入門ゼミ」を設け、法律学、政治学、自然・人文・社会科学の分野におけ

る入門的な本を講読し、その分野の基礎的な知識や思考方法を身につけるとともに文章の読解力を養成する。2年次（前期・後期）には「基礎演習 A・B」があり、カリキュラム上の科目名称にこだわらないテーマ、例えば、「警察官志望のための基礎演習」等を設けて、そのテーマに関心のある学生に向けた授業を提供する。テーマに特化した内容も盛り込まれているが、全般的に文章を書く能力を養成することが共通の目的である。3、4年次の「演習」では、担当教員の専門分野の中からひとつのテーマを選んで、教員の指導の下、そのテーマについて自分で図書・雑誌等の資料を調べ、他の学生の前で報告し、全員でディスカッションする形式が取られている。調査能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力を鍛えることを目的とする。

イ. 1、2年次に法律学や政治学等のこれまで触れたことのない学生にその基礎を教える講義科目として専門基礎科目が設けられている。文字どおり新入生のための法学部入門講座である「法学部生のための入門基礎講座 A・B」、憲法、民法、刑法の基礎的な重要事項につき、法学検定試験の問題を素材として学べる「法学検定試験演習 A・B・C」、日常のコミュニケーションを出発点として裁判所における法的コミュニケーションの特徴を学ぶ「コミュニケーションと法 A・B」、消費者相手の詐欺商法等の規制について学べる「消費者法」、新聞等で話題となっている政治問題についての話も聞ける「現代の政治 A・B」等、新入生が興味を持って学習し、専門科目の土台となるような科目が用意されている。

ウ. 2～4年次法律学、政治学、人文、社会科学を専門的に勉強するための充実した専門科目を提供している。法律の中心である六法科目や政治学科目はもちろんのこと、「インターネットと法」、「知的財産法」等現代のニーズにこたえる先端科目が用意されている。また、「文化人類学」、「社会史 A・B」等、学生の関心に合わせてさまざまな分野の学際的学習ができる科目が設けられている。さらに「特別講義」では、既設の科目にはないが、その時々に関心の高いユニークな内容の講義が適宜提供される

（2）専門教育における大枠の体系：コース制

学生の将来の職業に合わせた履修コースとして、法科大学院への進学を目指すための「法律特別コース」、国家Ⅱ種や地方上級公務員等の公務員を志望する学生のための「行政、司法コース」、警察官や消防士等の地方公務員を志望する学生のための「地域政策コース」、一般企業に就職することを希望する学生のための「ビジネスコース」の4つのコースがある。各コースにはその目的に適した専門科目群が設けられており、その中から一定の単位を修得することを卒業要件として課している。以下で各コースについて説明する。

ア. 法律特別コース

本コースは、長期的な目標を法律家としての基礎的能力の修得に、短期的な目標を法科大学院への進学に置いている。この目標を達成するため、すべての開講科目を演習形式とし、問題演習または教科書の輪読により基礎学力の確実な向上を期する。

本コースは、原則として入学時において志望した学生を対象としていた。ただし、一般コースの入学者であっても、2年進級時において、転コース試験の結果および1年次の成績を考慮し、教授会の審議を経て転コースを認められる場合があった。しかし、別枠入試で本コースに入学した学生が、その後、法科大学院への進学を希望しなくなり、一般コースへの変更を希望する例が2、3生じたこと、また大学入学後に法科大学院進学的意思を確認し、法律科目の成績などによって適正を見た上で、本コースに所属させるほうが適切であるとの判断から、2009年度から別枠入試を廃止し、2年進級時に試験により選抜する制度に改め、必要なカリキュラム改正を行った。

本コースのカリキュラムは、1年次および2年次には憲法・民法・刑法の基本3科目を開講し、3年次ではこれらに加えて商法、4年次ではさらに民事・刑事訴訟法の演習を開講する。履修モデルとしては、原則としてすべての開講科目が必修となり、5科目の履修が求められる4年次の演習を充実させるため、そのほかのコースと共通する講義科目の履修については3年次までに修了しておくことが求められる。

本コースの大半の学生は、2年次までに法学検定試験3級（大学3年次修了レベル）に合格しており、着実に成果を上げていると思われ、今後も本コースの目的に合致した成果が期待される。

イ. 行政・司法コース

法律学科の中で、政府部門に関心があり、公務員への就職を希望する学生が主に所属するのが本コースである。本コースの特徴は、変化の激しい時代に『自分の頭で考え、資料を集め、仮説を立て、何らかのアクションを少しでも起こして見る』という問題解決的な思考を伝統的な法学教育と結びつけることにある。本コースは、他コース以上に人文・自然科学的教養と法・政治の専門的知見とをプラグマティックに統合することを目指す。

ただ、こうした考え方は、ビジネスコースとの違いを曖昧にしかねない。公務員として活躍しようとする者は、「新公共経営」や「ガバナンス改革」が公共部門の喫緊の課題とされる今日、公法・私法・社会法・政治分野に加えて、社会・経済の大きな変化に敏感でなければならない。行政・司法コースの学生には事象や知識を総合化する能力が求められる。我が国の地方自治体の職員にとっても、程度の差はあれ、この方向性は変わらないであろう。

変化の激しい時代こそ、表面的な華々しさや実務的な便宜に流されてはならない。歴史の教訓に、学生が目を向けるようにしなければならない。こうした教養分野を重視する姿勢から、行政・司法コースでは、憲法・行政法・民法・政治学のみならず、

西洋史・社会史、文化類学、生態学、哲学・倫理学といった、学問の根底を扱う分野にも力を入れている。

ウ. 地域政策コース

本コースは、将来、警察官をはじめ消防吏員等の地域の安全を担う公務員を志望する学生のためのコースである。とりわけ、本学部では、伝統的に警察官志望の学生が多く入学し、入学後もその意思を貫いて、2年次から本コースを選択する学生の教が多いのが現状である。これらの学生のニーズに応えるため、また、公官職公務員に必要なバランス感覚あるリーガルマインドの修得（とりわけ、これらの職務に直結する刑事法領域のリーガルマインドの養成）を目指すことを目的とし、刑事法科目の充実に力点をおいた科目配置を行っている。同時に、公官職公務員として必須の教養を身につけるべく、社会・人文・自然科学にわたる多様な科目も学習できるようにしている。

本コースのカリキュラムについて詳述する。まず、講義科目について述べると、コースの特徴とも言える刑事法科目は、「刑法総論」（4単位、2年次配当）、「刑法各論」（8単位、1年次配当4単位・2年次配当4単位）、「刑事訴訟法」（4単位、3年次配当）、「刑事学」（4単位、2年次配当）の刑事法基本4科目のほか、刑法総論の補充科目にあたる「刑法特論」（2単位、3年次配当）、ネットワーク社会と刑事法の接点を学ぶ「インターネットと法」（2単位、2年次配当）、現職警察官によるリレー講義の「特別刑法」（2単位、3年次配当）を開講、進路を見据えた刑事法教育を行う体制を整えている。これら、刑事法科目に加え、憲法・民法・行政法等の基本法律科目や政治学・地方自治論等の政治科目、文化類学・環境論等の教養系科目をコース指定科目としており、いずれも、将来の進路に適した履修カリキュラムが組めるよう配慮している。とりわけ、警察官採用試験に直結する唯一の専門科目とも言える「刑事学」、警察官になってからの職務に欠かせない「刑事訴訟法」や「刑法各論」は学生の進路を充分把握している専任教員が担当するようにしている。

演習科目についても、1年次後期の「入門ゼミ」から2年次前期の「基礎演習A」、2年次後期の「基礎演習B」、3、4年次の「演習」とそれぞれの科目に警察官志望者のための演習を開講、刑事法の専任教員が演習担当者となり、ゼミの運営にあたっている。このほか、現実と遊離しない刑事法教育の実践を図るべく、演習履修者を中心としたコース選択の学生を対象に、課外ではあるが、刑務所等の刑事施設の参観や刑事裁判の傍聴を行っている。警察官採用試験で課される面接試験の対策として、刑事法専任教員が中心となり、課外において、模擬面接形式の指導を行っていることも大きな特徴の一つである。

本コースは、公務員、とりわけ、警察官志望の学生が、当該採用試験を突破して、将来、リーガルマインドの素養を身につけたバランス感覚ある警察官になるためには最適のカリキュラムを提供している。1年次後期から、警察官志望の学生を刑事法教員

の担当する演習に集め、進路に変更がない限りは、4年次まで持ち上がるという体制をとることによって、警察官志望の学生のモチベーションを維持しつつ、採用試験に向けてのきめ細やかな指導を行えるという利点が見いだせる。

しかし、一方で、例年新入生の半数近くが警察官を将来の進路にする学生がいるにもかかわらず、それらの学生の指導を主として行う専任の刑事法教員が2人である。そのため、当該学生の全員が強く望んでいるにもかかわらず、刑事法教員の演習を履修できる体制になっていない。

エ. ビジネスコース

本コースは、主に民間優良企業を中心とした一般企業への就職を目指すコースである。本コースではとくに、社会の一員として必須のスキルである情報処理能力やコミュニケーション能力等を養成するとともに、企業社会を取り巻く諸事象に対して旺盛な知的好奇心を育むことを目的としている。ここでは、現代ビジネスにおいて必要となる法律知識を身につけることによって、企業法関連領域のリーガルマインドの涵養およびコンプライアンス意識の向上が期待される。

本コースのカリキュラムについて詳述する。講義科目は民法と商法が中核となる。まず、民法では、「法学検定試験演習B(民法)」、「契約法入門」、「家族法」(各2単位、1年次配当)で基礎を学ぶ。その後、「民法総則」(2単位、1年次配当)、「物権A・B」、「債権総論A・B」、「債権各論A」(各2単位、2年次配当)、「債権各論B」(2単位、3年次配当)で財産法を専門的に学習する。

商法は「会社法A・B」(各2単位、2年次配当)をスタートラインとして、「商法総則・商行為法」(2単位、3年次配当)や「手形法・小切手法」(2単位、3年次配当)、「金融商品取引法」(2単位、3年次配当)、「経済法」(2単位、3年次配当)へと、より専門的な学習を進めることとなる。

以上のほか、「国際取引法A・B」(2単位、2年次配当)、「知的財産法」(2単位、2年次配当)、「民事訴訟法A・B」(2単位、3年次配当)、「労働法A・B」(2単位、3年次配当)、「税法」(2単位、3年次配当)、「消費者契約法」(2単位、3年次配当)といった現代ビジネスと密接に関連する重要法規の学習ができるように配慮されている。法律科目以外にも、政治学・国際政治学の政治学科目や社会史・国際社会論の社会学科目、法情報学の情報学科目についても幅広く履修することが可能である。さらに、ビジネスに必要な経済学・経営学・会計学・情報科学等は、他学部開講科目であるが、本学部でも履修できるようにしている。

演習科目については、1年次後期の「入門ゼミ」(2単位)や2年次(前期・後期)の「基礎演習A・B」(2単位)、さらに3、4年次の「演習」(4単位)を、学生がそれぞれ開講されている科目の中から自由に選択することとなっている。したがって、すべての演習科目について同じ専任教員のもとで指導を受けることも、科目ごとに異なる

専任教員のもとで指導を受けることもできる。

次に外国語教育を含む基礎教育および倫理性を培う教育について説明する。

基礎教育として位置づけられる一般教養的授業科目を本学では、全学共通科目として、外国語科目、情報処理科目、スポーツ科目、その他の科目で構成している。

教養教育（全学共通科目）の実施・運営は、各学部から選出された 2 人の委員および外国語科目担当、情報科目担当、教職科目担当からなる全学共通科目実施委員会が行っており、次年度の開講科目・担当教員などについて審議している。

外国語科目として、ドイツ語を 14 科目英語 14 科目、中国語、14 科目、フランス語 10 科目、スペイン語 6 科目、イタリア語 2 科目、韓国語 5 科目、言語文化科目 2 科目、短期研修 2 科目がある。本学部の卒業要件として、ドイツ語、英語、中国語、フランス語、スペイン語、イタリア語、言語文化科目、短期語学研修科目の中から 8 単位以上の取得が必要である。また、18 単位までを卒業要件に含めることができる。

スポーツ科目は、6 科目であり、他に情報処理科目 9 科目、総合科目 14 科目、人文科学 15 科目、社会科学 10 科目自然・環境科学 9 科目スポーツ・健康科学 6 科目がある。これらの教養的基礎科目は、幅広く深い教養および総合的な判断を培い、豊かな人間性の涵養をはかるべく適切に配置されている。

倫理性を培う教育は、全学共通科目として、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」、「日本国憲法」、「法学」が設けられている。専門科目のほとんどは、規範違反の事例を交えて法令の解釈を講義するものであり、適法・違法の問題を論じながら直接・間接に倫理の問題を扱っている。したがって、倫理性を培う教育は、本学部における教育の底流としてその中心に位置している。

教育課程の開設授業科目は、全学共通科目 138 科目、法学部専門教育科目 122 科目（うち 15 科目が法律特別コース用科目）、計 260 科目（法律特別コース以外では 245 科目）である。卒業するためにはこの中から、全学共通科目を 40 単位以上、専門教育科目を 84 単位以上、計 124 単位以上を修得しなければならない。

全学共通科目のうち、7 言語等外国語科目 69 科目 88 単位から 8 単位以上（ドイツ語、英語、中国語の各区分から選択する場合は、1 か国語 8 単位以上を修得することが望ましい）、そのほかの一般教養的科目 69 科目 138 単位から 32 単位以上（うちスポーツ科目 6 科目 8 単位から 2 単位以上、情報処理科目 9 科目 14 単位から 4 単位以上、そのほかの一般教養的科目 54 科目 116 単位から 4 単位以上）を修得することになる。専門教育科目のうち、専門基礎科目を 12 単位以上、専門科目を 72 単位以上修得しなければならない。専門基礎科目 12 単位を超えて修得した単位は、専門科目の単位として卒業要件に含めることができる。法律特別コースでは、専門基礎科目 23 科目 46 単位から「オリエンテーションゼミ」を含めて 12 単位以上（ただし、コース指定科目 8 科目 16 単位から 12 単位以上）を修得し、専門科目 99 科目 200 単位から 72 単位以上（うちコース指定科目 24 科目 48 単位から 28 単位

以上)を修得する。法律特別コース以外のコースでは、専門基礎科目 17 科目 34 単位からオリエンテーションゼミを含めて 12 単位以上、専門科目 90 科目 182 単位から 72 単位以上(うちコース指定科目から 30 単位以上)を修得する。「オリエンテーションゼミ」を必修とし、そのほかは選択必修とされている。「オリエンテーションゼミ」を不合格の場合は、再履修を認めず、他の専門基礎科目を 4 単位履修しなければならない。すなわちこの場合、卒業に必要な単位は 126 単位以上となる。また、演習をまったく履修しない場合、演習にかえて、他の専門科目を 8 単位履修しなければならない。その場合、卒業に必要な単位は 128 単位以上となる。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

専門教育の大枠の体系としての 4 つのコースは、法的判断能力と実際的な問題解決能力をそなえた職業人の輩出という到達目標と整合しており、かつ学生が現実に就く職業および希望する職業に適合しており、体系として適正な分類がなされている。また、専門基礎から専門教育への段階的な積み重ねや、それらを繋ぐ縦糸として 4 年間一貫した少人数教育による法学教育と学生のケアのための方策がとられている点で、学部理念と到達目標に整合した体系であり、この実質的体系そのものは適正である。さらに、これらの体系内における専門(基礎)科目は、学校教育法第 83 条の「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という目的におおむね合致した形で教授されている。

しかし、学生が実際にどのような職にどのような人数比率で就いているか、希望しているかを検証すれば、次のような問題がある。第一に、行政・司法コースは、国家Ⅱ種試験などに合格して国家公務員を目指す学生や、県・市・町の地方公務員を目指す学生のためにあるが、実際にこれらの試験に合格する学生が少ないという問題がある。第二に、入学時に調査したところ、ここ数年、入学時点で警察官を志望する学生が新入生の 4 割程度いて、刑事法関係のゼミの登録者が偏って多くなっており、それらの教員の負担が過多になっているという問題がある。第三に、学生の当初の希望とは別に、現実に一般企業に就職する学生が多数を占めているが、この実態に照らして見ると、ビジネスコースは、一般企業に就職するという間口の広い漠然とした目標しか掲げておらず、特色のある教育・指導という面ではいささか不十分である。

一般教養的授業科目である人文、社会、自然科学、スポーツ等の科目については、その具体的科目編成等について学部として決定することはできないが、学生の教養と総合的判断能力を培うためにおおむねバランスよく科目が配置されており、また必要単位数も適正であると考えられる。また外国語科目についても科目群が充実しており、学生は上限内で自由に選択できる。学生自身の取り組みによっては、さまざまな語学の履修が可能になる。しかし、語学を苦手とする者が、語学の単位不足によって卒業できない事態を回避するために、言語文化科目(講義科目)である「言語と文化」を履修することにより、語学の単位

を取得することが可能となっている。この方策は、語学の学習機会を減らすという結果になっており、今後全学的な問題として、全学的な議論の場で再検討すべき点である。英語が卒業要件として必修となっていないが、公務員試験や就職試験には英語が出題され、また就職先の仕事上英語が必要となる場合もある。これらの試験の際に、さらに就職先の仕事において英語力の不足している学生が苦勞するという問題がある。

開設授業科目、卒業所要単位に占める専門教育的科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分は、おおむね適切と言える。

【改善の具体的方策】

行政・司法コースは、国家Ⅱ種試験などに合格して国家公務員を目指す学生や、県・市・町の地方公務員を目指す学生のためであるが、実際にこれらの試験に合格する学生が少ないという問題に対処するためには、入門ゼミ、基礎演習、演習などのクラスの中に、これらの職を志望する学生に特化したクラスを設けて、それに見合った指導を行うとともに学生同士刺激し合って主体的に勉強する環境を作るということを実行する。

とくに語学の科目で英語を選択しない学生にとって英語の学習機会が少ないという問題については、入学前の通知などの中で将来の就職に際して英語が必要である旨を伝え、英語の選択を促すようにした。2008年度に2009年度の授業編成を教授会で審議した結果、英語を専門とする本学部教員が専門科目の一つとして公務員採用試験を意識した英語の基礎力向上のための科目を設けることを決定した。2010年度より英語を必修8単位にすることとしている。

警察官志望者の数が多く刑事法関係の教員の負担が過多になっているという問題については、さらに刑事法専攻の専任教員を採用し、学生の教育・指導にあたるということが最良の改善方法であると考えられるが、この問題は、本学部の入学者の推移や全学の予算収支バランスに依存しており、それらの動向を見極めた上で、教授会での承認を経て本学部として採用枠要求の決定をしたい。また、将来の志望について学生の比率の適正なバランスを図るため、警察官以外の公務員や優良一般企業への就職などを外部にアピールすることによって、それらの職を希望する入学者の比率を増大させるようにしたい。

ビジネスコースの内容を充実させる必要性については、学生の志望および実際の就職先の業種にある程度、特化した授業を特別講義等に設ける等の対策を検討する。

b. カリキュラムにおける高・大の接続

- 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

「a. 学部・学科等の教育課程 59 頁」において詳述したように、新入生が円滑に高等教育へ移行できるよう専門基礎教育科目を設けている。とりわけ 1 年次の前期に開講される「オリエンテーションゼミ」では、単位の取得方法、学習方法およびそのほか大学生活全般についての話を交えながら、新聞記事などを素材に専門的な知識がなくても理解できる比較的平易な事項を中心に学習させ、学生が年間の大学生活の備えができることを目指している。ゼミは、友人を作るための機会の提供ということも目的としている。さらに 1 年次後期の「入門ゼミ」では、法律・政治学などに関する入門書を精読し、その内容に精通させるという授業を行っている。

法学の専門教育を受ける前提として、さらには公務員採用試験や就職試験を受験する準備として、学生の基礎学力の充実を図る必要から、2008 年度に教授会でカリキュラム改正を審議し、次のとおり 2009 年度から実施することを決定した。①法律条文や判決文の構成、読み方、法律専門用語の意味などを教える「法学部生のための入門基礎講座 A・B」を新設し、②「特別講義」に、主に数学検定の合格を目指した数学の基礎力養成の科目、英語の基礎力の確認・向上のために科目を加えた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、高等教育への移行を円滑に行うための導入教育は適切に行われている。数学や英語の基礎学力の向上のための「特別講義」については、その資質を備えた適任の教員が担当しており、一定の効果が期待されているが、2009 年度に実施したところであり、今後、学生の動向を観察した上、改善が必要と思われる点については改善を行っていく。

c. 開設授業科目における専・兼比率等

- 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

専門教育科目において、専任教員が担当する科目は、前期では、専任教員担当科目は、必修科目が11、選択必修科目が84、全開設授業科目が142である。一方、兼任教員担当科目は、必修科目が0、選択必修科目が12、全開設授業科目が26であり、専任の比率は、必修科目については100%、選択必修科目については87.5%、全開設授業科目については84.5%を維持している。全学共通科目では、専任教員担当科目は、必修が0、選択必修が80、全開設授業科目が96.5である。一方兼任教員担当科目数は、必修が0、選択必修が44、全開設授

業科目57.5である。専任の比率は必修科目については0%、選択必修科目については64.5%、全開設授業科目については62.7%となっている。

後期は、専任教員担当科目は、必修科目が0、選択必修科目が86 全開設科目数が133である。一方兼任教員担当科目は必修科目が0、選択必修科目が6、全開設授業科目が19である。専任の比率は、必修科目については0%、選択必修科目については93.5%、全開設授業科目については87.5%を維持している。

全学共通科目では、専任担当科目数は、必修が0、 選択必修科目が77、全開設授業科目が95.5である。一方兼任担当科目数は、必修科目が0 選択必修科目が41 全開設授業科目が49.5である。専任の比率は必修科目については0%、選択必修科目については65.3%、全開設授業科目については65.9%となっている。

具体的には、演習科目はすべて専任教員が担当し、六法科目については、基本的には専任教員が行うものの、負担の軽減を図るため、兼任教員が担当している。

兼任教員は、専門教育科目については、前期全開設授業科目の 15.5%、後期全開設授業科目の 12.5%、1年通算して全開設授業科目の 14%を担当し、全学共通科目については、前期全開設授業科目の 37.3%、後期全開設授業科目の 34.1%、1年通算して全開設授業科目の 35.7%を担当している。その担当授業については、兼任を依頼する専任教員あるいは専門分野の近い専任教員と当該兼任教員との間で一定の話し合いを持って、学部の意向を伝えることおよび授業に反映させることについての共通理解を図っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

全学的な方針にしたがって、兼任教員の比率を減少させてきており、専任と兼任の比率は、ほぼ適正であると考えている。

兼任教員の授業担当比率および専任教員との意思疎通の在り方の両方について、おおむね適正である。

[2] 教育方法等

a. 教育効果の測定

- 教育上の効果を測定するための方法の有効性
- 卒業生の進路状況

【現状の説明】

本学部では教育上の効果を測定するために、各学生の各学年における単位取得状況、各種の検定試験や資格試験の合否、教学および就職ガイダンスの出欠状況等をデータ化して

管理している。とくに、法学に関する知識の習得状況を客観的に計る指標として「法学検定試験 3 級・4 級」の受験を学生に推奨し、積極性やチャレンジ精神の養成に努めており、実際にも、高い受験率と合格実績とをあげている。

基礎学力の養成ならびに公務員採用試験や就職筆記試験の対策として「数学検定試験 3 級・準 2 級」の受験も推奨している。このような手段によって教育効果をあげることにについては、教員間で合意が確立されている。

各教員はゼミ担当学生の単位取得状況を Semester ごとに把握し、取得状況の悪い学生に個別に面談指導している。講義の際にも、「法学検定」や「数学検定」の受験を推奨する等して、一人でも多くの学生がこれらの検定を受験するように努めている。主に 3 年次生の演習に登録している学生に対して、多くの教員が公務員試験や就職試験の際の面接の準備として法学的思考能力を身につけた社会人にふさわしいコミュニケーション能力の有無を測定し、同時にそれを養うため、模擬面接指導、2 分間スピーチ等を継続的に実施している。

卒業生の進路状況について、特筆すべきは、本学部 4 年次生または卒業生の中からここ数年 20 人程度の大卒警察官の合格者を出している。これらの学生の多くは地域政策コースの学生であり、刑法や刑事訴訟法のゼミに属している。担当教員が警察官志望学生に対して学習面等の相談に応じている。1 次試験合格者に対して模擬面接指導を行っている。警察官以外の公務員では、2005 年度に国家公務員Ⅱ種、2007 年度に自衛隊幹部候補生、社会保険労務士の試験に合格した学生がそれぞれ 1 人いる。2008 年度では、兵庫県西宮市、広島県三原市、佐賀県吉野ヶ里町の事務職員採用試験に合格した学生がそれぞれ 1 人いる。

一般企業への就職率は過去 3 年で上昇し、2007、2008 年度は関西地域の私立大学法学部の平均とほぼ同水準に回復した。業種は、金融、製造、流通等、多岐にわたっている。就職率の高い伸び率の要因は、キャリアセンター主催の就職ガイダンス、企業セミナー等への参加を、教員が演習や講義の際に積極的に学生に働きかけたり、学生に電子メールで案内したため、それらの企画への出席率が高くなったことと、学生の就職意識が高まったことである。

法科大学院への進学については、2008 年度に法律特別コースの 4 年次生が甲南大学、龍谷大学にそれぞれ 1 人合格し、また 3 年次学生 1 人が飛び級入試によって立命館大学、同志社大学に合格した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

数学や就職活動に関する学生の情報が把握され、学生指導に有効に活用されている点、法学検定試験や数学検定試験等の客観的な指標によって学生の学力や行動性向を把握する方式を利用している点等は評価できる。大卒警察官採用試験の合格率が高く維持されている点、そのほかの公務員採用試験でも一定の成果が出てきている点、一般企業への就職率

が上昇してきている点も評価できる。個々の教員がそのための継続的な努力を日常的に行っている点も評価できる。

しかし、教育上の効果や目標達成度を測定するための、統一的な尺度を欠いていることも事実である。現在のところ、法学検定試験の合格率等から、ある学年の全般的な傾向が把握されているにすぎない。一般企業への就職率については、正確な数字を統計的に知ることが可能であるが、就職先の満足度についてもその向上に向けて精査する必要がある。

【改善の具体的方策】

前述の種々の手段は、主として個々の教員の提案と実践から取り組まれたものであり、それを教授会が承認するという形で制度化されてきた。これからもそのような積極的な提案や試験的実行を端緒として、教授会の場でそれを制度的に承認し共通理解を図りながら、実施していきたいと考えている。

各教科の成績（試験の点数）に関する統計的データが一つの教育上の効果の指標となるので、前年度のデータを比較するなどの分析を行っていく。

全学生に対する統一的な尺度とするために法学検定試験の受験率を 100%に近づけるとともに、法学検定試験の成績向上を図ることにより、本人の希望する就職先の確保に繋げることとする。

b. 成績評価法

- 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容によって、その特性を考慮し、学部として必ずしも画一的な方法ないし基準を設定しているわけではない。成績評価については、各担当教員の責任に置いて判断している。各教員の評価方法は、講義と演習によって異なる。講義については、毎回出欠を確認し出席を重視して評価するケース、全く出欠を確認せず定期試験の成績のみで評価するケース、出席状況と定期試験の成績をそれぞれ一定の割合で評価に加算するケース、セメスター中に一度または数度レポートを課してそれを評価の一部に加えるケース、さらに質疑応答を行ってその参加度を評価の一部に加えるケース等、さまざまである。演習については、評価方法はある程度共通しており、出席回数、特定のテーマに関する学生の報告、質疑応答等の参加度やその態様等によって評価している。

個々の科目の具体的な成績評価（優、良、可、不可）についても、各担当教員の責任において判断している。

登録できる履修科目の合計単位数については、授業時間以外に学生が自習する時間を確保するため、各セメスターに登録可能な単位数の上限を設定し、1年次から3年次までは、1セメスターあたり24単位まで、4年次については30単位としている。

本学部では、進級制度は採用していないが、各科目は配当年次が決められており、2年次あるいは3年次にならないと履修できない科目がある。各年次および卒業時における学生の学力は、修得単位数と優・良・可それぞれの数、法学検定等で測られる。ゼミ・演習担当教員は受講生の成績を把握し、個別指導するほか、成績不良の学生については教学委員が呼び出して指導している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

講義については、各担当教員の責任において判断する評価方法が教育的な効果があり、演習については、特定の項目について一定程度の共通性がある方が望ましいと考えることはおおむね妥当である。この種の統一性を図ることについては、各教員の合意を形成することが比較的難しいが、評価方法などを一覽的に公表するなど、さまざまな方法を教授会において検証し議論を行っていく。

個々の科目の成績評価結果は、一定の偏差の範囲内に留まっている。しかし、単位取得が相対的に難しい科目と容易な科目が混在していることも事実である。学生が単位取得の容易な科目を履修し、難しい科目を履修しないという傾向も少なからず見られる。このような傾向が高じれば、本学部学生として必ず履修すべき六法系の講義を学生が避けるという事態も生じかねない。とくに六法系科目は、最低限理解、記憶し、論述できなければその科目を履修したとは言えないという客観的な要求水準があり、そのような要求に応えていない学生に対して安易に単位を認定するわけにはいかない。学生の質の検証・確保をするため、ガイダンスにおける履修指導の徹底を図るとともに担当教員の創意工夫と努力により、学生の到達度を上げるという方策を教授会において検証する。

c. 履修指導

- 学生に対する履修指導の適切性
- 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

本学部では、学生の履修指導を主として次の機会に適宜行っている。①新入生に対するオリエンテーション、②1年次後期以降4年次後期まで Semester ごとに行われる学部ガイダンス、③1年次前期の「オリエンテーションゼミ」以降、3・4年次の「演習」まで、ゼミ形式の授業の中で行われる履修指導、④オフィスアワーを含む教員・学生間の個別面談を通じて行われる履修指導。①、②のガイダンスでは、それぞれの学年や Semester において、学生が履修登録する際に留意すべき事項や、4年間で就職先を決定して卒業するための履修上（単位取得上）の目標等について、過去のデータを紹介しながら詳細に行われている。③については、①、②で行われる履修指導の内容を確認すること等も行われるが、主として単位取得状況が芳しくない学生への指導や公務員試験受験予定者への履修指導、就職活動と単位取得との両立をさせるための履修指導等が行われている。

具体的な指導内容は、例えば、4年次において公務員試験を受験する、あるいは就職活動に専念するために3年次終了までに100単位以上の取得を目標とする、4年次における残単位が多い場合、3年次の後期 Semester の期末試験終了後、すぐに企業の採用試験を受け始めて5月頃までに採用内定を取得して、その後、学業に専念するようにする、等である。

1年次から単位取得状況を把握し、ゼミ担当教員が学生を個別に指導する、教学委員が呼び出して指導する等のシステムが有効に機能しない学生が、さまざまな理由で毎年発生する。本学部は進級について単位取得上の条件を課していないので、そのような学生は4年次終了時点で卒業できず留年することになる。留年者を出さないための方策は、前述のようなゼミ単位による学生指導等を通じて有効に行われているが、それでも留年する学生を卒業させ、就職させるために2007年度から留年者対象の演習を設けた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

各教員と教学委員が個々の学生をきめ細かく指導するという方針は評価できる。これによって学生の単位取得状況が改善されてきたことも評価できる。このような方針は教授会において決定されているが各教員間の取り組みに温度差があるのは問題である。

【改善の具体的方策】

学生の履修指導が、全教員によって同程度の密度をもって実施されるようにし、それによって同時に教学委員の負担を軽減しなければならない。そのためには、例えば、 Semester ごとの学生の履修状況を各ゼミ担当者がチェックする時期に、教授会において担当学生の問題点等を報告、議論する機会を設けていくこととする。

d. 授業形態と授業方法の関係

- 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】

授業形態は、主として講義と演習に大別される。歴史的に大学の法学部は、大教室による授業形態が主流であった。本学部においても、とくに六法系科目の講義では、大講義室において多数の学生に対して講義する機会が多いが、出席学生は 100 人程度である。教員の授業方法は、①教員が指定教科書を使いながら解説、板書し、学生がノートを取るという方法、②板書の代わりにパワーポイントにより作成した視覚教材を見せながら解説する方法、③講義内容の要点を記載したコピー教材を配布し、それをもとに講義するという方法、④コピー教材の随所に設問を用意し、学生との質疑応答を交えながら講義を進めるという方法、等がとられている。これらの方法を部分的に織り交ぜて講義する方法も採られている。

外部講師による授業もある。「特別刑法」は、主として警察官志望の学生向けに、兵庫県警の現役警察官がリレー形式によって、警察実務の実際を講義している。

演習の授業では、少人数の利点を活かして学生に特定のテーマに関する文献の収集をさせ、レジュメを作成させ、報告させる方法が、とくに 3、4 年次の演習では主流となっている。この方法によって、学生が独自の問題意識のもとに研究する能力、他の学生の前でその内容を適切に報告するプレゼンテーションの能力を養っている。1 年次の「オリエンテーションゼミ」では、法学、政治学の基礎的な学修の他に学生の基礎学力向上のために法学検定・数学検定や漢字検定の問題を解かせる、新聞記事を読む、等の教養学習を 15 分程度で行うこともある。1 年次後期の「入門ゼミ」では、主に法学、政治学の導入的な基本的な文献の読解力を養成することを目的としており、2 年次の「基礎演習」では、文章表現力を養うことを一つの目的としている。これらの学習内容は、少人数の利点を活かして頻繁な質疑応答を通じ、個々の学生の理解を確認しながら行われている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

何より学生が理解でき学問的興味を深めるような授業が望ましく、そのために種々の工夫がなされていることは評価できる。しかし、授業方法は、各教員の裁量に委ねられている部分が多く、この裁量は、出席学生の反応や態度、セメスターごとに実施される「学生による授業評価アンケート」の結果等に照らして不断にその妥当性が問われなければならない。「同章第 1 節、c. 教育改善への組織的な取り組み 41 頁」でも述べたように、このような検証と改善のプロセスをさらに充実させる必要がある。具体的な問題として、2 年次の基礎演習において、受講生が多いクラスがある等の事情で文章表現力を養う（学生の

文章を添削する) という趣旨が徹底されていない場合がある。

【改善の具体的方策】

各学年の演習の趣旨(文章読解力「入門ゼミ」、表現力「基礎演習」、コミュニケーションとプレゼンテーション能力「演習」)を全教員に徹底することとする。そのために、基礎演習の受講生の数の適正配分を図りたい。

全学 FD 委員会が決定する授業改善のための種々の方策を積極的に取り入れると同時に、教授会における FD 会議において、各教員がかかえている授業方法の問題点、あるいは成功例等について議論し授業を改善していく現在のあり方をさらに強化し、継続していく。

[3] 国内外との教育研究交流

a. 国内外との教育研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

学生の国際交流に関しては、全学的に国際交流センターが中心となっ行なっている。本学部ではこれまでに学内の留学制度を利用した学生は若干名しかおらず、学部として独自の方針を持ってはいない。

本学は現在 12 カ国 25 の大学・教育機関と提携し、外国人留学生への奨学金制度も整備されている。これまでこの制度を利用した本学部生は若干名しかいない。

一方、外国の研究者を本学に招いて、主として本学部の教員や学生を対象にした学術講演会や研究会を開催することを国際交流の中心に据えている。2002 年度には、趙炳宣博士(演題:「韓国の臓器移植法」)とパオロ・ベッキ教授(演題:「臓器移植——臓器提供に関する法律とその適用をめぐる批判的手掛かり」)の学術講演会、2003 年度には、ボン大学ギンター・ヤコブス教授を招いて「帰属の程度」というテーマで研究会および「刑法は何を、そしていかに保護するのか?」の演題で学術講演会を開催した。2005 年度には、バーゼル大学ハーラルト・マイホルト助手(演題:「団体刑の歴史について」)とフランクフルト大学ウルフリット・ノイマン教授(演題:「法における真実」)の学術講演会、2008 年度には、ドイツ・コンスタンツ大学名誉教授、ヴォルフガング・ハインツ先生を招いて「ドイツにおける少年犯罪」と題する学術講演会を開催した。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

英語能力が高く留学を希望する学生に、留学制度の利用を勧めたい。

本学部では、定期的に学術講演会・研究会を行っているのは評価できるが、共同研究など研究面での国際交流が行われておらず、活性化が必要である。今後も、本学部が海外の研究者を招聘して行う学術講演会・研究会や共同研究プロジェクトを計画するなど、国際交流を推進する。

(3) 経済情報学部

◇到達目標

本学部の「教育目標」として、1) 経済的な考え方の最も重要な部分の修得を確実にすること、2) 情報学の理論・技術の理解を通じての問題解決能力を養成すること、3) 社会人として求められる人間力の涵養を徹底すること、が掲げられている。これらを踏まえ、学士課程の教育内容・方法等の到達目標を以下の2項目とする。

- ①4年間を通じて経済学および情報学についての一貫したカリキュラムを策定、実施するとともに、各年次および卒業時の学生の質を確保するため、各学年における学部および各コースの学生が修得すべき知識・技能を定め、これを身につけさせる。
- ②4年間を通じてゼミ形式の少人数のクラスを設け、きめ細かな学修指導を行う中で、学生に社会人として必要な基礎知識を授けるとともにコミュニケーション能力を向上させる。

[1] 教育課程等

a. 学部・学科等の教育課程

- 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授

業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

- 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

情報化・国際化の進展が著しい現代経済社会の動きに対応するため、経済学・経営学にもとづく実践的知識を柱とし、さらに情報学の基礎的技術にも精通した人材は、今後ますます社会から求められるであろう。こうした社会の要請に応えるため、本学部では、経済学・経営学ならびに情報学を学び、社会・経済の諸現象を的確に分析し、その結果を他者に効果的に伝達しうる情報処理能力ならびにコミュニケーション能力の涵養を教育目標としている。

これらの目標を具体的に実現するため、本学部では、1年次を基礎教育ならびに自身の能力と将来の志望を見極めるための期間、2年次以降を4つの専門コースに従った専門教育期間と位置づけている。

1年次では、2年次からの4コース制に備え、コース入門科目として「経済学入門」、「経済原論」、「経営学入門」、「情報処理概論」、「簿記Ⅰ・Ⅱ」、「数学入門」、「統計学入門」、「情報処理基礎演習」を配置し、基礎知識の充実を図っている。

1年次の前期に、担任制の「入門演習」を履修させ、経済学、情報システム、経営学、会計に関するニュースなど実社会の話題を取り上げて、必要な基礎的素養を身につけさせ、併せて図書館の利用の仕方、レポートの書き方、課題発表の仕方など、本学部学生としての基礎的知識の修得を目指している。2008年におけるカリキュラム検討の結果、2009年度からは共通のテキストを用いて経済にかかわる広い知識を修得させ、1年次後期の「経済原論」につなげることを視野においている。

2年次につなげるように、1年次後期の「基礎演習A」においても前期の「入門演習」と同様の少人数の授業を行う。

2年次からは、各自の志望に応じて「経済コース」、「情報システムコース」、「経営コース」、「会計コース」のいずれかに所属させる。

2年次前期に「基礎演習B」を設け、2年次後期のゼミにつなげている。

2年次後期から4年次まで継続してゼミ教育を行い、その集大成として卒業論文の作成を課す。このように、1年次から4年次まで「入門演習」、「基礎演習」および「ゼミ」により、少人数の担任制で、きめ細かな学習指導を実現していることが本学部の特徴である。以下、各コースの概要を記す。

1. 経済コース

経済学の理論の基軸は、消費者と企業の行動を考える「ミクロ経済学」と国民生活全体の動きを学ぶ「マクロ経済学」である。これらをベースにして、その応用科目と

しての「国際経済学Ⅰ・Ⅱ」、「金融論Ⅰ・Ⅱ」など体系的に配置している。

2. 情報システムコース

情報システムを設計・運用できうる人材を養成することを主たる目的とし、コア科目「プログラミング」、「情報システム論」、「情報ネットワーク基礎論」により技術的側面から情報システムの全体像を体系的に把握し、さらにデータベース、画像処理などの専門的な知識および技能を修得することを目標とする。

3. 経営コース

経営学は企業という経済的組織を研究対象とする学問である。経営学の基礎を学ぶ「経営学総論」、企業の対市場行動を学ぶ「マーケティング論」を基軸に、「ビジネス・マネジメント」、「e ビジネス論」等の科目を体系的に配置している。企業における諸経営問題の解決法を具体的に理解できる「経営戦略論」、日本経済を牽引する IT 産業の実態を学ぶ「情報産業論」等も配置し、情報社会で活躍する「自律的企業人」育成のニーズに十分応えられるカリキュラムを用意している。

4. 会計コース

本コースは経営資源のなかの「カネ（金）」に関する分野について、主として会計を中心に展開するが、関連分野は幅広く、経営学、経済学その他、企業法などの法学にも及んでいる。「簿記Ⅰ・Ⅱ」で学んだ会計の基礎知識をもとに、「財務会計論」および「管理会計論」をコア科目とし、さらに公認会計士や税理士などの国家試験を意識したコース専門科目を配置している。

専門教育科目の「専門基礎教育科目」には、学部の各コースの基礎となる科目が設置されているが、「数学入門」では専門教育科目を学ぶ上で必要とされる数学を学習させている。「情報処理基礎演習」ではパソコンによる文書処理、表計算、ホームページなどの情報処理の基礎を学ばせ、「入門演習」では情報収集の仕方、レポートの書き方、プレゼンテーションの仕方などの指導も行っている。

また、数学に関しては、正課以外として「数学検定試験対策講座」を設けて、2006年度より希望する学生を指導している。この検定試験に関して、2007年2月17日実施では受験15人のうち8人、2007年7月15日実施では受験17人中4人、2008年2月16日実施では受験9人中4人、2008年7月5日実施では受験46人中30人、2009年7月11日実施では受験69人中44人がそれぞれ合格している。

倫理性を培う教育については、「全学共通科目」の中の人文科学に「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を配置している。「専門教育科目」の授業では、取り上げるのがふさわしい科目において、意識して教育内容に倫理性を盛り込むよう各教員に確認している。例えば、「経済情報特殊講義」において、経済活動の結果生じた自然環境汚染ならびに健康被害について講じ、経済活動にかかわる倫理性を喚起している。また、情報処理科目の教育のなかで、情報通信の際の他者のプライバシーを侵害する行為や一方的な迷惑メールな

ど情報技術の利用の場面で生じる最低限のエチケットは必ず守るよう指導している。

「専攻に係る専門の学芸」に関しては、本学部ではカリキュラムを構成する科目体系の観点から、学生の興味を受け止め、また学生の勉学の便宜上、「経済」、「経営」、「情報システム」、「会計」の4コースを設定し、2年次からはいずれかのコースを選択させ、各コースに即したカリキュラムを受講させている。

1年次においては以下の学部共通の科目を設け、これら共通科目を受講させ、学部で行われる教育がどういうものであるかを概観させている。

①「専門基礎教育科目」(すべて必修)

「入門演習」、「基礎演習A・B」、「経済学入門」、「経済原論」、「経営学入門」、「情報処理概論」、「簿記I・II」、「数学入門」、「統計学入門」、「情報処理基礎演習」

②「コース専門基礎教育科目」(いずれも選択)

(法律群)「民法I・II」、「インターネットと法」、「経済法I・II」

(数学群)「基礎数学」、「情報数学」、「統計学」、「統計解析演習」

(情報群)「情報処理基礎演習A・B」、「プレゼンテーション」、「プログラミング入門」

③「コース専門教育科目」(いずれも選択)

コースの必修科目や卒業に必要とされる単位の制約はあるが、2年次以降のコースを選択してからも、所属コースにこだわらずに学生の興味によりコースを越えて学部が提供する学科目を広く履修することが可能である。とはいえ、本学部におけるコースは互いにかなり独自性を有し学科に近い性質を有している。

以上のことを前提とした上で以下に各コースについて記述する。

1. 経済コース

経済学の中心的構成要素は、理論、歴史、政策、それに国際である。経済コースを選ぶ学生は、ゼミナールではその内の特定のものを深く学ぶことになるが、しかし、この四つの分野を広く、バランスよく学ぶことを推進している。

なお、経済学の学習の動機づけとして「経済学検定試験対策の勉強会」を開き、学生に「経済学検定試験」の受験を薦めている。その合格者数は以下のとおりである。

表 3-3 経済学検定試験合格者数 (人)

	Aクラス	Bクラス	Cクラス	Dクラス
2007 前期・後期	1	5	14	4
2008 前期・後期	0	4	17	1
2009 前期	0	1	8	1

2. 情報システムコース

「情報処理基礎演習」においては、1年次に集中的にコンピュータリテラシ教育を行い、2年次以降は、プログラミング、プレゼンテーションを中心として、マルチメディア、シミュレーションの授業を行っている。情報システムを理解する上で重要な「プログラミング」、「情報システム論Ⅰ」、「情報ネットワーク基礎論」をコア科目と位置づけ必修としている。また、「データベース」、「マルチメディアⅠ・Ⅱ」、「応用プログラミング」、「ネットワーク設計論Ⅰ・Ⅱ」等のより専門性の高い科目を配置している。

なお、コンピュータについての学習の動機づけの一つとして、「パソコン検定」受験講座を開いている。2007年度において「パソコン検定」準2級に11人、3級に7人、2008年4月には「初級アドミニストレータ」に1人、2008年12月には「パソコン検定」3級に1人が合格している。

3. 経営コース

1年次では、専門基礎教育科目である「経営学入門」によって、経営学の基礎的知識を身につけさせる。「経営学総論」との違いを出すために、会社の作り方や起業の必要条件についても説明している。2年次には、経営理論を確立するため「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」および「マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」をコア科目と位置づけ必修としている。経営や組織にまつわる知識全般については「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」で学ぶ。なお、本学部の学生の就職先での配属部署は営業・販売が多いことを鑑み、「マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」を必修としている。

3年次以降は、2年次までに修得した経営学に関する基礎理論を踏まえて、経営と情報処理を結びつける専門分野に関する知識を修得できるように、「情報産業論」、「ビジネス・マネジメント」、「ビジネス・シミュレーションⅠ・Ⅱ」を開講している。

4. 会計コース

本コースのカリキュラムは、「簿記」、「財務会計論」、「管理会計論」、「税務会計論」、「原価計算論」、「監査論」など、「公認会計士・税理士」などいわゆる会計専門職業人の資格を得るための国家試験に関連した科目を学習することができるのが特徴である。

1年次において、専門基礎教育科目である「簿記Ⅰ・Ⅱ」により会計学の基礎を身につける。2年次には、「財務会計論Ⅰ・Ⅱ」および「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」により、会計理論の基礎を固めるため、会計コースの必修科目としている。また、「企業法Ⅰ・Ⅱ」や「経営分析論」など、企業に関する法律知識や経済情報の分析能力等を習得するのに有用な科目も開講している。

3年次以降は、2年次までに習得した財務・会計に関する基礎理論を踏まえて、税務会計、国際会計、監査などの各専門分野に関する知識を修得できるように、「税務会計論Ⅰ・Ⅱ」、「国際会計論」、および「監査論」等を開講している。

簿記の資格に関心を持った学生に対し、資格取得を支援するため「会計工房」を設置し、本学部の会計担当の教員が日商簿記受験講座として講義・解説を行っている。この会計工房は、本学部以外の学部にも所属する学生に対しても門戸を開いており、他学部の学生も参加している。2007年度の日商簿記試験において、3級に3人、2級に2人、2008年6月には2級に2人、3級に1人、2008年11月には2級に1人、2009年2月には2級に1人が合格した。

一般教養的授業科目としては「全学共通科目」の中で、外国語科目、スポーツ科目、全学共通科目を配置している。このなかで「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」に対応する科目として、全学共通科目のなかの総合16科目、人文科学16科目、社会科学10科目、自然・環境科学8科目、スポーツ・健康科学6科目があげられる。

本学部の「外国語科目」としてドイツ語、英語、中国語から1か国語を選択し、8単位以上を修得しなければならないと規定している。また、フランス語、スペイン語、イタリア語、韓国語、言語文化、海外短期語学研修から履修し単位を修得すれば、卒業要件に含めることができる。本学部の「コース専門教育科目」のなかで、「英書講読Ⅰ・Ⅱ」を設置し、専門英語に馴染み親しむよう配慮している。

本学部の教育課程モデルで、卒業に必要な単位は124単位以上と規定している。このうち専門教育科目は90単位以上で、この内訳は専門基礎教育科目24単位、学部共通専門科目8単位、コース専門教育科目50単位以上、専門演習8単位、これに加えて全学共通科目34単位以上としている。

教養教育（全学共通科目）の実施・運営は、各学部から選出された2人の委員および外国語科目担当、情報科目担当、教職科目担当からなる全学共通科目実施委員会が行っており、次年度の開講科目・担当教員などについて審議している。最終的な責任は学部教授会が負うが、実際に対処しているのは学部の教務委員会である。この学部の教務委員会は、基礎教育だけではなく、全学的組織である教学委員会の委員を兼ねており、カリキュラム全般の実施運営に対して管理・監督責任を負っている。問題が発生すれば、その都度、適宜、教務委員会から教授会に文書などを通じて教員に適切な指示を出している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部の教育課程の体系性については、「学校教育法第83条」並びに「大学設置基準第19条」で規定している基本条件を満たしており、とくに問題はない。

基礎教育については開学以来適宜改正を繰り返し行ってきて、従来の枠組みのなかでは

整理されたものとするが、近年の入学学生の基礎学力の低下や向学心の希薄さに対処するための方策が新たに必要とされるようになった。

専門教育科目において体系的には問題ないが、一部の学生において学習内容の理解不足および一部の科目間の連携不足が見られることは、問題である。

【改善の具体的方策】

基礎教育については、1年次前期に「入門演習」、1年次後期に「基礎演習 A」、2年次前期に「基礎演習 B」を配置し、いずれも少人数教育の中で、学生の学力の向上や向学心の高揚を図る。

学生の理解不足の問題については、一部数学などのリメディアル教育を実施している。今後、基礎学力の支援などについては、「学習支援センター（仮称）」と連携しながら改善を図る。科目間の連携については、学部教務委員会において各科目の講義内容を再確認し、連携が不十分と思われる科目については、担当教員間で連携を図るよう指示していく。

b. カリキュラムにおける高・大の接続

●学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部では、大学での学修全般への円滑な導入を目指し1年次前期に10人程度の少人数で行う「入門演習」、1年次後期に「基礎演習 A」を設けている。また、専門教育に対する導入を目的に1年次の必修科目（専門基礎教育科目）として、「経済学入門」、「経営学入門」「情報処理概論」、「簿記 I・II」を開講し、高等教育への橋渡しを行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

1年次前期、1年次後期にそれぞれ少人数クラスを設けて、新入生に対処していることは評価できるが、近年の新入生の基礎学力不足、ならびに学習意欲の希薄さに対しては、さらなる対応策を講じる必要がある。

【改善の具体的方策】

基礎学力不足、ならびに学習意欲の希薄な新入生に対しては、クラス分けにより能力に応じた授業にする、補習授業を組む、授業をより分かりやすく工夫する、さらに少人数クラスの授業を設ける、など考えられる限りの方策を講じていく。

c. 開設授業科目における専・兼比率等

- 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

2008 年度以降は、授業科目のうち、全学共通科目については全学共通科目実施委員会が科目の設置・廃止から担当者の選定まで全般にわたり運営している。一方、専門教育科目は、学部共通専門教育科目の中の法学群の 7 科目についてのみ本学部と法務研究科に兼担を依頼している以外は、すべて学部教員 23 人および学部採用の兼任講師 11 人で担当している。

現在、2007 年度までの 2 学科カリキュラムと 2008 年度の 1 学科カリキュラム、2009 年度からの新カリキュラムの異なったカリキュラムの学生が在籍している。これらの学生を対象とした担当授業科目数は、前・後期合わせて、2008 年度においては 267 科目で、このうち兼任講師は 36 科目であり、2009 年度においては 273 科目で、兼任講師の担当は 39 科目であり、兼任講師への依存は低く押さえられている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたように、開設授業科目における専任教員と兼任教員の比率は、適切である。今後も、この状況を維持する。

d. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

△社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

本学部には、2008 年度と 2009 年度においては、表 3-4 のとおり外国人留学生が在籍している。出身国別では、中国からの外国人留学生が多数在籍している。また現在本学部に交換留学生は在籍しておらず、全員、外国人留学生選抜試験に合格し入学した学生である。

表 3-4 経済情報学部在籍学生数の推移 (人)

経済情報学部	2008 年度	2009 年度
1 年	12	12
中国	(12)	(10)

	韓国	(0)	(1)
	ベトナム	(0)	(1)
2年		10	11
	中国	(7)	(11)
	韓国	(0)	(0)
	ベトナム	(3)	(0)
3年		7	9
	中国	(5)	(7)
	韓国	(1)	(0)
	アフガニスタン	(1)	(0)
	ベトナム	(0)	(2)
4年		20	6
	中国	(16)	(5)
	韓国	(1)	(1)
	ベトナム	(1)	(0)
	イギリス	(1)	(0)
	合計	49	38

※ () は、内数。

外国人留学生の選抜試験は、筆記試験（日本語、小論文など）と面接を課しており、双方の成績を考慮し教授会で入学者を決定している。

本学部では、外国人留学生用に特別の教育課程を編成していない。

教育指導上の配慮については、国際交流センターで行う月 1 回の月例ミーティングへの出席を全員に義務づけ、在籍確認を行っている。出席率の低い外国人留学生に対しては、個別に連絡し注意および指導を行っている。1年に3回程度、個人面談を行っている。1回目（6月～7月）の面談は全員に対して行い、2回目（10月～11月）の面談は月例ミーティングや授業への出席率が低いなど前期中に問題が見られた外国人留学生に対し行っている。3回目の面談は、前期中あるいは後期中に問題が見られた者を対象としている。個人面談は、学業面については本学部教員、生活面については国際交流センター長と同センター職員の立ち会いのもと行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部では、外国人留学生用に特別の教育課程を編成していないことが、課題となっている。

教育指導上の配慮については、現状の説明で述べたように、きめ細やかな指導を行っていることは、評価できる。

一方、授業や月例ミーティングへの出席を怠り、学業面と生活面において不真面目な外国人留学生がごく少数見られるのは、問題である。

【改善の具体的方策】

2010年度に向けて、外国人留学生に対する特別の教育課程を編成するため検討する。

さらに、外国人留学生が学業面と生活面において誠実に取り組むよう、よりいっそうの指導を行っていく。

[2] 教育方法等

a. 教育効果の測定

- 教育上の効果を測定するための方法の有効性
- 卒業生の進路状況

【現状の説明】

教育上の効果を測定するための方法の有効性については、以下に記すような方法を適宜講じている。

1. 「出席カード」

出席することを促すために出席カードを配付し、成績評価に利用している。

2. 「小テスト」

講義が理解できているかを確認するために、授業の終わりに小テストを実施し、次の講義でその小テストの解説をしている。

3. 「ディベート」

議論をとおしてコミュニケーション能力の向上に役立てるため、いくつかのゼミが合同で、ゼミ対抗のディベートを行っている。テーマの選定からディベートの準備まですべて学生が担当している。

4. 「レポート発表」

自分の意見をまとめる力やプレゼンテーション能力を養うため、最近のビジネス雑誌を学生に読ませ、それについて学生にA4用紙1枚に意見を書かせ、それを発表させるようにしている。

5. 「卒業論文の中間発表会」

2008年度から、「卒業論文の中間発表会」を開いている。

以上のほか、「数学検定」、「パソコン検定」、「経済学検定」、「簿記検定」などの外部の試験を利用して教育効果を測定する取り組みを行っている。

本学部の卒業生の進路は、年度によって変動はあるが、卸売・小売業、製造業、情報通信業、サービス業、金融・保険業の順となっている。公務員、大学院進学は少数である。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、授業担当者が個別に行っているさまざまな方法は、その効果を定量的に測定するまでには至っていないがおおむね適切である。経験則的には教育効果を上げ、かつその効果を直接感じ取ることができるものであり、今後も継続して実施していく。

卒業生の進路状況を検討することは、在学中の教育の効果を把握することにつながると思われるが、この点について学部の取り組みがようやく始まったという状況である。

学部として卒業生の卒業後の業種に加え職種についても出来る限り詳細に把握することによって、教育にフィードバックしていかなければならない。そのためにはキャリアセンターのみならず、各ゼミの教員が卒業生との関係を持ってデータを収集し、それを学部の就職委員会を中心として整理・検討し、各年次および卒業時の学生の質の検証へフィードバックしていくなどの措置を講じていく。

b. 成績評価法

- 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

成績評価として、「学則」第 38 条で「各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の 4 種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。」と規定している。

成績の評価の条件として、「学則」第 39 条で「授業時間の 3 分の 2 以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。」と規定されている。

全科目の成績評価法と成績評価基準は毎年全学生に「シラバス」を配付し、示している。科目によっては、定期試験の他に、授業への出席状況や授業時間内の小テスト、レポートの提出状況を加味する場合もあるが、これらの情報もシラバスに記載されている。

本学部の教員はシラバスに記された基準に加え、各担当科目の前期・後期試験についての具体的な成績判断の詳細を学部長に報告し、学部長が全教員のデータを一括して把握す

るようにしている。

なお、学生が成績に疑問を抱いた場合は、一定期間内に担当教員へ異議申し立てを行うことができる。

学生の主体的学修を促し、単位制度の実質化を図る観点から、履修科目登録の上限を設定している。1年次から3年次については、1学期24単位(1年間で48単位)、4年次については、1学期30単位(1年間で60単位)と規定している。

進級については、「学則」第51条、卒業については同第52条に規定している。本学部においては、専門基礎教育科目として、「入門演習」、「基礎演習A・B」、「経済学入門」、「経済原論」、「経営学入門」、「情報処理概論」、「簿記Ⅰ・Ⅱ」、「数学入門」、「統計学入門」、「情報処理基礎演習」を必修としている。

4つの各コースにおいてそれぞれ必修科目（「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」、「プログラミング」「情報システム論Ⅰ」、「情報ネットワーク基礎論」、「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ・Ⅱ」、「財務会計論Ⅰ・Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」）を設け、また、「ゼミⅠ」、「ゼミⅡ」、「ゼミⅢ」を必修とし、「ゼミⅢ」では「卒業論文」の提出を義務付け、そこで各教員が個々の学生の能力を評価しながら指導している。

また、「a. 教育効果の測定 84頁」において記述したように、各教員のさまざまな工夫によって個々の学生への働きかけと学生の能力の把握が進められ、各コースにおける各種の「検定試験」への参加を推進し、一定の質の確保を目指している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

現状の説明で述べたように、さまざまな方法や手段を講じているにもかかわらず、授業を理解しにくい学生が相当数存在し、その結果4年間で卒業できないという事態も生じている。このことは、一方で厳密な単位認定を行っていることから、一定の基準に達した学生だけを卒業させているとも考えられる。

学部ならびに各コースの教育の体制は整いつつあるが、その結果として得られる学生の質の評価ならびに卒業後の進路との関連についての検討も十分ではない。

【改善の具体的方策】

一定の基準に達しない場合には単位を与えないというだけでは問題は解決しない状況に立ち至っている。この状況を打開すべく、学部所属の教員は、「a. 教育効果の測定 84頁」で記したような方策を講じているが、まだ十分ではない。カリキュラムや教育方法と学生との齟齬をどのようにして埋めていくべきかについて今後も引き続き改善を推し進めていく。

2008年において、学部カリキュラム検討委員会は、学部ならびに各コースの各年度にお

いて学生が習得すべき知識、スキルを検討し、これを明示し、全教員はこれを念頭において教育にあたることとした。

次に学部カリキュラム検討委員会で検討した教育プログラム案を示す。

姫路獨協大学経済情報学部オリジナル教育プログラム案
(経済情報学部カリキュラム検討委員会)

中学・高等学校の教育内容で社会人として必要な事を大学1年次から再教育する。経済情報学部で人間力を育成し、自信を持って3年次後期の就職活動を遂行できる！

経済情報学部のモットー：「経済情報学部に入学したら、4年間の体系的プログラムで君は必ずブレイクスルー（飛躍）できる！」

姫路獨協大学経済情報学部の学生が4年間で最低限身につけるべき事

1年次に、高等学校の「政治経済」（山川出版社）の教科書の後半部分（経済の箇所）を輪読し、国語力を身につけ、現代社会の仕組みを学ぶ。

- ・数学は、能力別にクラス分けを行って学生の能力に応じて懇切丁寧に指導する。
- ・数学は、1年次後期までに、最低限、数学検定3級取得する事を目標とする。
- ・「英語の授業（4単位）」必修＋「英語またはその他の外国語の授業（4単位）」選択必修。
- ・英語は、能力別にクラス分け（初級クラスと中級クラス）を行って学生の能力に応じて懇切丁寧に指導する。
- ・英語初級クラスでは、基礎的な英文法を習得し、辞書さえあれば英文を正確に読めるようになる事を目標とする。2年次後期までに英検3級を取得する。
- ・英語中級クラスでは、基礎的な英文法を復習した上で、英文読解（読む）、リスニング（聴く）、英作文（書く）、スピーキング（話す）の4つをバランスよく習得する。
- ・1年次から4年次まで少人数制の丁寧な個別指導。
- ・メディア工房、会計工房は、自主的勉強会サークルであり、学生仲間同士がキャリアアップを目指して励まし合い、教員は資格取得を徹底サポート。
- ・情報処理概論、情報処理基礎演習は、パソコン検定3級程度のレベルを想定している。

表 3-5

4年次後期	4年間の学習の集大成として、卒業論文（必修）を完成させる。 卒業論文発表会（プレゼンテーション能力を身につける）。
4年次前期	卒業論文の研究テーマについて、資料収集、調査、分析する。
3年次後期	卒業論文のテーマを決める。 就職活動。
3年次前期	世の中のさまざまな職業を知り、自分に適した職業を探す。 希望する職業が決まったら、それに必要な能力を身につける。
2年次後期	英検3級資格取得。 パソコン検定3級資格取得。
2年次前期	「基礎演習B」は各教員がテーマを設定し、学生に選択させる。 SPI 一般常識。
1年次後期	数学検定3級資格所得。「基礎演習A」の内容。 案1) SPIのみ 案2) 選択授業+SPI 案3) 「政治経済」の継続
1年次前期	高等学校の「政治経済」の教科書を読んで、現代社会の仕組みを学ぶ。（理解度確認テスト（共通）を前期終了時に行う。）

コース別のモデルプラン

		経済コース・モデルプラン	情報コース・モデルプラン
4年次 後期	4年次 前期	経済問題(研究テーマ)に対して、経済分析(理論分析・応用分析)を行い、分析結果をまとめ、考察し、問題解決法を探る。	・各自が問題意識を持って、調査・研究を行い卒業論文を作成する。 ・ITパスポート試験 ・2年次の各種分野の基礎の上に応用技術の習得を目指す。 ネットワークの仕組みの理解、構築 データベースの構成・操作 応用プログラミング サーバ・クライアントシステムの理解 ・パソコン検定準2級 ネットワークの基礎(プロトコルの階層構造、PCの接続法) 情報システムの基礎(プログラムでPCを操作する) プログラミングの基礎(C言語)を理解 プレゼンテーション手法の理解 ・パソコン検定3級
		経済学的思考力を習得する。	
		経済問題(研究テーマ)を1つ取り上げ、資料収集、調査を行い、経済分析(ミクロ経済分析・マクロ経済分析・その応用分野の分析・実証分析)を行う。	
		経済学の様々な応用科目を学ぶ。 EREミクロ・マクロ、Bランク取得目標。 計量経済学(実証分析方法)を習得する。 様々な経済問題の中から自分が興味を持つトピックを1つ決める。	
		経済学の様々な応用科目を学ぶ。	
		様々な経済問題を理解する。	
3年次 後期	3年次 前期	経済学の基礎科目であるマクロ経済学を習得する。 統計学を習得する。	
2年次 後期	2年次 前期	経済学の基礎科目であるミクロ経済学を習得する。	
4年次	3年次	経営コース内の科目間の連関を理解し、各科目間で得た知識を統合できる ・自ら経営問題を見出し、定性的・定量的分析を行うことができる。 ・その結果をまとめ、考察し、問題解決法を探るとともに、他者に対して説得的に説明することができる。	2年次・3年次を通して習得した会計理論の知識を活用して、現在の会計問題に対して考察した結果を卒業論文としてまとめること。
		・2年次で習得した基礎知識・概念を踏まえ、ケース分析を行える(「何故当該企業の業績が良いのか(悪いのか)」「どのような戦略、組織、事業システムをとっているのか」等)。 ・特定企業の歴史を知っている。	2年次で習得した会計理論の基礎知識を踏まえ、国際会計や監査、税務会計などの各論について学習し、現在の会計問題について理解すること。 簿記検定3級取得
		・企業形態・組織、経営戦略、マーケティングに関する基礎知識・概念の習得(経営コース指定キーワード集)。 ・現実にある様々な企業(大企業、地域企業)を知っている。	財務会計論や管理会計論といった会計理論の基礎知識を習得し、各論を理解するための土台を築くこと。
2年次			

c. 履修指導

- 学生に対する履修指導の適切性
- 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

前期授業開始前の「新入生オリエンテーション」および「在學生ガイダンス」で、学生に対し履修登録上の注意点を説明している。新入生に対しては、「入門演習」において、初回から欠席した学生の調査、2回以上連続して欠席した学生に対して電話で出席を促すなどのケアを担当教員が責任を持って行っている。「新入学生に対する履修指導の手引き」を全教員に配付し、新入学生の履修の指導を徹底している。また、学生はオフィスアワーを利用して履修指導を直接受けることができる。本学部においては、1年次前期に10人程度の少人数で行う「入門演習」により、大学教育に不安を持っている学生に教員が目を配り、高等教育へ円滑に移行・適応できるようにフォローしている。しかしながら、入学後の気の緩み、アルバイトを理由として、「入門演習」の単位を落とす学生が、留年者となるケースが見られるため、再履修者を集めた再履修クラスを設けている。

留年者に対する教育上の配慮として、ゼミの担当教員がケアに当たることとしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

例年「新入生オリエンテーション」に参加する学生は80%、「在學生ガイダンス」に出席する学生は60%である。また、2007年度までは2年次前期は「ゼミ」がなく、「在學生ガイダンス」以外に学生に直接指導を与える機会が無い状態であった。

そのことを踏まえ、2008年度から2年次前期においても各コース別に学生がまとまってコースの教員がコースにかかわる教育を実施するようになり、学生に対し「在學生ガイダンス」をより周知を徹底するなどの措置を採ることとした。

1年次で履修する必修単位である「入門演習」において、各教員が履修学生一人ひとりに対し責任を持ち、さらなる徹底的な指導を行う。指導を強化するために2009年度から「入門演習」に加え、1年次後期に「基礎演習」、2年次前期に「基礎演習」を配置した。2年後期からは通常のゼミが開始する。こうすることによって留年予備軍になりそうな学生に対し助言と指導を行うこととした。

実際に留年した学生に対してのケアは、現状の説明で述べたとおりゼミの担当教員が当たることとなっているが、今後は、留年生の状況を定期的に教授会へ報告するなど、今まで以上に留年者対策を強化していく。

d. 授業形態と授業方法の関係

- 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- 多様なメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】

授業形態は、主として講義と演習に大別される。講義では、100人程度の講義室で授業する場合が多い。授業方法は、①教員が指定教科書を使いながら解説、板書し、学生がノートを取るという方法、②板書と並行してパワーポイントにより作成した視覚教材を見せながら解説する方法、③毎回の講義内容の要点を記載したコピー教材を配布し、それをもとに解説する方法、④学生との質疑応答を交えながら講義を進める方法、などがある。

演習については、「入門演習」、「基礎演習」、「ゼミ」等のゼミナール形式とコンピュータを使った演習がある。

ゼミナール形式の授業では、いくつかのクラスが合同して、ディベート等の試みを行っている。一部の「ゼミ」ではプレゼンテーションやディスカッションを行っている。

学生が自宅で大学と同様のLinux演習環境を持つことができるように、簡単にCDから起動して利用できるLinuxに、本学の演習環境を構築したものを学生に配付し、自学自習を助けている。さらに、より実践的なコンピュータ演習を行うために、一般的なコンピュータ演習環境とは別に、「メディア工房」と称する実験演習教室を設けている。

「メディア工房」では、一般のコンピュータ演習室では行うことのできない、学生がコンピュータシステムを自ら設計し構築したり、自分自身でメンテナンスするなど、より実践的な演習を行うことができる。具体的には、ハードディスクを簡単に交換可能とすることで、OSのインストール、ネットワークやサーバシステムの構築などを実験的に行える構成をとっている。ハードウェアに関しても、コンピュータの分解・組み立て等が行える。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

一部のゼミなどで行われているディベートなどの試みは、到達目標「4年間を通じてゼミ形式の少人数のクラスを設け、きめ細かな学修指導を行う中で、学生に社会人として必要な基礎知識を授けるとともにコミュニケーション能力を向上させる。」に即したものと評価できる。また、一般のコンピュータ演習室に加え「メディア工房」を設置していることは評価できる。

今後とも、ディベートを採用し、学生同士、さらには教員と学生とのより親密なコミュニケーションを促す授業形態を可能な限り拡大していく。

[3] 国内外との教育研究交流

a. 国内外との教育研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

学生の国際交流に関しては、全学的に国際交流センターが中心となって行っている。本学部ではこれまでに学内の留学制度を利用した学生は若干名しかおらず、学部として独自の方針は持っていない。

本学は現在 12 カ国 25 の大学・教育機関と提携している。外国人留学生への奨学金制度も整備されている。これまでこの制度を利用した本学部生は若干名である。

本学部においては、とりわけ研究面におけるその重要性から、教員の海外研修を重視しており、毎年、教員を派遣している。詳細については、「第 6 章研究環境第 2 節 (3) 経済情報学部・経済情報研究科, b. 経常的な研究条件の整備 222 頁」のとおりである。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

学部所属教員の海外研修を重視するという学部の基本方針は評価できる。また教育においても、国際化への対応と国際交流の推進に関しては、必要最小限の取り組みは行われている。しかし、これらに対する本学部の基本方針は大学全体の方針に沿ったものであり、独自のものについて十分に議論するには至っていない。

【改善の具体的方策】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針については、学部として教育面における国際化、国際交流の推進についてどのように対応すべきかを十分に議論し、基本方針を定める。

第3節 修士課程の教育内容・方法

(1) 言語教育研究科

◇到達目標

- ①言語教育理論、言語教育法に関する学識と、実践能力のバランスのとれた教育者の養成にふさわしいカリキュラムを構築し、人材養成にあたる。
- ②言語教育の実践能力養成のため、国内外で、実践体験が積めるプログラムを用意し、大学院学生の積極的な参加を促す。
- ③専門とする言語の運用能力に磨きをかけると同時にその文化的背景に関して幅広く、深い学識が身につけられるカリキュラムを組み、教育にあたる。
- ④専門性を重視するとともに、関連する分野に関しても幅広い学識を身につけることができるよう、所属するコース以外の授業科目、他研究科の授業科目の効果的な履修が可能な仕組みを作る。

[1] 教育課程等

a. 大学院研究科の教育課程

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 学部を基礎と置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状の説明】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項との関連について、本研究科では、「言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育および研究の深化・追及を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門知識と能力および創造的に対応できる実践力を持った人材を養成することを目的とする」という理念のもと、ドイツ語教育コース、英語教育コース、中国語教育コース、日本語教育コース、国語教育コースと5つのコースが置かれ、ドイツ語、英語、および中国語教育コースの授業科目は語学特講、表現研究、内容研究、教科教育研究、文化研究の5群で、国語教育コースは表現研究、内容研究、教科教育研究、言語学研究の4群で、日本語教育コースは日本語

学特講、日本語学各論、言語文化研究、日本事情、日本語教授法の 5 群でそれぞれ編成しており、その授業科目についても各コースの特色に合わせて開講している。また、共通科目として、教育に関する諸科目および共通専門科目が設置されており、高度の専門性を養うための充実した教育課程を編成している。

本研究科の修了要件は、専攻する教育コースにおける授業科目を 10 単位以上修得し、研究指導 4 単位を含め合計で 30 単位以上を修得することを条件としている。

また、学生のニーズに応じて他教育コースの授業科目を 16 単位まで、他研究科の授業科目を 10 単位まで修了要件に含めることができる。このことによって、専門性を重視するとともに、関連する分野に関しても幅広い学識を身につけることができるよう配慮している。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、本研究科は、1991 年の開設以来、教員免許状所持者を対象に、その資質と能力の向上を図ることに重点を置いた指導を行い「専修免許状」の取得を目的としてきた。近年は、その目的に加え、グローバル化の進む世界、多言語・多文化社会の様相を呈しつつある日本の状況に鑑み、言語教育の専門家のみならず、言語に関する学識を活かし、多言語・多文化社会においてリーダーとなれる人物の養成をも目指している。

なお、本研究科には、教育と心理の専門科目を開設し、「学校心理士」の資格に必要な科目を配置している。日本語教育コースでは、所定の科目を履修した者に「日本語教員養成プログラム単位修得証明書」を発行している。

「学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係」について、本研究科は、外国語学部に基礎を置く。2008 年度より外国語学部外国語学科には、外国語専攻と日本語専攻が置かれ、兼修言語としてドイツ語、中国語、韓国語、スペイン語が開講されており、大学院での研究に必要な基礎的知識、基礎的研究能力の養成ができるようになっている。

学部では、異文化研修、語学研修、長期留学と複数の海外留学制度を設置し、学生の語学能力の充実を図るとともに、異文化に対する興味、対処の仕方を育てる教育を行っており、大学院のコースと密接につながっている。

また、日本語教育コースは、学部の日本語専攻とともに、日本語教育インターンシップ・プログラムを設置し、オーストラリア、台湾、韓国、香港、タイの大学で 2 週間～5 ヶ月間、学生に実践経験を積む機会を与えている。2010 年度からは、「日本語教育特別実習」として単位認定の対象となる。この日本語教育インターンシップ・プログラムは、2009 年度から国際交流基金との業務提携により、参加学生の航空運賃、宿泊費など諸経費が基金から支給されることになった。本研究科の日本語教員養成プログラムが評価されている証しである。

なお、2007年度4月からは、台湾の国立高雄第一科技大学と交流協定を結び、日本語教育における dual degree プログラムをスタートさせた。本研究科の学生の場合は、2年間で両大学大学院の修士号を取得することができ、2008年度に dual degree 取得第一号が誕生している。

この他、教育職を目指す大学院学生のうち、外国語（ドイツ語、英語、中国語）および国語に関する一種免許状を有していない者は、学部教職課程の授業科目を履修し、中学校教諭一種、高等学校教諭一種免許状を取得することと並行して、専修免許状を取得することができる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性について、本研究科では、現状の説明に述べたとおり、多様な資格・証明書を取得することができること。また修了後の進路は、教育職のほか、海外の日本語学校や企業等へも優秀な人材を送り出していること。これらによって、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力は養われていると評価でき、今後も高度の専門能力を有した修了生を多く輩出していく。

b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

●社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

本研究科は、1991年に社会人を視野に夜間大学院として設置されたものである。2000年度からは、昼夜開講となっているが、社会人大学院学生に配慮し、可能な限り、夜間に開講している。また、長期の在籍期間を認めており、受講した科目の単位数に応じて学費を納めることができる。このような制度を導入することにより、個々人のペースで修学することができるようになってきている。

さらに門戸を広げるため、2009年度入学者より修士論文に代わって、課題研究報告書による学位授与制度を導入した。これは主として社会人対象の教育課程であり、研究成果をまとめる方法として魅力的な制度である。

外国人留学生に対しては、十分な日本語能力を入学試験に課しているため独自の教育課程は編成していない。教育研究指導体制については、研究指導教員が必要に応じ個別の指導を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

社会人学生に対しては、十分な配慮がなされている。修士論文の代わりに課題研究報告書による修了を認める課程を導入したのも配慮の一つである。教育課程ではないが、2008年度より授業の一部が姫路駅前に開設されたサテライト教室で行われているという点は、評価できる。

【改善の具体的方策】

社会人大学院学生のニーズに応えられる研究科を目指して、2009年度入学者より課題研究報告書による修了を導入したが、まだこの制度の下で修了した者はいない。この制度が有意義に活用されるよう、希望者がある場合は、複数の教員が密に連絡をとりあって、その学生にとって最も有益なプログラムが実現するよう配慮し、その結果を検証し、必要な改善につなげていく。

〔2〕教育方法等

a. 教育効果の測定

●教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

△修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果を測定するための方法として、通常講義においては、質疑応答や課題に関する口頭発表・レポート提出により教育上の効果を測定している。また、研究指導においては、修士論文提出年の10月に中間発表を行わせ後期10月に中間発表を行わせ、効果が組み込まれている授業がほとんどであり、これらによって教育の効果がその都度測定されている。

さらに、修士論文提出年の10月に中間発表を行わせ、進捗状況を確認することにより、効果の測定を行っている。

英語教育コース、国語教育コースは、昼夜開講制、社会人入試制度を活かし、現職教員の再教育に当たってきた。専修免許状を取得した修了生は、中学校、高等学校の教壇に立ち、活躍している。

中国語教育コースの修了生の中にも中学校、高等学校、あるいは大学で中国語教員として活躍している者がいる。

ドイツ語教育コースおよび日本語教育コースの修了生の中には、他大学の博士課程に進

学したのち、博士号を取得し、大学においてドイツ語教員、日本語教員として教育・研究に従事し、活躍している者もある。ドイツ語教育コース在学中に、英語免許を取得し、高等学校の英語教員になった者もいる。

日本語教育コースの修了生は、国内外の教育機関において日本語教育に従事し、活躍している者が多い。国内では、姫路獨協大学、流通科学大学、北陸大学、東北大学などで研究、教育に携わっており、海外では、中国、台湾、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア、米国、パラグアイ、ブラジルなどで活躍してきている。青年海外協力隊など、国の事業で赴いた者もいるが、本学の日本語教育インターンシップ・プログラムでの教育活動を見込まれて専任として採用された者、インターネットで海外の就職先を見つけた者など、大学院学生自身の積極性が見られる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

日本語教育コースでは、修了生の大半が、他大学の博士課程に進学した者も含めて、日本語教育に関わっている。これは本研究科の教育の適切さ、質の高さを物語っており、大いに評価できる。

英語教育コース、国語教育コースに多い現職教員の大学院学生は、専修免許状を取得して現場に戻り、活躍している。

しかし課題としては、修士課程修了では、日本国内の高等教育機関への就職は非常に難しい状況にある。

【改善の具体的方策】

大学で教職につくことを希望する者のために、本学大学院に博士課程を設置することが考えられるが当面は、他大学院の博士課程に進めるだけの研究能力を持った修了生を送り出すことと、独自のコンセプトの修士号取得者を育成することに重点を置くことにする。

生涯学習の一環として社会人に対する教育・研究が効果的に行えるよう、2009年度より、修士論文の代わりに課題研究報告書によるプログラムを導入した。教材作成、翻訳など、今までの修士論文にはなじまない課題も扱えること、また前期・後期に各1本の課題研究報告書を提出するという制度により、社会人学生に取り組みやすい課程を実現した。

b. 成績評価法

- 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

本研究科における成績評価基準については、次のとおり履修要項に掲載している。

- 優:80 点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力（口頭及び文章）が目標レベルに達し、優れているもの。」
- 良:70 点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力（口頭及び文章）が目標レベルに達し、良好であるもの。」
- 可:60 点以上…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力（口頭及び文章）が目標レベルに達しているもの。」
- 不可:60 点未満…「当該分野における研究の理解、リサーチ能力、分析能力、発表能力（口頭及び文章）が目標レベルに達していないもの。」

また、各授業科目の成績評価は、シラバスに記載しており、授業科目の形態により、試験、授業への参加度、発表、レポート、あるいはこれらをいくつか組み合わせた形で行われている。

本研究科では、文献の読解、およびそれに基づく授業でのディスカッションなどが授業の中心を占めると思われる。また、自ら文献等を調べ、調査・研究したことの口頭、および論文による発表能力が問われる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科では、研究科全体の成績評価基準を定め、かつ、個別の授業科目ごとに成績評価方法をシラバスに記載しており、現行の評価法は妥当であると考えている。現状においてとくに問題はないが、さらに良い評価法を模索するため FD 研修などで検討を続けていく。

c. 研究指導等

- 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- 学生に対する履修指導の適切性
- 指導教員による個別的な研究指導の充実度

△研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

【現状の説明】

「教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性」については、個々の学生のニーズに応じて必要な科目が選択できるよう、多彩な授業科目が設置されている。また、他コース、他研究科の科目の履修も一定の限度内で認められている。仕事と勉学の両立が可能なように、昼夜開講制となっており、修業年限を 2 年に限定していないことと相まって、学生が自らのペースで学べるような仕組みになっている。

修士論文の作成にあたっては 1 人の学生を、主査と副査 2 人、合計 3 人の教員が指導する複数指導体制をとっている。日本語教育コースの場合のみ、主査 1 人、副査 1 人の 2 人

で指導しているが、最終の口述試験においてはもう 1 人加わり、公平性を維持する形になっている。

さらに、修士論文提出年の 10 月に中間発表を行わせ、進捗状況を確認することにより提出期限までに論文が提出できるよう丁寧な指導を行っている。

「学生に対する履修指導の適切性」については、入学時にオリエンテーションを実施し、そこで研究科長から本研究科のカリキュラム全般についての説明を行っている。研究科長の説明の後、学生の個別相談を実施し指導教員を選定している。この指導教員が、授業科目の選択など、適切な履修指導を行っている。

「指導教員による個別的な研究指導の充実度」については、少人数教育を実践していることから、大学院学生は、指導教員の授業の前後やオフィス・アワーの時間を通じて指導教員より具体的な方向性や課題を助言していく指導を受けている。

また、研究分野の変更に関しては、通常、修士論文の題目の決定する 1 年目末までそれを認め、可能な限り、学生の希望を認めている。さらに研究分野に最もふさわしい教員を指導教員とするため、研究分野の変更に伴い、指導教員の変更も行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

社会人学生、外国人留学生など、多様な学生を抱える本研究科では、教員が学生一人ひとりと密接にコミュニケーションをとり、大学院学生のニーズに応じた指導を行ってきたことは、評価できる。複数指導体制をとっていることも、公平性を保つ上で有効に働いている。

修士論文作成の代わりに課題研究報告書を課す課程を 2009 年度より導入したことにより今後、大学院学生はさらに多様化することが考えられる。こうした大学院学生の変化に対して、今後の状況を見ながら、研究指導を行っていく。

〔3〕国内外における教育研究交流

a. 国内外における教育研究交流

- 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本研究科は、理念・目的にそって多言語・多文化社会においてリーダーとなれる人材を

養成するため、国際化への対応と国際交流を推進することを基本方針としている。

具体的には、2007年度より台湾の国立高雄第一科技大学と協定を結び、dual degree プログラムをスタートさせた。これは主として日本語教育コースの大学院学生を念頭に考えたものであるが、中国語教育コースの学生の参加も考えられる。

また、日本語教育インターンシップ・プログラムの形で、2週間～1ヶ月、台湾の国立屏東商業技術学院、韓国の国民大学校、香港の城市大学等に学生（学部生も含む）を送り、実践経験を積ませるプログラムも有している。これに新たにタイの College of Asian Scholars も加わった。

2008年度からは、日本語教育コースの大学院学生を1人、1学期間、西オーストラリア大学へインターンとして派遣するプログラムをスタートさせた。これらのプログラムは、国際交流基金との業務提携により、2009年度より参加学生は基金から航空運賃、宿泊費などの助成を受ける事ができるようになった。

学術研究の分野においては、HUMAPの助成で招聘したオーストラリア・マードック大学の外国語教育専門家Lindy Norris博士、および中国南開大学漢語言文化学院院長石鋒教授を招き、ワークショップに参加してもらったり講演会を開くなど、大学院学生の興味をかきたてる国際交流を行ってきている。

さらに韓国、台湾の学会において、本研究科の教員が基調講演を行うなど、積極的に国際的な活動を行ってきている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

dual degree プログラムは、教育レベルにおける国際交流を実現したものであり、先進的な試みである。

外国の大学における日本語教育インターンシップ・プログラムの実施についても言語教育の実践能力養成するという方針に合致した取り組みで、大学院学生の就職につながっていることは、評価できる。引き続き、国際化への対応と国際交流の推進を図っていく。なお、日本語教育インターンシップ・プログラムは、2010年度より単位化することとなった。

[4] 学位授与・課程修了の認定

a. 学位授与

- 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
 - 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- △ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

【現状の説明】

修士の学位は、教員の助言の下に授業科目を選択して26単位以上取得し、指導教員2人～3人の指導のもとに修士論文を執筆・提出した後、1時間以上に及ぶ口述試験に合格したものに授与されている。修士の学位を取得した人数は、「大学基礎データ（表7）」のとおりである。

修士論文の指導には、複数の教員があたり、提出後の口述試験を3人の教員によって行うことにより、客観性、透明性を確保している。また、審査結果は1人ずつその要旨を朗読することによって研究科委員会に報告され、最終的には研究科構成員全員による投票で決定されている。

修士論文の指導、審査にあたる副査は、教育コースの枠を越えて、修士論文のテーマにふさわしい教員が担当できるようになっている。

2009年度入学者から、修士論文に代わって課題研究報告書を提出する形での修了も可能とした。これは主として社会人を対象とする課程である。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

修士論文の指導・評価については、現状の説明で述べたとおり、適切に行われており、論題によっては、教育コースの枠にとらわれず、論文に関わる分野の専門家が副査として指導・評価に加わっていることは、評価できる。

2009年度入学者から導入された課題研究についても、複数の教員が入念な指導・評価を行うことにより、学位認定の適切な水準を維持していく。

（2）法学研究科

◇到達目標

- ① 高度な専門能力を身につけた職業専門家および生涯学習の実践的な指導者を養成することを視野に、専門領域を多面的に教育・研究するカリキュラムを提供する。
- ② 学生の学修状況を的確に把握し、個別のニーズに応じた教育・指導ができるよう、組織的な学修支援体制を樹立する。
- ③ 社会人学生が学修しやすい教育環境を整備する。

[1] 教育課程等

a. 大学院研究科の教育課程

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状の説明】

本研究科は、第1章で述べた本学の大学院教育の3つの目的「第1章理念・目的第3節(2)法学研究科, a. 理念・目的等 27頁」に基づきながら、同時に以下に掲げるニーズに対応して教育課程を編成している。①学部から進学してくる大学卒業生に対する学部専門教育をさらに進めた増進教育および博士後期課程進学希望者への準備教育、②スキルアップや再チャレンジを目指す社会人に対する職業専門能力の向上のための再教育、また③退職後あるいは子育て後の豊かで高い学識を求める一般社会人に対する高レベルの「生涯学習」の機会を提供する。

それらに対応して講座編成は、法律学専攻と政治学専攻の2専攻を配置し、各々幅広く、充実した科目内容を兼ね備えており、上記のニーズに十分に答えることができる編成になっている。

法律学専攻は、法解釈学およびその基礎法理の研究教育を通じて、真に法を理解した社会人を養成する部門であり、公法学講座と私法学講座からなっている。

公法学講座は憲法・行政法、刑事法、国際法、理論法学についての必要な科目を、私法学講座は民事法、商事法の基本科目を開設している。

政治学専攻には、政治学の基礎理論研究科目を配するとともに、地域研究および比較政治研究を通して第三世界との比較の視点を強調した科目群も配置している。

2009年度当初時点でみた本研究科の講座配置を統計的に示すと以下のとおりである。

配置科目数は全体で46科目を数える。法律学専攻が32科目、うち公法学講座が18科目、私法学講座14科目である。政治学専攻は14科目からなり、政治学の基礎科目が10科目、地域研究科目が4科目となっている。これらの科目に対応して配置されている教員数は、全体で21人である。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係については、法学部に基礎を置く授業科目を発展させた上述の専門科目を配

置している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

2008年からカリキュラムの見直しをすすめ、講座・科目を整理統合してよりコンパクトなものとする改善を行い、2009年度より実施した。その目的は、開学以来の講座・科目編成をその後の入学希望者のニーズ、教育環境の変化（2004年に法務研究科の発足）に合わせて編成を行うことにあった。そこで法律学専攻の3講座を2講座に、政治学専攻の2講座を1講座に統合し、授業科目を46科目に整理してカリキュラムの集中化と簡素化を図った。その結果、現在の入学希望者のニーズにあった、修士課程の目的に適合するカリキュラム体系が実現したことは、評価できる。

本研究科の特徴の一つは社会人の志願者・入学者が多いことである。社会人が多いというのは、社会に開かれた大学院として本研究科の目指すところと一致している。しかし、その大半が税理士志望であることに留意しなければならない。彼らの多くは会計事務所に勤めながら資格取得を目指したり、転身を目指したりしている。

【改善の具体的対策】

社会人大学院学生のためには、すでにさまざまな制度・措置が用意されている（「b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮 102頁」を参照）が、さらに論文指導体制の強化、補助教員制度の利用等を通して教育向上を目指す。

b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

●社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

本研究科は、大学院設置基準第2条の2に基づき、もっぱら夜間において教育を行う大学院としてスタートした。当初から社会人学生が多く、昼夜開講制へ移行した現在でも、授業時間帯は夕方以降が大半を占めている。授業時間に関して、社会人学生に配慮をしている。

「大学院学則」第6条に、標準修業年限は2年であるが、3倍の6年間在学することを認めている。仕事との両立が難しい大学院学生にとっては、各科目の履修および自学自習の時間をとりながら研究を行うために役立っている。実際、2年を超えて修了する大学院学生も少なくない。

授業料の納入方法に関しても配慮している（単位制の授業料を選択することができること）。入学試験の方法（社会人は1科目）も配慮のひとつにあげられる。

外国人留学生に対しては制度上特段の配慮はしていない。過去に中国人留学生（1997年度入学）が在籍していたことがあるが、その際、研究科長の指示で各担当教員が必要な個別的配慮を施した。また、外国人留学生として必要なケアは研究科長が行った。その後今日まで外国人留学生を受け入れたことはない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

社会人については、入試、入学後の指導、授業実施等、当初より配慮をしておき、問題は生じていない。

外国人留学生については、入学者がほとんどないこともあり、制度的には特別なものを用意していないが、現状では大学院としては問題ないと思われる。

【改善の具体的対策】

社会人大学院学生に対する従来の配慮を今後も維持していくが、さらに社会人学生にとりアクセスのよいサテライト教室での授業科目を増やしたり、より遠方から通学できるように、時間割の面等で工夫する。

[2] 教育方法等

a. 教育効果の測定

●教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

授業科目は特殊講義、演習、研究指導に大別される。特殊講義では、最も受講生の多い科目でも10人程度の少人数であるため、随時質疑応答がなされ、課題に関する口頭発表やレポート提出が組み込まれている授業がほとんどであり、これらによって教育の効果がその都度測定されている。演習ではさらに受講生を絞って当該専門分野の大学院学生の研究をサポートし、研究指導は修士論文作成のための個人指導をするものであるから、課題レポートや研究報告、修士論文の中間発表等によって、段階的に教育・研究指導の効果が測定されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

授業形態は担当教員によってさまざまであるが、受講生が少人数であるため、担当教員と受講生との親密度が高く、それぞれの授業で日常的に受講生一人ひとりに対する教育・研究指導の効果を測定する方法がとられている。

本研究科として現状にとくに問題はないが、教育・研究指導の効果の測定を研究科教員間で共有する必要性やその方法について検討する。

b. 成績評価法

●学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

成績評価は、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。

評価基準は、次のとおりである。

- 優 80 点以上——「法律および／または政治に関する知識・理論の修得・理解、その応用展開に優れているもの。」
- 良 70 点以上——「法律および／または政治に関する知識・理論の修得・理解はできている、その応用展開が一定の水準に達しているもの。」
- 可 60 点以上——「法律および／または政治に関する知識・理論の修得・理解はできているものの、その応用展開に不十分な点があるもの。」
- 不可 60 点未満——「法律および／または政治に関する知識・理論の修得・理解が予定している到達度に達していないもの。」

授業科目ごとの成績評価の方法と基準についてはシラバスに詳細に示されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科の成績評価方法は全体的な統一的基準を定め、授業科目ごとの評価方法・基準をシラバスに明記するよう組織的に行っているため、評価の客観性は十分に保たれている。

全体的には、試験を実施する授業科目は少なく、多くの授業科目では出席、課題レポートで評価している。現行の方法で格別の問題は生じていないことから、現状を維持していく。

c. 研究指導等

- 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- 学生に対する履修指導の適切性
- 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

研究指導の体制としては、研究科委員会において1年次より主たる研究指導教員を1人・補助指導教員1人を定めて、各大学院学生の指導責任を明らかにしている。

大学院学生の履修計画は、入学時に事務職員による事務上の手続に関するオリエンテーションと併せて、教員による修学上のオリエンテーションを受けたのち、定められた履修指導期間に研究指導教員の指導の下で作成されることになっている。履修登録期間以後の登録変更は、原則として認められていないが、指導教員が認めた場合に限り、一定期間内であれば、履修登録科目変更願を提出することができる。しかし進級時の履修指導は指導教員に委ねられ組織的なガイダンスは行われていない。

1年次に、特殊講義科目によって大学院における研究のための高度な専門知識を修得し、2年次に、自分の専攻する分野の演習科目で、専門研究の指導を受け、それと平行して、「研究指導」という科目で、修士論文作成のための個別指導を受ける。「研究指導」の単位は、修士論文の最終試験（口述試験）に合格すれば与えられる。

したがって、「研究指導」は、演習科目の実施とも密接に関連させて行われる例が多い。ここでいう演習科目は、時間割上、開講曜日・時限・教室等を決めて行うものであり、科目としての「研究指導」についてはそのような指定は行っていない。「研究指導」は、当該研究テーマに関する調査研究活動の指導とともに、法学論文・政治学論文の作成の技法を伝える場ともなっている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

大学院学生が少人数であるため、履修指導から、授業での教育、個別的研究指導にいたるまで、大学院学生の課題意識を受け止め研究の水準を維持していく指導がなされている。しかし、大学院学生が研究を進めるにあたって重要なのは、指導教員の適切な指導だけではなく、修士論文を書くという同じ目的を持って切磋琢磨する仲間である。小規模の上、昼間は仕事を持つ社会人が多いため、大学院学生同士が付き合う機会や時間はごく限られている。その中であって、一人の教員が複数の大学院学生を指導する場合、その指導を受ける大学院学生は、同じ教員の下で研究しているほかの大学院学生の状況もかなり詳しく知ることができるので、相互に刺激を受け、また悩みも共有しやすい。しかし、自分のほかに同じ教員の下で研究している大学院学生がいない場合は、孤立しがちである。

税理士資格の取得を目指して入学する社会人が多く、税法の分野を研究テーマとする大学院学生が多いことから、税法担当教員は複数の大学院学生の指導を行うケースが多く、負担が大きいことは、問題である。

【改善の具体的方策】

社会人が多いので容易ではないが、大学院学生同士で相互の情報交換や切磋琢磨できる場を設定し、その機会を今後増やして行く。

負担の大きい税法担当教員をサポートする体制については、補助教員制度やグループ指導等を検討していく。

[3] 国内外における教育・研究交流

a. 国内外における教育研究交流

- 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学は、国際交流センターを中心として、国際化に対応し、国際交流の推進を図っている。しかし、そのプログラムは学部中心で行われてきており、本研究科として組織的に当該問題に取り組む段階にまで至っていない。

しかし、記述「同章第2節(2)法学部, a. 国内外との教育研究交流 74頁」のとおり、学部と共同で学術講演会や研究会が、海外の研究者を招いて教員や学生を対象にして開催されてきた。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

近年、入学者中に税理士・公認会計士等の資格取得を目的とする入学者の比率が高まったために、とくに学術目的で大学院学生を対象とした国際交流を組織的に推進する機会や要求が減少している。今後も本学部、他研究科と連携して研究・教育における学術講演会や研究会を継続的に行うとともに、大学院学生にも参加を促す。

[4] 学位授与・課程修了の認定

a. 学位授与

- 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

最近5年間における修士の学位授与状況は、「大学基礎データ(表7)」のとおり、法律学専攻で、2004年度9人、2005年度9人、2006年度8人、2007年度4人、2008年度6人、政治学専攻では、1人もなく、法律学専攻に偏っている。

修士の学位は、2年以上在学し、特殊講義 22 単位以上、演習 4 単位以上、研究指導 4 単位、計 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格して修士課程を修了した者に授与される。学位審査は、「学位規程」第 5 条から第 9 条に基づき、次のような手続きによって行われている。

1. 研究科長により修士論文の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから 3 人以上の審査委員を選定してその審査を行わせる。ただし、研究科委員会において審査のために必要があると認めるときは、研究科委員会所属教員以外の教員の協力を求めることができる。
2. 審査委員は、論文の審査および最終試験を行う。最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答または口頭の方法により行う。
3. 審査委員は、論文審査の要旨および最終試験の成績に、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に文書で報告する。
4. 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。その際、委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席を要し、また学位の授与を議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

学位審査については、透明性・客観性を高めるため学位規程の中で審査手続きを上記のとおり定め、この「学位規程」は、大学院履修要項に掲載し大学院学生全員に配布している。審査委員による研究科委員会への審査結果報告は、所定の様式により審査委員連署の文書で行われている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

上記の方法によって、学位審査の透明性・客観性はほぼ確保されていると評価される。

指導教員は、「研究指導」において学生の論文が上記のような審査に耐えうる水準にあることを見極めて、論文を提出させており、一定の基準は守られている。今後も現状を維持していく。

(3) 経済情報研究科

◇到達目標

第1章で述べた「教育目標」を達成するために、以下の項目を実施する。

- ①履修コースにしたがって、二年間の一貫した履修計画を策定する。学修の進捗状況に応じて履修計画の見直しを適宜行う。
- ②コア科目において基礎力の習熟度を測り、基礎力が目標水準に達していない大学院学生の指導を強化する。
- ③主、副指導教員による修士論文の指導状況の定期報告を行い指導体制の強化を図る。

[1] 教育課程等

a. 大学院研究科の教育課程

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状の説明】

本研究科は「大学院学則」第2条の4にもあるように、「経済・経営・情報の分野において、経済・企業活動における諸問題を的確に分析し、幅広い学識を教授研究することによって、高度な専門知識および能力を有する自立した経済人・企業人を養成する」ことを目的としている。さらにこの目的を実現するために、①履修コースにしたがって、「経済学・経営学」、「情報学」についての専門的な知識・技能を涵養し問題解決能力を身につけさせる、②上記①のために、経済学および情報の基礎力を徹底させる、③修士論文の質をより向上させる、を掲げ、研究者のみならず、税理士、高度情報技術者、教員等の専門的職業従事者を育成することを本研究科の教育目標と設定している。

これらの教育目標に対応すべく本研究科では、2009年度より、カリキュラム改定を行った。新カリキュラムにおいては、従来の研究分野に従ったコース編成（「経済理論・応用コース」、「金融・財政コース」、「企業経営・会計コース」、「情報応用コース」）を改め、「税理士コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」、「自由設計コース」など、学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」として提示するよう変更した。

各コースとも、必修である「演習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」および「研究指導Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」に加え、専門科目22単位以上の修得が修了要件とされている。

本研究科に配置されている専門科目は「経済・経営系」と「情報系」に分かれ、それぞれ31科目64単位、17科目34単位が用意されている。科目の履修は、指導教員の指導のもと、それぞれのコースに関連した科目を中心に行われるが、本研究科では、単にコースに関連した専門科目のみを履修するのではなく、広い経済・情報全般についての学識の上に研究を行えるよう、経済・経営系から4単位以上、情報系から4単位以上の科目を修了要件として課し、他コースの科目の履修を義務づけている。必要に応じては本学大学院の他の研究科の科目（10単位以内）を履修することも可能にしている。

また「コア科目」と呼ばれる、「経済学」および「情報学」の基礎力徹底を目的とした選択必修専門科目（「ミクロ経済学研究」、「マクロ経済学研究」、「財政学研究Ⅰ・Ⅱ」、「情報処理概論」、「統計学研究Ⅰ・Ⅱ」）がコース共通に配置されている。コア科目についても指導教員の指導の下、必要とされる科目を履修しなければならない（6単位以上）。

本研究科では、社会人大学院学生や学部時代には異なる専攻を選んでいた大学院学生が多く、専門科目の受講や修士論文の作成に必要な基礎力に不安を持つものが少なくなかった。カリキュラムの面からの対策として、コア科目は、こうした問題を改善する目的で設けられた。

本研究科は、経済情報学部に基づき置かれるが、その経済情報学部には「経済コース」、「情報システムコース」、「経営コース」、「会計コース」が設けられており、本研究科の各コースと強い関連を持つ。本研究科の設置科目も、学部との関連が強いものとなっており、基本的には各教員の担当する科目は、学部担当科目を発展・応用させたものとなっている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科の教育課程は、本研究科の教育目標を実現する形で体系的に作られている。具体的には、現状の説明で述べたとおり本研究科の教育目標の①は、主指導教員が大学院学生と密に連絡を取り合うことと各コースに対応する多様な専門科目の配置によって、②は、コア科目の配置によって、これを実現しようとしている。本研究科では、博士課程につながるような研究者を目指す大学院学生は少なく、その多くは税理士に代表される専門的職業従事者を目指す社会人大学院学生であることから、大学院学生の進学志望動機を強く意識したコース設定ならびに基礎力の徹底化を目指したコア科目の配置は、本研究科の大学院学生のニーズとも適合している。

しかし、カリキュラム改定を行ったところであり、今後、コア科目を中心にこれらの教育課程の検証が必要である。現在のところ、コア科目の設置により、専門科目の理解度が進んだという報告が一部の教員や大学院学生からなされているが、これは専門科目を担当する教員とコア科目を担当する教員の事前のコミュニケーションが取れ、専門科目の受講

に対応した講義内容をコア科目に盛り込むことができたためである。しかしながら、その一方でこうしたコミュニケーションがなされずに講義内容が策定されたコア科目もあることから、今後は科目間の連携を考慮した上で講義内容を検討する必要がある。

【改善の具体的方策】

コア科目の内容については専門科目担当の教員に対するヒアリングや研究科委員会での議論を通じて、その要望を取りまとめ、コア科目担当の教員の意見を聞きながら調整を行っていく。コア科目以外の科目についても各大学院学生の基礎力と修学状況を踏まえ、主指導教員を通して科目担当教員に講義内容等に関して要望を行っていく。

b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

●社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

本研究科は、当初夜間大学院として発足したため、当初から社会人大学院学生が多く、平日の授業は、ほぼ全て夕方以降に開講している。土曜日については、隔週で昼間に開講しているが、これもまた社会人大学院学生に配慮したものである。また少人数の授業については、受講学生と相談した上で、受講しやすい時間への移動を臨機応変に行っている。

標準修業年限は2年であるが、本研究科では、これを超えて6年間在学することを認めている。仕事との両立が難しい大学院学生に配慮したものである。また授業料の納入方法に関しても、通常の半期単位の授業料とは別に、単位料金制を設けることによって標準修業年限を越えた場合でも経済的負担が大きくなるよう配慮している。

2007年度後期より、姫路駅前にサテライト教室が開設されたのを機に、可能な授業に関しては、サテライト教室で行うこととした。

「a. 大学院研究科の教育課程 108頁」でも述べたように、学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」の設定や、専門科目の受講や修士論文の作成に不可欠な基礎力の徹底を目指したコア科目の配置等は、もっぱら社会人大学院学生に配慮した教育課程編成である。

外国人留学生に対しては、コア科目の配置や指導教員の日常的な指導により、学修に支障を来さないよう努めている。また、学部の外国人留学生同様、国際交流センターで行われている月1回の月例ミーティングへの出席を全員に義務づけている。出席率の低い外国人留学生に対しては、個別に連絡し注意および指導を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

6年間の修業年限の延長、授業料の単位料金制、駅前サテライト教室の設置は、社会人への配慮として、評価できる。

またコア科目の設置についても、社会人大学院学生にとって大きな効果が期待できる。

外国人留学生に対しては、改定前カリキュラムのデータであるが、表 3-6 に見られるように、近年、外国人留学生の修士論文提出率が低下しつつある。確かに日本語能力の問題といった外国人留学生の個人的な事情もその原因として指摘されるが、その一方で現状の指導方法では不十分であることも浮き彫りになっている。とくに後述するように本研究科の修士論文指導が本格的に行われるのは2年次生からであり、これが外国人留学生にとっては遅すぎるのではないかという懸念があるため、さらなる教育研究指導上の配慮が要求される。

表 3-6 修士論文の提出状況と修了状況

	修了予定者数 (人):A	修士論文提出者数 (人):B	学位授与者数 (人):C	修士論文提出率: B/A(%)	論文提出者に占める学位授与者率: C/B(%)	修了予定者数に占める学位授与者率: C/A(%) ※休学者を除く
平成16(2004)年度	13 (うち留学生1人)	13 (うち留学生1人)	13 (うち留学生1人)	100% (留学生100%)	100% (留学生100%)	92.9% (留学生100%)
平成17(2005)年度	8 (うち留学生2人)	6 (うち留学生2人)	6 (うち留学生2人)	75% (留学生100%)	100% (留学生100%)	75% (うち留学生100%)
平成18(2006)年度	14 (うち留学生3人)	10 (うち留学生2人)	7 (うち留学生1人)	71.4% (留学生66.7%)	70% (留学生50%)	50% (留学生33.3%)
平成19(2007)年度	13 (うち留学生5人)	8 (うち留学生2人)	8 (うち留学生2人)	61.5% (留学生40%)	100% (留学生100%)	61.5% (留学生40%)
平成20(2008)年度	9 (うち留学生4人)	4 (うち留学生1人)	4 (うち留学生1人)	44.4% (留学生25%)	100% (留学生100%)	44.4% (留学生25%)

【改善の具体的方策】

外国人留学生に対しては、複数指導体制のもと、1年次から教員と外国人留学生が密に連絡を取り合い、早期に修士論文のテーマを設定させ、それに見合った指導を適宜行っていく。なお、この指導状況については、研究科委員会で随時報告していく。

主指導教員は、社会人大学院学生、外国人留学生を問わず、入学から修了までを見通した一貫した履修計画の策定とその進捗状況の把握に努め、必要な場合は副指導教員や研究科教員の助言を仰ぐなど、指導を行っていく。

[2] 教育方法等

a. 教育効果の測定

- 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果を測定には、個々の講義・演習指導においてどれだけの効果をもたらしたのかという側面と、研究科全体が2年間の教育活動を通じて大学院学生にどのような効果をもたらしたのかという二つの側面がある。

個々の講義・演習については、授業を通して教員が感じる学生の理解度などから、教育効果を測っている。例えば、一般の講義で最も受講生の多い科目でも10人程度であるため、随時質疑応答がなされ、理解度が確認されている。課題に関する口頭発表やレポート提出が組み込まれている授業がほとんどであり、これらによっても教育の効果がその都度測定されている。

修士論文の成果については、従来の口答試問（主査1人、副査2人）に加え、2007年度より、多くの研究科所属教員参加のもと開催される修士論文中間報告会において、把握している。この報告会には、外部の研究者も招聘している（2008年度は他大学の教員2人）。

口答試問の結果を踏まえ、年度末の研究科委員会で全体の修了予定者を報告し、その過程で、修了予定者の教育効果が明らかになり、2年間の教育活動を通じた教育効果を示す一つの尺度となって各教員に把握される。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

講義・演習において、受講生が少人数であるため、担当教員と受講生との親密度が高く、それぞれの授業で日常的に受講生一人ひとりに対する教育・研究指導の効果を把握している。

修士論文の成果については、中間報告会を開くことにより、担当教員のみならず、研究科全体でその成果を把握することが可能になっている。また外部の研究者を招聘することによって、一定の外的妥当性も確保できている。

研究科として現状にとくに問題はないが、教育・研究指導上の効果測定方法について研究科FD委員会において検証していく。

b. 成績評価法

●学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

成績評価は、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。

評価基準は、次のとおりである。

- 優：80 点以上・・・「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達し、優れているもの。」
- 良：70 点以上・・・「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達し、良好であるもの。」
- 可：60 点以上・・・「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達しているもの。」
- 不可：60 点未満・・・「当該専門分野における知識・理論の理解修得が目標レベルに達していないもの。」

なお 2007 年度より、個別の授業科目については、シラバスに成績評価の基準と方法を具体的に明記することとした。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科の成績評価方法は全体的な統一的基準を定め、授業科目ごとの評価方法・基準をシラバスに明記するよう組織的に行っているため、評価の客観性は十分に保たれている。全体的には、出席、課題レポートで評価している。現行の方法で格別の問題は生じていないことから、成績評価法については現状を維持していく。

c. 研究指導等

- 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- 学生に対する履修指導の適切性
- 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

2007 年度までは指導教員 1 人による研究指導を行ってきたが、2008 年度より、今まで以上に綿密な指導をしていく目的で、副指導教員を選定し、複数で指導する体制に移行した。

大学院学生の履修指導については、履修登録時（オリエンテーション時）に指導教員が指導できる体制をとっている。

研究指導は随時行われるものであるが、本格的に行われるのは「演習Ⅰ・Ⅱ」ならびに「研究指導Ⅰ・Ⅱ」の始まる 2 年次生からである。ただし、指導教員によっては、専門科目の講義に研究指導を交えるなど、早い段階から個別的な研究指導を積極的に行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

履修指導については、さらに改善の余地がある。各大学院学生の生活環境による差異も

あって、中には入学時から最短修業年限（2年間）を超えて在籍する社会人大学院学生もいることから、大学院在学中に効果的かつ十分な学修成果を得るには、志望履修コースに応じて、各大学院学生の基礎力の実状を踏まえて一貫した履修計画を策定し指導することが重要である。このことは主指導教員が大学院学生と入学時から適宜連絡を取り合い、学修の進捗状況の把握に努め指導して行かなければならない。しかし、この点は、徹底されているとは言い難い。

主指導教員による研究指導についても、本格的指導が2年次からであるという現状は、外国人留学生はもとより（「b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮 110 頁」を参照）、他の日本人大学院学生に対しても充分であるとは言い難い。

【改善の具体的方策】

履修指導については、履修登録時（オリエンテーション時）に指導教員が指導しているが、社会人大学院学生については、入学時・学期ごとに志望履修コースに応じた履修計画の策定を指導する。

研究指導においては、指導教員が大学院学生と1年次の早い時期から修士論文のテーマを設定させるなど、それに伴う指導を適宜行っていく。なお、この指導状況については、研究科委員会で定期報告を行い、指導の実効化を図っていく。

〔3〕国内外における教育研究交流

a. 国内外における教育研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学は、国際交流センターを中心として、国際化に対応し、国際交流の推進を図っている。しかし、そのプログラムは学部中心で、本研究科として組織的にこの問題に取り組む状況にはなっておらず、その基本方針についても議論する段階になっていない「大学基礎データ（表11・表12）参照」。

一方、国際化への対応については、学部準ずる形で、毎年1人が1年にわたる海外研修を行っている。2007年度については、韓国から1人の研究員を受け入れた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科は、入学者中に社会人の占める比率が高く、その中でも税理士の資格取得を目的とする入学者が圧倒的に多い。確かに社会人も国際化に対応し、国際交流に加わる必要

があることは明らかであるが、本研究科が現在果たしている社会的役割を考慮すると、とくに学生を対象とした国際交流を積極的に進めていく必要性はそれほど高くはないと思われる。しかしながら、その一方で研究レベルでは海外の最新の成果を取り入れつつ、教育に生かすような努力は常時行っていく必要はある。

【改善の具体的方策】

国際化への対応については、現状の説明で述べた海外研修制度を利用した教員によって、海外研修での成果を踏まえた研究発表を2009年度から「特定領域研究」という科目を設置し、大学院学生に対し、成果の還元を図っていく。

[4] 学位授与・課程修了の認定

a. 学位授与

- 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

修士の学位は、2年以上在学し、専門科目22単位以上、演習4単位以上、研究指導4単位、計30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格して修士課程を修了した者に授与される。修士の学位が授与された数は、「大学基礎データ（表7）」のとおりである。

修士論文の審査は、「学位規程」第5条から第9条に基づき、次のような手続きによって行われている。

1. 研究科長により修士論文の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから3人以上の審査委員を選定してその審査を行わせる。ただし、研究科委員会において審査のために必要があると認めたときは、研究科委員会所属教員以外の教員の協力を求めることができる。
2. 審査委員は、論文の審査および最終試験を行う。最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答または口頭の方法により行う。
3. 審査委員は、論文審査の要旨および最終試験の成績に、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に文書で報告する。
4. 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。その際、委員会は構成員の3分の2以上の出席を要し、また学位の授与を議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成を要

する。

なお、この規程は大学院学生向けの「大学院履修要項・シラバス」にも明記されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

主指導教員は、研究指導において学生の論文が上記のような審査に耐えうる水準にあることを見極めて、論文を提出させているため、審査においてもある一定の基準は守られている。また審査も規程に則り透明性・客観性を確保しているため、学位授与については、現状を維持していく。

第4章 学生の受け入れ

第1節 大学における学生の受け入れ

◇到達目標

- ①建学の理念・目的や各学部等における教育目標に基づき入学者選抜方法を定め、公正かつ厳格な透明性のある入学試験を実施する。
- ②理念・目的に応じた各学部等の入学者受け入れ方針の広報・周知に努め、本学の教育目標や受け入れ方針を理解した意欲ある生徒を受け入れる。
- ③受験生の多様なニーズを的確に把握し、受験生が個性と得意分野を活かして受験ができるよう多様な入学試験制度を設け入学者の確保、適正な定員管理に努める。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置付け等の適切性

【現状の説明】

1. 学生募集について

(1) 広報活動

本学の認知度をあげるため、新聞、ラジオ、テレビや受験雑誌等による広報活動を行い、興味関心のある受験生や保護者から本学ホームページや電話、はがきでの資料請求を受け付け、さらに受験雑誌等の業者 Web サイト、受験雑誌付属のはがきを利用して受け付けている。2009年度入試に向けた1年間の資料請求者は、約16,000人であった。

(2) 具体的な説明方法

ア. 高校内ガイダンス、進学相談会

直接受験生に説明する機会として、教員や入試アドバイザー（事務職員）が高等学校において模擬授業や分野別説明、本学の紹介などを行う高校内ガイダンス、ホテルなどの会場での進学相談会などに積極的に参加している。

イ. 出張講義

高大連携の一環として高等学校からの依頼を受けて本学の教員が高等学校において出張講義などを随時実施している。

ウ. 高等学校訪問

本学教職員による高等学校訪問も積極的に実施しており、教員から各学部の教育

内容、在学生の近況などについて説明を行い、事務職員から各学部の特色や入試制度などについて説明を行っている。

エ. 入試説明会

高等学校教員を大学に招いて行う入試説明会を実施しており、学長、学部長から直接大学の特色や各学部の教育内容などを、事務職員から入試制度や就職状況などの説明を行うとともに、大学の施設見学などを行っている。

オ. オープンキャンパス

受験生や保護者を対象に、年間 5～6 回のオープンキャンパスを実施しており、体験授業、キャンパス見学ツアー、入試説明会、保護者説明会など多彩な内容で、大学での教育内容、教育環境、入試制度や学生生活など、教職員や学生から直接説明する場を設けている。また、在学生・教職員による相談コーナーを終日設け、受験生や保護者への対応を行っている。

カ. 大学見学会（随時）

校外見学の一環で高校生が、また PTA などの団体が訪問し大学見学を行うことについても積極的に受け入れている。

キ. スポーツ・文化活動

高校生のスポーツ・文化活動についても本学をよりよく知ってもらうために実施しており、スポーツ活動では高等学校選抜ソフトテニス大会を開催し、県内外から選抜された男女約 300 人の生徒が参加している。文化活動では、高校生英語スピーチコンテストや、薬学に興味のある生徒を対象とした体験学習会などを開催している。

(3) 資料提供

資料請求者である高校生を中心とした受験生や保護者に対して、5 月末以降時期に応じて次の資料を送付し、本学の教育内容等の情報や入試情報などの提供を行っている。

- ①大学案内（年間を通じて資料請求者に送付する本学の総合案内印刷物）
- ②入試ガイド（募集要項の出来る 9 月までに送付する入試方法等を記載した印刷物）
- ③募集要項（9 月以降の資料請求者へ送付する要項と出願書類）
- ④HDU21（年間 4 回発行の大学広報誌を時期に応じて①と同封で送付）
- ⑤学部案内（外国語学部、法学部、医療保健学部作業療法学科については、大学案内に表現しきれなかった学部独自の情報を印刷物として制作している）
- ⑥オープンキャンパス告知ダイレクトメール（以下、「DM」）
（資料請求者に対してオープンキャンパス参加促進のための告知 DM を実施）
- ⑦入試促進告知 DM（高校 3 年生と既卒生あての出願を促す大判はがきサイズの案内 DM）
- ⑧クリスマス DM（高校 1・2 年生あてのクリスマス時期の本学イメージ向上 DM）
- ⑨大学ホームページ（年間を通じて本学の最新情報を提供している）

2. 入学者選抜方法について

2009年度の入学試験は、次の方法により実施した。

①AO入試

2008年度入試から一部の学部で2009年度入試からは、全学部・学科で導入した。大学・学部のアドミッションポリシーを理解し、早期に積極的に入学を志望する生徒へ門戸を開いている。

②指定推薦入試

過年度までの入試において受験・入学実績のある高等学校に対し、本学専願入学希望生徒の受け入れを依頼している。志願生徒について高等学校内の評定により高等学校内での選抜を実施し学校長の推薦を受け、本学において面接試験を課すことで入学者を受け入れている。

③公募推薦入試

近年の高校生の意識として年内に入学先大学を確保したいとの考えとともに他の大学との併願も視野に入れた入試方法として実施している。「公募推薦入試」は、高等学校での評定による出願条件と小論文を課す「小論文型入試」および高等学校での評定による出願条件と総合問題型の教科学力審査を課す「基礎学力検査型入試」を実施している。

④一般入試

日程については、従来どおり3期（A日程・B日程・C日程）とし、A日程については、時期を早めた。学部・学科ごとの受け入れ方針に基づき、試験科目や合否判定などについて受験生の得意分野を活かした方法を取り入れた。

⑤センタープラス入試

2009年度から一般入試と大学入試センター試験の得点合計により選考する「センタープラス入試」を実施した。

⑥センター試験利用入試

近年多数の生徒が受験する大学入試センター試験に対応した「センター試験利用入試」については、受験者個々が受験後に自己採点の結果を考慮し出願できるように、出願期間に応じて1月末を出願締め切りにした前期と、2月末を出願締め切りにした後期の2期に分けて、センター試験の得点のみで選考する入試として実施した。

⑦スポーツ特別選抜（医療保健学部、薬学部を除く）

高等学校長が推薦する者で、優れたスポーツ実績や能力を持つ生徒を対象に、入学後もクラブ活動と学業を両立させられる活力あふれる人材を対象とした選抜方法である。

⑧帰国子女特別選抜（医療保健学部の理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、臨床工学科と薬学部を除く）

留学経験などを通じて、さまざまな国・地域で言語・文化・歴史と出会い、豊かな異文化体験を有する生徒を受け入れるものである。

⑨社会人入試（医療保健学部の理学療法学科、言語聴覚療法学科と薬学部を除く）

入学時に23歳以上、あるいは3年以上就業経験のある者など実社会での経験をもち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人、あるいは生涯学習として高等教育の機会を求める人々に対するものである。

⑩外国人留学生特別選抜（医療保健学部、薬学部を除く）

外国において日本の高等学校卒業に相当する12年間の教育課程を修了もしくは修了見込みの外国人を対象として行うものである。外国人留学生特別選抜では、学力試験を課さず面接試験で選抜する「指定推薦入試」も実施しており、日本語検定試験2級以上もしくは留学生日本語試験200点以上を受験の条件として、面接と合わせて日本語の能力を判断している。

⑪編・転入試（医療保健学部の理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科を除く）

大学、短期大学卒業者あるいは卒業見込みの者や専修学校専門課程修了あるいは修了見込みの者で資格取得の必要、生涯学習の観点から、本学で、より高度な専門的知識を深め、より高度な教育を望む者の要請に応えるためのものである。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

2009年度の学生募集については、新聞、ラジオ、テレビや受験雑誌等による大学告知は、積極的な広報活動を実施した結果、資料請求者数は倍増となった。

高等学校訪問を事務職員から各学部教員に拡大したことは、「具体的な教育内容や当該高等学校卒業生の近況がわかる」など高等学校教員からは好評であった。しかし、教員の属する学部の説明が中心となり、他の学部の説明が手薄となること、5学部の教員が個々に高等学校を訪問することで、高等学校側から本学の教職員が同時期に複数回訪問することについて苦情も出ていることなど訪問方法等に改善の余地を残した。

高等学校教員を大学に招いて行う入試説明会を年1回6月下旬に実施しているが、開催場所、対象者などが限られており、検討が必要である。

ホームページについては、本学の高等教育機関としての取り組みがすべて網羅出来ている状況ではなく、本学の魅力をさらに訴求していくため、情報公開に工夫が必要である。

オープンキャンパスについては、教職員が中心となり、説明責任は十分に果たしているが、他大学においては、在学生を説明・案内役にした取り組みなど積極的に工夫を凝らしており、改善の余地を残している。

2009年度の入学選抜方法については、「AO入試」について全学部・学科に拡大したが、告知開始時期から最初のエントリーシート提出締め切りまでの期間が短かったこともあり、多数の生徒のエントリーが得られなかった。

「指定推薦入試」については、過去 3 年間に「指定推薦入試」を利用しなかった高等学校について見直しを行ったが、実績のあった高等学校からの出願が減少し、総数でも減少となった。

「公募推薦入試」については、小論文型入試での受験を希望する生徒に向けた告知について小論文課題のモデルを提示するなど課題を残した。また、基礎学力検査型入試についても、受験科目の時間割にあわせて午前から午後まで終日受験会場に止まることは、高校生にとって学期中の週末という日程から負担が大きく、試験の時間割を検討する必要がある。

「一般入試」では、受験科目数を文系 3 学部で 2 科目受験から他の私立大学の多くが採用している 3 科目受験に変更する学力検査とした。志願者には受験科目数の負担が増したが、実志願者についての減少はなかった。これにより、他大学との併願関係を構築できた。

地域の周辺他校との受験日程を考慮し、A 日程を早期に実施したことは効果があったが、B 日程は、選抜方法（2 日間とも同一方法）について、改善の必要がある。

「センタープラス入試」として本学独自入試と大学入試センター試験の指定科目の得点合計での新たな選抜方法は、受験生の負担（受験回数・受験料）は増えないまま合否判定の機会を設けたことで多数の生徒が出願をした。

2008 年秋の急激な経済不況を受け、大学受験を断念する高校生が出るなどの報道発表もあったため、とくに他学部 비해高額な薬学部について試行的に「特待生制度」を導入した。「特待生制度」とは、「一般入試」の得点により、入学年度の授業料の全額または半額を免除し、受験生の入学を支援するものである。今後このような経済状況が続くのであれば、制度を他学部にも拡大するなどの検討が必要となる。

【改善の具体的方策】

学生募集について、教員の高等学校訪問は、2010 年度入学試験に向け、高等学校訪問に関する事前研修会等を実施するとともに、教員の高等学校訪問を集約して、文系・理系の教員でペアをつくり同一時期に訪問することとした。2008 年度から導入した学内 Web 上での高等学校情報一元管理システムの充実を図るとともに、教職員相互が高等学校訪問スケジュールを把握できるように教職員への利用を徹底した。

高等学校教員を大学に招いて行う入試説明会については、塾・予備校、日本語学校等を対象とするものを検討するとともに、地方入試会場を設けている地域に拡大することについても検討する。

ホームページについては、イメージ等のビジュアルを含めてコンテンツ開発の迅速・充実をさらに図っていく。

オープンキャンパスについては、教職員中心の内容から、受験生にとって年齢の近い在学学生を説明・案内役の中心にした取り組みを行う。また、当日のプログラムについても参加者のアンケートや学生スタッフなどの意見を取り入れ改善を図っていく。

入学者選抜方法について、2010 年度入学試験において、次のとおり見直し、検討を行った。

- ①「AO入試」は告知開始時期から最初のエントリーシート提出締め切りまでの期間など日程を見直した。
- ②「指定推薦入試」の指定校の見直しについては微調整にとどめ、今後、地域の高等学校間の進学実績を含め、指定校の見直しについて検討する。
- ③「公募推薦入試」においては、小論文型入試での受験を希望する生徒に向け、課題の参考テーマをオープンキャンパス・ホームページで公開した。また、基礎学力検査型入試での試験時間を短縮した。
- ④「一般入試」では、B日程 2 日間について、受験生が個性と得意分野を活かして受験できるよう、1 日目を 3 科目型、2 日目を 2 科目型の選抜方法とした。
- ⑤2009 年度の入学試験において薬学部で試行的に実施した「特待生制度」を全学部に拡大することとした。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

本学では、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という「建学の理念」のもと、各学部の理念・目的・教育目標を定め、人材養成を行っている。各学部の入学者受け入れ方針は、各学部の説明に譲るが、すべての学部等で共通している点は、教育目標の実現に熱意と意欲を持ち、基礎学力のみならず優秀で多様な能力を有する、心身ともに健康な受験生を、多様な入学者選抜方法により、幅広く受け入れることを基本としている。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、本学では、入学者受け入れ方針をもとに、受験生が個性と得意分野を活かして受験ができるよう多様な入学試験制度を設け、幅広く多様な入学者の確保に努めている。

具体的には、学科試験を課す「一般入試」や「センタープラス入試」、あるいは「センター試験利用入試」では、主として学力の観点から、「公募推薦入試」では、基礎学力検査と調査書の双方から、「指定推薦入試」、「AO入試」では、調査書によって基礎学力を確認し、面接、課題レポート等を通じて学習意欲や目的意識を確認している。また、書類審査（調査書、競技実績）による「スポーツ特別選抜」、筆記試験（日本語）による「外国人留学生

特別選抜」、小論文を課す「帰国子女特別選抜」、「社会人入試」、「編・転入試」では、それぞれの選抜方法に加え面接を行い、多様な能力や学習意欲、目的意識を確認している。

また、「一般入試」や「センタープラス入試」では2～3科目の試験科目を、「センター試験利用入試」も薬学部の5科目を除いて、2～3科目の試験科目を課している。入試科目としては全学部で英語を重視しており、加えて外国語・法・経済情報学部では国語を、医療保健学部では数学を、薬学部では化学を重視している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係については、現状の説明で述べたように、各学部の入学者受け入れ方針は、各学部の理念・目的・教育目標に基づいて定められており、両者はおおむね合致した関係が保持できている。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、現状の説明で述べたように、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法とは、おおむね適切な関係にある。具体には、学科試験を課す一般入試等では、受験生が各学部の教育目標を理解したうえで受験し、その目標を実現するための基礎学力と学習意欲を持って入学してくると考えられ、調査書と面接、課題レポート等による「指定推薦入試」、「AO入試」では、受験生が各学部の教育目標を理解した上で、その目標を実現するための学習意欲と目的意識を、「スポーツ特別選抜」では、教育目標を実現するための学習意欲と多様な能力を持って入学してくると考えられる。

「一般入試」で2～3科目の試験科目を課しているが、各学部のカリキュラムにどのように影響を及ぼしているか、正確に把握することは難しい。試験科目を課さずに調査書によって基礎学力を確認している入試もあるが、いずれの場合にも入学者受け入れ方針とカリキュラムとの間に根本的な問題はないと考える。

【改善の具体的方策】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係については、とくに問題となるところはないが、大学案内やホームページなどで学部等の理念・目的・教育目標や入学者受け入れ方針についてわかりやすく表現するとともに、広く周知し理解を深める努力を続けていく。

今後、入学試験別に入学者数、退学者、留年者および標準修業年限卒業者の割合や学習の成果や単位取得状況、免許・資格取得状況について追跡調査を行う。入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係についても、十分な情報を得た上で、入学試験科目等について、課す科目、科目数や入試時期の新たな設定などについて検討を行う。

c. 入学者選抜の仕組み

- 入学者選抜試験実施体制の適切性
- 入学者選抜基準の透明性
- 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状の説明】

入学者選抜試験の実施体制については、本学における入学者選抜を適切かつ円滑に実施するため「入学試験委員会」（以下「入試委員会」）を設置している。入試委員会は、学長、副学長、教学部長、入試・就職部長、各学部長、健康管理室長、入学試験教科委員長、入学試験機械化委員長、事務局長により構成され、入学試験実施の基本方針をはじめ、入学試験に関するあらゆる重要事項の審議や決定を行っている。また、入試委員会のもとに、入学試験の具体的実施計画を策定し、実施に当たるため「入学試験実施委員会」を、入学試験業務の機械化に当たるため「入学試験機械化委員会」を、入学試験問題の作成および採点に当たるため「入学試験教科委員会」を、推薦入学試験の推薦基準のうち、課外活動の内容等について審査するため「推薦入試課外活動等選考委員会」をそれぞれ置いている。

入学試験問題の出題に関しては、一般入学試験では、入試委員会において全学的な見地から出題方針を検討・確認の上、各教科において「入学試験教科委員会」を中心に出題活動が進められる。例年、入学試験委員長の依頼を受け、各学部長のもとで各出題教科の責任者である出題委員長が選出される。各教科出題委員長のもと、2～4人の出題委員で構成する出題委員会が約4カ月にわたり計画的に開かれ、慎重に問題が作成される。年5回を基本として出題委員による校正が行われ、受験生にとって適切な問題か、また設問が適当であるか、出題ミスはないか等の検討が行われる。

入学試験実施体制として、入学試験当日は、入学試験本部の統括のもと、各入学試験実施本部では受験生からの問い合わせや仮受験票の発行、問題訂正の周知、突発的な出来事の対応、不正行為の防止、高等学校教員、保護者および関係者に対する対応などを行っている。入学試験問題の搬出入時や解答用紙の授受に際しては、各入学試験実施本部・実施本部責任者（学部長またはそれに準ずる専任教員）が立ち会い確認を行っている。問題・解答用紙の輸送においては、完全ロック式コンテナを使用し、梱包の厳封と責任者の割印を励行している。本学では、入学試験をすべての教職員が取り組む業務として位置づけ、適切に業務遂行できるように、「入学試験実施要領」を全員に配付するとともに説明会を開催し、試験種別ごとに厳正かつ細心の注意をもって実施している。

「一般入試」の個別学力検査の採点については、出題者の選出と同様の手続きで、出題者に加え、採点委員を選出し、採点会場を関係者以外立入禁止の厳重管理のもと採点が行われている。その際には、各教科の出題委員長および入試・就職部長のもと入試課職員によって厳正なる確認作業を行っている。「一般入試」の個別学力検査の本学模範解答につ

いては、入学試験教科委員会のもとで検討される。解答率や項目別正答率などを算出し、問題が適切かつミスがないかの検討を出題責任者が行うとともに、入学試験科目別のデータも解析し、次年度の入学試験に反映させるよう検討を行っている。合否判定については、全受験生の得点を受験生個人の特長ができないよう配慮して入試課が作成した合否判定資料により、各学部教授会において、公正かつ厳格な透明性のある審議・決定を行っている。

本学の入試は、文部科学省の入学者選抜実施要項に基づき、いずれの選抜方法の入試も学生募集要項を作成し、出願資格や調査書の扱い、試験科目の配点などを明記している。「AO入試」では各学科で「求める学生像」として具体的にそれぞれの学科の特性にあった選考方法を、「指定推薦入試」では、教科の評定平均値等をそれぞれ記載している。なお、受験生に対しては、募集要項に明記し、希望者には成績開示を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、入学者選抜試験実施体制は確立しており、入学者選抜基準の透明性および入学者選抜の結果の公正性についても確保されており適切である。

一般入学試験の個別学力検査に関しては、厳密かつ迅速な作業を行いながらも、ミスを防止する相互確認・複数回確認ができる体制、および正答率の確認等による多角的な検証システムが確立している。第三者の外部機関への入学試験問題解答の作成依頼は、試験問題の適切性と模範解答のチェックシステムとして大いに役立っている。

入試回数が増加することは、ミスを誘発する要因となるため、確認体制を強化する必要がある。問題作成時および採点時における確認体制をよりいっそう厳密にするなど、あらゆるミスの防止に努めていく。

d. 入学者選抜方法の検証

●各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

入試問題の検証については、入学試験教科委員会を中心とした各教科科目の出題者および出題者以外での内部チェック体制を実施している。この内部チェック体制は、解答過程で設問文が適切であるか、誤りや不備の有無、受験生にとって誤解を生む要素がないか等を検証するシステムである。

推薦・一般入試問題集の作成を毎年外部に委託し、問題、解答および傾向と対策を公開している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

学内における検証結果は、出題責任者にフィードバックしており、次年度の試験問題に反映することにより、内容等の適切化に貢献している。

また、高等学校および予備校から入試問題に対する意見を直接聴取するシステムは確立していないが、今後、入試問題を検証することを目的とした本学独自の懇談会を開催するなど検討していく。

e. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

本学の教育目標や受け入れ方針を理解した意欲ある学生の確保が重要であると考えている。「AO入試」では、「姫路獨協大学で学びたい」という強い意志を持った人、語学・簿記・情報処理等の公的な資格や能力を持っている人、スポーツ・文化・芸術・ボランティアや生徒会等の活動などで優れた実績のある人を求めている。学科試験のみでは見だしにくい受験生の学習意欲や熱意・目的意識などを評価するために、1次審査（書類審査等）と2次審査（面接、課題レポート等）の2段階選抜を実施している。書類審査は、エントリーシート、調査書、志望動機・自己推薦文など、2次審査では面接、課題レポート、小論文、ボランティア体験実習などを課している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

各学部・学科が定めた「求める学生像」に照らし合わせたきめ細かい入学試験制度であり、高等学校での活動実績や本人の意欲・個性を十分に、そして多面的に捉えて評価が出来ている。「AO入試」による入学者の高い学習意欲や熱意・目的意識は、他の学生への活性化にもつながっている。

しかし、学科試験を実施しないことにより、基礎学力が十分でない受験生が入学することは否定できない。

学科試験を課さないことにより、基礎学力が十分でない受験生が入学することについては、今後、各学部・学科において、入学前の意識や基礎学力の向上を図る体制を早急に検討する。

f. 入学者選抜における高・大の連携

△推薦入学における、高等学校との関係の適切性

△高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

【現状の説明】

本学の推薦に基づく選抜は、「指定推薦入試」、「公募推薦入試」、「スポーツ特別選抜」がある。

随時、これらの入試に志願実績のある高等学校を個別に訪問し、その高等学校と本学との関係を確認すると同時に、本学の教育方針や入学選抜方法、さらには就職状況などをあらためて説明し、高等学校からの質問や意見を聴取するなど、高等学校側との連携を深め、相互の交流に努めている。推薦入試によって入学が決定した生徒に対しては、入学前教育を行っている。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達については、教職員が全国各地の高等学校や説明会に出向き、高校生、高等学校の進路担当教員、保護者が必要とする情報を迅速に提供できるように努めている。

入学試験の情報提供に関する高校生への説明の機会として、オープンキャンパスを開催している。オープンキャンパスでは、各学部模擬授業、施設見学、本学の教員や学生との面談、学生生活や留学の相談など、広報媒体では伝えにくい情報を提供し、大学では、何が学べ、どのような学生支援があるのかなど、入学後の学習環境が実感できるように配慮している。また、高校内ガイダンス、学外での進学相談会等を通じて、直接受験生に情報を提供している。

印刷物として入学後の教育・学生生活に関する情報を提供する大学案内と入試に関する情報を提供する入試ガイド等を発行し、情報提供を行っている。これらの資料は、オープンキャンパス、入試説明会、高等学校訪問や進学相談会の際に配付している。

また、ホームページを活用して、迅速な情報伝達ができるようにするとともに、入試情報、キャンパスイベントの最新情報、キャリア支援情報、各学部での学修・研究内容などの情報を掲載し、受験生をサポートしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

高等学校との信頼と協力関係をもとに、本学の理念・目的や教育目標を理解した優秀な生徒が確保できている。とくに指定校をはじめ志願実績のある高等学校との関係は重要である。今後も高等学校訪問を充実し、大学の情報提供に主眼を置いた面談、高等学校の情報収集にも観点を置き、高等学校との連携をより緊密にする。

多角的な側面から、受験生、高等学校教員および保護者に対する情報提供は重要であり、

進学相談会やオープンキャンパスなどの対面式の広報活動では、その都度参加者にアンケート記入を依頼し、その結果を分析して、次年度の開催方法・内容について改善・見直しを図っている。とくにオープンキャンパスは、受験生が直接大学に触れることができ、高校生に対して行う進路相談・指導、情報伝達の機会として、最適である。

広報冊子等による情報提供については、寄せられた学内外からの意見や他大学の広報活動を参考としながら、毎年見直し、内容の充実を図っている。

今後も、多様な手段を用いて、受験生に対して積極的に情報発信を行っていく。

g. 科目等履修生・聴講生等

△科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

△大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状の説明】

「学則」第57条に科目等履修生の受入れ方針を、「研究生・科目等履修生規程」に必要な要件等を定め、地域に開かれた大学として、本学の授業受講希望者に対して、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考の上科目等履修生を受け入れている。科目等履修生の出願資格は高等学校卒業者またはこれと同等以上の資格を有すると認められる者である。

また、「教職課程・資格コース科目等履修生規程」により、教職課程・資格コース（学校図書館司書教諭、博物館学芸員、社会教育主事）の科目等履修生を受け入れている。取得希望者の出願資格は次のとおりである。

①教職課程（中学校・高等学校教諭一種免許状）

・・・学士の学位を有する者

②教職課程（幼稚園・養護教諭一種免許状）

・・・学士、短期大学士の学位を有する者、専修学校専門課程修了者

③学校図書館司書教諭、博物館学芸員、社会教育主事

・・・本学を卒業した者、本学の大学院に在籍する者、本学大学院を修了した者

④保育士

・・・指定保育士養成施設の指定を受けている大学、短期大学、専修学校専門課程修了者

選考は、面接および出願書類（科目によっては筆記試験）により、各教授会（全学教職課程委員会等を含む）が審議し、2008年度は15人の科目等履修生を受け入れた。

大学院（修士課程）については、「大学院学則」第42条に科目等履修生の受入れ方針を、

「大学院研究生・科目等履修生規程」に必要な要件等を定め、選考の上科目等履修生を受け入れている。

選考は、面接および出願書類（科目によっては筆記試験）により、各研究科委員会が審議し、2008年度は5人の科目等履修生を受け入れた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本学学部・大学院の科目等履修生等の受け入れ方針・要件については、おおむね適切性と明確性は確保されている。

科目等履修生は、学部・大学院学生と一緒に授業を受けており、学習意欲の高い科目等履修生が授業に参加することにより、学部・大学院学生にもよい刺激を与えているが、人数は他大学と比べ多いとはいえない。今後、生涯学習への対応からも、さまざまな機会、媒体を用いて募集拡大を図っていく。

また、学部においては、履修できる科目が年間4科目（教職課程・資格コースは除く）と他大学に比べ少ない。この点については、2010年度から履修できる科目数を年間4科目から半期4科目に変更する。

h. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

全学部の2005～2009年度の入学定員と入学者数および収容定員と在籍学生数の推移は、表4-1のとおりである。

表 4-1 過去5年間の入学者・在籍者の状況

	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	入学者	在籍者	入学者	在籍者	入学者	在籍者	入学者	在籍者	入学者	在籍者
	(入学定員)	(収容定員)	(入学定員)	(収容定員)	(入学定員)	(収容定員)	(入学定員)	(収容定員)	(入学定員)	(収容定員)
外国語学部	228 (300)	971 (1200)	173 (300)	906 (1200)	133 (300)	754 (1200)	101 (150)	615 (1050)	80 (150)	487 (900)
法学部	187 (300)	1036 (1200)	156 (300)	924 (1200)	146 (180)	778 (1080)	133 (180)	635 (960)	112 (180)	561 (840)

経済情報 学部	236 (250)	1115 (1030)	243 (250)	1002 (1010)	200 (250)	919 (1000)	174 (200)	827 (950)	175 (200)	754 (900)
医療保健 学部			187 (190)	187 (190)	182 (190)	368 (400)	171 (190)	536 (610)	154 (190)	682 (820)
薬学部					104 (120)	104 (120)	96 (120)	196 (240)	85 (120)	282 (360)
合 計	651 (850)	3122 (3430)	759 (1040)	3019 (3600)	765 (1040)	2923 (3800)	675 (840)	2809 (3810)	606 (840)	2766 (3820)

全学部の入学定員と入学者数の比率は、2005年度は0.77、2006年度は0.73、2007年度は0.74、2008年度は0.80、2009年度は0.72であり、全学部の収容定員と在籍学生数の比率は、2005年度は0.91、2006年度は0.84、2007年度は0.77、2008年度は0.74、2009年度は0.72である。2005年度の経済情報学部の収容定員充足率1.08を除きすべて1.0を下回っている。

2004年度以前の定員充足の状況については、外国語学部では2000年度以降、入学定員充足率が、2002年度以降、収容定員充足率が1.0を下回った。法学部では入学定員充足率が2001・2002年度に1.0を下回り、2003年度一旦回復したものの、2004年度再び1.0を下回った。収容定員充足率は2003年度以降1.0を下回った。2004年度以前の経済情報学部はすべての定員充足率で1.0を上回っていたが、全学部の入学定員・収容定員充足率が2004年度にはじめて定員割れとなった。

このような状況と社会のニーズを踏まえ、2006年4月に医療保健学部（入学定員190人、2年次編入学定員20人）を新設するとともに、2007年4月に法学部の入学定員300人のうち120人を振り替え、薬学部（入学定員120人）を新設した。また、2008年4月に外国語学部6学科を1学科2専攻に改組し、入学定員を300人から150人に変更した。同じく2008年4月に経済情報学部は、経済情報学科の入学定員を150人から200人に変更するとともに経営情報学科（入学定員100人）の募集停止を行った（経済情報学部の入学定員は250人→200人）。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

現状の説明で述べたとおり、入学定員と入学者数および収容定員と在籍学生数の比率については、非常に厳しい状況が続いている。

また、定員の適正化に向け、医療保健学部および薬学部の設置、法学部の入学定員削減、外国語学部・経済情報学部の改組等を実施してきたが、著しい効果をあげることができていない。学部開設後、医療保健学部では、定員を満たしている学科と満たしていない学科が混在しており、学部全体ではわずかながら定員割れの状態が続いている。薬学部につい

でも開設後、定員割れの状態が続いている。外国語学部・法学部・経済情報学部では、入学定員の変更直後は一旦定員充足率は回復したが、依然として入学者の減少傾向は続いている。

本学では、入学試験にかかる一定の成績基準を維持しながら、定員管理を厳格に行っており、現時点では全学部で定員を下回っている。しかしながら、それぞれの学部教授会と入試委員会が連携・協力し、定員充足率の改善に向けた努力を行っている。

【改善の具体的方策】

入学者確保に向け、本学の理念・目的、教育内容の周知・徹底を行うため、ホームページや大学案内などの充実を図るとともに、学園全体としての統一的広報を行う。さらにオープン・キャンパスや高校内ガイダンス・進学相談会・高等学校訪問など、受験生・保護者・高等学校教員などとの接触強化を図るとともに、急激な経済危機に伴う本学独自の緊急経済支援策として、2010年度から特待生選抜入試制度を全学部で導入するなど入学者選抜方法の見直しを行い、2010年度の入学者確保に努め、定員充足率についても徐々に改善を図っていく。

一方、近年、少子化による志願者数の減少のほか、中途退学者が増加している。本学でも、退学・除籍者数は減少傾向にあるものの、全学生の約6%弱と、収容定員充足に大きな影響を及ぼしている。中途退学の理由としては、学習意欲の低下、単位未修得、進路変更が多いが、最近、学費未納等の経済的理由により退学・除籍せざるを得ない学生が増加している。今後、学生への相談・指導体制を強化するとともに、クラス担任、ゼミ担当教員が、学生に対してきめ細かい支援、指導を行い、定員充足率の改善を図っていく。

このようにさまざまな対応策をとりながら、定員充足率の改善を図っているが、一方で中・長期計画の見直し、定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性などを検討していく。

i. 編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

学部ごとの退学者・除籍者数は、次のとおりである（詳細については「大学基礎データ（表17）」を参照）。

表4-2 退学除籍者数一覧

(単位 人)

学 部	2006年度	2007年度	2008年度
外国語学部	61	39	38
法 学 部	62	52	42
経済情報学部	64	67	65
医療保健学部	2	4	9
薬 学 部	—	4	2
計	189	166	156

退学・除籍者数は減少傾向にあるが、全学生の約6%弱の学生が退学・除籍となっている。退学理由としては、学習意欲の低下、単位未修得、進路変更が多いが、最近、学費未納等の経済的理由により退学・除籍せざるを得ない学生が増加している。4年次での退学が多いのは、単位未修得のため4年間で卒業できず、就学意志の喪失や保護者（学費負担者）への配慮から退学する学生が多いと考えられる。また、進路見直し等の理由で休学し、復学できずに退学へと至る者も見受けられる。

退学希望者に対しては、各学部選出の教務委員（医療保健学部、薬学部は学科主任およびクラス担任）が面談することを原則とし、退学理由や就学継続の可能性などを含めて相談に応じている。「退学願」が提出された場合は、教授会に諮り、教務委員などの面談者がその理由等を報告し、退学を承認することとしている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

退学・除籍者数は減少傾向にあるが、全学生の約6%弱の学生が退学・除籍となっていることは問題である。

目的意識がないまま大学生活を送り、単位未修得や学習意欲の低下で退学に至る学生を減少させるために、自分の将来設計、実社会の現状等を考えさせるガイダンスを1年次から開き、目的意識を持った学生生活を送ることのできる体制づくりが必要である。とくに学習意欲の低下が進路変更等を理由とした退学につながると考えられるので、クラス担任、ゼミ担当教員はつねに学生の修学状況等を把握しておかなければならない。各学部では、クラス担任、ゼミ担当教員が学生の相談に、きめ細かく対応するよう努めた結果、退学・除籍者は減少傾向にある。今後も退学に至った経緯や要因を詳細に検討し、学生に対して一層の支援、教育指導体制を図っていく。経済的理由により退学・除籍せざるを得ない学生に対しては、各種奨学金制度の活用や学費の延納・分納を利用するよう、さらに支援・対応を充実していく。

また、諸事情により退学・除籍（授業料未納者）になった後でも、再入学することができる制度は今後も継続していく。

第2節 学部等における学生の受け入れ

(1) 外国語学部

◇到達目標

- ①英語を中心とした複数の外国語運用能力または日本語・日本文化についての深い知識および日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけることに意欲を持つ学生を受け入れる。
- ②多様な受験生に対応し、誰が見ても適切かつ透明な入学試験を実施し、定員確保を目指す。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

本学部の学生募集および入学者選抜方法は、大学全体の方針に則って実施している。

具体的な入学者選抜方法は複数ある。それを2009年度入試から概観すれば、推薦入試（「指定推薦入試」、「公募推薦入試」、「スポーツ特別選抜」）、一般入試（「AO入試」、「一般入試」、「センター試験利用入試」、「帰国子女特別選抜」、「社会人入試」、「外国人留学生特別選抜」）である。入学定員は150人、そのうち「推薦入試」が75人、「一般入試」が75人である。なお2010年度入試から「編・転入試」若干名が加わる。「推薦入試」は、いち早く入学を決め、将来の目標に備えたい人のためである。「一般入試」は学科試験、とくに英語もしくは国語で実力を発揮したい人のためである。「センター試験利用」は受験した試験を活用したい人向きである。高得点科目を利用できるメリットがある。

学生募集にあたり年間を通して行っているのは、高大連携による出張講義、高等学校および日本語学校などにおける進路相談会である。2008年度は、のべ32人の教員が、東京、大阪、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根の7都府県、のべ32校に出向いた。

教員による高等学校訪問も積極的に行っている。6月から始まる本学職員による訪問では、大学や入試に関する全般的な内容説明を行う。それを受ける形で、7月から11月にかけて、教育内容、入試内容、在学状況、就職状況などについて、教員から具体的な説明を行っている。2008年度は、のべ30人の教員が、滋賀、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、愛媛、徳島、福岡の9県、のべ165校を訪問した。

本学においては生徒や保護者に対してオープン・キャンパスを実施している。2008年度は5月から9月にかけて6回実施した。英語、日本語、ドイツ語、スペイン語、中国語、

韓国語に関する展示、ミニ講義、学部、専攻の説明、外国のお菓子、お茶などの紹介などを家庭的雰囲気の中で行っている。少しずつではあるが、大学に好感を持ってもらえる雰囲気作りにも努めている。

また多くの受験生がホームページからも本学の情報を取得しているので、できるだけ早く新しい情報に更新するように努め、その充実を図っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

具体的な入学者選抜方法に関して、さまざまな角度から多様な可能性をもつ受験生を受け入れるため多様な入学者選抜方法を設けている点は、適切である。

しかし、2008年度および2009年度の各入学者選抜方法による入学者は、「大学基礎データ（表13）」のとおり定員充足に至っていない。各入学者選抜方法ではとくに、「指定推薦入試」が38人から20人へと大幅に減少している点と「公募推薦入試」の入学者が2年連続して20人未満という点が問題である。専願の「指定推薦入試」が大幅に減少したことは、受験生にとって本学が必ずしも第一志望ではないということを意味する。また、併願が可能な「公募推薦入試」での入学者が20人未満である点は、本学部が受験生の希望に十分には応えられていないことの証明である。したがって本学部の魅力を受験生に周知する必要がある。

2009年度入試における入学者の県別内訳は、全体で80人のうち、兵庫県28人、他都道府県45人および外国人留学生は7人であり、他都道府県からの入学者が多いことが特徴である。しかし言い換えれば、兵庫県下の入学者が少ないとも言えるのでこの点は、改善する必要がある。

【改善の具体的方策】

「指定推薦入試」および「公募推薦入試」の入学者増を図るため、まず入学した学生を十分にケアし、入学してよかったと思うようにすること。次いで、入学後の学習成果をはっきり目に見える形で広報することである。具体には、入学後、英語のTOEICの点数を大幅に伸ばした学生、各種検定試験（ドイツ語検定、中国語検定、スペイン語検定、ハンガール検定）の合格者、日本語教員養成プログラムにおいて優秀な成績をおさめた学生が在籍している実績を紹介する。このような優秀な人材を地道に育て、社会に送り出すことにより、入学者増を図っていく。

また、兵庫県下の入学生を増やすために、今まで以上に地域性を重視した広報活動を展開する。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

母語のみならず複数の外国語にも柔軟な関心を示し、ことばのもつ豊かさを身につけ、国際社会に貢献したいと希望する学生を受け入れるのが、本学部の方針である。このことは、「英語を中心とした複数の外国語運用能力又は日本語・日本文化についての深い知識および日本語による優れたコミュニケーション能力を身につけて、多文化共生社会において活躍できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成することを目的とする。」という学部の理念・目的・教育目的にかなうものである。

その方針は、さまざまな入学者選抜方法、すなわち推薦入試（「指定推薦入試」、「公募推薦入試」、「スポーツ特別選抜」）、一般入試（「AO入試」、「一般入試」、「センター試験利用入試」、「帰国子女特別選抜」、「社会人入試」、「外国人留学生特別選抜」）、および「編・転入入試」においても、またカリキュラムにおいても基本となるものである。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

外国語専攻、日本語専攻のいずれの専攻においても1年次の専修語である英語は週5コマ必修である。兼修語であるドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語は、外国語専攻では週3コマ必修であるが、日本語専攻では選択となっている。日本語は、日本語専攻では週3コマ必修であるが、外国語専攻では選択となっている。多文化共生社会では、母語+2言語、すなわち日本語と英語ともう1つの外国語を学ぶのが基本である。外国語専攻および日本語専攻を問わず、本来ならば母語と英語とその他の外国語のすべてを必修で学ぶことが望ましい。しかし、すべてを学ぶ機会は与えられているので、現在の本学部のカリキュラムは、十分ではないが、おおむね入学者受け入れ方針にかなっている。本学部のさらなる充実・発展を目指し、多文化共生社会を生きる意欲を持つ学生を受け入れるために、学年進行終了後にカリキュラム改正を目指して、学部内にカリキュラムの検討する委員会を設置する。

c. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

2008 年度入試から導入し、2008 年度は募集定員 5 人に対して入学者 5 人、2009 年度は募集定員 10 人に対して入学者 1 人であった。求める学生像は「外国語を活かした職業に就くことを希望する者」であって、「すでに高い外国語学力を有し、将来、国際舞台で活躍することを希望する者」もしくは「現状の英語力は高いレベルとは言えないが、職業に対するモチベーションを持っている者」である。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

「AO入試」については、入学者を十分に確保できていない。この点は、本学部を志望する高校 3 年生は、9 月になってから志望校を絞ってくる傾向があるためである。このため 2010 年度より、エントリーの時期を夏休み以降の遅いエントリーも可能とした。また求める学生像を手直しし高等学校での成績よりも、大学入学後の意欲に重点を置き、外国語の能力もしくは日本語力を大学で高める意欲のある者を求めていくこととした。

d. 外国人留学生の受け入れ

△留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

【現状の説明】

本学部の外国人留学生には、4 年間在籍する正規学生と半年あるいは 1 年間在籍する交換留学生の二種類がある。年度別の入学者数を正規学生、交換留学生の順で記述すると、2006 年度 18 人、17 人、2007 年度 13 人、15 人、2008 年度 9 人、25 人である。2009 年度は、7 人、17 人である。交換留学生は言うまでもなく大学間協定に基づく。正規学生はマレーシア政府派遣の学生を除き、日本国内の日本語学校で学び、「外国人留学生特別選抜」を受験して合格した者である。出願資格は日本の高等学校卒業に相当する 12 年間の教育課程を修了した者、あるいは当該年度の 3 月 31 日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者である。また次の各号のいずれかの日本語能力を有する者である。すなわち①財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 2 級以上または独立行政法人日本学生支援機構が主催する日本留学試験の日本語科目が 200 点以上を獲得している者、②上記①の資格又は得点を有しないが、日本語教育施設等の教育課程において、上記①の条件に相当する日本語能力を有すると認められた者、となっている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

マレーシア政府派遣の留学生を除き、入学者は全員日本国内の日本語学校出身者であり、

本国地での大学教育は受けていない。厳正な筆記試験と口頭試問を実施しており、入学試験は問題ない。大学前教育、すなわち本国での高等学校レベルの成績表まではチェックできていないが、日本語学校での成績は、出席状況も含めて慎重に審査している。

今後は他大学同様、現地入試や現地からの編入学が予想される。その際本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定、さらに単位認定が厳しく問われることになるため、早急に学部内で検討する。

e. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

2008年度入試から本学部は、6学科入学定員300人から外国語学科1学科入学定員150人(外国語専攻110人、日本語専攻40人)に改組し、募集することになった。2008年度の入学者は、入学定員150人に対して、102人(外国語専攻74人、日本語専攻28人)、2009年度は、80人(外国語専攻59人、日本語専攻21人)である。その結果、外国語学科の入学定員と入学者数の比率は、2008年度0.68(外国語専攻0.67、日本語専攻0.70)、2009年度0.53(外国語専攻0.54、日本語専攻0.53)である。外国語学科の学生収容定員と在籍学生数の比率は、「大学基礎データ(表14)」からわかるように0.59である。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

2007年度までの6学科体制に比べると、現在の1学科2専攻体制になって、学生収容定員と在籍学生数の比率はわずかに向上した。しかし、それでも定員充足率が、0.59に留まっていることは、問題である。

このことの理由として、①英語を特化して勉強することを希望する学生への配慮に欠けていたこと、②受験生にとって、専修語(英語)と兼修語(英語以外の言語)の関係、入学後これらをどう学ぶか等の理解が得られにくいことがあげられる。

【改善の具体的方策】

この状況を改善するために、次のこと等を行い入学者の確保を図る。

点検・評価の①に対しては、これに十分応えうるカリキュラム・指導方法が整備されていることを受験生に周知する。さらにTOEIC700点以上の学生を育てるための英語インテンシブクラスを設けることを積極的に広報する。

②に対しては、専修語と兼修語の関係、入学後の履修方法を十分説明し、受験生に広報する。また、受験生にとってわかりやすい名称に変更するなどの検討を行う。

f. 編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

「大学基礎データ（表 17）」からわかるように、外国語学科の退学者数は、2008 年度 6 人である。在籍者数は 2008 年度 102 人であるので、退学率は 5.88%である。ちなみに本学部全体では、退学者数は、2006 年度 61 人、2007 年度 39 人、2008 年度 38 人である。在籍者数は 2006 年度 906 人、2007 年度 754 人、2008 年度 615 人であるので、退学率は 2006 年度 6.73%、2007 年度 5.17%、2008 年度 6.18%である。人数的には少し減少しているが、割合は平均して 6.03%とほぼ横ばいである。これに比べると外国語学科の退学率は若干低い。

外国語学科では 1 年次の入門演習、2 年次の基礎演習、3、4 年次の演習、改組前の本学部では 1 年次の入門演習、2、3、4 年次の演習と、在学中つねに 10～20 人単位の演習参加が義務付けられている。また改組前も後も、入学直後に 1 泊のオリエンテーション合宿を実施し、学生同士、あるいは教員と学生との親和的関係を深め、大学生活への移行を手助けしている。したがって入学後も割合早くから教員と学生のコンタクトはよく図られている。もし学生が退学を希望する場合、演習担当教員もしくは学科、専攻の教務委員、学生委員と原則として面談することになっている（やむを得ない時には電話による話し合いのこともたまにはある）。退学理由は外国語学科の場合、1 年次生に関して、進路変更であり、改組前の本学部でも、1、2 年次生に関しては、進路変更が多い。高学年とくに 4 年次生の場合は、卒業が不可能になり、家庭の都合もあって、これ以上の就学不可能のため退学するケースが多い。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

外国語学科の退学者の割合は 5.88%である。本学部全体の退学者の数は減っているが、退学者の割合はこの 3 年で平均して 6.03%である。外国語学科の退学者の割合は、若干少ないが、決して少ない数字ではない。本学部では、改組前、改組後も、入門演習、基礎演習、演習、語学授業を通して、日頃から学生との十分なコンタクトはとれている。入学時の 1 泊オリエンテーション合宿により、学生同士、あるいは教員と学生との親和的関係が作られ、大学生活への移行がスムーズに行われている。この取り組みにもかかわらず退学者が出るのは、外国語習得に不可欠である持続的な学習習慣が身につけていない学生がい

るからである。能力はあるが、学習習慣が身につけていない学生への対応が課題となる。

【改善の具体的方策】

退学者を減らすために、今まで以上に入門演習、基礎演習、演習、語学授業を通して、日頃から学生との十分なコンタクトを行う。また入学時の1泊オリエンテーション合宿をさらにいっそう充実させる。さらには、持続的な学習習慣が身につけていない学生に対して、入学時のガイダンスを徹底し、オフィス・アワーなどを活用して、今まで以上に個別指導を実施する。大学の授業と授業時間外の学修とを連動させること、そして欠席が目立ち始めた学生のケアを徹底し、退学率5%以下を目指す。

(2) 法学部

◇到達目標

- ①的確で柔軟な法的判断能力および実際的な問題解決能力をそなえた職業人を育成するという目的にかなう学生を入学させる。
- ②上記①の目標との調和を図りながら入学定員の確保に努める。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

2009年度において本学部が実施している入学者選抜方法は、「一般入試」、「センタープラス入試」、「センター試験利用入試」、「指定推薦入試」、「公募推薦入試」、「スポーツ特別選抜」、「AO入試」、「帰国子女特別選抜」、「社会人入試」、「外国人留学生特別選抜」である。

これらの入学者選抜方法は、本学部のみ実施している方法ではなく、全学と同様のものである。

本学部の教育理念・目的は、「法律及び政治学に関する専門的知識を授けることによって、的確で柔軟な法的判断能力及び実際的な問題解決能力を備えた職業人を育成して地域社会に貢献すること」にある。主として高等学校における通常の教育を修めた志願者を対象として、この理念に特化した選抜方法を考案し実施することは、一般的には難しい。

本学部の選抜方法は、全体として英語、国語、数学など高等学校における学習の基礎と

した学科試験を重視するものとなっている（スポーツ特別選抜についても、学科試験は課さないものの、原則として高等学校等の評定平均値 3.0 以上という条件を課すことによって、高等学校での学業成績を選抜の要素に入れている）。これらの科目は、文章の読解力、論理的推論能力の観点を含んでいることから、これらの科目の成績によって法的思考能力を養う本学部教育に適しているかを判定している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部の選抜方法において、学科試験を課さない「指定推薦入試」や「スポーツ特別選抜」においても、評定平均の条件を課すことによって高等学校における学業（学力）について一定の保証が与えられているものの、本学部における教育を理念どおりに実施するために十分な学力であるかどうかについては疑義がないとは言えない。

また、学力を重視した「一般入試」による入学者の比率が低いという問題があるとともに、学科試験を課す「公募推薦」と「一般入試」について、試験科目数などの点で志願者の基礎学力を十分に見ることができるか否かという疑義がある。

【改善の具体的方策】

学部の理念にそった入試選抜方法を実施するという点に関しては、「一般入試」の志願者を増加させることに加えて、「一般入試」および「公募推薦入試」に課される試験科目の検討も必要である。志願者の増加を見込んで試験科目を減らすという方策を取ると、学力の審査が十分に行えず、全般的に見て学力が相対的に低い者が入学するという弊害が生じる。これら2つの要請の適正な均衡を図らなければならない。

これらの要請に対応するために、2008 年度の入試から、公募推薦について、高等学校での学業全般を見る評定平均を重視する方式と学科試験の点数に比重を置く方式の2つの方式から選択可能な選抜方法に改めた。これによって、相対的に見て学力の比重を低下させることなく志願者の増加を図った。また、「一般入試」において、2007 年度まで一部の入試方式で実施されていた1科目を課す受験から、2008 年度に2科目を課すこととし、2009 年度から2または3科目を課す受験方法に変更した。これは、より広く志願者の学力を見たいという理由による変更であるとともに2科目以上の試験を課している大学との併願者を増やすことを想定して実施した。今後は、これらの方策の推移を見ながら必要に応じ、改善策を検討する。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

本学部の入学者受け入れ方針は、本来、学部の理念に従った教育を受ける能力を備えた志願者を入学させることである。各選抜方式の目的に応じた特質について、できる限り良好な成績を示す志願者を入学させることが、地域社会に貢献できる職業人の育成という理念により良く叶うことになる。

しかし、入試における実質的な競争倍率を維持して有意義な選抜を行って学部理念をより理想的に実現できる人材を確保することが困難になってきているのが現状である。

2004年度までの数年間は、志願者が激減したが定員は維持されていた。しかし、実質的な競争倍率を確保できるほどの志願者が確保できず、定員を満たすことを優先した選抜を行ってきた。ただし、全員合格とはせず、1.1倍程度の倍率は維持した。その後、定員割れとなった年度においても、入試成績の最下位周辺の志願者のみを不合格とする合否判定を行ってきた。総括すれば、これらの期間の本学部の受け入れ方針は、1人でも多くの入学者を確保するという点を重視したものであったと言える。

定員割れが始まった2005年度の「公募推薦入試」および「一般入試」の合否判定会議において、全員合格とせず、成績（点数）が上位集団よりも開きのある下位の者を数人程度不合格にするという方針をとった。また、2007年度の入試の合否判定においては、「一般入試A日程」において、実質競争倍率が1.3倍となる点数に合否のラインを設定した。また、2008年度および2009年度入試では、1.5倍に合否ラインを設定した。これによって、受験予備校による偏差値がある程度上昇した。

以上の入学者の受け入れ方針、および入試競争倍率の低下と相関する入学者の学力低下は、カリキュラム改正に少なからず反映されてきた。すなわち、1年次前期の「オリエンテーションゼミ」から4年次の「演習」に至るまで、一貫して少人数教育を施すことにより、ゼミ単位で学業不振その他の問題をかかえる学生を把握し、指導する体制が取られている。

また、「オリエンテーションゼミ」において、大学教育への導入を十分に行うとともに、1年次後期の「入門ゼミ」で読む能力、2年次の「基礎演習」で書く能力、3、4年次の「演習」では討論能力を養い、学士号を有する者として通常期待される能力を段階的に身につけさせて社会に送り出すように配慮されている。これらのゼミの授業時間の一部を利用して、数学検定試験の問題を行う等して基礎学力を向上させるための努力も行われている。また、多くの教員は、学生の理解度に合わせて、分かりやすい言葉で丁寧に講義するという工夫を日々行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

志願者の数が継続的に減少しているにもかかわらず、一定数の入学者を確保するという方針をとれば、合格最低点および入学者の学力が相対的に低下していくことになる。しかしながら、一定の成績以上の志願者を入学させるという方針をとれば、入学者数が減少を続

け、大幅な定員割れを生じさせ、学部を維持できないという事態に立ち至る可能性がある。このジレンマに直面して、本学部は主に前者の方針を重視してきたわけであるが、相対的に低い学力の者を入学させることによって学部の評判を低下させ、さらに志願者を減少させるという悪循環に陥る。全員合格とはしなかったため、この悪循環の速度を一定程度抑制することはできたとは言える。とくに、2008～2009年度の「一般入試 A 日程」において1.5倍の競争倍率を設定したことは、適切な判断であったと考える。

上述のように、このような入学者の質の変化に対してカリキュラムの改正が比較的迅速に行われてきたことは評価できる。ただし、1年次後期の「入門ゼミ」で読む能力、2年次の「基礎演習」で書く能力、3、4年次の「演習」では討論能力を養うという基本方針が、必ずしも全教員に浸透しているとは言えず、とくに多くの希望学生が集中する教員の基礎演習において、必ずしも少人数とはならず、学生の文章を添削する等の指導が十分に行えない等の問題がある。この方針が全教員に対して100%厳格に守られるべきであるとする、かえってその教員の長所が活かされない可能性もあるが、実質的な方針が認知できる程度のゼミの性格付けは必要であり、維持強化しなければならないと考える。

【改善の具体的方策】

志願者が減少している中で、入学者の質の確保と数の確保を両立させることは容易ではないが、今後もこの2つの均衡を図りつつ、実質競争倍率を上げるような選抜を検討していく。具体的には、2008～2009年度の「一般入試 A 日程」において設定した1.5という競争倍率を徐々に増大させていく、少なくともそれ以下にはしないという方針を堅持する。

十分な法的思考能力を身につけた卒業生を地域社会に送り出すためには、学力を重視した「一般入試」や「公募推薦入試」の志願者を増加させ、実質的な選抜を行える体制にもって行く必要がある。このためには、結局、本学部の講義、就学就職支援、就職実績等の点で本学部の社会的評価を高めなければならない。

このような状況に対応して、カリキュラムは不断に点検、修正を継続的に行うべきであると考え、現行カリキュラムにおいて、一貫した少人数教育によって積み上げ式に学生の諸能力の向上を図るという方針を、教授会におけるFD関連の審議等の際に確認し、教員の実践の紹介や問題点の指摘を交えながら、徹底させることとする。

c. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

全学的な決定にしたがって、本学部でも 2008 年度入試から「AO入試」を導入した。学部の特徴が「AO入試」に反映されるように、将来の進路として在学生の希望が多く、また高い採用実績をあげている警察官を志望する高校生を対象とする入試とした。すなわち「次の条件を満たし、将来、警察官になることを希望する者。①強い正義感を持ち、礼儀正しく、強い奉仕精神と体力を備えた者。②警察官に必要な教養およびリーガルマインド（法的思考能力）を身につけたいと考えている者。」を募集要項に明示し、そのような志願者を募ることを企図した。1 次選考は、2 段階（2 日間）で行い、1 日目に面談を行って、志望動機や人物を確認し、次回のプレゼンテーションのやり方などについて説明している。2 日目には、警察官になりたい理由の説明を、模造紙やパソコンを用いたプレゼンテーション形式によって行わせている。2 次選考では、思想信条の領域に踏み込まないことに配慮しながら、法律に関係する社会問題などについて質問し、考えを述べさせる面接（口述試験）を行った。合否は、以上の選考結果を中心に、出願書類（調査書など）の内容を加味して行った。

2009 年度入試では、以前の「自己推薦入試」を「AO入試」に組み込んで、次の 2 タイプの受験生を募集した。「A. 将来、警察官・消防士・自衛官など治安の維持や社会の安全に直接携わる職業に就くことを希望する者で、次の二つの条件を両方とも満たす者。①強い正義感を持ち、礼儀正しく、強い奉仕精神と体力を備えている。②上記の職業に必要な幅広い教養とリーガルマインド（法的思考力）を身につけることを真に望んでいる。」「B. 次のような自己を推薦することができる何らかの長所を有する者。①スポーツ・文化・芸術・ボランティアおよび生徒会等における熱心な活動。②語学・簿記・情報処理・数学等の公的な資格（検定試験の合格等）。③その他各自が取り組んできたあらゆる活動や特技等。」

2008 年度入試では、3 人の志願者があり 2 人を合格とした。2009 年度入試では、7 人の志願者があり、6 人を合格とした。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

これまでの 2 回の入試の結果を見るに、最終合格した受験生は、正義感が強く警察官になりたいという強い意志と動機をもち、自分の考えを明確に述べることのできる礼儀正しい人物であった。この点で、AO入試の趣旨が理念どおりに活かされたと評価できる。

ただし、入学者が減少しているという学部の現状に鑑みて、志願者が少ないという問題がある。2008 年度は、この入試を初めて行ったこともあり、広報不足であったことも一因と考えられる。さらに高校生全体に占める警察官志望者の比率はそれほど高くはないとも推測でき、そもそも絶対数の少ない者にターゲットを絞っているという点が志願者の少なさの原因になっているとも考えられるので、2009 年度入試では、募集の範囲を広げた。

【改善の具体的方策】

大学案内やホームページなどの大学広報媒体において、早い時期から「AO入試」の存在とその理念を周知させるように努めて行く。

なお 2010 年度入試から、「AO入試」の対象者を増やすため、①スポーツやボランティア活動、資格などに関して自己を推薦することができる長所を有する者、②警察官、消防士、自衛官などの治安の維持や社会の安全に携わる職業につくことを希望する者、③自己の長所を生かして、法律を学び法律に関連する職業につくことを希望する者、という3つの類型をもうけて、学生募集を行うことに変更した。

d. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

本学部は、開学以来入学定員を 300 人に設定してきたが、2005 年度に大幅な定員割れ(入学者が定員の約 60%)を起し、改善が不可能であるとの判断から 2007 年度入試から入学定員を 180 人に削減した。この措置は、全学的な議論の末、もはや 300 人の定員を満たすことは不可能であるという判断から、実際の入学者よりもやや多くの定員数にするという現実に即応した改革であった。2007 年度の入学者は、146 人であり、入学定員削減によって大幅な定員割れは回避できたものの、依然、定員割れ状態が続いている(定員の約 81%)。2008 年度の入学者数は、133 人(73.9%)、2009 年度は 111 人(61.7%)とさらに減少した。

2007 年度の収容定員は 1,080 人であり、2007 年 5 月 1 日現在の在籍学生総数は、778 人であり、定員充足率は 72%である。2008 年度の定員充足率は、66%、2009 年度は、67%である。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

2010 年度において、1~4 年次の各定員が 180 人、収容定員が 720 人となる。入学定員を 180 人に変更した 2007 年度の定員充足率を最低として、180 人定員の学年が進行するにつれて、定員充足率は改善の方向に向かうことが見込まれた。しかし入学者は、2009 年度に定員の 61.7%にとどまり、来年度以後も入学時における定員割れが継続するとすれば、充足率が漸減すると見込まれる。

【改善の具体的方策】

この状況を改善するためには、本報告書の他の関連項目で説明されているように入学者

そのものの数を増やす不断の努力をしなければならないことはもちろんであり、将来的に定員のさらなる削減が必要である。2009年2月の教授会において、入学定員を180人から150人にさらに削減することが承認され、評議会においてその旨の報告がなされた。この決定のためには大学全体の財政状況、本学部の収支状況、適正な教員数および配置など全学的な議論が必要となるため、評議会における検討が必要である。

e. 編入学者・退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

過去3年間の退学者数の推移は、2005年度が78人、2006年度が62人、2007年度が52人、2008年度が42人である。退学希望者には、演習形式の授業（ゼミ）担当者（オリエンテーションゼミ、入門ゼミ、基礎演習、演習）または教務委員が個別に面談を行い、退学を希望する理由を本人に確認し、保護者とも電話または面談によって話し合って事情を聞き、また相談に応じている。退学理由としては、進路変更・経済的理由・学習意欲の低下・単位未修得などが挙げられる。退学者の氏名および退学理由は教授会で明らかにされ、退学者の氏名・学籍番号は議事録の中に残されている。基本的には、おおよそ承服しかねる異例な理由でないかぎり退学を承認するという方針であるが、教授会における退学理由の説明に不明確な点があるとの指摘がなされた場合、再度、学生本人や保護者と連絡をとって事情を聞き直すということもしている。主に学習意欲低下の理由から退学を希望する学生が、教員との面談によって退学を思いとどまって勉学を続けて卒業したという例が過去に数例ある。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

以前から退学者が多いことが学部内で問題視されてきた。退学者を減らすためには、総論的には、目的意識をもった学生を入学させ、学部教育を充実させ、個々の学生ケアを教員が行う、などの学部運営全般にわたる改革が必要である。1年次から4年次まで演習形式の授業がとれるようにカリキュラムを改正するなど、ここ数年にわたりこの種の努力を重ねてきた結果、2006年度に退学者数が大幅に減少した。この理由は主に次の4つである。

1. ゼミ担当者が学生の単位取得状況をセメスターごとにチェックし、取得状況が思わしくない学生を個別に面談して相談するという体制をとった。
2. 各学年でゼミに登録していない学生で単位取得状況の思わしくない学生を教学委員が積極的に呼び出して面談して指導する体制が徹底された。
3. 各セメスター当初の教学ガイダンスにおいて、就職を決めて4年間で卒業するとい

う目標のために各学年で何をすべきであるかなど学生の学習意欲を高め、具体的な目標を与える指導を行うこととした。

4. ゼミその他の講義や個別の面談などを通じて、キャリア開発センターと協同し、学生に対し就職に向けた活動を動機づける努力を行うこととした。その結果、現実には就職率が向上してきたころから、学生の就職およびそれに向けての学習意欲が高まった。

他方、このような改善が見られるものの、依然として一定数の退学者がいることも事実である。そのような退学者には家庭の（経済的）事情などによって、やむを得ず退学する者も多く含まれるが、中には、ほとんど大学に来ていないためにゼミにも登録しておらず、教員が把握していなかった者も含まれる。このような退学者を含めて退学者全般を減少させるためにはさらなる努力が必要である。

【改善の具体的方策】

将来的によりいっそう退学者を減少させる方策として、まず上記の理由1～4のシステムをさらに徹底させる。とくに理由1の各教員が責任をもって個々の学生を卒業までケアするという方針をさらに強化する具体的方策をとる。

（3）経済情報学部

◇到達目標

- ①学生の受け入れに当たっては、数学、経済学、情報、会計に係る資格取得に前向きな受験生を積極的に評価していく。
- ②面接試験の実施にあたって、入学者受け入れ方針を反映させた、学部としての統一的な評価基準を設けていく。
- ③学生へのケアを徹底することによって、退学者の数を大きく減らしていく。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

2009年度の入学試験は次の方法により実施した。

1. 一般入試
2. センタープラス入試
3. 指定推薦入試
4. 公募推薦入試
5. スポーツ特別選抜入試
6. 帰国子女特別選抜入試
7. 社会人入試
8. 外国人留学生特別選抜入試
9. 編・転入試
10. AO入試

「一般入試」「センタープラス入試」は、もっぱら「学力面」を重視した試験形態である。「一般入試」は、3期に分けA日程（1月）、B日程（2月）、C日程（3月）として実施。試験科目はA、B日程は国語、英語の必修科目に加え、数学、地理歴史の中から1科目を選択、C日程は国語、英語、数学の中から2科目を選択、とした。「センタープラス入試」は、本学で行われる英語試験に加え、大学入試センター試験で受験した科目のうち高得点科目1科目を合わせた2科目で判定を行った。

「推薦入試（公募・指定）」は、いずれも所属高等学校長の推薦が必要とされることからわかるように、学力のみならず当該受験者の「人物面」を強調したものである。また同時に本学での学習に対する「意欲」を評価するものでもある。「指定推薦入試」は、過年度までの入試において多数の受験・入学実績のある高等学校から学校長の推薦を受け、本学専願入学希望生徒に対して面接試験を行っている。「公募推薦入試」は、高等学校から学校長の推薦を受けたものに対し、学力試験（S日程は小論文、A/B日程は国語、英語、数学より1教科）を行い、高等学校の調査書と合わせて判定を行う。

「スポーツ特別選抜」は、基礎学力以外で評価できる「能力・活動面」を重視した試験形態であり、面接試験で行われる。

また「帰国子女特別選抜・社会人入試」は、高等学校新卒生以外の受験者にも門戸を開き、多様な背景を持った人材を本学学生に迎え入れようとする意図から設定されたものであり、面接試験で行われる。（「AO入試」については、「c. AO入試 150頁」を参照）学生募集の方法としては、本学ホームページ上での告知、各種進学雑誌への入試情報の掲載、入試課ならびに教員による高等学校訪問、オープン・キャンパス等を行っている（詳細は「同章第1節、a. 学生募集方法、入学者選抜方法 117頁」を参照）。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部では多様な入学者選抜方法を採用しているが、その一つ一つは他の多くの大学で

も採用されている一般的な選抜方法である。各選抜方法は、学生の受け入れに対する狙いを異にしており、受験生に対して多様な受験機会を与え、さまざまな人材を幅広く集めようとする本大学・本学部の意図を色濃く反映したものとなっている。

実際の入学者数を入試形態別に見ると「大学基礎データ（表 15）」のとおり、「一般入試」19.7%、「指定推薦入試」27.7%、「公募推薦入試」20.8%、「スポーツ推薦入試」17.9%、「A O入試」8.1%、「外国人学生特別選抜入試」5.8%である。また選抜方法で見ると、学力試験を伴う選抜方法（「一般入試」、「公募推薦入試」）が 47.4%、面接試験を伴う選抜方法が 52.6%と、面接試験による選抜の比重が高まっており、基礎学力が十分でない学生の入学が懸念される。しかし、近年、本学ならびに本学部では学生の基礎学力向上を目指したカリキュラムが強化されつつあり（「b. 入学者受け入れ方針等 148 頁」を参照）、こうした懸念は解消されていくものと期待できる。

【改善の具体的方策】

現時点で、個々の入学者選抜方法は制度として大きな問題はない。しかし、大学や受験生を取り巻く環境は近年めまぐるしく変化してきており、そうした変化に対応していくためにも、入学者選抜方法については、入試委員会や教授会等で定期的に検証し、見直しを行っていく。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

本学部の受け入れ方針として、本学部の教育を受ける基礎学力を備えている者以外にも、強い学習意欲を持っている者、自己成長を強く求めている者、本学部での教育によってさらなる成長が見込めそうな者を積極的に受け入れたいとする意向を持っている。また学習面に限らず、さまざまな素養を持った人材に対しても高い評価を与え、幅広く受け入れたいと考えている。その背景には、多様な人材を受け入れたいとする、学部としての基本的な考え方がある。

また 2008 年度より始まった「A O入試」では、上記の入学者受け入れ方針に加え、「簿記・会計」と「情報」の二つの専門分野に対しとくに強い関心や興味を持ち、関係する資格の取得に意欲のある者を、求める学生像として受験生に告知している。

このような受け入れ方針を持つにあたり、本学部では、学力試験のみならず、上述した各種推薦入試を多様に設けている。また面接や小論文形式をとることによって、一般の学

力試験では計ることが難しい、学習意欲や向上心、人間性ならびにコミュニケーション能力といった本学ならびに本学部の理念を体現するに必要な学生の素養を見出そうとしている。

学部カリキュラムも、以上のような受け入れ方針を意識したものとなっている。ゼミや入門演習といった少人数教育を4年間続けることによって、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を涵養しようと努めている。また、学習意欲あるいは特定の専門分野に対する能力は高いが、基礎学力に不安のある学生に対しては、「数学入門」や「入門演習」といったリメディアル性の強い科目を用意することによって、この問題を解消しようとしている。さらに正規の講義とは別に、「メディア工房」、「会計工房」、「経済学検定試験勉強会」、「数学検定試験勉強会」などを設けることによって、学習意欲の高い学生や資格取得に熱心な学生のニーズに応えようとしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学ならびに本学部の理念・教育目標と、本学部の入学者受け入れ方針との関係はおおむね適切である。建学の理念「学問を通じての人間形成の場」、本学部の教育目標の重要な部分である「コミュニケーション能力・人間力の涵養」、これらを実現するためには、多様な背景・能力・特徴をもった人間との相互交流が不可欠であり、本学部の入学者受け入れ方針の基部でもある「多様な人材の確保」、との整合性がもたれているからである。しかしながら、本学部は「経済学・経営学および情報学」を学問分野に重点を置く学部であり、本来は学問分野に依拠した受け入れ方針をもう少し明確に持つべきであるが、その点についてはやや希薄である。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法との関係については、おおむね適切である。学力重視の一般入試、人間性や向学心重視の各種推薦入試、いずれも本学部の入学者受入方針に沿った選抜方法であると言える。

また入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係についても、基礎学力向上のためのプログラムの導入、各種工房・勉強会のようなさまざまな分野で自発的に学習ができるような環境作り等、徐々にその体制を整えつつある。

【改善の具体的方策】

従来の入学者受け入れ方針に加え、学問分野を強調した受け入れ方針として、「数学、経済学、情報学、会計学に係る資格取得に前向きな受験生を積極的に評価していく」を新たに掲げていく。そして、これらの入学者受け入れ方針を他大学・学部との違いを明確にした上で受験生に周知させていく。

c. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

本学部の「AO入試」は、年間2回行われている。出願資格は、次のいずれかの条件を満たし、旺盛な学習意欲を持っている者。①「簿記・会計」に興味を持ち、関係する資格の取得に意欲のある者、②「情報」に興味を持ち、関係する資格の取得に意欲のある者と設定している。

選考は、第1次選考と第2次選考があり、第1次選考は書類審査（600字程度の志望動機）が、第2次選考は面接が中心となる。第2次選考の出願は第1次選考合格者のみに限られている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

多様な人材を確保したいとする本学の入学者受け入れ方針から考えると、他の入試選抜方法よりも、求める人物像がはっきりしており、この点は評価に値する。しかしながら、「AO入試」では、学力試験を課していないことから、入学後の学習に支障を来さないか不安が残るところでもある。入学後に資格取得に取り組んでいるかどうかのチェック・指導が行われておらず、この点もまた問題点として指摘される。

【改善の具体的方策】

受験生が本学で学習する能力を持っているかどうかの判断を書類選考ならびに面接試験において今まで以上に慎重に行っていく。入学後も資格取得に努力しているかどうかについて、「入門演習」あるいは「ゼミ」等の少人数授業で担当教員がチェック・指導していくようなシステムを構築していく。

d. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

本学部の2009年度の入学定員は200人であり、2009年度の収容定員は900人である（「大学基礎データ（表14）」：※2007年度までの入学定員は250人）。2009年5月1日現在の在

籍学生総数は754人、充足率は0.84である。2009年度の編入学生数は1人である。なお編入学定員は設定されていない。

ここ5年間で見ると、本学部の入学者数は減少傾向にある。それに伴い入学定員に占める入学者の比率も、0.94(2005年度)から0.86(2009年度)に低下している。本学部では、積極的にこの問題を解消しようと試みている。

教育面では、少人数教育の充実をアピールするために、1年次から4年次までの担任制による少人数クラスを2009年度に完成させた。具体的には、当該クラスのなかった1年次後期ならびに2年次前期に基礎演習科目を設けたことである。また基礎学力の向上を目指し、数学入門や入門演習を設け、リメディアル色の強い内容とした。さらに資格取得に熱心な学生のために、「メディア工房」、「会計工房」、「経済学検定試験勉強会」等、学生の自発的学習を高めるような機会を充実させつつある。

対外的にもこれらの特徴を受験生や高等学校にアピールするために、学部として高等学校訪問を積極的に行ったり、大学全体としても各種メディアへの広告掲載、オープン・キャンパスの開催、入試資料・大学案内の送付等、積極的に広報活動を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

充足率が1.0を切っており、なおかつ、入学者数が年々減少しつつあるという現状は、早急に改善する必要がある。確かに学部としてもこの問題に対してさまざまな施策を講じてきてはいるが、効果が出るには時間がかかる取り組みであったり、見直しが必要な取り組みであったりと、状況を一変させるには至っていない。

教育課程面では、本学部が目指す学部としての特徴をさらに実現するためのカリキュラムの改正(2009年度実施)を行ってきた。また、学生の自発的学習を支える体制を構築してきている。

【改善の具体的方策】

2009年度から実施したカリキュラム改正による少人数教育を推し進めるとともに、学生の自発的学習をさらに充実させていく。

これらのことについて、積極的に高等学校・受験生に周知することにより、入学志願者増を図る。

e. 編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

最近3年間の退学者数は、2006年度64人、2007年度67人、2008年度65人である。2008年度において退学者の数は、在籍者数のおよそ8%に相当する。退学希望者には、教務委員が相談に応じている。その際に退学を希望する理由についても聴取し、教授会において報告を行っている。その全般的傾向も教務委員が把握し、教授会にて報告を行っている。近年の傾向としては、経済的理由が最も多く、次いで学業不振、進路変更、健康問題と続いている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

全体の学生数が減少していることを考えれば、退学者の数は高い水準で増え続けていると考えられる。確かに近年の経済的不況の中で経済的理由により退学を希望する者も増えているが、それ以外の理由（学業不振、進路変更）で退学を希望する者も増えている。これは学生のケアが不十分であることの表れでもある。

本学部としても、2007年度以降、退学者減を大きく目標として掲げ、1年次の「入門演習」において欠席しがちな学生に対し担当教員ならびに学部長が面談等を行い、登校を促すという試みも行ったが、教員間で取り組みに対する温度差があり、十分に機能してこなかったと捉える。これまでは1年次の後期ならびに2年次の前期において担任制少人数クラスが設けられていなかったことも、学生のケアが十分でなかった大きな理由として考えられる。

【改善の具体的方策】

2009年度より、4年間を通じての担任制少人数クラスを実現することとした。加えて、「入門演習」、「基礎演習」、「ゼミ」における出席の状況ならびに欠席が目立つ学生への対応状況を、学部長に対し定期的に報告することとし、学部全体として学生のケアにあたっていく。

（4）医療保健学部

◇到達目標

本学部の理念・目的・教育目標に掲げている教育を実践することにより、高い専門知識とコミュニケーション能力を備え、地域社会に貢献でき、チーム医療・保育の一員として活躍できる医療技術者並びに発達支援専門職者を養成することを本学部の使命と位置づけている。これを具現化するために、以下に示す学生受け入れ方針を目標とする。

- ①医療技術者ならびに発達支援専門職者に求められている資質を有し、熱意と目的意識を有する者を見極め、受け入れる。
- ②本学部の教育方針に従いカリキュラムの持続的学習が可能で、自然科学、社会科学、人文科学などに対し知的好奇心や指向性を持ち、かつ、人に興味を持ち、加えて心身ともに健康な者を見極め、受け入れる。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

2009 年度学生募集では、複数の選抜方法を採用している。その内容は「大学基礎データ(表 13)」に示すとおりであり、以下表 4-3 は、抜粋表である。

表 4-3 2009 年度入学選抜方法

	AO	公募 推薦	一般入試		帰国 子女	社会人	編・転入
			一般	センター			
理学療法学科	○	○	○	○			
作業療法学科	○	○	○	○		○	
言語聴覚療法学科	○	○	○	○			
こども保健学科	○	○	○	○	○	○	○
臨床工学科	○	○	○	○		○	○

複数の選抜方法を用いて学生を選抜している趣旨は、多様な観点から学生を見極めるためであり、到達目標に掲げる目標を達成するために実施しているものである。

本学部設立時(2006 年度)には「一般入試」と学校長推薦による「公募推薦入試」の 2 つを実施していたが、それでは適切な学生選抜判断が十分に行えていたとは言えなかった。これを踏まえ、2007 年度から推薦入試枠の中に自己推薦枠を導入し、自己アピールがしっかりとできる者を見極める枠を作った。さらに一般入試枠の中にセンター試験利用枠を設け、第三者的に学力判断ができる部分も設定した。加えて帰国子女や一般社会人あるいは他学部・他学科に所属していた者についても、到達目標に掲げる学生受け入れ基準を満たす者に対して広く門戸を開くよう改変してきた。2008 年度からは、「AO入試」を導入し、ここでは各学科がどのような学生を募集しているのかを明確に示した。2009 年度からは、2007 年度より行われていた「自己推薦入試」の見直しを図り、「AO入試」と選抜方針が同一であると見なし、「AO入試」一本化に改変した。このような経緯を経て、現在の入学者選抜方法が確立されてきており、現時点において、学部設立初年度に比べ、各々の選抜方

法の位置づけが明瞭化され、適切化されてきており、目標に掲げる学生受け入れ体制が充実してきていると言える。しかし、毎年改変されていることからわかるが、まだ確固たるものとして確立できた訳ではない。

学科により、選抜方法の組み合わせは異なるが、その意義については、「b. 入学者受け入れ方針等 154 頁」において、学科ごとに記す。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

筆記試験を課すのみの選抜方式ではなかなかみえてこなかった学生の資質が、「AO入試」や「推薦（面接あり）入試」を通して見定めることができるようになり、到達目標に掲げる学生選抜方針をより鮮明に実行できるようになった。

一方で、選抜方法が多岐になればなるほど、各選抜方法の持つ意義がぶれてくることもある。その一つの例が、「自己推薦入試」と「AO入試」の差別化である。「自己推薦入試」における当初の選抜目的がよりいっそう明確化されたものが「AO入試」と思われ、この整理を行うに至った。

【改善の具体的方策】

選抜方法を今一度見直して個々の選抜方法における意義をさらに明確にし、それを受験生に発信する。同時に、本学部として到達目標に対する各選抜方式のあり方を再確認し、各選抜方法をより有意義なものとしていく。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

患者をはじめ保護者・こどもから信頼される医療・保育専門職として現場で働くためには、基礎医学、臨床医学、各専門職に関する基本的な知識・技術はもとより、人に対する優しさを持ち、人の立場に立って物事が考えられるという他人に対する基本的な資質を有し、鋭い観察眼と洞察力そして個々の問題に対して自発的に行動し解決できる能力が必要とされる。このような医療・保育専門職を育成するために、本学部では第 1 章に掲げる本学部の理念のもと、教育を行っている。この教育方針のもと、医療・保育専門職に求められている資質を有し、目的意識を有する者を受け入れることを基本方針としている。

入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、各学科特有の方針があるため、以

下学科ごとに記す。

1. 理学療法学科

理学療法カリキュラムは人間の運動について、生理学的、物理学的に捉える視点を必要とし、また大学生として幅広い知識を得られるよう、理数系、英語を重視している。

2009年度からは、到達目標に掲げているように医療専門職に求められている資質を有し、熱意と目的意識を有する者を見極め、受け入れる事を目的にAO入試を導入した。

2. 作業療法学科

現状において本学科のカリキュラムは、基礎作業療法学、作業療法評価学、作業療法治療学（専門分野）の3つをコアとし、さらに基礎・臨床医学系、リハビリテーション系といった基礎専門分野から構成されている。これらのカリキュラムを修得し、高度な専門技術を習得するとともに、チーム医療を支える豊かな人間性を育成するために、人に興味を持つと同時に、自然科学、社会科学、人文科学など知的好奇心を持った学生を選抜するよう努めている。

3. 言語聴覚療法学

言語聴覚療法学のカリキュラムは、自然科学・社会科学・人文科学の幅広い領域により構成されているため、受験科目も文系、理系に偏らず各受験生が得意な科目で受験可能なように設定している。「AO入試」では、コミュニケーション面の対人援助職において必要となるコミュニケーション能力（身体の構えや会話の技能を含む）の試験や、臨床現場で求められる文章作成能力を計る試験を実施している。

4. こども保健学科

こども保健学科のカリキュラムは、保育専門教育科目、医療・保健教育科目を基本として、広領域にわたる専門分野の科目を配置して、学生の教育を進めている。保育士、幼稚園教諭、養護教諭の資格・免許の取得を目指すために必要とされる学修への意欲や基礎学力を有するとともに、豊かな人間性を備えた学生を選抜していくこととしている。このために、アラカルト方式の入学選抜方法を導入している。

5. 臨床工学科

臨床工学科の教育プログラムは、臨床工学技術の分野における医療機器の技術教育のほか、人体や医療に関する知識の修得および先端的、創造的な職業能力はもとより、自然、社会、文化等に対する深い見識の育成を目指してカリキュラムが構成されている。こうした幅広い臨床工学の分野を網羅するため、入学試験において「数学」、「理科」を他学科以上に重視している。さらに、臨床工学に対する熱意や目的意識を問うために、2008年度学生募集から「AO入試」の導入を実施している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

受験生の高等学校時点での学習能力が比較的高い場合は、現在の学生選抜方法、受け入れ方針により、幅広い分野にわたる基礎知識と能力および技術を習得させるための資質を

持った学生を確保することは十分可能であり、学部の教育理念・目的・教育目標を達成できる。しかし、現時点では、受験生の学習能力や資質の差が大きく、学科によっては、入学後の学力や意欲にバラツキがある。この点に関しては、学科ごとのカリキュラム編成との関係もあることから、以下、入学者選抜方法、カリキュラムとの関係について学科ごとに記した内容の中でも触れる。

1. 理学療法学科

現行の入学者選抜方法では、受験科目である 2 教科について、一定の基礎学力を有する学生を確保することはできる。「AO入試」では、面接や社会的知能検査、「SQテスト」を用いて理学療法士としての学力以外の資質的要素を測ることができる。

一方、受験科目を 2 科目としていること、入学者の高等学校での履修科目、学習能力、資質などに元々差があるため、全科目での基礎的知識を見ると、科目ごとに差が生じている。入学した学生の総合的な基礎学力がアンバランスであることが多く見受けられる。なお、一般入試において理学療法士としての学力以外の資質面を測るには、現行の選抜方法のあり方だけでは不十分である。

2. 作業療法学科

作業療法士の場合、対象が人であるため、社会性および人間性が求められる。対人関係や人間関係が構築できる学生であるかどうかは現行の「一般入試」においての学生の質について未知数である。「AO入試」においては、その基礎学力において本学科カリキュラムを継続して学習していくことができるのかを検証していく必要がある。

3. 言語聴覚療法学科

本学科の入学者受け入れ方針がやや抽象的な文言となっており受験生にわかりにくい可能性がある。入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については現在、検証中である。

4. こども保健学科

こども保健学科への理解を有した受験生であり、入学者である。多様なこども発達支援の基礎となる能力、人格性を有した学生を受け入れている。しかし、個々人においては基礎学力に差があり、入学後においてカリキュラムに基づく履修、学習に差がみられる。免許・資格取得への課題意識、意志、意欲の面においても異なりがある。

5. 臨床工学科

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については現在検証中である。しかし、「AO入試」で入学してきた学生の入学後の履修態度は、期待したとおり目的意識を持って取り組んでいる傾向が強い印象を受けている。

【改善の具体的方策】

本学部の理念・目的に沿った人材、かつ免許取得となった後にも自分を律して自己啓発できるような学生を育成するためには、各々の専門性に興味を持ち意欲的に取り組み、互

いが切磋琢磨できる学生を確保する必要がある。そのためには、基礎学力を重視する入学者受け入れ方針に、合わせて学生の人間性も考慮した受け入れ方針を探っていくことが必要である。このためにも、「AO入試」や「推薦入試」の意義づけ、一般入試科目の設定などをさらに明確にし、その内容を洗練していくことが重要である。加えて学科ごとの取り組みについて記す。

1. 理学療法学科

大学入試センター試験によって入学した学生は総合的基礎学力が高い。そこで、今後は、大学入試センター試験による人材確保の枠を広げ、質の高い学生の獲得も目指していく。「AO入試」においては、理学療法士の資質を見るために行った社会的知能検査、「SQテスト」に関して結果を取りまとめ、今後の入試に活かしていく。

2. 作業療法学科

基礎学力を重視する入学者受け入れ方針に、合わせて学生の人間性も考慮した受け入れ方針を探っていく必要がある。一般入試では、作業療法士という職業に対する学生の適正や意欲を見極めるような入試方法の対策が必要である。「AO入試」では、学力面での評価が反映される試験および面接方法等の対策が必要であり、さらに「AO入試」の意義づけを明確にし、その内容を洗練していく。そのために、学年進行に伴い各入試形態で合格した学生を追跡し、作業療法士として育成するに際し、どのような要素が必要であるのかを検討していく。

3. 言語聴覚療法学科

入学者受け入れ方針については、今後受験生に理解しやすい具体的な項目での説明も追加する必要がある。この観点から、受験生には可能な限り学校説明会への参加を求め、言語聴覚士の職業理解はもとより、学科方針をよりよく理解させる説明を行っていく。

4. こども保健学科

アラカルト方式の入学者選抜方法を継続するが、大学における教育や学修の過程、さらには身につけた専門性を活かした卒業後における職業達成との関連から検討していくこととする。学科の教員会議によって、それぞれの学生指導に基づく状況を出し合うことにより、各入試形態で入学した学生の履修、学修状況の問題点を把握する。

5. 臨床工学科

改善の必要性についての検証にはまだ時間を要するが、上記点検で記したような学生の確保に向け、入学者選抜のあり方を再検討していく必要がある。そのためにはまず、各入試形態によって入学した学生が入学後どのような状況になっているか相関分析し、このデータを蓄積しながら、できるところから順次行っていく。

c. AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

2008年度より作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科において「AO入試」を導入し、目的意識を高く持っている学生を見極めるべく活用を始めた。2009年度より理学療法学科も加えた全学科において実施されている。各学科が求める学生像（アドミッションポリシー）を学生募集要項ならびにホームページ等において示している。

1. 理学療法学科

- (1) 患者に対する思いやりと寛容の心を持ち、患者との信頼関係を構築できることを強く希望する者
- (2) 理学療法士としてチーム医療に参加するための協調性と主体的に解決していこうとする積極性を有する者
- (3) つねに最新の知識・技術の習得に努力し、将来の理学療法業務に活かしていこうと考えている者

2. 作業療法学科

- (1) ボランティアなどの社会貢献活動に積極的に関わってきた者
- (2) 好奇心が旺盛で、絶えず疑問を持ち、主体的に解決しようと努力できる者
- (3) 自分の意見や考えを主張しつつ、相手の気持ちをくみ取り、協調性を持って行動できる者

3. 言語聴覚療法学科

- (1) 協調性があり、他人に対する思いやりがある者
- (2) 幅広い知的好奇心を持ち者
- (3) 専門職としての知識と技術の習得を志す者

4. こども保健学科

- (1) こどもの発達支援に対して強い関心を持ち、そのための知識や技能を幅広い領域から習得しようとする意欲と資質を備えている者
- (2) コミュニケーション能力の習得に積極的であると同時に、弱者の人権にも充分、配慮することができる者

5. 臨床工学科

- (1) 協調性があり、他人に対する思いやりがある者
- (2) 幅広い知的好奇心を持つ者
- (3) 臨床工学、医療職としての知識と技術の習得を志す者

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

現在、学科ごとの独自性を活かした選抜方法により行われている。これは上記学科ごとのアドミッションポリシーによるもので、小論文を課したり、実技やボランティア活動を課したり、コミュニケーション能力試験を課したりとさまざまな方法で学生の資質を見極めようとしており、「AO入試」の特性を活かしていると言える。

一方で、「推薦入試」における面接のあり方と、その質的な差異があまり明確化されておらず、したがって応募学生が「AO入試」と「推薦入試」の違いを明確に理解できていない可能性がある。これは、「AO入試」を行った年から、「AO入試」終了後に行われた「推薦入試」への応募学生数が減少したことから窺える。

志願者の指向性を把握するにはよい試験制度ではあるが、入学後の学習に求められる基礎学力の把握については限定的になりがちである。

【改善の具体的方策】

「AO入試」は今後も継続して実施するが、他の選抜方法、とりわけ「推薦入試」との違いをさらに明確にし、種々の可能性を有する学生を幅広く受け入れられる体制の整備を早急に図る。

基礎学力の状況によっては、高等学校の調査書の吟味を図りながら、入学後のリメディアル教育における学習サポートの方策を講じることとする。

d. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

学部の学生定員管理状況は「大学基礎データ（表 14）」のとおりである。本学部の定員充足率は 0.83 となっており、危機感を持って受け止めなければならない数字になっている。また、学科ごとの充足率の数字には開きがある。理学療法学科では 1.26 にもなっている一方で、こども保健学科では 0.45、臨床工学科では 0.78 と低い数値が出ている。

なお、編入学者についての充足率は、こども保健学科のみが該当し、0.03 となっている。早急に対応を迫られる数値が出ている。

学部設立後 4 年間の定員充足率の推移を見てみると、0.98、0.96、0.90、0.81 と移行している。学科ごとで見ると、理学療法学科がつねに 1.0 を上回る充足率を示している一方、こども保健学科と臨床工学科はつねに定員を下回っている。

学科ごとの充足率の開きは、一つには各学科の社会的認知度やニーズに影響されやすい

ことに起因している。このため、学部としてはまずは学部全体での定員の充足を目指すこととしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

学部の設立に伴って、その情報を、高等学校を初めとして広く社会に周知することを図ってきたが、定員充足率の結果から判断すると、まだ周知徹底が不十分である。とくにこども保健学科と臨床工学科に関しては、他の 3 学科と同様に学科内容や職種紹介を行ってきたところであるが、現状ではまだ不十分なところがあると判断せざるを得ない。

【改善の具体的方策】

今後、高等学校や社会に対して情報をいっそう発信していく必要がある。具体的な取り組みにあたっては、入試課や企画・広報課とこれまで以上に密に連携することとし、学部教員を総動員して高等学校進路指導者、高校生への情報提供と説明を積み重ねていくことを主体とする。まずはこれによってどれほどの改善が見られるかを検討したい。

なお、こども保健学科については、これらに加えて次の点から改善に取り組むこととする。第一に編入学者受け入れ体制の再編を早急に行うこと。そして第二に、学科カリキュラムとの関連から、実技推薦による入試方法を取り入れること。あわせて、他学部において導入されている「指定推薦入試」を取り入れる。

臨床工学科については、上記改善点の中で、とくに臨床工学という仕事内容について、さらに社会の認識を得るための広報をしている。臨床工学という職種の認知度は全国的に見てもあまり高くないのが現状で、これは学生を集められない一つの大きな要因となっており、他の養成大学、専門学校も同様であると考えられる。学科独自に学科説明パンフレット、臨床工学紹介パンフレットを作成し、できるだけ多くの高校生あるいは高等学校関係者に配布し訪問説明も行うことにより、臨床工学という職種の周知を図っていく。加えて、依頼講演、出張講演を行い、さらに周知を図る。

2009 年度末には、初めて各学科の国家試験結果や就職状況が明らかになるが、これらの結果は、高校生および社会における本学部の評価に繋がる。このため、学部一丸となって、在学生の指導に当たる。

e. 編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

「大学基礎データ（表 17）」に示されるように 2008 年度において、学部在籍者数に対し

約 1.7%の退学者が出た。その理由のほとんどが一身上の都合となっているが、実際は学業不振が一番の理由となっており、その他、家庭の経済的状況の急激な変化、本人の健康状況、進路変更等による理由が主である。また、学科ごとに理由の差は認められない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

すべての退学案件は、学科ごとに教員が学生および家庭と密に連絡を取って協議し、退学やむなしと判断されたものである。すなわち、すべての案件について、学生の志望変更の意思や家庭の事情を確認するという教育的配慮が施されている。これらについては、すべて教授会へ報告され、そこで最終的に退学を認めることとしている。

【改善の具体的方策】

退学にあたり、その多くの理由は一身上の都合となっているが、実は学業不振がそのきっかけをなす場合が多い。これを改善するためには、入学後の学生のモチベーションの維持を図ることがまず肝要であり、目的意識をしっかりと維持する事が大事である。このために学科ごとに 1 年次のうちから、現場の臨床家の話しを直接聞く機会を提供するなど、専門教育への導入を図っているが、このさらなる充実が求められる。学生選抜のあり方も、入学後の学生の学習姿勢に反映してくることも考えられるので、学生選抜時点での進路意識面の見極めなどにもさらなる充実が求められる。また、家庭の事情やその他の事象についても、今まで以上に学生本人および家庭との連絡を密に取り、本人がどうすることが一番よいことなのか、まずは本人がしっかりと納得できるよう協議していく。

（5）薬学部

◇到達目標

- ①高度化する医療現場に対応した薬学教育に対して十分に適応できる高い基礎学力を有する学生の確保を目指す。
- ②多様な入学者選抜方式による多面的な評価を行うことにより、基礎学力のみならず向学意欲や人間性といった面を考慮した学生の受け入れを目指す。
- ③本学部の教育の特色についてホームページ等を通して情報発信し、入学定員の確保を目指す。

（ホームページに記載する内容）

1. 入試情報の充実
2. オープンキャンパス・見学会情報の告知

3. 教員・研究室紹介の充実

4. その他の情報発信（薬草園などの施設、設備紹介、教員のコラム等）

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

本学部は医療薬学科 1 学科からなり、入学定員は 1 学年 120 人である。2007 年 4 月に開設された新しい学部であるため、初年度の学生募集は、学部設置認可後の 2006 年 12 月より開始した。以下に入学者選抜方法の概要を示す。

1. 2007 年度薬学部入学者選抜方法

2007 年度の学生募集は、2006 年 12 月より開始したため、「公募推薦入試」と「一般入試」によるものに限定され、それ以外の選抜方法は実施しなかった。募集定員は、学業、人物ともに優秀で学校長の推薦を要する「公募推薦入試」によるものを 60 人、学力重視型の「一般入試」によるものを 60 人（A 日程 40 人、B 日程 10 人、C 日程 10 人）であった。ここでは、選抜方法に偏りが生じないように配慮した。

2. 2008 年度薬学部入学者選抜方法

2008 年度は、新たに、評価方法の異なる複数の入学者選抜方法を実施した。これは、基礎学力のみならず、向学意欲や、豊かな感受性と熱意を持った多様な学生を 1 人でも多く受け入れることができるよう配慮したものである。

具体的には、以下に示す追加および変更を行った。

- (1) 「公募推薦入試」を A および B 両日程で行った。募集定員は、A 日程 40 人、B 日程 15 人とし、とくに A 日程では、連続する 2 日間を試験日に設定して試験日を自由選択にした。また、2 日間ともに受験することも可能とするなど、受験者の便宜を図った。
- (2) 「一般入試」の募集定員を、A 日程 35 人、B 日程 13 人、C 日程 10 人とした。
- (3) 「センター試験利用入試」（募集定員：前期 5 人、後期 2 人）を新たに導入した。
- (4) 将来の薬剤師に求められている資質を有し、強い目的意識を有する学生を受け入れるために、「AO 入試」を新たに導入した。募集定員は 5 人とし、「一般入試」の定員に含めた。

3. 2009 年度薬学部入学者選抜方法

2009 年度は、さらに新しい評価方法を導入するとともに、経済的な負担を軽減した特待生制度を導入した。これらは、2008 年度と同様に、基礎学力を有する優秀な学生

の確保と、向学意欲や人間性といった面を考慮した学生の受け入れを、さらに進めるものである。2009年度の入学者選抜方法は、入試要項に記載のとおりである。

具体的には、2008年度の入学者選抜方法から以下に示す変更を行った。

- (1) 「一般入試」をA、BおよびC日程でセンター試験の結果を利用した「センタープラス入試」を導入した。これにより、薬剤師に必須となる理科の基礎学力に優れた学生の確保をめざした。
- (2) 「AO入試」の募集定員を10人とした。
- (3) 特待生制度を新たに導入した。これは、「一般入試」の合格者のうち40人に対し、上位10人に1年次の授業料を全額免除し（次年度以降半額免除）、30人に半額免除（次年度以降1/4免除）とするものである。これにより、経済的な負担を軽減し、より多くの学生が本学部を志望できるようにするとともに、高い基礎学力を有する優秀な学生の確保を目指した。
- (4) 編・転入学試験を新たに導入した。これは、大学、短期大学（外国の大学を含む）および高等専門学校等を卒業または卒業見込みの者であり、新たに薬剤師を目指す意欲のある者に対し、2年次からの入学を認めるものである。

4. 2009年度薬学部入学試験結果

2009年度本学部入学試験結果を、項目ごとに以下に示す。

(1) 志願者

募集定員120人に対して、志願者数は、「AO入試」13人、「推薦入試」78人、「一般入試A日程」87人、「一般入試B日程」217人、「一般入試C日程」32人、「センター利用前期」51人、「センター利用後期」8人、「編・転入学試験」4人の計490人であった。

(2) 合格者

合格者数は、「AO入試」10人、「推薦入試」59人、「一般入試」170人、「編・転入学試験」3人の計242人であった。

(3) 入学者

入学者数は、「AO入試」による者7人、「推薦入試」による者23人、「一般入試」による者55人、および「編・転入学試験」3人の計88人であった。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

2009年度の志願者数は2008年度と比較し、「一般入試」では317人から486人に増加したが、「推薦入試」では129人から78人に減少した。「一般入試」では、毎年選抜方法を見直し、受験しやすく変更してきた効果が志願者数の増加に現れてきたと考えられる。推薦入試での受験生の減少は、受験生の志向が1校に絞った「推薦入試」よりも「一般入試」に移行してきたことと、2008年の経済不況の影響ではないかと推測される。少子化ならびに2006年度に導入された薬学部6年制への移行に伴い、本学部に対する志願者数は全国的

に減少傾向にある。さらに、本学部は2007年度の開設であるため、学部の知名度は未だ低く、学生募集の広報活動も不十分であると考えられる。今後は、広報活動やホームページなどを通じて本学部の知名度を上げるとともに、その特色を広く理解してもらうことが「一般入試」および「推薦入試」の受験者数を増加させるには重要である。2007年度の開設以来、複数の異なる評価方法による入学者選抜方法を導入し、選抜試験を充実させてきた。2009年度では特待生制度の導入と、編・転入学試験を新たに実施した。これからも、目的意識の高い入学者、薬剤師国家試験の合格水準に至るに十分な基礎学力を有し、本学部の教育方針に則ったカリキュラムによる学習が可能な入学者および豊かな感受性と熱意を持った入学者の受け入れを目指して、より多くの学生が受験できるよう配慮する必要がある。

【改善の具体的方策】

2010年度には、多様化した入学者選抜方法を継続し、将来の薬剤師に求められている資質を有し、高い目的意識を有する学生の受け入れを目指す。とくに、2年目となる特待生制度の整備を行い、経済的負担を軽減することにより、より多くの学生が本学部を志望できるようにするとともに、基礎学力の充実した学生の受け入れを目指す。また、編・転入学試験も引き続き実施し、目的意識の高い学生の受け入れを目指す。さらに、より多くの学生が受験し易いように、①入試の試験時間を短縮することで、学生の受験に対する負担を軽減すること、②試験科目(理科)を化学のみから、生物あるいは化学の選択制に移行することの2点の実施を予定している。

以上に加え、本学部の知名度を上げ、受験者数を増加させるため、入試広報活動をホームページによる情報発信、オープンキャンパス等の充実を図ることを計画している。

b. 入学者受け入れ方針等

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係としては、本学部では、①高い専門知識とコミュニケーション能力を備えた、②地域社会に貢献できる、③チーム医療の一員として活躍できる、④製薬企業の一員として活躍できる薬剤師の養成を目指している。「患者に信頼される豊かな人間性を備えた薬剤師として将来活躍する人材を見出す」という観点に立ち、以下を受け入れの基本方針としている。

1. 薬剤師に求められている資質を有し、目的意識を有する者
2. 薬剤師国家試験の合格水準を満たすため、本学部の教育方針とカリキュラムの持続

的履行が可能で、かつ、心身ともに健康な者

この方針は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という「建学の理念」に基づくもので、外国語、哲学、倫理などの幅広い知識と情報技術の基礎知識を持ち、豊かな人間性を涵養し、創造性を持った高度な専門職業人を養成するという本学の教育理念とも合致している。「人間性豊かな幅広い教養、コミュニケーション能力、研究する心と態度、高い創造性、問題発見・解決の能力、論理的思考力、倫理観、生涯にわたり学び続ける意思と能力、医療に貢献できる能力、医療事故や薬害を防ぐ安全管理能力を身につける」ために、「薬学に係る最新の専門的知識、先端医療科学に対応できる能力と、医療従事者としての使命感ならびに倫理観を有し、コミュニケーション能力が豊富で患者との間に良好な信頼関係が樹立できる薬剤師、医療チームの一員として薬物治療を支援できる薬剤師の養成を図る」という本学部独自の教育目標に沿ったものである。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係においては、前項で記載した入学者受け入れ方針に従った入学者選抜を行っている。2007年度から行われた入学者選抜のうち、「一般入試」では、本学部の教育方針とカリキュラムを履行でき、将来の薬剤師国家試験に合格するための基礎となる“学力”を重視して選抜している。一方、2008年度に導入された「AO入試」では、面接などを通して、“目的意識”や“人間性”を中心に選抜を行った。2009年度からは経済的な負担を軽減した特待生制度を導入することにより、より多くの学生が本学部を志望することを可能にし、前年度以上に高い基礎学力を有する優秀な学生の選抜を行った。さらに、編・転入学試験を2009年度より新たに実施し、目的意識の高い学生の選抜を行った。

また、本学部のカリキュラムは、前項の基本方針に沿ったものである。すなわち、おおむね1年次には「一般教養科目」を履修し、論理的思考力を育て、人間について深い理解を促し、生命倫理、人権とその尊厳について幅広く理解させるとともに、国際化および情報化社会に対応できる一般社会人としての深い教養を身につけさせる。同時に、「専門基礎科目」として「薬学概論」や「早期体験学習」を設置し、将来、薬剤師になるという目的意識を明確にし、医療人の卵としての自覚を1年次の段階から持たせる。また、「基礎物理学」、「基礎化学」、「基礎生物学」、「基礎実験（物理・化学・生物）」を配置して、専門教育に向けた基礎的知識を履修する。2年次からの、「薬学専門教育」では、臨床現場でチーム医療の一員として活躍できる薬剤師、さらに、地域における医療の担い手として活躍し、患者からの信頼を得ることができる薬剤師の育成のために、物理系・化学系・生物系・衛生系・医療薬学系などの授業科目を設置している。同時に、「薬学アドバンス教育」では、英語教育、先端医学関連科目、問題解決型演習などに重点を置いた分野の履修を行う。さらに、総合的な医療薬学教育として「臨床医学各論」、「症例検討統合演習」、「薬剤管理指導学」、「安全管理」、「実務実習事前特別講義」など、コミュニケーション能力の養成のため

めに、「対人コミュニケーション」、「医療現場でのコミュニケーション」、「臨床心理学」など、地域貢献型の薬局経営に対応した「経済学入門」、「経営学入門」、「薬局経営論」、「医療経済学」、「社会保障制度」、「コミュニティーファーマシー論」、「一般用医薬品論」など、先端医療に対しても柔軟に対応できるよう、「ゲノム創薬学」、「蛋白質構造機能学」、「診断学」、「情報処理概論」、「情報処理基礎演習」などを設置している。5年次では「病院実務実習」によりチーム医療を体験させるとともに、「薬局実務実習」を通して地域医療に参画させる。また、5年次から6年次において、自主的・能動的な取り組みで問題発見・解決能力を養うことを目的として卒業研究、統合演習を配置している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係については、2009年度は、米国から発せられた世界的な経済危機の影響もあり薬学部への志願者が全国的に減少したなかで、一定の受験者数を確保したものの、上記の入学者受け入れ方針を十分に満足させる志願者数を集めることはかなり困難であった。しかしながら、高等学校訪問、オープンキャンパス、出張講義などの入試広報活動を活発に実施しているため、入学者受け入れ数の改善が見込まれるものと期待している。一方、経済危機に加え、少子化、全国的な薬学部の新設ラッシュおよび薬学部4年制から6年制への移行に伴う学費等の大幅負担などの理由から、一般論として薬学部志願者数の飛躍的な増加は見込めないことから、今後は、本学部独自の教育目標・充実したカリキュラムや入学者受け入れ方針を周知徹底・堅持させつつ、さらに、よりいっそう斬新な方策を熟慮することが急務である。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、本学部入学者の選抜方法は、入学者受け入れの基本方針におおむね基づくものと判断される。2007年度に行われた学力重視の「一般入試」に加えて、2008年度に新しく導入された「センター試験利用入試」では、本学部の教育内容に対応する幅広い基礎学力を重視して選抜するものであり、受け入れの基本方針に沿ったものである。また、「AO入試」は目的意識や人間性を重視するもので、多様な資質を持つ学生の受け入れが期待される。しかしながら、「AO入試」や「公募推薦入試」による入学者のごく一部には、基礎学力不足の学生もみられ、今後、選抜方法やカリキュラムなどに十分な検討と配慮が必要である。2009年度から実施された、編・転入学試験による入学者3人は、一般教養科目と専門基礎科目の合計49単位（卒業要件190単位）を認定後、2年次への編入とした。それ以外の専門科目においては科目が重複していても、内容が薬学に特化した内容となっているため、再履修を義務付けている。

【改善の具体的方策】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係については、本学部の1～6年次生までの学生が在籍することになる2012年に向けて、入学者受け入れの基本

方針をさらに明確にする。医療人教育の一翼を担い、地域社会への貢献を果たすため、高度な職能を有し、幅広い教養と高い倫理観を備えたチーム医療に参画・活躍できる薬剤師の育成を目指して、上記の方針に沿った入学者の受け入れを行うとともに、常時、必要に応じて柔軟に対処できる体制を確立する努力が必要である。なお、2009年度より行った特待生制度のさらなる充実をはかり、学費等の大幅負担などにより減少した志願者の中で、高い基礎学力を有し、薬剤師を目指す優秀な学生の獲得を目指している。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、基礎学力の不足を補うために、2007年度から入学者に対して、数学・物理・化学・生物で、補講を行っている。「AO入試」および「指定推薦入試」合格者に対しては、入試前に物理・化学・生物の課題を出している。

c. AO入試（アドミSSIONズ・オフィス入試）

△AO入試（アドミSSIONズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状の説明】

本学部において、アドミSSIONズ・オフィス入試（以下「AO入試」と記載）は本学部開設時の2007年度は実施されなかったが、2008年度から新たに導入された。2009年度の定員は、「a. 学生募集方法、入学者選抜方法 162頁」で述べたとおり、10人であった。出願資格として、以下の条件を満たす学生を求めている。

1. 常時、最新の知識、技術の習得に努力し、それらを将来の薬剤師業務に活かしたいと考えている者
2. 患者の利益を保証し、信頼を勝ち得ることのできる薬剤師を強く希望する者
3. 医療従事者間のコミュニケーションを計り、チーム医療への積極的参加を希望する者

選考は、以下に記載する第1次選考と第2次選考により、総合判定する。第2次選考の出願は第1次選考合格者のみで、合格した場合に必ず入学することを確約できる者（専願）に限定している。

- ・第1次選考： エントリーシート・「どのような薬剤師を目指すか」について 600～800字程度で記述
課題レポート・講義（50分）を受講し、その内容についての感想や意見を記述（45分）
面接（15分）

- ・第2次選考： 面接（15分）
調査書

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

「AO入試」による募集定員（10人）は全体の8%にあたる。「AO入試」を2008年度から新たに導入した目的は、将来の薬剤師に求められている資質を有し、高い目的意識を有する生徒を、学力試験のみならず、人間性といった面を評価対象として選抜できるところにある。基礎学力については、現段階では調査書で確認している。

【改善の具体的方策】

本学部において「AO入試」は2年目であり、募集定員や実施方法は当面現状のままとし、推移を見守ることとする。今後、「AO入試」を含め、すべての学生の在学時の成績を追跡し、データを蓄積することで、入試方式別の入学後成績の解析および調査書との入学後成績の相関等の解析を行い、入学時の基礎学力の評価について、本学部独自の評価法導入を検討する予定である。現在はデータの蓄積中である。

d. 定員管理

- 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

「学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性」については、次のとおりである。本学部は、入学定員120人、収容定員720人である。2009年4月現在の在籍者は3年次までの282人であり、定員充足率は、0.78である。また、2009年度から実施した学士編入学試験により2年次に編入した学生は3人である。

「著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性」については、本学部の知名度を上げるとともに、その特色を周知するための広報活動を積極的に行っている。地元である西播地域を含む兵庫県下のみならず、近畿全域はもちろんのこと、中国、四国、東海地方などに至る広い範囲の高等学校へ本学部の全教員が訪問し、広報活動を行っている。さらに、学部開設直後の2007年4月より現在まで、毎週土曜日に本学部見学会を実施する体制を整えて、受験生に対応している。8月には、従来のオープンキャンパスに加えて、本学部独自で高校生を対象とした講義と実習を企画し、研究室の公開を2007年度より毎年行うなど、受験生の獲得に向けたさまざまな努力を行っている。今

後、さらに幅広い地域への広報活動、中高生を対象とした見学会、中学校・高等学校への出張講義などを充実させる。2010年度入学者募集に向けては、本学部独自の入試ガイドを作成し、幅広い地域への広報活動に利用している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

「著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性」については、これまで入学者を確保するために、全教員が一丸となって、時間と費用をかけて、広範囲にわたる広報活動（主に高等学校訪問）を行ってきた。その結果、知名度は若干上がったが、新設学部に対する漠然とした不安が拭えず、地元西播地域の本学部を志望する学生の多くが、神戸以東へ流出していることが、定員充足を満たしていない原因の一つとして挙げられる。他には、歩留り率の予測が立てにくかったこと等が考えられる。

今後は、私立薬科大学協会において承認された「薬科大学（薬学部）の入学定員の遵守についての申し合わせ」に従い、入学者数を定員の1.0倍以上1.1倍以内に近づける努力が必要である。

【改善の具体的方策】

「著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性」については、入学者を確保するために、まず、学長の掲げる「地元西播地域との強い連携」構想に基づき、近隣の高等学校に対する重点的な広報活動を行う。すなわち、大学全体が一丸となり、高等学校訪問・模擬授業、サイエンススクール、シニアオープンカレッジ等の実施を通して、地元地域での信頼を得るとともに、魅力的な大学として認識されるような広報活動が必要である。また同時に、在学生の教育によりいっそうの力を入れることにより、近隣他大学薬学部を超える薬剤師国家試験合格率を目指すことが、将来の受験生を確保するために必須と考えられる。当面、受験者数・合格者数・入学者数の推移・増減とその要因を正確に把握し、定員充足率の適正化に向けて努力をする。

e. 編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

退学者の状況と退学理由の把握状況としては、2007年度の退学者数は1年次学年で4人、2008年度は1年次学年で1人、2年次学年で1人の計2人であった。退学理由はいずれも「一身上の都合」であった。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

退学者の割合は、現時点で全学生の 1%以下である。本学部固有の過密なカリキュラム編成であるにもかかわらず、ほとんどの学生は入学後も目的意識を失うことなく勉学に励んでいるものと推察され、この点については一定の評価ができる。

【改善の具体的方策】

退学者の状況と退学理由の把握状況としては、今後、学年が進み、教育内容が高度かつ専門的になるにつれて、学業不振者を出さないよう、講義の内容や方法についてあらかじめ善後策を講じる必要がある。学生の目的意識をつねに堅持させるよう不断の努力を惜しまない。

第3節 大学院研究科における学生の受け入れ

(1) 言語教育研究科

◇到達目標

- ①定員充足を図るために、新規学部卒業生のみならず、社会人、外国人留学生の受け入れをさらに進める。
- ②進学希望者にとってより魅力的な大学院とするため、dual degreeプログラム、課題研究による修了などの制度の充実ならびに、後期入学など、新しいプログラムを導入する。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】

本研究科の募集は、年2回（秋季（9月末～10月初め）と春季（2月））、それぞれ一般入試、社会人入試および推薦入試によって入学者選抜を実施している。

なお、2009年度の本研究科の入学試験の実施内容については、次のとおりである。

1. 一般入試

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア. 学校教育法第83条による大学を卒業した者又は2009年3月あるいは9月卒業見込の者
- イ. 学校教育法第104条第4項の規程により学士の学位を授与された者
- ウ. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は2009年3月又は9月までに修了見込の者
- エ. 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- オ. 本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

〔短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設〕
の修了者で、22歳に達した者は事前審査の上認める。

(2) 選抜方法

入学者の選抜は、専門科目試験の成績、口頭試問および出願書類により総合して行う。

- ア. 専門科目試験

「志願コース」に関する基礎的学力試験（語学に関する問題を含む。）

イ. 口頭試問

2. 社会人入試

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア. 現職教員（教諭一種免許状取得者又は日本語教育能力検定試験合格者で、3年以上の経験を有し以下の表 4-4 に該当する者）

表 4-4

教員免許教科等	出願コース
ドイツ語	ドイツ語教育コース
英語	英語教育コース
中国語	中国語教育コース
国語	国語教育コース
日本語教育能力検定試験合格	日本語教育コース

- イ. 2009年3月31日現在において、大学卒業後3年以上経過している十分な経験のある社会人

(2) 選抜方法

入学者の選抜は、出願資格により下記の方法で総合して行う。

- ア. 現職教員

書類選考および面接

- イ. 大学卒業後3年以上経過している社会人

書類選考および口頭試問

3. 推薦入試

(1) 出願資格

2009年3月31日現在において、姫路獨協大学外国語学部を卒業後3年以内の者および卒業見込の者で、成績が優秀で学科が推薦する者

(2) 選抜方法

入学者の選抜は、口頭試問および出願書類により総合して行う。

学生募集については、大学のホームページ、大学案内、パンフレット等で行うとともに、2007年度以降は、大学院担当教員による入試説明会を年2回行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科の入学者選抜方法としては、一般入試、社会人入試および推薦入試に区分され

ているが、3つの入学試験方法の共通点は口頭試問又は面接を行うことである。この方法によって、入学後の教育研究の取組み方なども確認することができる。また、受験者の学力のみならず、研究適性なども合わせて判断することができ、本研究科における養成すべき人材に合った大学院学生を確保することが可能となることから、入学者選抜方法はおおむね適切である。

2010年度入試より、春季募集で合格した者が前期ではなく、後期に入学することができるように変更した。さらに、受験資格には3月卒業見込みの者のみならず、9月卒業見込みの者も追加することによって、海外に居住する学生が春季入試(2月)で合格した場合でも、後期から入学することを可能としたことは、多様な人材を受け入れるための対応として妥当と言える。

本研究科における学生募集の方法は、ホームページ、大学案内、パンフレット等が中心である。2007年度から本研究科担当教員による入試説明会を年2回開催し、入試方法のみならず、本研究科の研究内容、活動状況を紹介し、より多くの学生、社会人に関心を持ってもらえるよう努めている。

2009年度春には、姫路駅前サテライト教室で社会人を対象とした公開講座を開催し、大学院の魅力をアピールするなど新たな工夫を行っていることから、この機会をもとに継続して学生募集方法の強化に努める。

本研究科は、社会人への門戸を広げるため、2009年度入学生より修士論文に代わって、課題研究報告書による学位授与制度を導入したこともあり、今後はこのような実績をもとに、本研究科の特色をアピールする。

b. 学内推薦制度、門戸開放および社会人の受け入れ

- 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

本研究科の推薦入試は、日本語教育コースを除き、ドイツ語教育、英語教育、中国語教育、国語教育の4コースで採用しており、過去5カ年の入学者は、毎年度平均1から2人である。

この入試は、2008年度まで「指導教員推薦書」を提出させることが受験資格であったが、1人の教員の判断に任せると公平性が保てないとの理由から、2009年度入試より「指導教員推薦書」の他、成績が優秀で学科が推薦する者という条件を加えた。

本研究科における他大学・大学院からの入学者数の割合は、過去5カ年（2005年度から2009年度）で見ると、43.4%（53人中23人）となっている。

学内推薦制度以外の一般・社会人入試の選抜は、他大学・大学院学生も本学学生と同一の選抜基準によって行われている。

「a. 学生募集方法、入学者選抜方法 171 頁」で述べたように、社会人入試は、現職教員と大学卒業後3年以上経過している社会人を対象に前者が書類選考および面接、後者は書類選考および口頭試問で行われている。過去5カ年（2005年度から2009年度）で見ると、53人中9人が、社会人入試によって入学している。

有職者の履修をサポートするため、授業は昼夜開講となっており、有職者のニーズに応じる柔軟な仕組みになっている。修業年限も弾力化されており、6年間在学することを認めている。授業料も履修登録単位数に応じて納入する方法が設けている。

また、受講者の通学の利便性を考慮して、2007年度後期から姫路駅前に設けられたサテライト教室を利用して、授業を行っている。

さらに、2009年度入学生から、修士論文の代わりに課題研究報告書によって、修了するプログラムも導入された。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科の推薦入試は、成績優秀であり、「当該学科」が推薦する者と受験資格を変更することによって、より公平性、透明性が確保されたことは、評価できる。推薦入試による入学者が、毎年1から2人と少ないものの、修士課程にふさわしい教育水準に基づいた推薦が行われており、この制度はおおむね適切であり、今後も学内推薦制度を維持していく。

社会人の受け入れについては、昼夜開講制、修業年限の弾力化、授業料納入方法の選択、課題研究報告書による修了制度の導入など、社会人を積極的に受け入れようとする体制は整っている。今後も現職の社会人のみならず、すでに企業等を退職した社会人にも積極的に大学院の魅力をアピールする広報活動を行う。

c. 外国人留学生の受け入れ

△大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

△留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状の説明】

本研究科の外国人留学生の受け入れについては、日本人学生と同じ入学試験を受けて合格すれば入学できる。ただし、日本語教育コースを希望する者のみ出願時に日本語能力試験1級合格、または日本留学試験日本語科目で250点以上を取得していなければならない。この条件をクリアした外国人留学生は外国人留学生の受験者がいるのは、中国語教育コース、および日本語教育コースであり、国籍は、中国および、韓国である。現在は日本国内の大学の学位保持者のみ応募してきている状況である。

なお、日本語教育コースには、2009年度に台湾国立高雄第一科技大学から、dual degree取得を目指す大学院学生1人が入学している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科においては、外国人のための特別な入試は行っていない。それは、日本人と同じ入学試験を受けて合格を果たしているということであり、日本語の語学力、研究能力においても優秀な学生が入学しているので、適切なものである。

しかし、外国の大学の学位保持者から応募がない点については、今後、本研究科が積極的に取り組まなければならない課題であるため、2010年度から、外国人留学生が入学しやすい後期入学制度を導入した。また、広く外国人留学生を受け入れるためにホームページを充実させる。

d. 定員管理

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

「大学基礎データ(表18)」で示しているように2009年5月1日現在、定員充足率は0.77であり、前年度の0.67より0.1ポイント上昇した。

学生確保のため、ホームページでの広報活動、ポスター・パンフレットの作成、入試説明会の開催に加えて、2009年度春には、社会人向けの公開講座も実施した。また、日本語教育コースでも、2009年度より社会人入試を導入した。

さらに、主として社会人対象の課題研究報告書による修了制度の導入、後期入学を認めるなど、社会人、外国人留学生に配慮した制度を次々と導入している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科においては、2007 年度、2008 年度と減少していた入学者数に歯止めがかかり、定員充足率が 0.77 となっていることは、入試制度の改革や各種広報活動の充実等の成果によるものと評価できる。

社会人入試の受験者も 2009 年度には 4 年ぶりに増加しているが、依然として入学定員が充足できていないことは問題である。

【改善の具体的方策】

現職教員、団塊の世代など、学外からの応募者確保のために、他大学院との違いを明確にする。具体的には、2009 年度に導入された修士論文に代わり課題研究報告書の提出により修了する課程、dual degree プログラム、日本語教育インターンシップ制度、日本語教育の知識を持った国語教師の養成など、特色あるプログラムの広報活動を徹底的に行う。

外国からの応募者を確保するために 2010 年度から、4 月入学に加えて 9 月入学の制度を導入した。

（2）法学研究科

◇到達目標

- ①入試方法の特色を活かして、広く優秀で意欲的な大学院学生の確保に努める。
- ②地域社会へのフィードバック可能な教育サービスを提供し、地域の社会人受入れ数の増加を目指す。
- ③学部教育と連携した発展・継続教育により、学部からの進学者増を目指す。

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】

本研究科は、年度に 2 回、秋季と春季に学生募集を実施している。募集定員は法律学専攻 6 人、政治学専攻 4 人、計 10 人である。募集方法は学生募集要項およびホームページで公表される。試験実施前に学内・一般向けに入試説明会を行って情報提供・周知に努めている。

入試方法は「一般入試」、「社会人入試」、「推薦入試」の3類型に区分されて実施されている。

入学者選抜は、「一般入試」の場合、学力試験3科目（外国語1科目、専門科目2科目）の成績、口頭試問および出願書類（志願理由書など）により総合して行う。事前審査により「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」の受験を認めている。

「社会人入試」では社会人の資格を入学年度の3月末日において、大学卒業後3年以上を経過している者としている。資格認定を受けた者も30歳を超えたものは社会人として受験できる。選抜方法は、総合評価によるが学力試験は1科目（専門科目のうちから）のみである。

「推薦入試」は本学法学部学生で年度末に卒業見込みのものに適用される。資格は、3年次修了までに102単位以上を修得しており、前年度までの成績順位が法学部内で上位5分の1以内であること、指導教員の推薦を受けていることである。選抜方法は、学力試験を課さず、口頭試問と出願書類による。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科の人材養成の3つの目標である学部学生の高度専門教育、社会人の継続教育、有職者の生涯学習へのリカレントに対応した学生を受け入れるための多様な入試方法を採用している。募集方法、入試方法は、各々明確に定められており、受験者の学力・研究適性および意欲・姿勢を判断する上でもおおむね問題はない。

2010年度入試より、さらに研究適性を図るために、出願書類中の入学理由書について従来志望動機・理由のみ尋ねていたが、研究計画もあわせて記入するよう改め、口頭試問で志願者の研究姿勢を問うとともに入学後の研究テーマの確認を促すようにした。

また、「一般入試」の志願者層の拡大と「社会人入試」（専門1科目）との負担の均衡を図るため、2009年度入試まで「一般入試」の学力試験は、語学1科目に専門試験2科目としていたが、専門科目・英語のうちから2科目に改め、2010年度より実施する。

b. 学内推薦制度、門戸開放および社会人の受け入れ

- 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

学内推薦制度の趣旨は、さらなる専門科目の修得を目的とする者、種々の公務員試験等

の受験を目指す者のために、基本的には法学部における成績と面接の結果で合格を認める制度である。推薦の応募基準は「a. 学生募集、入学者選抜方法 176 頁」で説明したとおりである。

最近 5 年間の学内推薦制度利用による入学者は、最近 5 年間で全体の 27.5% である (2005 年度 4/11 人、2006 年度 1/4 人、2007 年度 2/7 人、2008 年度 0/6 人、2009 年度 4/12 人)。

他大学・大学院から本研究科への入学者は、最近 5 年間で全体の 57.5% である (2005 年度 6/11 人、2006 年度 3/4 人、2007 年度 5/7 人、2008 年度 5/6 人、2009 年度 4/12 人)。

学内推薦制度以外の一般・社会人入試利用の入学者は、多くが他大学・大学院学生であるが、選抜方法において他大学・大学院学生も本学学生と公平に扱われている。

他大学院に在籍する学生を受け入れる制度として、特別聴講生 (大学院学則第 43 条) と委託学生 (大学院学則第 44 条) の制度がある。前者は他大学院の学生を協定に基づいて入学させるものである。後者は学外の機関が構成員の入学を求めてきたときに、選考の上、入学を認める制度である。しかし、これまでにこれらの制度による受け入れの実績はない。

「社会人入試」については、「一般入試」において課している外国語試験を行わず、1 科目の専門科目試験を課しており、社会人の入学について配慮している。

入学後についても、昼夜開講制や独自の修業年限の設定、サテライト教室の活用によって、社会人が履修しやすいよう工夫がなされている。

昼夜開講制は、授業を昼間から夜間にかけて、年間を通じて行う制度であり (大学院学則第 12 条 2 項 5 号)、とくにサテライト教室においては、講義開始時刻を本校より 30 分遅らせて、6 時 30 分に設定し、社会人の実際の勤務形態に対応させている。

3 年以上の長期計画に基づいて修了できるように修業年限を弾力化させ、有職者等の多様な学習形態を可能にしている (大学院学則第 12 条 2 項 6 号)。具体的には授業料の納付について、履修登録単位数に応じて授業料を納入することができる制度を設けている (大学院学則別表 1)。また在学年限を通常 2 倍の 4 年のところ 3 倍の 6 年まで認めている (大学院学則第 6 条)。

【点検・評価の結果 (長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

年度によって相違はあるが、おおむね受験者の 3 分の 1 近くを推薦による受験者が占めており、本学学生にとって制度本来の趣旨に沿った利用しやすい制度となっていることは評価できる。

社会人学生の受け入れ状況については、志願者数・入学者数を見ても、社会人の占める割合が高く、近年、社会人の志願者は増加傾向にあり、社会人の学習への配慮はかなり有効であると認められる。今後も社会人の学習への配慮として、現在のカリキュラム構成が、

通年科目（4単位）が多くを占めるので、履修を柔軟にできるよう半期で履修できる科目（2単位）を増やすことを検討する。

c. 定員管理

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

本研究科の入学定員は、法律学専攻が6人、政治学専攻が4人、計10人、収容定員は2年間で総計20人である。

2005年度以降の、それぞれの区分ごとの受験者、合格者、入学者の実数は「大学基礎データ（表18-3）」のとおりである。最近5年間における入学定員に対する入学者数の比率（充足率）は本研究科全体で0.8である。入学者のほとんどが法律学専攻に偏っており、政治学専攻は5年間を通して1人だけであった。入学定員に対する志願者の倍率は5年間平均で1.06倍であり、2005年度、2009年度は1.5倍に達しているのに対し、2006年度、2008年度は0.6倍と下がっている。

2009年現在の在籍者数は、研究科全体で23人であり総定員に対し1.15倍である（「大学基礎データ（表18）」参照）。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科の入学者数は、2003年度まではつねに入学定員を充足していたが、最近5カ年の傾向を見てみると、2005年度と2009年度は志願者・入学者ともに多いが、そのほかの年度の入学者は4～7人とどまり、入学定員を満たしていない。

これには、政治学専攻の志願者が極端に少ないことが大きく作用しているが、ほかにも、2004年度に本学大学院法務研究科（法科大学院）が設置されたことの影響も考えられる。また、税理士志望の志願者が非常に多いので、指導体制とバランスを保つため厳しく合格者を絞ったことも挙げられる。

在籍者においても、研究科全体としてはほぼ適正だと言えるが、法律学専攻と政治学専攻とのアンバランスははっきりしている。2009年度における収容定員に対する在籍者の比率は本研究科全体で1.15、政治学専攻で0.13に対し、法律学専攻1.83に及んでいる。

【改善の具体的方策】

政治学専攻の定員充足の方法を検討する。例えば、従来の研究者養成に比重をおいた教育の抜本的な見直しを検討し、多様な学習目的を持った学生を受け入れることで、定員を確保していく。当面、従来からの政治学の基礎理論や外国との制度比較研究のほかに、個別的施策の事例研究を進めやすくすることで、職業を持った社会人のリカレント的ニーズを本研究科に繋げることができる。しかし、本質的には、本学法学部に政治学科が設置されていないことも考慮すると、政治学専攻の見直しを要すると考えられる。

本研究科全体として定員の配分を見直す。具体的には、政治学専攻を減らし、法律学専攻を増やす見直しを行う。

(3) 経済情報研究科

◇到達目標

大学院学生の受け入れに当たっては、社会のニーズに的確に応えつつ、本研究科の設立理念を実現するため以下の2点を掲げる。

- ①学部学生や社会人の受け入れの拡充を図っていく。
- ②社会のニーズに対応した多様な入学者選抜方法を周知し、大学院学生を確保する

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

●大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】

2009年度の学生募集方法、入学者選抜方法は以下のとおりである。募集人員は、各入試区分を合計して10人である。

1. 一般入試（秋季・春季）

入学者の選抜は、学力検査（英語、専門科目）の成績、口頭試問および出願書類により総合して行う。専門科目については、「経済学」、「財政学」、「経営学」、「会計学」、「情報処理」、「統計学」のうち1科目を選択する。

2. 社会人入試（秋季・春季）

入学者の選抜は、①現職教員に該当する者については、口頭試問および出願書類、②上記以外の者については、小論文、口頭試問および出願書類により総合して行う。

3. 外国人留学生入試（春季）

入学者の選抜は、小論文、口頭試問および出願書類により総合して行う。

4. 推薦入試（秋季・春季）

口頭試問および出願書類により総合して行う。なお、「推薦入試」の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者である。

（1）姫路獨協大学経済情報学部を2009年3月卒業見込みの者で、下記の要件を満たしている者

ア. 3年次修了までに卒業要件94単位以上を修得していること。（教職課程の修得単位は除く）

イ. 卒業要件に必要な外国語の単位をすべて修得していること。

ウ. 3年次修了までの成績順位が、経済情報学部内において上位5分の1以内であること。

エ. 学部指導教員の推薦を得ていること。

（2）姫路獨協大学経済情報学部を2009年3月31日現在において、卒業後1年以内の者で、下記の要件を満たしている者であること。

ア. 卒業時の成績順位が、経済情報学部内において上位5分の1以内であること。

イ. 学部指導教員の推薦を得ていること。

志願者に対する告知方法は、これまでは入試パンフレット、ホームページが主であったが、2007年度以降、大学院担当教員による入試説明会を年2回行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

各学生募集方法、入学者選抜方法とも、受験者の学力ならびに研究適性を判断する上では、おおむね問題はない。志願者数の観点から見ると、「一般入試」については、志願者がいない状況が続いているが、新卒者に対する門戸はつねに開いておく必要があるため、現状を維持していく。一方、外国人留学生に対しては、「第3章教育内容・方法第3節（3）経済情報研究科，b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮 110頁」でも述べたように近年修士論文の提出率が低下してきており、選抜試験においてももう少しその適性を見極めることが要求される。

入試説明会については、同じく税理士志望者の多い法学研究科と同日に行っており、両研究科の違いを理解する上で有効に機能している。

【改善の具体的方策】

本研究科の学生募集の方法ならびに入学者選抜方法については引き続き現状を維持していく。外国人留学生については、選抜試験において、その適性を今以上に注意深く見極めるよう努めていく。

b. 学内推薦制度、門戸開放および社会人の受け入れ

- 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

「推薦入試」により入学を果たした大学院学生の数、「大学基礎データ（表 18-3）」のとおりである。ここ 3 年間は毎年 1 人が入学している。出願要件については、「a. 学生募集方法、入学者選抜方法 180 頁」のとおりである。

門戸開放の状況については、過去 5 年間に於ける、本研究科への本学出身者以外の入学者は全体の 57.9%である（2005 年度 6/14 人、2006 年度 4/6 人、2007 年度 3/6 人、2008 年度 3/4 人、2009 年度 6/8 人）。とくに「社会人入試」は、すべての受験者が他大学出身者である。

社会人の受け入れ状況については、過去 5 年間の社会人入学者数は全体の 50%である（2005 年度 4/14 人、2006 年度 3/6 人、2007 年度 3/6 人、2008 年度 3/4 人、2009 年度 6/8 人）。そしてそのほとんどが税理士志望の大学院学生である。「社会人入試」では、社会人が受験しやすい試験科目を設定しているとともに入学後についても、昼夜開講制やセメスター制の導入、修業年限の弾力化、履修登録単位数に応じて授業料を納入する制度、サテライト教室の活用によって、社会人に配慮している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

「推薦入試」については、志願者が、ここ毎年数人程度であるものの、本学部の性格、規模から考えて、相応のニーズに応じていると評価できる。また学部の成績優秀者を確保することにより、大学院の活性化を図ることが出来る。

推薦要件も、研究科で学修を行っていく上で必要な一定の水準が確保されており、問題はない。

社会人学生の受け入れ状況については、現状の説明で述べたとおり、入学者における社会人の割合が 50%と高いことは、評価できる。このことは、多様な制度を活かし積極的に社会人学生の受け入れ態勢を整えた結果であり、今後も社会人学生への配慮は、継続して行っていく。

c. 外国人留学生の受け入れ

△大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

ここ5年間における外国人留学生の入学者数（2005年度4/14人、2006年度3/6人、2007年度2/6人、2008年度1/4人、2009年度2/8人）は、全体の31.6%である。

ここ数年、外国人留学生志願者の中には、日本語のコミュニケーションが満足でない者、研究計画がはっきりしない者が、多く見られるようになった。こうした志願者に対しては、面接試験において慎重に審査し、合否を出すようにしている。なお、ここ5年間における外国人留学生の合格率は55%である。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

「第3章教育内容・方法第3節（3）経済情報研究科，b. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮 110頁」でも述べたように、近年、外国人留学生について2年間での修士論文提出率が低下している。確かに研究指導上の問題もあるものの、受け入れ段階においてももう少し適性を見極める必要がある。今後、面接には、学生が希望する指導教員を必ず同席させ、その適性をこれまで以上に見極めていく。

g. 定員管理

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

本研究科の定員は10人である。過去5年間（2005年度～2009年度）における入学定員に対する入学者数の比率（充足率）は、0.76である。2007年度ならびに2008年度は志願者がそれぞれ8人、9人と入学定員の10人を下回っていたが、2009年度は13人と上回った。ここ5年間の合格率（志願者に占める合格者数の割合）は65.6%である。

志願者に対する告知方法は、入試パンフレット、ホームページに加え、大学院担当教員による入試説明会を年2回行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

入学者は4年連続で定員を割っているが、これは慎重に入学者選抜を行った結果であり、志願者が極度に落ち込んだ訳ではない。研究科の研究・教育水準を一定以上に保っていくためには、適切であると判断される。

本研究科志願者の中には、在学からの情報により受験を志願したという者も少なくない。本研究科に在籍する者ならびに志願する者の多くは税理士志望であり、仕事を通じた横のつながりによって、本研究科が薦められているものと考えられる。その意味では一定の受験者層が確保されているが、今後はそれ以外の層の開拓も視野に入れていくべきである。

【改善の具体的方策】

2009年度から改正されたカリキュラムは、「税理士コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」、「自由設計コース」というように、学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」として提示しているが、今後は税理士コース以外のコースに対するアピールを強めていく。

また、志願者・入学者に対するアンケートにより、情報収集手段としてのホームページの重要性が明らかになった。その点を踏まえ、ホームページを更新し、充実を図る。

（4）法務研究科

◇到達目標

- ①学生受入方針や選抜基準を明確に開示する
- ②毎年度の点検に基づき適切な入試を実施する
- ③教育体制に合わせた適切な学生定員を確保する

a. 学生募集方法、入学者選抜方法

- 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状の説明】

1. 学生受入方針

本研究科のアドミッション・ポリシーは、以下の3点である。①地域社会において、一般市民の生活、企業取引にとって重要である消費者問題の解決に寄与することができる消

費者法分野に強い法曹の養成、②市民が気軽に法的サービスを利用できる社会を築く必要があることから、しっかりとした人権意識を持ち、つねに弱者を思いやりながら努力を惜しまない法律家、③21世紀の社会を支えるにふさわしい、人間味あふれる人材の養成である。

2. 選抜基準・選抜手続

本研究科は、法学未修者の選抜を基本とし、法学既修者の選抜については、未修者と同じ試験に加えて既修者認定のための法律科目試験を実施する選抜方法と、日弁連法務研究財団が実施する法学既修者試験を利用して選抜する方法がある。つまり、法学既修者として入学を希望する志願者は、法学未修者と同一の試験を受けた上で法律科目試験を受験する「一般入試」、法学既修者試験を受験する「法学既修者試験利用入試」の2種類の選抜方法がある。また、既修者として不合格であっても、未修者としての判定の希望があれば、未修者として合否判定をしている。

選抜手続としては、①出願書類審査、②適性試験の成績審査、③小論文、④面接を実施する。既修者の場合はこれに⑤法律科目試験も加えられる。合否については判定小委員会で予備判定を行い、教授会で決定している。

受験者の合否を判定する基準については、総合点が上順位の者から順に合格とする方式を採用している。合格基準点については、2008年度入試までは設定していなかったが、2009年度入試からは、合否判定の基準をより厳しくするために以下のとおりとした。すなわち、総合得点が上順位の者から順に合格としていく点では変わりがないが、適性試験の成績審査および小論文においておおむね60%の成績を修めた者の総合点を合否判定における合格ラインとする。

3. 学生受入方針、選抜基準および選抜手続の公開

本研究科は、「入学案内パンフレット」、「学生募集要項」を、毎年6月中旬に配付し、ホームページにおいて公表している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

1. 学生受入方針

本研究科の学生受入方針は明確であり、また、本研究科が養成しようとする法曹像に適合するものである。

2. 選抜基準・選抜手続

入学者選抜は所定の基準および手続にしたがって適正に実施されている。合否判定はすべて教授会でされることとなっており、選抜手続は妥当なものである。

選抜基準に関しては、2009年度から合格基準点を設けたことは選抜基準の明確化に資するものと言える。しかしながら、日弁連法務研究財団の認証評価において2009年度の選抜において総合点が上記の基準に満たない者を合格させている点は選抜基準が徹底されていないとの評価をされた。また、受験者が定員を下回っている本研究科における選抜基準と

して、総合点のみで判定することが厳格な選抜基準と言えるかという問題もある。このような点を踏まえ、日弁連法務研究財団における評価において、入学者選抜基準等の規定・公開に不適合評価がなされたものと考えられる。

さらに、「既修者試験利用入試」において、本学で法律科目の筆記試験をせず口頭試験および適性試験の成績のみで、法学既修者として認定することが妥当か検討の余地がある。

3. 学生受入方針、選抜基準および選抜手続の公開

学生募集要項の記載において、法学既修者と法学未修者の割合の記載がない点、第1次募集と第2次募集のそれぞれの募集定員等についてもとくに明示されていない点などについては改善する必要がある。

【改善の具体的方策】

2010年度入試に向けていくつかの改善策が教授会で承認された。第一に、「おおむね60%」という総合点の合格基準点を「60%の合格最低点」に改める。第二に、適性試験については下位15%を「最低基準点」とする。これらの2点は未修者・既修者共通の基準である。第三に、既修者の法律科目試験については、各科目ごとに「60%の合格最低点」とする。ただし、商法、刑事訴訟法または民事訴訟法についてはこれらのうち1科目が60%を満たさないときは、他科目が60%を満たす場合には、当該科目の単位認定をしないことを条件として既修者として合格とすることができる。これらは合否判定基準を明確化・厳格化するものであり、日弁連法務研究財団の評価に対応するものと言える。

入試制度全般としては、日弁連法務研究財団による法学既修者試験利用入試は廃止する。既修者試験の利用入試は受験者がごく少数であり、憲法、民法、刑法に関しては論文試験を実施するという中央教育審議会の最終報告にも沿った改善である。

また、2010年度募集については、第2次募集を行わず、未修者15人、既修者5人と募集要項に記載することとした。

b. 門戸開放および社会人の受け入れ

- 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

本研究科の過去5年間の入学者のうち本学出身者の数は表4-5のとおりである。

表4-5 過去5年間の入学者のうち本学出身者の数

(人)

入学年度	入学者数	本学出身者	入学者のうち本学出身者の割合
2005年度	31	0	0%
2006年度	24	3	12.5%
2007年度	8	0	0%
2008年度	7	1	14.3%
2009年度	5	1	20.0%

2009年5月1日における在籍学生は24人であるが、このうち本学出身者は3人であり、本学出身者の比率は非常に低く、他大学・他大学院に対する門戸開放は十分になされている。

本研究科の過去5年間の入学者のうち社会人の数は表4-6のとおりである。

社会人確保のための制度としては出願時に社会人としての活動実績書により加点するなど配慮している。

表4-6 過去5年間の入学者のうち社会人の数

(人)

入学年度	入学者数	社会人	入学者のうち社会人の割合
2005年度	31	19	61.3%
2006年度	24	12	50.0%
2007年度	8	6	75.0%
2008年度	7	5	71.4%
2009年度	5	5	100.0%

本研究科において、社会人とは「入学時において大学卒業後3年以上経過している者」を言うことと定義されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況については、表4-6に示すとおり、問題はない。

社会人学生の受け入れ状況について、本研究科は、入学者に占める社会人比率はきわめて高く、このことは、多様な人材に法曹への道を提供するという法科大学院制度の趣旨に適うものと評価することができる。今後も社会人に対して門戸を開放している長所を維持するように努める。

c. 科目等履修生・研究生等

△大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状の説明】

新司法試験を受験する本研究科の修了生をサポートするため、研修生制度を設けている。研修生は、授業の聴講、定期試験の受験、自習室等の施設利用のほか、法令・判例、法学資料等を検索できるTKCの教育研究支援システムを利用できる。研修料については、学生からの要望に対応して従来半期75,000円であったものを20,000円に引き下げた。

過去3年間の研修生数は表4-7のとおりである。

表4-7 研修生数 (人)

受け入れ時期	研修生数
2007年度前期	5
2007年度後期	6
2008年度前期	8
2008年度後期	9
2009年度前期	18

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本研究科では、修了生のサポートとして、研修生制度は重要な意義を有している。研修料が引き下げられたことは、学生の便宜を図るものと評価することができる。これは2009年度の研修生の増加にも結びついている。

しかしながら、研修費用の点を考慮しても研修生制度の利用が修了生全体から見ると少ない点は改善の余地がある。この点については、修了前にホームページや個別通知等で研修生の登録費用が引き下げられた点や研修生のメリットを十分周知することなどを行っていく。

d. 定員管理

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

2009年5月1日時点の本研究科の学生定員および在籍学生数は、「大学基礎データ（表18-2）」のとおりである。

また、本研究科の過去5年間の志願者・合格者・入学者数の推移は、「大学基礎データ（表18-4）」のとおりである。

学生確保のための措置としては、入試説明会等の学生募集のほか、入試制度の変更、入試日程の配慮および奨学金等学生のインセンティブを高める工夫が挙げられる。このうち入試制度の変更としては「法学既修者試験利用入試」を加えたり、入試日程を他法科大学院と重ならないように配慮してきた。入試説明会に関しては2007年よりも2008年度の方が、回数・場所ともに増加している。奨学金に関しては2008年度入学者に対しては一度廃止したが、2009年度に復活した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本研究科における学生確保のための措置自体は徐々に改善されてきたと言える。しかしながら、本研究科の学生数が定員を大幅に下回っている背景としては、定員確保のために入学試験の合格水準を下げるできないという事情も考えられる。さらに、本研究科の受験者は2006年から激減している。これは過去の新司法試験合格者が3人と少数であることが最大の原因である。このことは教授会においても認識されている。その上、全法科大学院の受験者も減少してきているといった点のみならず、2010年度においては「法学既修者試験利用入試」の廃止や選抜基準の厳格化が中央教育審議会から求められており、新司法試験合格者が劇的に増加しない限り定員割れの状況は改善されないことが予想される。本研究科は2009年度に10人削減、2010年度に10人削減と大幅な定員削減を行っているが、それでは新司法試験合格者が少ないという問題の解決にはならない。日弁連法務研究財団の評価報告書でも指摘されているが、著しい定員割れは学生確保のための措置といった制度変更によっては解決できず、本研究科自体の抜本的改革しか手段はないと見ることができる。

【改善の具体的方策】

従来から行ってきた学生確保のための措置を拡充することは当然である。また、日常の教育活動の充実により司法試験の合格者を増加させることも必要である。さらなる抜本的改革としては、社会人の志願者を増やすために夜間大学院とする方向も教授会において議論されたが、設備・予算の点で実現が難しい。このように本研究科単体での存続は難しい状況も考えられ、他法科大学院との統合も含めて検討しなければならない。

第5章 学生生活

◇到達目標

- ①留学生を含めた全学生への本学独自の経済的支援の拡充を図るとともに、学外の各種奨学金情報の収集・紹介につとめ、安心して学修を継続できるよう経済支援の有効性・適切性をより高める。
- ②学生が心身ともに健康で、保健衛生的かつ安全な環境で学生生活を送ることができるように配慮する。
- ③ハラスメントのない大学を目指し、学生が安心して勉学・研究に勤しむことができる環境作りに努める。
- ④学生が適切な進路選択を実現できるよう、キャリア教育の充実と就職支援体制の整備を図る。
- ⑤課外活動団体の活性化を推進し、在籍学生数に占める課外活動団体所属学生数の割合を40%以上とすることを目標とし、支援体制の整備・充実に努める。

a. 学生への経済的支援

- 奨学金その他学生への経済的支援を語るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】

本学は、大きく分けて3種類の奨学金を用意している。第一が本学独自の奨学金、第二が日本学生支援機構の奨学金、第三が大学を通して募集のある地方自治体等の奨学金である。(詳細は、「大学基礎データ(表44)」参照。)

1. 第一の本学独自の奨学金として、以下の給付奨学金を設けている。

- (1) 学業支援奨学金 … 経済的理由により学業の継続に支障をきたしている学部学生を対象に、その経済的困窮度を申請書類により5段階に審査・分類し、困窮度の高い者から原則30人以内の枠で採用し、年額36万円(月額3万円)を前・後期(各期18万円)に分けて給付する制度である。
- (2) 奨学金 … 授業料相当額を給付する奨学金と、年額24万円(月額2万円)を前・後期(各期12万円)に分けて給付する奨学金との2種類がある。前者は、学部学生で前年度の学業成績が「きわめて優秀な者」に対して各学部各学年1人以内に給付する制度である。後者は、学部学生で前年度の学業成績が「優秀な者」に対して各学部各学年3人以内に給付する制度である。
- (3) 海外留学奨学金 … 派遣留学生に対しては留学期間中、月額8万円を、交換

留学生に対しては留学期間中、月額 5 万円を、給付基準（学業成績および語学力）を満たしている者の中から選考して給付する制度である。

- (4) 海外語学研修奨学金 … 外国語学部の必修科目である「異文化理解研修」が 1 年次生を対象に 2 週間実施される。異文化理解研修への参加者に対して、研修費と航空費相当額を給付する制度である。
- (5) 外国人留学生奨学金 … 外国人留学生を対象とする奨学金である。成績優秀かつ経済的理由により学業に支障をきたしている者に対して、選考により 10 人以内の枠で年額 36 万円（月額 3 万円）を 2 期（各 18 万円）に分けて給付する制度である。
- (6) 大学院法務研究科奨学金 … 法務研究科の学生を対象とする奨学金である。入学試験の成績がとくに優秀な者に、入学年次の授業料相当額を支給する。また、2 年次・3 年次は前学期の成績が優秀な者に、当期に 60 万円又は 20 万円を給付する制度である。いずれも給付基準を満たしていることが条件となる。

このほか、本学独自の奨学金ではないが、獨協学園の各校に在学する学生・生徒で、人物・学業ともに優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる者を学校長が推薦し、選考を経て奨学金を給付する旧獨協会奨学金（月額 4 万円）がある。

また、故前理事長関湊の発意によって設立された財団法人関育英奨学会による貸与（月額 3 万円・無利子）の奨学金がある。

以上は、入学後、一定期間の在籍の後に選考を行い、給付または貸与する奨学金制度である。

入学時納付金の一部または全額相当額を給付する制度として、次のものがある。

- ア. 修学支援金制度 … 本学が姫路市と学校法人獨協学園との全国初の公私協力方式によって開学したことにかんがみ、入学日の 1 年以上前から引き続き姫路市に住所を有する者を対象に、入学年度に限り入学金の半額である 15 万円を給付する制度である。
- イ. 奨励金制度 … スポーツ特別選抜入試による入学者の中から、大学が指定するスポーツ種目において、高等学校在学中に収めた競技成績に応じて 10 万円から 30 万円までの金額を給付する制度である。
- ウ. 特待生制度 … 2009 年度入試において薬学部のみを対象に授業料の全額・半額免除を行う薬学部特待生制度を設けた。昨今の経済不況による家計の急変、リストラ等で受験機会を喪失、断念せざるを得ない受験生への緊急学資支援制度である。この制度を 2010 年度入試からは全学部に拡げ、入学年次は授業料を全額免除し、2 年次以降は前年度の学業成績を審査して半額を免除する全学的な特待生制度とし

た。

このほか、自分の目標を設定して就職に対する備えを奨励する制度として、大学のキャリア支援講座を受講し、資格や一定のスコアを取得した学生に対し、1資格あたり3万円までを給付する「特別学修奨励金」制度がある。

2. 第二の日本学生支援機構による貸与奨学金について学部の近年の推移を見ると、表5-1のとおりである。

表 5-1 年度別 日本学生支援機構奨学金受給状況 (2005 年度～2008 年度) (人)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
支給対象学生数 (受給者数) (A)	874	921	1,164	1,065
在籍学生総数 (B)	3,122	3,019	2,923	2,809
在籍学生数に対する比率 A/B*100	27.99	30.51	39.82	37.91

3. 第三の奨学金としては、学生の各出身地の自治体による給付または貸与の奨学金がある。特に、大学の所在地である姫路市 (西播磨) 出身の学生を対象として、姫路市奨学学術振興事業による奨学金である一般奨学金 (給付)、連合婦人会奨学金 (給付)、播戸奨学金 (貸与) がある。さらに、外国人留学生を対象とする海外姉妹都市留学生奨学金および一般海外留学生奨学援助金がある。また、上記地元自治体 (姫路市) による奨学金のほか、中村積善会奨学金 (貸与)、三宅正太郎育英会奨学金 (給付)、瀧川奨学財団奨学金 (給付) といった各財団からの奨学金がある。

各種奨学金の情報は、入学前から大学の概要を紹介したパンフレット等 (毎年度発行される「大学案内」および「入試ガイド」) に掲載し、事前の情報提供を行っている。さらに入学後は、学生生活全般についての各種情報をとりまとめた冊子 (「学生生活ガイド」) をオリエンテーションの際に配布し、とくに学費と奨学金についての全般的な説明を行っている。さらに毎年4月に実施する奨学金説明会の開催、奨学金関係専用掲示板での掲示および大学のホームページへの掲載等により周知を図っている。

奨学金の申請は、現在の経済状況を反映し毎年増加している。

【点検・評価の結果 (長所と問題点)】

「本学独自の奨学金」は、名称が奨学金の他に修学支援金、奨励金などがあり、その支給対象は、①学業が優秀な者、②経済的な理由で学業に支障をきたしている者、③海外留学・交換留学を希望する者、④短期間の海外語学研修者、⑤外国人留学生、⑥スポーツ特別選抜入学試験による入学者、⑦地元姫路市在住の子女、など各種の奨学金を用意している。

各種奨学金の内容を検討すると、例えば、①経済的理由により学業の継続に支障をきたしている学部学生を対象とした「学業支援奨学金」の支給人数は30人以内であり、申請者は2007年度106人、2008年度112人、2009年度116人と年々増加しており、採択率は、25～27%と年々低下している点、②外国人留学生に対する奨学金制度では、外国人留学生のほぼ全員に授業料の30%相当額を支給しているが、近隣の大学の中には、授業料の全額免除や半額免除を行ったり、宿舍費の補助を行っている例もあり、より一層の充実が求められている点が指摘できる。

しかしながら、その支給金額は年度によって異なるが、過去5年間（2004～2008年度）の平均支給総額は、約1億5千万円であり、学生生徒等納付金収入に対する過去5年間の平均比率は、4.6%と比較的高いと言える。

このことから、本学独自の奨学金による学生への経済的支援は、内容のより一層の充実という課題があるものの、多様な制度や支給金額から評価できる。

第二の奨学金である「日本学生支援機構による貸与奨学金」と第三の奨学金である「姫路市奨学学術振興事業による奨学金やその他の学外の奨学金」を希望する学生は、ほぼ全員がいずれかの奨学金を受給していることから特段の問題はないと考える。

【改善の具体的方策】

本学独自の奨学金については、学生の経済的支援に効果があるか、これから入学しようとする学生にとって魅力ある奨学金であるかなど、前述した問題点を含めて質の面から内容を検討し改善に努める。あわせて、学外の各種奨学金情報の収集・紹介、とくに外国人留学生を対象とする各種奨学金の情報収集に努め、一人でも多くの学生が受給できるように支援を強化する。

b. 生活相談等

- 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
 - ハラスメント防止のための処置の適切性
- △生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状の説明】

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性については、本学では、健康管理室を設置し、学生の健康の保持増進を図ってきた。

健康管理室には、健康管理室長（校医、医師免許を持つ教員が兼務）および看護師2人を配置している。健康管理室には、健康管理部門とカウンセリング部門があり、健康管理部門には、校医のほか非常勤の医師（内科、整形外科、婦人科、精神科・神経科）を置き、カウンセリング部門にはカウンセラー（兼務者3人および非常勤2人）および精神科医（本学教員が兼務）を置いている。

健康管理部門においては、毎年、定期健康診断を実施し、健康相談、救急処置等の体のケアを、カウンセリング部門においては、学生生活、学業関係を初めとして、個人的な悩みや相談等の心のケアを行っている。

健康管理室は、学生が気軽に相談できる心身健康保持機関としてますます重要性を増している。

利用状況は、表 5-2、5-3 のとおりである。

表 5-2 年度別 健康管理室利用者総数の推移 (2005 年度～2008 年度) (人)

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
利用者総数	9,002	8,187	8,618	7,397

表 5-3 年度別 カウンセリング部門利用者数の推移 (2005 年度～2008 年度)

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
コマ数/週	34	34	34	28
利用者総数	885 人	1,061 人	1,039 人	789 人
コンサルテーション数	64	45	26	20

ハラスメント防止のための処置の適切性については、「セクシャルハラスメント防止に関する規程」に基づきセクハラ防止の啓発活動、被害者の救済、加害者の処分を行なっている。啓発活動は、パンフレットの作成・配付、講演会の開催(教職員対象、学生対象)である。被害者の相談・救済、加害者の処分案の決定はセクシャルハラスメント人権委員会があたっている。当委員会は各学部、職員の委員によって構成され必要に応じて開催されている。

生活相談担当部署の活動上の有効性については、学生の生活相談担当部署として、学生支援課がある。学生支援課は、2008 年 9 月に行われた事務組織の部分的な見直しによって、学生へのサービス部門の充実化を図るべく、従来の教務二課の名称を改めたものである。具体的には教務二課の中にあつた情報処理関係部署を総務部に移し、従来から行ってきた学生支援業務に加え、派遣または交換留学を含む国際交流業務と外国人留学生の生活指導業務を主として行っている国際交流センター事務室の業務、また学生の心身の健康をサポートする健康管理室の業務とを掌握している。

現在、学生からの個別的相談を受け付けて専門に業務とする「学生相談室」は設けていない。学生支援課が相談窓口となり、相談内容によって、修学関係の相談であれば教務課、就職関係の相談であればキャリアセンター事務課、留学関係の相談であれば国際交流センター事務室、心身の健康に関する相談であれば健康管理室を案内するといった具合に、相談内容に応じて各部署へ相談の振り分けを行っている。もちろん、学生生活に関する代表

的な相談、とくに奨学金関係、課外活動関係、アルバイトや下宿の紹介は学生支援課が行っている。

学生の生活相談への対応については、各事務部局の活動だけでカバーできるものではない。教員との密接な連携なくしてはその実効性は期待できない。本学では、教務および学生生活に関する事項を審議するための機関として「教学委員会」を設置している。教学委員会は、月 1 回定例日に開催し、教務および学生生活に関する全学的な報告事項の伝達、解決すべき問題の審議を行っている。

教員の側から主体的に学生へ働きかけて学生からのさまざまな相談に応じるといった体制の整備、環境作りもますます重要性を増している。本学では「担任制」または「チューター制（指導教員制）」といった教員の側から学生一人ひとりの修学状況等に目を配れる体制を学部ごとにとっている。

具体的には、以下のとおりである。

1. 外国語学部は、1 年次は入門演習 I および II、2 年次は基礎演習 I および II、3 年次以降は演習 I ～演習 IV といった入門演習または演習の担当教員が学生を把握する体制をとっている。
2. 法学部は、1 年次は前期にオリエンテーションゼミの各担当教員が出席把握から生活指導まで担当する。後期は、入門ゼミの担当教員が学生一人ひとりをサポートする体制をとっている。2 年次は基礎演習、3・4 年次は演習の担当教員が、各学生の指導に当たっている。
3. 経済情報学部は、1 年次は入門演習（前期）、基礎演習 A（後期）において生活指導まで含んだ指導を演習担当教員が担当する。2 年次以降は、基礎演習 B（2 年次前期）、ゼミ I（2 年次後期）、ゼミ II（3 年次通年）、ゼミ III（4 年次・隔週通年）の各担当者が学生を指導する。入門演習、基礎演習、ゼミとも 1 クラスあたり 10 人程度の少人数である。とくに、ゼミ III は卒業論文の指導のみならず就職活動に関する指導も行う。
4. 医療保健学部は、各学科で担任制をとっており、おおむね、1 人の教員が少ない学科は 3、4 人、多い学科でも 10 人前後の学生を担当している。とくに、理学療法学科および子ども保健学科は 3 年次からゼミと担任で 13 人～15 人の教員が担当している。また作業療法学科および臨床工学科はチューター制、言語聴覚療法学科は学年担任制と週 1 回行われる学科活動への指導を行っている。
5. 薬学部は、担任制をとっている。専任教員 1 人につき 1 学年 6 人以下の学生を割り当て、授業等の出席状況や成績管理、相談対応などの方法で指導を実施している。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性については、健康管理室は、学生にとって利用しやすい施設であるため利用者総数が、表 5-2 のとおりこの数年

8,000人前後を推移している点は評価できる。

表 5-3 のとおり 2005 年度から 2006 年度にかけてカウンセリング部門の相談者は大きく増加したが、2007 年度には兼務の常勤カウンセラー2 人の所属学部での授業担当コマ数が増え、相談室の相談枠数を減らさざるを得なかった。その結果、2008 年度は、潜在的なニーズがありつつも、延べ人数が減少することとなった。そこで、2009 年度は、兼務の常勤カウンセラー3 人と非常勤カウンセラー2 人の 5 人体制とし、相談枠（コマ数/週）を 6 コマ増やして元のコマ数で対応している。

ハラスメント防止のための処置の適切性については、全体としては上手く機能している。

生活相談担当部署の活動上の有効性については、必ずしも全学部全学科において担任制又は指導教員制度が有効に機能しているとは言えないケースが見受けられることがある。原因としては、学生一人ひとりの状況を担当教員が把握しきれていない場合で、とくに、進路変更等の悩みの相談などに対応する各学部学科の体制が十分でなかった場合である。

学生には、授業、課外活動中の意見の食い違い、単なる友達関係から男女間の交際などで問題が生じたときに、自らその問題を解決する能力を身につけさせなければならないが問題が解決できず、悩んだりした場合は、学業に専念できなくなるのみならず、心身とも病む状態となり、最終的には授業に出てこなくなる。このような状態になる前に、適切に学生を指導・支援していく体制をより確かなものとする必要がある。

【改善の具体的方策】

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性については、各学部の学生相談体制を担任制の強化などにより充実させるとともに、担任制によるきめ細かなフォローとカウンセリング部門のさらなる密な連携を図る。

生活相談担当部署の活動上の有効性については、学生一人ひとりの指導・支援教員（担任教員、ゼミ担当教員、演習担当教員）を各学部、学科で毎年確認し、その教員が学習面、経済面、精神面の初期相談の窓口となり、担当する学生一人ひとりの状況を把握し、内容・状況によっては、他の教員・家族、身内・カウンセラー・医師等に引き継ぐなどの適切な指導・支援を行う体制を構築する。具体的には、担任制の強化と教員個々の学生面談時間（オフィスアワー）拡大を図る。また、各学期に 1 回は学生と個別面談を行うように努め、指導上で生じた問題を教員同士が共有し、解決策を考え合う体制を段階的に構築する。

c. 就職指導

- 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- 就職担当部署の活動の有効性
- △学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

△就職統計データの整備と活用の状況

【現状の説明】

1. 学生の進路選択に関わる指導の適切性

キャリアセンターは2004年5月に本部棟西館から学生が日頃修学している講義棟2階に移転し、相談ブースや豊富な企業ファイルを揃えた資料棚、企業情報検索等に利用できる12台のパソコン、求人掲示コーナー、自由に資料閲覧できるスペースなどを整え、学生が利用しやすい環境が整った。またキャリアセンタースタッフ全員が相談カウンターで学生と対面し最大限に学生の希望を受け止めていく指導を行っている。例年、自己分析が不足し志望業種や職種に関する進路選択に悩む学生が多く、就職活動そのものの進め方さえ分からないといった学生も存在する。そうした学生の立場に立った、対応を念頭におきながら、原則、予約制で「個別面談・指導」を行っている。

学生が適切な進路選択を実現できるよう、またキャリア教育の充実を図るために入学初期の1年次から以下の支援内容を学年ごとに取り入れている。

表 5-4 年次別キャリアガイダンス

学年	1年次	2年次	3年次	4年次
支援内容	キャリア支援		就職活動支援	
講義・実習 ガイダンス	キャリア・ガイダンス		就職ガイダンス・個人面談・	
	現代社会特別講義（正課）		就職活動に関する各種指導	
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会特別実習（ビジネススキル）（正課） ・社会特別実習（インターンシップ）（正課） 		
	公務特別講義（正課）			
主たる目標	職業観やキャリアデザインの修得		就職活動準備、就職・進路決定	

キャリア教育の充実については、1、2年次をキャリア支援時期として捉え1年次からキャリア・ガイダンスを実施している。これは学生が積極的に大学生を送り、早期に自らのキャリアデザインを設計していくことを目標に実施している。正課としての「現代社会特別講義」は、自己や仕事について考え、社会人になるための準備プログラムである。ここでは具体的な職業観や働くことの意義を学ぶことを目標に実施している。2年次から実施している「社会特別実習（ビジネススキル、インターンシップ）」（正課）においては、実社会で求められる論理的思考力や表現力を身につけるためワークショップを通して学びとり、さらにインターンシップによって実際の就業体験を行いながら職業観の育成や自己の適性発見を目指して実施している。

また、資格取得のスキルアップ講座や公務員・就職試験に必要な基礎学力や一般教養を

学ぶ正課としての「公務特別講義」を実施しており、1年次からキャリアアップを図ることができるように支援している。

3年次生から本格化する就職支援体制に関しては、次のような施策を行っている。

- (1) 就職ガイダンスの実施
- (2) 進路登録をもとにした個人面談・履歴書作成指導・面接指導の実施
- (3) 各種セミナーの実施
(業界セミナー、学内企業セミナー、合同企業説明会へのバスツアー参加)
- (4) インターンシップの積極的勧奨

その他、就職に関する父母の関心や不安に答えるため、3年次生保護者対象に就職父母懇談会を実施、大学と企業の連携を深め、とくに地元企業への就職、貢献を目指して、教職員による就職企業へのお礼訪問を実施している。

個人面談・履歴書作成指導・面接指導に関しては、原則3年次前期に本学の就職情報システム（以下、「Campus Square」という）に進路志望を3年次生全員が入力し、その入力データをもとに個人面談を開始している。個人面談が終了した学生には自己分析をもとに実際に履歴書を記入させ、添削指導を行っている。昨今の雇用情勢の悪化や求人件数の激減に対応し、少しでも就職活動をスムーズに行えるよう配慮している。さらに、履歴書を完成させた学生に対し、志望する業界、企業の面接を想定し、個人面接指導を行っているが、コミュニケーション能力や自己分析の十分でない学生が多い。

各種セミナーの実施に関しては、各業界の人事担当者、企業トップを招聘した「業界セミナー」、就職活動を終えた4年次生の協力を仰ぎながらの「就職活動体験談セミナー」を行っている。学内で学生と企業が直接出会える「学内企業セミナー」は、原則的に年3回（2、5、9月）100社以上の企業が参加している。「合同企業説明会」へのバスツアー参加については、2005年から毎年2回実施し、大学から無料チャーターバス5台を大阪、神戸へ送り出し、毎年200人前後の3年次生が参加している。この「合同企業説明会」へのバスツアー参加は、学生の就職意識を高め、就職活動開始の大きな原動力になっている。

学生は自己の職業観を養うため少しでも社会との接点を作り、社会への適合性を高めていくべきであると考え。そのためにキャリアセンターとしてもインターンシップの積極的な参加勧奨を実施するとともに、本学インターンシップの受け入れ先を開拓し、原則、希望者には全員体験させるよう努めている。

昨今、景気減速や求人件数の激減によって、少しでも本学の就職指導の実態を知りたいというご父母の要望が年々強くなり、毎年3年次生の父母を対象に「就職父母懇談会」を行っている。参加者は平均100人近くあり、就職活動に向けての心得や指導内容、就職の実態や厳しさについて説明しているが、毎回のアンケート調査から好評を得ている。

教職員による就職企業へのお礼訪問の実施については、2006年から毎年実施してお

り、その教員参加人数や訪問企業は年々増えつつある。総合的な評価として、企業にとって大学が非常に身近に感じられるようになり、教員自らが企業の採用基準や要望について知ることができた。今後の学生指導面でも非常に有効であると思われる。また、この教職員による就職企業への「お礼訪問」から、卒業生の現状や既卒者求人情報なども取得できるという副産物が効果として現れている。

学生が会社の求人情報を得る方法としては、情報サイトが圧倒的に多くなり、そのため情報を的確に迅速に入手していくことが就職活動で必須の要件になっている。そのため求人情報や企業情報の提供については、地元姫路、播磨地方の求人票の掲示のみならず、2009年3月から「Campus Square」利用による情報提供を開始した。これによって学外や自宅からでもいつでも求人検索が可能となった。

2. 就職担当部署の活動の有効性

キャリアセンターとして最も力点を置いて取り組んでいる施策は、次の2点である。

- (1) 学生が適切な進路選択を実現できるよう、「職業観」を必ず植えつけること
- (2) キャリア教育の充実と就職支援体制の整備を図るため、学生・キャリアセンター・教員の「三位一体」の支援体制を作り上げていくこと

昨今、就職難の時代を迎え、学生が地道に築き上げた「人間力」（社会人としての適応能力など）や学業を通して積み重ねた「学力」を十分に活かし、卒業と同時に就職・進路を明確にさせることこそ重要な課題である。そうした課題を確実なものとするためには、前述したキャリア支援・就職活動支援をより有効に機能させることが求められる。

例えば、学生に不足しがちな「職業観」の意識づけについては、一般的に座学のみならず、自らが企業（公務）の一員となって職業体験する「インターンシップ」が最も有効な手段となっている。（表 5-13 参照）これについては、キャリアセンタースタッフのみならず、学部教員で構成される就職委員会メンバーが側面から支援し、ゼミや講義の中でも学生に強力に参加勧奨している。参加学生に対して責任を持って面接し、マナー研修や企業研究まで指導している。そのインターンシップ事後報告会には全メンバーが出席し、学生がインターンシップで得た評価や成果を確認し、次のステップに活かしている。

このように学生が磨き上げてきた「人間力」を社会において発揮させていくためには、学生・キャリアセンター・教員が「三位一体」となって入学から卒業後まで一貫してフォローしていくことこそ必要であると考えている。

3. 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

2008年度就職支援活動の出席状況については、下記のとおりである。まず1、2年次の低学年に対しては、6月にキャリアデザインの考え方と自己のコンピテンシーを理解させるキャリアガイダンスを実施している。これは充実した学生生活と具体的な就職活動の前準備をするためのガイダンスである。

表 5-5 2008 年度 低学年次キャリアガイダンス・就職基礎学力養成講座出席状況

学部名		外国語	法学	経済 情報	医療 保健	薬	計
1年次生 キャリアガイダンス	2008年4月19日	10	6	2	1	0	19
2年次生 キャリアガイダンス	2008年4月19日	11	2	4	5	—	22
1年次生 キャリアガイダンス	2008年5月17日	11				0	11
2年次生 キャリアガイダンス	2008年5月17日	10				—	10
1、2年次生 就職基礎学力養成講座	2008年9月13日～15日	7	10	19	4	7	47
1、2年次生 就職基礎学力養成講座	2008年3月30日～4月1日	4	11	9	1	1	26

1、2年次生対象に就職試験に必要な基礎学力養成講座も年2回実施し、自分の弱点を早期に克服できるよう支援している。

3年次の4月から12月にわたって8回の就職ガイダンスを学部ごとに実施している。各ガイダンスの内容は、次のとおりである。

第1回の「就職活動の全体像」では、就職活動の全体像と流れを理解させるとともに、筆記試験の重要性などを説明する。第2回では、自己分析に役立つ職業適性テストを実施する。第3回の「自己分析」では、自分の「強み」に気づき企業が求めるコンピテンシーを理解させる。第4回の「履歴書・エントリーシート対策講座」では、自己分析によって得た自身の「強み」を的確に第三者に伝える文章力を身につける。第5回の「業界研究・企業研究」では自己の「興味」と「適性」にマッチした業界、企業を選択するため企業研究の進め方を指導する。第6回の「面接対策」では、学生が実際の面接で自分らしく行動でき、自分らしい回答ができるためのポイントを知り、事前に準備をする。第7回の「業界セミナー」では各業界の代表企業の人事担当者から業界の現状や採用状況、求められる人物像などの説明を聞く。最後に第8回の「就職講演会」では、企業サイドの観点から採用活動の現状や就職活動の留意点について説明を聞く。

就職ガイダンス以外にも、3年次の8月と2月に実施する「就職筆記試験対策講座」や「合同企業説明会」へのバスツアー参加、「新聞の読み方講座」、「就職情報サイトの使い方」「学内企業セミナー」等、さまざまな行事を企画し実施している。

表 5-6 キャリアセンター その他行事（受験・出席状況）

3年次生

(単位 人)

行事名	日時	外国語	法学	経済 情報	医療 保健	薬	計
新聞の読み方講座 (日本経済新聞社)	2008年4月12日	59				—	59
服装身だしなみ講座	2008年4月26日	38				—	38
冠婚葬祭マナー講座	2008年5月10日	35				—	35

就職情報サイトの使い方Ⅰ	2008年5月24日	67				—	67
メイクアップ講座	2008年5月31日	27				—	27
就職情報サイトの使い方Ⅱ	2008年6月14日	56				—	56
航空業界セミナー	2008年6月21日	21	2	1	—	—	24
就職筆記試験対策講座	2008年8月9日～11日	16	35	16	0	—	67
就職模擬試験（有料）	2008年11月22日	14	26	16	1	—	57
合同企業説明会 （バスツアー大阪ドーム）	2008年12月11日	44	81	76	7	—	208
第1回 学内企業セミナー （120社）	2009年2月16日～18日	18	40	74	—	—	132
短期集中就職筆記試験 直前対策講座	2009年2月13日～15日	14	22	25	0	—	61

表 5-7 4年次生対象（実数）

（単位 人）

行事名	日時	外国語	法学	経済 情報	医療 保健	薬	計
合同企業説明会 （バスツアー三宮サポール）	2008年6月12日	6	8	5	—	—	19
第2回 学内企業セミナー （68社）	2008年5月29日～30日	31	29	44	—	—	104
第3回 学内企業セミナー （70社）	2008年9月25日～26日	27	22	34	—	—	83

表 5-8 3年次生父母対象

（単位 人）

行事名	日時	外国語	法学	経済 情報	医療 保健	薬	計
就職個別懇談会	2008年11月2日・9月・23日	19	28	46	—	—	93

※ 複数日にわたるものは実数を記載。

4. 就職統計データの整備と活用の状況

学部・学科単位での就職・進学状況や業種別・地域別内定者数、地域別・業種別・規模別求人件数、学部・学科単位での就職登録状況・希望勤務地・希望業種・希望職種をデータ化している。またインターンシップ、各種講座・セミナーへの出席状況等に関するデータも集計し管理している。これらの統計データに基づく効果測定を行いながら、次年度のキャリア教育、就職指導・支援の施策を策定するとともに毎年修正を行っている。

学生には3年次の前期に、「Campus Square」により就職登録をさせ、キャリアセンタースタッフが個々の学生の希望進路等を把握し、進路相談等の指導状況から最終の進路決定までを管理している。この情報に基づき、毎月各教員に対して学生の状況をまとめ発信している。就職決定者については、就職活動報告書等を提出させ、資料室にて閲覧できるようにしており、次年度以降の学生の参考資料としている。

求人情報・企業情報・OB・OG 情報に関しても、データとして管理しており、求人情報・企業情報については、キャリアセンターや学内コンピュータ演習室はもちろんのこと、学外のパソコンからも検索可能となっている。地元企業の求人票や就職フェアなどのポスターはキャリアセンターの掲示板に掲示し、企業の資料等も資料室にて閲覧できるようにしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

1. 学生の進路選択に関わる指導の適切性

現在、キャリアセンターが行っている就職支援体制の効果測定をした結果については、次のとおりである。この数値は、就職支援としての指導やセミナーに参加した学生について、どの程度の効果が現れているかを就職決定率で表したものである。（3ヶ年時系列調査）

表 5-9 履歴書作成指導・面接指導者数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	232	302	244
就職決定率（%）	83.6	80.1	79.9

表 5-10 業界セミナー参加者数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	193	255	167
就職決定率（%）	77.7	76.1	79.6

表 5-11 学内企業セミナー参加者数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	265	211	200
就職決定率（%）	77.7	76.8	73.5

表 5-12 合同企業説明会へのバスツアー参加者数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	158	203	183
就職決定率（%）	82.3	84.7	79.8

表 5-13 インターンシップ参加者数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	20	22	40

就職決定率 (%)	90.0	72.7	87.5
-----------	------	------	------

以上項目ごとに効果測定したが、まず参加者の規模については学生数の減少とともに参加者が少なくなっているが、就職決定率はおおむね 80%程度であり効果が出ていると判断される。とりわけ合同企業説明会へのバスツアーやインターンシップは学生の就職に対する意識面での作用が大きく働いていると考えられ、就職支援体制の中でも比較的好調な推移を示している。

しかし、学内企業セミナーに関しては、業種、企業の厳密な選定が行われておらず企業の参加希望に頼った選定を行っているために、学生にとって魅力のないセミナーになっていることが考えられる。履歴書作成指導・面接指導については、学生・キャリアセンター・教員が三位一体となって、さらに就職活動支援ができるようにゼミ教員の参画を広めていく組織的協力体制が今後の課題になると思われる。

表 5-14 就職父母懇談会（3 年次生父母対象）

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者（人）	94	112	93

就職父母懇談会については、就職に関する父母の関心が年々高まり、懇談会の早期実施を希望される傾向にある。例年、11 月に学部単位で 3 日間実施してきたが、2009 年度以降 7 月に早めている。父母からのアンケート調査は毎回行っているが、就職活動の実態や指導内容、助言に対して父母から好評を得ており、引き続き内容のいっそうの充実が求められる。

表 5-15 教職員による就職企業へのお礼訪問

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加教員数（人）	16	19	20
訪問企業数（社）	38	48	45

教職員による就職企業へのお礼訪問については、年々参加教員数が増加しており、以下のような総合的評価を受けている。

- (1) 企業からの反応として、「先生がわざわざお越し頂き・・・」といった評価が多い。
- (2) 本学に対して頗る良好な評価を得た。
- (3) 参加した教員から採用条件や求人情報の把握ができ、「意義が大いにあった」という評価を得た。

2. 就職担当部署の活動の有効性

キャリアセンターの環境整備については、2009 年「Campus Square」の本格的な稼働開始

に伴い学生へのサービスがますます強化された。また、公務員の志望者が多いため学習方法の指導や面接指導を強化するために公務員出身者を増員し組織強化も図っている。

ただし、学生の個人指導は個別対応なので、非効率的ではあるが指導効果面では非常に有効であると言える。今後、就職が決定するまでの間、学生の意欲を如何に維持させ満足 of いく成果を上げさせるかが課題として残される。また、学生との連絡ツールが電話主体の通信手段となるため、進路決定の確認に時間がかかり、指導、面談の障がいにもなっている。

また、キャリアセンターの環境整備に伴い、学生の検索機能や求人内容の把握も基本的に常時可能になっているが、まだ活用が十分に行われていないように思われる。学生、教職員が情報を十分に共有し、活用していくことが課題として残されている。

【改善の具体的方策】

1. 学生の進路選択に関わる指導の適切性

(1) 学生にとって魅力のある学内企業セミナーにし、参加者、就職決定率をのばしていくための方策としては、以下のとおりである。

ア. 参加企業や業種には幅を持たせること

イ. 企業の真の良さ、将来性、働き甲斐など企業情報について学生自らが積極的に研究していくよう指導していくこと

ウ. 本学部に関しては、現在学年進行中ではあるが、2008 年度実施の学科別就職ガイダンスにも同学部生が積極的に参加しており、明確な進路選択や就職活動の方法を具体的に模索する。

(2) 履歴書作成指導・面接指導についても、学生・キャリアセンター・教員が三位一体となって、さらに就職活動支援ができるようにゼミ教員の参画を広めていく組織的協力体制を組む方策としては、以下のとおりである。

ア. 学生への支援体制の一環として、半期単位で、キャリアセンターが低学年「入門ゼミ」の中で時間帯を設け、「職業観」、「キャリアデザイン」、「業界企業研究」といったテーマについて低学年から問題意識を持たせていくこと。

イ. 履歴書作成指導・面接指導マニュアルをゼミ教員に提示していくことによって、学生指導のツールにしてもらうことを考えている。

2. 就職担当部署の活動の有効性

(1) 学生の意欲を如何に維持させ満足 of いく成果を上げさせるかという課題に関しては、個人指導は非効率的ではあるが、学生の意欲向上にとって真に効果的であるという信念を持って継続していくつもりである。また、学生との連絡ツールとしての「Campus Square」をさらに有効に生かしていくため、以下のことを検討している。

ア. 各種セミナーやガイダンス情報のタイムリーな提供

- イ. 学生の喚起をうながす成功事例の紹介
 - ウ. U ターン情報や地方就職博の紹介など話題性と魅力ある「Campus Square」に企画変更
- (2) 学生も教職員も情報を十分に共有し、活用していくという課題に対しては、以下のとおりである。
- ア. 月次単位で教員への内定状況に関する報告を継続して行い情報の共有化を図る。
 - イ. 進路未決定者については、内定状況を参考にしながらゼミ教員からも指導強化を図る。
- (3) その他
- ア. 「就職父母懇談会」をさらに推進することによって、父母の就職への理解促進を図る
 - イ. 「インターンシップ」の積極的推進が進路決定に果たす役割や、学生の職業観の植えつけに大きな効果を生み出すことを地域経営者協会や企業経営者、団体に訴えながらインターンシップの協力を仰ぎ、参加企業の拡大をさらに図っていくこと。
 - ウ. 本学は開学当初から後援組織としての「播磨会」があり、会員となって頂いている多くの地域企業経営者や人事関係者と学生が一堂に会する「学生交流会」を積極的に開催している。こうした地域企業と直接接する機会は、将来、本学にとって「地域への就職」あるいは、「地域への貢献」の意味からも非常に重要な存在になると考えていること。

e. 課外活動

- 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状の説明】

学生が課外の文化活動によって豊かな情操を養い、体育活動によって気力・体力を涵養し、もって、知的・道徳的に円満な人格を形成する目的で、全学生を正会員とする「姫路獨協大学学友会」を設けている。

学友会には、「学友会本部」、「文化会」、および「体育会」の組織があり、「文化会」と「体育会」は、「部」、「同好会」および「愛好会」によって構成している。

過去3年間の課外活動団体の団体数および所属学生数の推移は表 5-16 および表 5-17 のとおりである。

表 5-16 課外活動団体数の推移

単位：団体

区分	年度	2006	2007	2008	2009
文化会系	部	7	8	8	7
	同好会	1	2	2	3
	愛好会	11	8	8	6
	小計	19	18	18	16
体育会系	部	28	28	29	25
	同好会	4	3	3	1
	愛好会	7	3	5	4
	小計	39	34	37	30
団体数	計	58	52	55	46

表 5-17 所属学生数の推移

単位：人

区分	年度	2006	2007	2008	2009
文化会系	部	111	104	110	114
	同好会	23	43	46	52
	愛好会	103	90	113	85
	小計	237	237	269	251
体育会系	部	657	560	584	522
	同好会	30	27	27	16
	愛好会	43	41	70	47
	小計	730	628	681	585
所属人数 (b)	計	967	865	950	836

学友会は、教員の指導、助言のもとに、学生の自主と自治によって運営されている。運営組織としては、学友会本部、文化会本部、体育会本部、志湧祭実行委員会および応援団があり、各団体を学友会本部が統轄している。

学友会は、正会員である「学生」、特別会員である「教員」、「趣旨に賛同する職員」および名誉会員によって構成している。

学友会には、予算、決算、事業計画、課外活動団体の承認等を審議する「運営委員会」、運営委員会の審議事項についての準備および整理を行うための「役員会」および学友会委員長等の選出および正会員の意見を広く反映する場としての「学友会総合会議」が設けられている。

役員会および運営委員会は、毎月 1 回開催され、特別会員の教員代表が参画し、指導、助言を行っている。学友会が承認する課外活動団体の運営にあたっては学生支援課が助

言・指導等の支援をしている。

なお、体育会に所属する課外活動団体の中で、硬式野球、ソフトテニス、バレーボール、サッカー、剣道、柔道およびチアリーディングの各種目の団体は、強化団体として別途大学が財政的・人的支援をしている。支援組織として、教学部に「スポーツ特別選抜運営支援室」を設置している。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

文化会、体育会等に所属する課外活動団体は、学生の自主管理により円滑に運営されている点は、おおむね評価できる。

ただし、以下の点において、問題点が指摘できる。①これら課外活動団体には、部活動の指導・助言を行うため常勤の教員を部長として置くこととしているが、課外活動団体の部長の役割と位置付けに関する基本的な考え方が確立されていないため、その制度が形骸化している課外活動団体が一部あり、主将等の学生代表と部長との連携・調整が緊密に行われていない点がある。②強化団体は、大学が財政的・人的支援を行っているため、徐々にその成果が現れつつあるが、支援組織である「スポーツ特別選抜運営支援室」と課外活動団体全体の支援を任務とする学生支援課との任務および役割分担が不明確である。③課外活動団体数の推移および所属学生数の推移に見られるように、強化団体を除き、全学的に課外活動がやや低調であり、これを活性化させる方策を施す必要がある。一つの指標として、過去3年間における在籍学生数に占める課外活動団体の所属人数の割合の推移は、表5-18のとおりである。

表 5-18 在籍学生数に占める課外活動団体の所属人数の割合の推移

年度	2006	2007	2008	2009
在籍学生数 (a)	3,019	2,923	2,809	2,768
割合 (b)/(a)	32.0%	29.6%	33.8%	30.2%

【改善の具体的方策】

上述の①については、課外活動団体の部長の役割と位置付けの明確化を図ること。具体的には部長と学生の接点の拡大(週に一度の練習視察の義務化など)、年間計画の共同作製、反省会の開催などを推進する。②については、スポーツ特別選抜種目は7種目あり、それぞれに施設、指導者数、所属学生数などの条件が異なるため一様に取扱うことはできないが、支援のための事務的な体制の確立を図るために、「スポーツ特別選抜運営支援室」と学生支援課との任務および役割を明確化する。③については、在籍学生数に占める課外活動団体の所属人数の割合を一つの指標として用い、これを40%以上にすることを到達目標としている。単に目標値の問題ではなく、いかに課外活動を活性化させ、学生生活を彩り豊かなものとするか、どのように学生の要請に応じていくかの視点から取り組む必要がある。

具体的には集会場所の提供、練習施設の情報収集と手配、外部施設との連絡調整といった面までも含めて支援の幅を広げていく。

第6章 研究環境

(1) 外国語学部・言語教育研究科

◇到達目標

英語を始めとする言語の領域を超えた共同研究・調査等を推進することによって、より魅力的な「言語と文化の多様性」の構築と学術研究の発展に寄与することを目指す。

また、教員の不断なる研究活動が継続して行われることによって、優れた大学教育の実践が推進されることを目標とする。具体的な目標は、次のとおりである。

- ①英語を始めとする言語の領域を超えた複数の教員による共同研究活動の推進
- ②学会等での研究活動を支援するとともに、学部の紀要発行および各種の研究発表の機会促進
- ③科学研究費補助金（文部科学省、日本学術振興会）等の外部資金の獲得促進

a. 研究活動

●論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学部においては、教員の研究成果の発表に関して検証するシステムは、とくに設けていないが、著書および学術論文の刊行、学会発表等を行った場合は、研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）に掲載することとしている。

また、研究成果の発表の機会については、学内の紀要に発表する場合、著書を出版社から出版する場合および学会その他の機関誌等に発表する場合などがある。

これらの主要な研究業績一覧は、本学のホームページや研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）によって、一般公開されている。

なお、学内の『外国語学部紀要』への発表状況および学外への著書、論文、学会発表の状況等については、次のとおりである。

表 6-1 外国語学部紀要 年度別投稿者数 (単位：人)

区分	ドイツ語 学 科	英 語 学 科	中国語 学 科	日本語 学 科	スペイン語 学 科	韓国語 学 科	計
2004年度	1	12	3	3			19
2005年度	2	9	3	4	1	0	19

2006年度	3	5	3	1	1	1	14
2007年度	1	3	2	2	1	1	10
2008年度	2	5	2	1	1	0	11

表 6-2 外国語学部教員の刊行論文数および学会発表数

(2004年4月～2009年3月)

(単位：件)

教員	著書		学術論文		学会発表	その他 訳本・事典等
	専門	テキスト	査読あり	査読なし		
教授	11	4	22	49	58	18
准教授	5	0	1	10	9	2
講師 助教等	0	0	3	1	0	0
合計	16	4	26	60	67	20

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

個々の教員においては、研究成果の発表回数や論文等の本数、専門性の度合いなどに大きなバラツキがあり、研究成果を数値だけでは計り難く、さらに、研究内容の質を的確に判断・評価することはきわめて困難である。

本学部全体を概観すると、教員の研究発表状況は表 6-1、6-2 のとおりであるが、近年、研究活動よりも教育や学内委員会等の学内業務に割く時間が増加していることを考慮すれば、研究発表の点数としては、一定の水準を保っていると評価できる。

さらに、公表にあたっては、本学のホームページや研究開発支援総合ディレクトリ (Read) などを通じて、閲覧できるよう配慮しており、各教員の積極的な姿勢もあわせて評価できる。

しかし、査読が行われていない学術論文の発表数も多数見受けられること、研究開発支援総合ディレクトリ (Read) への情報提供にあたっては、一部の教員が行っていないことにより、研究活動の成果を地域社会に向けて十分発信できていない点は、問題がある。

【改善の具体的方策】

研究活動は、教員個々の責任によるところが大きく、学部内で強制して直ちに改善できるとは限らない。しかし、研究は、教育の質を向上させるための前提条件であり、大学の評価を高めるうえでも重要な活動であることから、教員が積極的に研究成果を公表すると

いう意識をつねに持ち続けることが大切である。

このため、個人差はあるが、少なくとも 1 年に 1 回は、著書、論文または口頭発表などいずれかの方法で研究成果の発表または中間報告を行うようにする。研究成果の発表にあたっては、査読制度のある学術雑誌等に投稿するように努める。

また、公開講座などを積極的に展開することによって、各教員の研究成果を地域へ還元できるように検討する。

b. 経常的な研究条件の整備

- 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- 教員個室等の教員研究室の整備
- 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

専任教員の個人研究費については、教育研究活動を助成するため、年間、一人あたり一律に 300,000 円（2008 年度実績）が交付されている。300,000 円の配分内訳は、原則として、消耗品費 100,000 円、図書資料費 100,000 円および研究旅費 100,000 円としているが、その執行にあたっては、各教員の研究分野の特性が尊重され、教員の自由裁量によって消耗品費、図書資料費および研究旅費に配分額を変更することができるように配慮している。

期間を付して採用している特別教師（外国語担当のネイティブ教員）の個人研究費は、一律 112,500 円が交付されており、その配分は、原則として、消耗品費 37,500 円、図書資料費 37,500 円および研究旅費 37,500 円としているが、執行にあたっては、専任教員と同様に対応されている。

なお、2005 年度～2008 年度までの個人研究費の執行率は、2005 年度 85.7%、2006 年度 93.6%、2007 年度 87.3% 2008 年度 92.6%となっている。

教員研究室の整備については、本学部の専任教員全員に研究環境を確保するため、1 室（19.6 m²～20.1 m²）の個人研究室を本部棟に 41 室、講義棟に 7 室 計 48 室を確保し、各研究室には、机・椅子・書架の他に、学内 LAN に接続できるように整備されている。

教員の研究時間は、学部の講義、大学院言語教育研究科（修士課程）の講義および研究指導、オフィスアワーによる学生への指導、各種委員会への出席など学内業務を除き、学内外において十分確保されている。

研究活動に必要な研修の機会は、各種学会および研究会などによっておおむね確保されている。各教員が、このような機会に自由に参加し、学外の教員と交流を深めることは欠かすことのできない活動であり、本学部としてはこのような時間の確保に協力する必要があると考えている。

研修機会確保の方途のひとつとして、全学的な制度である「学外研修員制度」が設けられている。学外研修員制度は、海外研修と国内研修に分かれ、海外研修では長期研修（研修期間が6か月以上1年以内）と短期研修（研修期間が3か月以内）が利用できるが、派遣人数は、原則として、長期3人以内、短期3人以内とされている。また、国内研修員は、研修期間が6か月以内、派遣人員は原則として3人以内とされている。この制度は全学的なものであることから、必ずしも本学部の教員に与えられるとは限らない。

なお、本学部における、これらの制度の活用状況は次のとおりである。

表 6-3 外国語学部 学外研修員採択状況（2004年度～2008年度）

区 分	職 名	氏 名	研修名	目的・研修先	助成額
2004年度	助教授	丸 島 宏 太	海外（長期）	近代ドイツにおける軍隊 社会と市民社会 【ドイツ連邦共和国 ポツダム大学】	円 3,000,000
2005年度	教 授	山崎みどり	海外（長期）	「中国語教授法」の研究 と調査 【北京大学】	2,838,000
2006年度	准教授	団野恵美子	海外（長期）	エリザベス朝文化とシェイクスピア研究 【ケンブリッジ大学】	3,000,000
	教 授	奥 田 寛	海外（短期）	中国における留学生のための中国語教育研究および広東語研修 【中国南開大学（天津）・中国肇慶学院（肇慶）】	531,100
2007年度	教 授	山 崎 恵	海外（長期）	台湾における日本語学習者の日本語習得研究 【東海大学（台湾台中市）】	1,630,100

共同研究費の制度化については、教員の研究心の向上を図ることを目的とした「特別研究助成」を、全学的な制度として設けている。この研究助成は、特定の研究課題について

行う共同研究について助成するものであり、助成を希望する者またはグループからの申請を受け、「研究助成等委員会」により決定される。研究期間は原則として当該年度の4月1日から2年間とされており、助成額は1年度につき、1件200万円を限度として支給される。

助成費の支出にあたっては、消耗品費、謝金、通信費、印刷費、研究旅費、器械器具の借料・使用料、図書、資料、標本および機械器具等が対象とされている。

教員の研究成果の発表を促進し、学術振興に寄与することを目的とした「学術図書出版助成」を、全学的な制度として設けている。この助成については、①専門の学問領域における優れた研究業績、②外国文献であって学術的に価値の高いものの翻訳、③古文書その他貴重な文献および資料の翻刻又は覆刻など、学術的価値を有し、出版に値するものが対象とされ、助成を希望する者からの申請を受けて「研究助成等委員会」で決定される。助成額については、各年度500万円を限度とし、助成を行う図書は各年度4点以内とされている。

なお、本学部における、「特別研究助成」および「学術図書出版助成」の採択状況は、次のとおりである。

表 6-4 外国語学部 特別研究助成費採択状況（2004年度～2009年度）

期 間	研究代表者	職 名	研究分担者	研究課題名	助成額(円)
2004年度	池下 幹彦	助教授	【学内】 吉本和弘 (外国語学部 助教授) 団野恵美子 (外国語学部 助教授) 【学外】 高橋 渡 (県立広島女子大学教授) 夏目康子 (津田塾大学 非常勤講師)	英語圏の児童文化とポップカルチャーについての研究	65,100
2004年度 (前年度より継続)	奥田 寛	教 授	【学内】 石 暁軍 (外国語学部 教授) 佐野 智行 (経済情報学部 助教授) 【学外】 黄 志軍 (大阪国際大学助教授)	コンピュータ利用による中国語の文レベルにおける音声分析－「音変化」、「韻律」を中心に－	1,076,000

2006～ 2007 年度	大曾美恵子	教 授	【学内】 岡田勝明 (外国語学部 教授) 平岡清志 (外国語学部 教授) 奥田 寛 (外国語学部 教授) 増本浩子 (外国語学部 教授) 山本文雄 (外国語学部 教授)	言語教育専門家の体 験的養成プログラム	1,144,000
2009 年度	団野恵美子	准教授	【学内】 吉本和弘 (外国語学部 教授) 【学外】 佐藤明子 (日本大学 准教授)	イギリス文学におけ る女性像	750,000

表 6-5 外国語学部 学術図書出版助成採択状況 (2004 年度～2009 年度)

年 度	氏 名	職 名	書 名	発行所	助成額 (円)	備 考
2005 年度	平野栄久	教 授	近現代文学研究の可能 性－若き研究者とともに に－	竹林館	210,000	B6 版 178 頁 300 部
2006 年度	ストレイ園子	教 授	A Friendly Approach to English for Academic Purposes	松柏社	1,170,000	A5 版 250 頁 1,000 部

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

専任教員の個人研究費については、教員個人の日常的な教育研究活動を支援するためのものであることから、専任教員一律に配分され、その執行にあたっては、各自による計画的な支出が可能となっている。

さらに、教員の自由裁量による支出も認められており、例えば研究旅費を図書資料費に振り替えるなど、幅が持てるように配慮されている点は、評価できる。

教員研究室については、専任教員のすべてに空調設備が完備された個人の専用研究室が与えられている。研究室には、机・椅子・書架の他が配備され、学内 LAN に接続することができ、研究活動に必要とする研究室の施設・設備は整っていると評価できる。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策については、「学外研修員制度」が設けられており、もっぱら研究に専念できる機会が与えられることは、評価できる。

共同研究費の制度化の状況とその運用については、教員の研究心の向上を目的として「特別研究助成」、「学術図書出版助成」が制度化されており、前述の表 6-4、6-5 のとおり、2004 年度～2009 年度までの間、本学部から「特別研究助成」に採択された教員 4 人、「学術図書出版助成」に採択された教員が 2 人であった。これらの制度は、全学的なものであり、必ずしも本学部の教員に付与されるものではないが、採択人数としては少ないと言える。

しかし、言語教育研究科のみの取り組みとして 2006 年度から 2 年間、「言語教育専門家の体験的養成プログラム」と題した共同研究が「特別研究助成」に採択され、英語を始めとする言語の領域を越えた、より効果ある魅力的な教育を構築しようとした複数の教員による共同研究は、教員が新たな知見を自らの教育実践に取り入れるのみならず、言語学習の意義を問い直す機会でもあった。このことから、研究科の活性化にも繋がったとの報告が行われているため、今後、このような共同研究について積極的に推進する。

c. 競争的な研究環境創出のための措置

● 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状の説明】

2005 年度から 2009 年度までの科学研究費の申請および採択状況並びに補助金交付額は、表 6-6 のとおりである。

表 6-6 科学研究費の申請および採択状況

区 分	申請件数 件	採択件数 件	交 付 額 (千円)
2005 年度	3 (1)	1 (1)	1,200
2006 年度	4 (3)	1 (0)	500
2007 年度	5 (4)	3 (2)	2,980
2008 年度	2 (2)	0 (0)	0
2009 年度	3 (3)	1 (1)	910
合 計	17 (13)	6 (4)	5,590

備考 1. () 内は、新規申請件数および採択件数を示す。

2. 交付額は、間接経費を含む。

表 6-6 のとおり、本学部の科学研究費の申請件数は 2005 年度から 2009 年度までの間、

毎年5件以下であり、採択件数についても、2007年度に3件採択されたものの、毎年1件程度の採択に留まっている。

科学研究費補助金への応募申請にあたっては、各教員の自主性に委ねられており、とくに学部として応募を義務付けていない。このため、在籍専任教員数に対する申請件数の割合は、2005年度4.3%、2006年度5.9%、2007年度7.7%、2008年度4.3%、2009年度7.7%であり、申請件数そのものが、在籍専任教員数の10%にも満たないため、あまりにも少ないと言える。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、科学研究費補助金の申請件数、採択件数ともに少ないことは、課題である。今後、学部内において教員自らが外部資金を積極的に獲得しようとする意識の高揚を図るとともに、外部資金獲得のための学内説明会への出席を徹底する。

（2）法学部・法学研究科

◇到達目標

- ①学内における研究発表の主要な場である本学部紀要の『姫路法学』について掲載論文の質的・量的充実を図る。
- ②科学研究費等の外部資金を積極的に獲得する。

a. 研究活動

●論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学部専任教員24人が2004年度から2008年度において刊行した著書数、論文数、学会発表数等は、以下の表6-7のとおりである。

表6-7 法学部専任教員の刊行論文数および学会発表数等（2004年4月～2009年3月）

教 員	著 書		学 術 論 文		学 会 発 表	その他 訳本・事典等
	専 門	テキスト	査読あり	査読なし		
教授	16	0	16	12	15	17

准教授	0	1	9	19	3	1
講師 助教等	1	0	2	8	0	19
合 計	17	1	27	39	18	37

専任教員一人あたりの平均年間刊行論文数は 0.55 編で、1 編を切っている。そのなかで准教授（6 人）は 0.9 編と、比較的活発な研究活動をしている一方で、教授は専門関係の著書で成果をあげている。研究歴の浅い講師が著書・論文の数（累積）が少ないのは当然であるが、教授、准教授においても研究成果の発表数に偏りが見られる。

なお、この内、本学部の紀要である『姫路法学』は、原則として年 2 回発行しており、5 年間の掲載論文数（研究ノート、翻訳等を含む）は、年平均、9.4 編である。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、研究成果の発表数に偏りが見られることは、問題である。

研究成果は、研究者個人の研究意欲と研究環境にかかっているため、研究意欲を刺激する研究環境を作ることには努めなければならない。そのために研究・教育以外の仕事の効率化と仕事の負担の公平化を図る。

教員に『姫路法学』へのより積極的な寄稿を促し、掲載論文の質的・量的充実をはかる。

b. 経常的な研究条件の整備

- 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- 教員個室等の教員研究室の整備状況
- 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- 研究活動に必要な研修機会等確保のための方策の適切性
- 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学部専任教員には、1 人あたり年間 300,000 円の教員研究費が支給されている（2009 年度）。

専任教員には個人研究室が割り当てられている。その広さは、1 室（19.6 m²～20.1 m²）で、机、椅子、ソファ・テーブル・セット、書架が配置され、空調設備が整えられている。各研究室では、学内 LAN を通じてインターネットへの接続が可能であり、Lexis/Nexis 等の商用データベースの利用もできるようになっている。本学部・研究科専任教員には、法律

学・政治学関係の専門雑誌・専門図書・判例集等を備えた「法学部雑誌閲覧室」(39.2 m²) および共同研究の場として「法学部共同研究室」(39.2 m²) が整備されている。

専任教員の授業担当時間数は、各職位に応じた「責任授業時間数」の定めはないものの、平均して教授 11.8 授業時間、准教授 11.1 授業時間、講師 8.7 授業時間である(1 授業時間 45 分、2009 年度。部局長職就任者については、申し出により授業時間数が軽減される)。授業以外にも、オフィス・アワー等での学生指導、大学運営に関わる各種委員の活動、オープン・キャンパスや父母懇談会等の各種行事があるが、学内外における研究時間は、十分確保されている。

研究活動に必要な研修の機会は、各種学会および研究会などによっておおむね確保されている。また、本学には、研究活動に必要な研修機会を確保するために学外研修員の制度が存在するが、過去 5 年間は、この制度を利用した本学部教員はいなかった。

共同研究費としては、特別研究助成、学術図書出版助成、学会助成の制度が設けられ、このうち学会助成は、本学で開催される全国的規模の学会開催について助成するもので、過去 5 年間では、本学部では、2 件の助成がなされた。特別研究助成は 2004 年度に 1 件、学術図書出版助成は 2006 年度に 2 件の実績があり、その内容は表 6-8、6-9 のとおりである。

表 6-8 法学部 特別研究助成採択内容 (2004 年度～2008 年度)

年 度	研究代表者	職名	研究分担者	研究課題名	助成額
2004 年度	家 正治	教授	【学内】 石田 裕敏 (法学部教授) 浦東 久男 (法学部教授) 大塚 健洋 (法学部教授) 佐々木典子 (法学部教授) 津田由美子 (法学部教授) 森 英樹 (法学部教授) 和田 安夫 (法学部教授) 吉田 稔 (法学部助教授)	戦争と平和に関する法律・政治的側面の研究	円 1,135,000
			【学外】 戸田 五郎 (京都産業大学教授) 松尾 光正 (九州大学教授)		

			末吉 洋文 (帝塚山大学講師)		
--	--	--	--------------------	--	--

表 6-9 法学部 学術図書出版助成採択内容 (2004 年度～2008 年度)

年 度	氏 名	職名	書 名	発行所	助成額	備考
2006 年度	家 正治	教授	戦争と平和を考える	嵯峨野書院	円 720,000	A5 判 250 頁 1000 部
2006 年度	小畑清剛	教授	法における人間・人間における倫理	昭和堂	1,050,000	A5 判 288 頁 1000 部

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

個人研究費、教員研究室などの基本的な研究条件の整備状況については、おおむね問題ない。

国内外での研修機会を確保する制度も、共同研究費の制度も整えられていることは評価できる。

学部の講義、大学院法学研究科（修士課程）の講義および研究指導、オフィスアワーによる学生への指導、各種委員会への出席など学内業務については、研究時間の確保に影響するとは言えないが、教員によって講義以外の仕事に偏りがあり、その結果、教員ごとの研究時間に差が生じている。今後、講義以外の学内業務の効率化と負担の公平化を図る。

c. 競争的な研究環境創出のための措置

● 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金とその採択の状況

【現状の説明】

本学でも、専任教員に対し科学研究費補助金の申請を積極的に促している。そのための担当職員も配置されている。ただ、本学部・研究科における科学研究費補助金の申請件数は、2006 年度は 1 件、2007 年度は 2 件、2008 年度は 3 件であり、採択状況は、2006 年度は 1 件、2007 年度と 2008 年度は、採択されていない。

大学の所在地である兵庫県姫路市が「姫路市政策研究費助成事業」を行っているが、これは、「市内にある大学の持つ知的資源や学生のパワーをまちづくりに活かすとともに、官学連携のまちづくりを推進するため、本市の政策に示唆を与える研究活動に対して助成を行うもの」である。5 年間の本学部専任教員の採択実績は、以下のとおり 2004 年度に 1 件、

2005年度に1件、2009年度に1件である。

表 6-10 法学部 姫路市政策研究費助成採択内容

年 度	研究代表者	研究グループ	政策研究テーマ	交付額
2004年度	岡本 悌二 (助教授)	大学スポーツ研究会・岡本ゼミ	姫路市における小中学生のスポーツ活動支援事業の調査研究	円 280,000
2005年度	家 正治 (教授)	家ゼミ	グローバル化の視点に立った姫路市の国際化政策の検討	320,000
2009年度	松岡伸樹 (講師)	松岡ゼミ	生涯現役社会に対応した生涯学習のあり方についてー「生涯学習」実践の視点に立ったコミュニケーション空間活性化方策の検討ー	280,000

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現状の説明で述べたとおり、科学研究費補助金の申請件数、採択件数ともに少ないことは、課題である。今後、学部内において教員自らが到達目標のとおり外部資金を積極的に獲得するため学内説明会への出席を徹底する。

(3) 経済情報学部・経済情報研究科

◇到達目標

- ①「経済情報学会」の活性化を図る。
- ②科学研究費等の外部資金を積極的に獲得することにより、研究費の安定的確保を図る。
- ③一部の教員に負担が偏らないように、学内業務の効率化・分担のあり方を見直し、研究時間の確保を図る。

a. 研究活動

●論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学部教員の2004年度から2008年度までの刊行論文数、刊行書籍数、学会発表数を取

りまとめて表 6-11 に示した。

表 6-11 経済情報学部教員の刊行論文数および学会発表数（2004 年 4 月～2009 年 3 月）

教 員	著 書		学 術 論 文		学 会 発 表	その他 訳本・事典等
	専 門	テキスト	査読あり	査読なし		
教授	0	2	1	40	10	7
准教授	0	5	10	39	26	18
合 計	0	7	11	79	36	25

教員一人あたりの年間刊行論文数は 0.78 編と（教授 0.82 編、准教授 0.75 編）と、1 編にすら至っていない。教員一人あたりの学会発表も 5 年間で 1.57 回（教授 1.0 回、准教授 2.0 回）と必ずしも多い数字ではない。5 年間で 5 編以上の論文を刊行している教員が 9 人いる一方で、1 編以下の教員が 7 人いる。

なお、この内、本学部の紀要である『経済情報学論集』（年平均 2 回発行）、『経済情報学研究』（年平均 5 回発行）がある。2 つの紀要を合わせた 5 年間の掲載総論文数は、70 編であり、1 年あたりの平均論文数は、14 編である。

学部内では、以前は定期的に行われていた研究発表会（「経済情報学会」主催）が、ここ 5 年以上開催されていない状況が続いている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

現状の説明で述べたとおり、刊行論文の数が必ずしも多くない。研究成果の公開に前向きな教員とそうではない教員との間に大きな隔りがある。

学部全体としての研究レベルを保持するためにこの点は、早急に改善していかなければならない。全教員が論文を定期的に発表するという意識改革を行う必要がある。

【改善の具体的方策】

これまで全学自己評価報告に付随する形で 5 年に 1 回行われてきた、教員の教育研究活動報告を毎年度行うことによって、教員間での相互監視が可能になり、各教員の研究に対する取り組みならびに成果の公開が今まで以上に積極的になると期待できる。

また、研究活動を活発化させるという目的で、現在、活動が学部紀要の発行に留まっている「経済情報学会」を活性化させていく。具体的には、定期的な研究発表会の開催ならびに研究年報の発行（新規）である。出来る限り多くの教員に発表を促すことで研究に対する意識を高めていく。

一方で、時間的・予算的な制約により研究活動自体に制限を受けた教員もいると考えられることから、研究条件の整備をこれまで以上に推し進めていく（「b. 経常的な研究条件の整備 222 頁」を参照）。

以上の取り組みをもとに、学部の努力目標として刊行論文を年間 1 人最低限 1 編は公表していくことを掲げる。

b. 経常的な研究条件の整備

- 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- 教員個室等の教員研究室の整備状況
- 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学部専任教員には、1 人あたり年間 300,000 円の教員研究費が支給されている（2009 年度）。2008 年度の執行率は 93.2%である。

本学部専任教員には個人研究室が割り当てられている。その広さは、1 室あたり（19.6 m²～20.1 m²）である。個人研究室では、学内 LAN を通じてインターネットへの接続が可能であり、オンラインジャーナル等の商用データベースの利用もできるようになっている。本学部専任教員には、本学就任時にパソコンが 1 台支給されている。基本的にはこれを研究室用パソコンとして利用している。

教員の研究時間は、学部の授業、大学院経済情報研究科（修士課程）の授業および研究指導、オフィスアワーによる学生への指導、各種委員会への出席など学内業務を除き、学内外において十分確保されている。

研究活動に必要な研修の機会は、各種学会および研究会などによっておおむね確保されている。各教員が、このような機会に自由に参加し、学外の教員と交流を深めることは欠かすことのできない活動であり、学部としてはこのような時間の確保に協力する必要があると考えている。

また、研修機会確保の方途のひとつとして、全学的な制度である「学外研修員制度」が設けられている。学外研修員制度は、海外研修と国内研修に分かれ、海外研修では長期研修（研修期間が 6 か月以上 1 年以内）と短期研修（研修期間が 3 か月以内）が利用できる。派遣人数は、原則として、長期 3 人以内、短期 3 人以内とされている。国内研修員は、研修期間が 6 か月以内、派遣人員は原則として 3 人以内とされている。これまで 2004 年度に短期 2 人、2005 年度から 2008 年度は各年度長期 1 人が、この制度を利用して海外研修を

行っている。2009年度も長期1人が研修を行う予定である。

教員による所属機関を超えた共同研究費として、本学では「特別研究助成」、「学術図書出版助成」がある。「特別研究助成」を受けた本学部の教員は、2003年度に1人、2004年度に1人、2005年度に2人、2006年度に1人で、いずれも学外の教員との共同研究として助成された。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

個人研究費、教員研究室などの基本的な研究条件の整備状況については、おおむね問題ないが、研究費については、外部の研究助成金を積極的に申請するよう強く勧奨していく。

国内外での研修機会を確保する制度も、共同研究費の制度も整えられていることは評価できる。

学部の授業、大学院経済情報研究科（修士課程）の授業および研究指導、オフィスアワーによる学生への指導、各種委員会への出席など学内業務については、研究時間の確保に影響するとは言えないが、教員によって講義以外の仕事に偏りがあり、その結果、教員ごとの研究時間に差が生じている。今後、各教員の業務をポイント化するなど、授業以外の学内業務の効率化と負担の公平化を図る。

c. 競争的な研究環境創出のための措置

● 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状の説明】

科学研究費補助金の採択状況は、「大学基礎データ（表33）」のとおりである。2008年度は申請件数が3件申請したが、採択されなかった。科学研究費補助金を含む2008年度の学外研究費の総額は、105万円（うち科学研究費補助金65万円）であり、これは本学部教員研究費総額の7.9%に相当する「大学基礎データ（表32）、（表34）」。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

ここ3年間の状況を見ても、科学研究費補助金の申請は活発であるとは言い難い。科学研究費補助金の申請・採択は、学部の研究レベルならびに研究意欲のバロメーターともなることから、積極的な申請が必要である。今後、外部資金を獲得するため学内説明会への出席を徹底し、学外研究費の積極的な申請を各教員に求めていく。

第7章 社会貢献

◇到達目標

- ①文化交流、講座をとおして地域貢献の充実化を目指す。
- ②本学の教育研究活動の成果をより積極的に社会に還元する。
- ③市民団体との連携を深め地域の発展に貢献する。

a. 社会への貢献

- 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況
- 教育研究の成果の社会への還元状況
- 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況
- 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状の説明】

1. 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学は、地域に開かれた大学として、地域社会との文化交流を図ることを目的にさまざまな活動に取り組んでいる。その取り組みとしてまず、公私協力方式で作られた大学の特徴を活かし、姫路市を始め地元企業や NPO 法人等の協力を得て、行政、企業、民間団体という三者の視点から、姫路地域のあり方を講義する科目を正課カリキュラムとして開設しており、学生に地域政策や地域貢献の重要性を理解させている。具体的には、次の 3 科目において実施している。

その他、本学の教員やクラブ活動の学生達が、少年サッカー教室や少年野球教室を毎年開催したり、スポーツ指導員（サッカー）を養成するなど、大学のスポーツ資源を社会に発信する取り組みを行っている。また、全国の高校生を対象に英語スピーチコンテストや学長杯ソフトテニス大会などを実施し、文化交流を図っている。

(1) 特別講義

法学部は、1998 年度から「政治学特別講義（地方自治の現場から）」という科目を設け、姫路市長をはじめとして姫路市役所幹部を講師として招き、オムニバス方式で、市の諸施策や地域社会への理解を深める授業を行ってきた。この授業は、その後、「地方自治論 B」と科目名を変え、2007 年度には、「特別講義（地域政策論）」として、市関係者に加えて、NPO 法人姫路コンベンションサポートで活動している市民、姫路市の 2 つの有力企業の役員を講師として招き、市民活動、企業人としての在り方についても

語ってもらった。この斬新な授業は、より多くの学生に受講してもらうために、2008年度から、法学部専門教育科目から全学共通科目へ移行させ、「特別講義（地域政策と地域貢献）」として再スタートした。

(2) 経済学特殊講義（姫路の経済と企業）

経済情報学部では、地元姫路を中心とする地域経済界を担う企業家が経営戦略に関する講義を2004年度より開講している。毎回、異なる経営者の講師（約10人）による実体験に基づく講義を通じて、学生は、地域産業の現状や問題点および今後の姫路経済の展望や戦略を学ぶ。姫路はニッチ（隙間）産業が多いところであるが、こういったことは学生にも意外に知られていない。この企業の経営者からみた経営政策や人事政策を学生が聴講することによって企業はどういった能力を必要としているかを如実に知る機会となっている。

(3) 経済学特殊講義（姫路の地域金融）

経済情報学部では、地域経済の土台を支える、金融機関の役割や重要性を学ぶことを目的として、2005年度より、姫路信用金庫と信金中央金庫総合研究所の協力で地域金融講座がスタートした。地元姫路には、独自性の強い経営を展開し、産業界を盛り立てている企業が数多くある。それらの活気ある企業と古くから密接な関係を保つ信用金庫の役割や重要性を学び、信用金庫の仕組みについても理解を深めている。

なお、このような授業を開講しているのは、金沢大学に次いで全国で2番目である。

2. 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

(1) 大学独自の取り組み

ア. 市民のための外国語講座

市民のための外国語講座は、幅広い分野の語学（ドイツ語・英語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・外国人のための日本語）を学ぶことができ、クラス分けすることによって、指導をしている。同講座では、受講生からアンケートをとっており、わかりやすいとの意見や講座へのリピーターが多いことなど好評を得ている。2008年度講座概要は、表7-1のとおりである。

表7-1 市民のための外国語講座

講座番号	講座名	曜日	時間	受講者数
1	英会話(初級)	月	18:30~19:50	17
2	英会話(中級)	金	18:30~19:50	17
3	ビジネス英会話	水	18:30~19:50	12
4	英語講読(中級)	月	18:30~19:50	6
5	コミュニケーション英会話	水	10:15~11:35	15
6	トピックス英会話	水	13:00~14:20	13

7	ドイツ語（初級）	水	18:30～19:50	5
8	ドイツ語（初中級）	木	18:30～19:50	8
9	フランス語（初級）	金	13:00～14:20	17
10	フランス語（初中級）	木	18:30～19:50	7
11	スペイン語（初級）	木	18:30～19:50	18
12	スペイン語（中級）	月	18:30～19:50	7
13	ポルトガル語（初中級）	火	18:30～19:50	3
14	中国語（初級）	火	18:30～19:50	17
15	中国語（中級）	金	18:30～19:50	17
16	韓国語（初級）	土	13:00～14:20	13
17	韓国語（中級）	土	14:40～16:00	12
18	日本語（中上級）	火	18:30～19:50	9

※ I 期間は、6月上旬～12月下旬（全講座16回）

※ II 講義時間は、1時間20分

イ. 公開講座 「さをり織り」教室

医療保健学部作業療法学科学生の教育、地域福祉活動の啓発を目的に姫路獨協大学同窓会（獨楽会）・同学科主催による「さをり織り」教室を行った。「さをり織り」とは、織機を用い、色や編み方にこだわらず自由に織ることができる織物の一種である。できあがった作品は本人の自己表現そのものと言われ、精神に障がいがある方に広く用いられている。また、織るために手や足の協調的な動きを必要とし、身体に障がいをもった方への適応もある。最近では健康寿命延伸のために、介護予防の分野にもこの「さをり織り」が、数多く取り入れられるようになった。

作業療法学科2年次生は、作業療法専門科目の1つである作業学実習で「さをり織り」を学習している。この技術を活かすために、近隣の地域住民を対象として、上記の目的で2008年度より「さをり織り」教室の開催を行っている。外部講師、作業療法学科専任教員および作業療法学科の学生が担った。参加者は、2008年度と2009年度の開催で合計45人であった。

(2) 「姫路獨協大学播磨会」と協同で実施している取り組み

「姫路獨協大学播磨会」とは、1988年、本学で「実施している教育研究のうち、地域社会と関連のある事業の振興を図り、もって地域および大学の発展に寄与することを目的」として設立された後援会で、大学と地域社会の連携を担う役割を果たしている。現在では、50社以上の法人会員と250人以上の個人会員で構成されている。

具体的な取り組みとしては、以下の3講座を実施している。

ア. 播磨学特別講座

市民からの「地域に文化の町としての誇りを持つ」という思いを受けて発足した本講座は、講師（郷土史家、本学教員、全国研究者）と受講者が相互に情報を交換していくというユニークな手法で進められている。「古代十講」を皮切りに地域文化をテーマとした講座は、1988年から現在に至るまで実施されており、その成果は、この講座を大学の研究・業績レベルまで引き上げただけでなく、兵庫学、阪神学、但馬学等の地域学の先駆けともなっている。地域学の確立と多角的な展開により、地域活性化を促進し、市民参加のもと、播磨の内外の力を結集して文化の創造を目指している。これまで21年間に24講座、227回であり、受講者は、約4万5千人（延べ人数）に達している。これらの講演の講義録を一冊にまとめ、これまで16冊の図書を出版している。

イ. 市民教養講座

1993年度から、市民の「教養」と「文化」に対する視線の向上を図ることを目的とし、播磨会会員および一般市民を対象として開催し、2009年度実施予定の講座を含めて、計39講座128回の講座を開催している。

この講座は、本学教員が講座の講師を務め、各教員の持つ「専門知識の還元の間」として、少人数の受講生を対象として設けられた講座であり、講師と受講生とが身近に接しながら、各教員の専門分野である、国際問題、経済自治問題、法律、地域社会、歴史、宗教、健康など、さまざまな題材を取り上げてきており、その分野は多岐にわたっている。2009年で17年目を迎え、数多くの受講者から支持されてきた講座である。以下の表7-2は、実施状況を示す。

表7-2 市民教養講座（2006年度～2008年度の開設状況）

テ ー マ	日 時	講 義 内 容	講 師	受 講 人 数
ドイツへ行こう！ ーサッカー・ワールドカップを10倍楽しむためにー	2006年4月28日	「ドイツの日常生活」	外国語学部 増本 浩子	31
	2006年5月9日	「ドイツの観光名所」	外国語学部 湯浅 博章	
	2006年5月23日	「ドイツのサッカー事情」	外国語学部 梅澤 知之	
映画の中のイギリス文学	2006年10月20日	「映画の中のアーサー王伝説」	外国語学部 西村 秀夫	14
	2006年10月26日	「シェイクスピア映画の楽しみ方」	外国語学部 竹村 はるみ	
	2006年11月7日	「My Fair Lady ー英語が変	外国語学部	

		われば、人生も変わるー」	廣田 園子	
私たちの生活とクスリー地域医療への貢献を目指す姫路獨協大学薬学部からー	2007年5月19日	「新薬とは何かーがんの特効薬は生まれるか」	薬学部 奥村 勝彦	52
	2007年6月2日	「生薬とは何かーよい点、悪い点」	薬学部 本多 義昭	
	2007年6月16日	「人類の平均寿命を10年以上延ばした抗生物質」	薬学部 松山 正剛	
	2007年7月7日	「クスリと健康食品・サプリメント」	薬学部 大西 憲明	
北京オリンピックに行こう！	2007年10月25日	「北京を知ろうー首都北京のなりたち」	外国語学部 田村 祐之	22
	2007年11月5日	「北京を歩こうー天安門から胡同まで」	外国語学部 奥田 寛	
	2007年11月20日	「北京を感じようーさまざま伝統文化」	外国語学部 石 暁軍	
映画の中のイギリス文学 (2)	2008年6月5日	「もうひとつの『ベオウルフ』映画」	外国語学部 西村 秀夫	11
	2008年6月13日	「『ロミオとジュリエット』にみる恋愛模様」	外国語学部 団野 恵美子	
	2008年6月19日	「『ロビンソンクルーソー』から『ピーター・パン』へ」	外国語学部 吉本 和弘	
市民生活と裁判員制度	2008年10月24日	「裁判員制度について」	法学部 道谷 卓	12
	2008年10月31日	「アメリカの陪審制について」	法学部 石田 裕敏	
	2008年11月7日	「裁判員のための刑法入門」	法学部 岡部 雅人	

ウ. 市民公開講座

2002年度から、「市民教養講座」と同様に、市民の「教養」と「文化」に対する視線の向上を図ることを目的として、一般市民対象の「市民公開講座」を開催している。

この講座は、各教員の持つ「専門知識の還元の間」として開催しているのは「市民教養講座」と同様であるが、社会で関心の高い題材を取り上げ、より多くの一般市民に「考える場」を提供し、本学の各教員が総合的な題材・講義内容に対し、いろいろな角度からアプローチすることで、一般市民にとってわかりやすく、客観的

に捉えられる講座構成になっている。

これまで8年間にわたり、本年度実施予定の講座を含めて、計8講座28回の講演を開催している。

表7-3 市民公開講座（2006年度～2008年度の開設状況）

テ ー マ	日 時	講 義 内 容	講 師	受 講 人数
私たちの生活と 医療保健 －地域貢献を目指 す姫路獨協大学医 療保健学部とは？ －	2006年11月11日	「脳の老化と作業療法～能 力を高めるヒント～」	医療保健学部 山形 力生	44
	2006年11月25日	「子どもの健康を支える」	医療保健学部 森脇 裕美子	
	2006年12月2日	「交通のユニバーサルデザ インと福祉のまちづくり」	医療保健学部 弓岡 光徳	
	2007年1月13日	「高齢者の肺炎は脳の病 気?!」	医療保健学部 鈴木 正浩	
	2007年1月27日	「一般生活習慣病(メタリック シンドローム)と臨床工学技士の役 割について」	医療保健学部 半谷 静雄	
現在の世界と日 本	2007年6月4日	「イラクという国」	法学部 渡辺 正志	151
	2007年6月13日	「東アジア情勢と日朝関係」	外国語学部 小田川 興	
	2007年6月21日	「日本とロシア」－北方領土 問題を中心に－	法学部 家 正治	
見直そう播磨の 底力	2008年11月28日	「播磨の政治風土」	学長 大塚 健洋	83
	2008年12月5日	「播磨経済の強み」	経済情報学部 中久保 邦夫	
	2008年12月12日	「播磨文化の先進性」	副学長 中元 孝迪	
	2008年12月19日	「播磨は食と酒の宝庫」	大学院 非常勤講師 石田 康世	

(3) 地方公共団体と協同で実施している取り組み

ア. 姫路市シニアオープンカレッジ

姫路市は、2007 年度から、生涯現役プロジェクトの一環として、市内の大学と連携を図りながら、学習意欲の強いシニア層を対象に、市内の大学において、公開講座「シニアオープンカレッジ」を開催している。本学もこれに参加し、2008 年度は、「高齢者の病気とその治療薬」をメインテーマに、以下表 7-4 の講座を開催した。講義終了後にアンケートを参加者から集めた結果、駅近くの公共施設で実施して欲しいとの要望があったが、講義内容については、好評を得ている。

表 7-4 姫路市シニアオープンカレッジ (人)

回	講座内容	講師	受講者
1	「心 臓－狭心症・血行障碍とその治療薬」	薬学部教授 柴田克志	96
2	「高血圧・高脂血症とその治療薬」	薬学部教授 西郷勝康	105
3	「呼吸器－ぜんそく・肺ガンとその治療薬」	薬学部教授 駒田富佐夫	97
4	「ガンとその治療薬」	薬学部教授 松山正剛	95
5	「アルツハイマーとその治療薬」	薬学部客員教授 松本明	86

※Ⅰ 期間は、2008 年 9 月 26 日～10 月 24 日の間、毎週金曜日に実施。

※Ⅱ 講演時間は、1 時間 30 分。

イ. ひょうご講座

現在兵庫県内 35 大学等と「(財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構」が連携して、生涯学習の一環として開催している「ひょうご講座」の独自科目の開設にも本学は参加している。2006 年度には法務研究科 (6 人) と法学部 (2 人) の教員が中心となる本学の独自科目として「現代社会における法」(10 回) というテーマで講義を行った。各回の平均受講者数 15 人であった。引き続き本学の独自科目という形ではないが、2007・2008 年度にも法学部 (1 人) の教員が 2 講座を担当している。

3. 教育研究の成果の社会への還元状況

本学の特徴を活かした幅広い活動を展開している。具体的には、以下の 6 つの活動を実施している。

(1) 「姫路市安全安心まちづくりサポーター」の事業所として登録

法学部では、2006 年度から、姫路市が市民参加による防犯活動として導入を進めている「姫路市安全安心まちづくりサポーター」制度の事業所としての登録を申し込み、法学部の警察官志望の学生を中心にこの活動に取り組むことにした。本活動は、法学部の警察官志望者対象のゼミに所属する 2 年次生から 4 年次生まで約 80 人を構成メン

バーとして登録し、活動を行っている。活動の具体的な内容は、地元の姫路市立広峰小学校児童の下校時見守り活動が最も重要なものであり、その他、安全安心推進課が主催する防犯関係行事へのスタッフ参加、青色パトロールカーでのパトロール等が挙げられる。

なお、この活動については、2008年以降も継続して実施している。

(2) 国際理解教育活動

本学の国際交流センターは姫路市教育委員会の国際理解教育事業に協力して、本学の外国人留学生を市内の小・中学校に派遣している。これは、外国人留学生と、各小・中学校との交流を通じて互いの文化の共通点や相違点に目を向け、考えを深めさせ、新しい認識や広い視野を持たせることを目的としている。2005年度には、小学校7校、中学校2校、延べ20人の外国人留学生を派遣した。2006年度には、10校、中学校2校、延べ29人、また2007年度には、小学校6校、中学校1校、延べ17人、2008年度には、公民館1棟、小学校4校、中学校1校、高等学校3校、延べ20人の外国人留学生を派遣した。

(3) 地域の薬剤師を対象にした姫路医療セミナーの開催

表7-5および表7-6のとおり、西播・姫路医療セミナーを開催し、本学薬学部教員が地域の薬剤師と交流する。2007年度は本学において本学教員による講演および依頼講演での開催であったが、2008年度からは臨床薬剤師である受講者が参加しやすい利便性を考慮し、姫路商工会議所において行っている。また、臨床薬剤師の方々の発表も加え、参加型のセミナーとなっている。

表 7-5 2007年度西播・姫路医療セミナー 於 姫路獨協大学 薬学部棟 6階講義室

回	日時	演題	講師	
1	7月26日	薬物投与の個別化 -TDMからバイオマーカーの利用まで-	教授	奥村 勝彦
2	8月30日	生薬の多様性と選品	教授	本多 義昭
3	9月27日	認知症における診断・治療の現状と展望	客員教授	松本 明
4	10月25日	企業における創薬研究	教授	白石 充
5	11月22日	素人が考えるがんの薬・肺癌の薬を目指して	教授	黒田 義弘
6	12月20日	造血器疾患における遺伝子検査	神戸大学附属 病院検査部	炬口真理子
7	1月17日	循環器疾患とゲノム解析	教授	柴田 克志

表 7-6 2008 年度・2009 年度西播・姫路医療セミナー 於：姫路商工会議所5階501 ホール

回	日時	内容
1	2008 年 4 月 17 日	<p>情報提供： 「ペガシス+コペガスの治療戦略」 中外製薬株式会社 学術室 三井千佳</p> <p>演題発表：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リスクマネジメントにおける薬剤師の役割 ～院外処方箋疑義紹介内容の分析と対策から～ 医療法人社団汐咲会 井野病院 小原久美子 2 人工関節置換術後の経口抗菌剤投与の有無における感染予防効果の検討 独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター 長井暖子 3 薬剤師の病棟常駐による新たな病棟業務の展開 姫路獨協大学薬学部 木下淳 4 苦丁茶の変異原性抑制作用 姫路獨協大学薬学部 中村隆典
2	2008 年 12 月 4 日 (木)	<p>情報提供： 塩野義製薬株式会社</p> <p>演題発表：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当院における院外処方せんの後発医薬品への変更状況 姫路聖マリア病院 川崎俊和 2 当院におけるモデル・コアカリキュラムへの対応状況と今後の課題 新日鐵広畑病院 田中一穂 3 遺族アンケートを通して見た終末期医療と薬剤師のかかわり ぼうしや薬局 安積容子 4 微生物迅速測定法と医薬品の微生物管理 姫路獨協大学薬学部 川井真好 5 市民生活と健康リスク 姫路獨協大学薬学部 柳澤振一郎
3	2009 年 4 月 16 日 (木)	<p>情報提供： 「アバスチンの安全対策について」 中外製薬株式会社 大阪支店学術</p> <p>演題発表：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 姫路獨協大学薬学部 研究室紹介 I 医薬品情報学研究室 姫路獨協大学薬学部 木下淳 2 マウスを使った認知症の病態解明 姫路獨協大学薬学部 谷口泰造 3 兵病薬西播支部学術委員会 糖尿病教室・糖尿病教育入院アンケート集計報告 たつの市立御津病院 三輪一郎 4 バンコマイシン塩酸塩注の先発医薬品と後発医薬品における TDM の検討 赤穂市民病院 木村有子 5 指導薬剤師のためのアドバンスドWSに関する報告 姫路薬剤師会理事 福田忠浩

(4) 発達障がい児・者支援者講座（のびのびセミナー）の開催

発達障がい児・者支援者講座（のびのびセミナー）は、発達障がいを専門とする医

療保健学部言語聴覚療法学科、作業療法学科、こども保健学科の教員が担当し、発達障がい児・者を指導する、幼稚園・保育所の担当者および学校教員を対象に2006年度および2008年度に2日間の日程で開催した。プログラムは表7-7のとおりである。

表7-7 発達障がい児・者支援者講座 2006年度開催

日時	講義内容	講師
10月14日	“療育再考 ～療育は「医療モデル」から「生活モデル」へ～”	宮田 広善（姫路市総合福祉通園センター ルネス花北所長）
10月14日	“遊びで育む感覚運動”	作業療法学科 太田 篤志 教授
10月14日	“ことば じゃない ことば？”	言語聴覚療法学科 服部 律子 教授
10月14日	“子どもの健康体験から生活を整えよう”	こども保健学科 森田 恵子 准教授
10月15日	“「もっと遊ぼうよ！」 ～重症心身障がい児からのメッセージ～”	作業療法学科 村井 弘育 教授
10月15日	“「こんなことに困っている」 ～自閉症に映る環境～”	作業療法学科 小西 紀一 教授

発達障がい児・者支援者講座 2008年度開催

日時	講義内容	講師
2月8日	自閉症者の世界 当事者が語る困り感	笹森理絵
2月7日	ちょっと気になる子どもたち 保護者向け発達障がい入門講座	作業療法学科 太田 篤志 教授
2月7日	こんな風に訴えています 支援者向け自閉症講座	作業療法学科 小西 紀一 教授
2月8日	子どもたちの保育園生活	こども保健学科 森田 恵子 准教授
2月8日	もっと知ってよ 僕（私）らの世界	作業療法学科 村井 弘育 教授
2月8日	みんなで楽しむ触れ合い遊び	こども保健学科 江原 千恵 准教授

(5) 「ひらめきときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を開催

本学薬学部における研究成果を、高校生に分かりやすく伝えるとともに、未来を担

う青少年に、研究室での実体験を通して自然科学への興味を引き出すべく、薬学部教員による「ひらめきときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を開催した。開催内容は、表7-8のとおりである。

表7-8 ひらめきときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI 開催状況

年度	テーマ	代表者	内容
2007	遺伝子宅急便	駒田富佐夫	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式 ・講義 1 「細胞における情報伝達：人も細胞も生きていくために」 ・実施担当者も同席し質疑応答 ・講義 2 「からだを守る大食漢：マクロファージの不思議」 ・講義 3 「遺伝子治療ってなんだろう」 ・実験 (大腸菌の培養、DNAの抽出と電気泳動、細胞への遺伝子導入など) ・施設見学 ・「未来博士号」授与式
2008	生体を守る細胞内小器官～ミクロの世界にでかけよう～	通山由美	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 ・オリエンテーション ・講演 ・施設見学 ・研究者および若手研究者も同席 ・実験 (リソソーム、細胞骨格の顕微鏡観察など) ・クッキータイム、フリートーク ・「未来博士号」授与式
2009	卵に不思議な薬をかけるとヒヨコが見えるようになる、それって本当？	矢上達郎	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式 (挨拶、オリエンテーション) ・施設見学 ・実習 (質量分析器の体験など) ・研究者および若手研究者も同席 ・講義「生体をつくるタンパク質の不思議」 ・クッキータイム、フリートーク ・「未来博士号」授与式

(6) まちの寺子屋師範塾事業への参加

兵庫県では、大学コンソーシアムひょうご神戸の協力を得て、子どもの発達・健康・食生活などを体系的に学ぶことができる「まちの寺子屋師範塾」を開催している。本学もこの事業に2008年度より参加し、発達障がいへの理解と支援をテーマに取り上げ公開講座を年5回開催し、各回の平均出席者は、30人である。

4. 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

具体的には、以下の4つの活動を実施している。

その他、2004年4月～2009年3月の間に本学の教員が地方公共団体等の委員を累計で78人参画している。

(1) 姫路市政策研究費助成事業

この助成事業は、姫路市が市内にある大学の持つ知的資源や学生の力をまちづくりに活かすとともに、官学連携のまちづくりを推進するため、姫路市の政策に示唆を与える研究活動に対して助成が行われている。

毎年姫路市から出された研究テーマについて申請書を提出し、採択された場合、教員ではなく学生が主体となって研究・調査を行う。研究成果の報告は、市民公開の場で行われる。本学では以下の政策研究テーマが採択された。

表 7-9 政策研究テーマ一覧

年度	学部	研究グループ名	政策研究テーマ
2004	法学部	大学スポーツ研究会 岡本 悌二ゼミ	姫路市における小中学生のスポーツ活動支援事業の調査研究
2005	法学部	家 正治ゼミ	グローバル化の視点に立った姫路市の国際化政策の検討
2006	外国語学部	ドイツ語学科プロジェクトチーム	外国人観光客に本当に見てもらいたい姫路ードイツ語観光マップ作りー
	外国語学部	姫路獨協大学日本語教育ボランティアグループ	姫路に暮らす外国人児童・生徒のための教科学習支援に関する研究ー対訳補助教材作成の試みー
	医療保健学部	松村研究室	幼児の睡眠習慣と活動状況について
2007	経済情報学部	大野 尚弘ゼミ	若者の視点に立った中心市街地活性化方策の検討
2008	外国語学部	白井研究室	フランス語圏観光客向けフランス語姫路ガイドブックおよびフランス語圏住民向け姫路観光アピールDVDの編集ならびに制作
2009	薬学部	植物研究愛好会	姫路市民の食と健康に関する意識調査
	法学部	松岡 伸樹ゼミ	生涯現役社会に対応した生涯学習のあり方についてー「生涯学習」実践の視点に立ったコミュニケーション空間活性化方策の検討ー

(2) 地方自治体等からの受託研究

姫路市を始めとする地方自治体から受託研究を行っている。ここ数年では、以下の研究依頼があった。

表 7-10 受託研究一覧

年度	委託者	研究課題
2005	姫路商工会議所	中心部マンション居住者調査
2005	姫路コンベンションビューロー	コンベンションの経済効果分析
2005	姫路市	姫路市版「地域産業連関表」の作成
2006	姫路市	姫路市観光客動態調査
2007	兵庫県阪神県民局長	HIV・エイズ等性感染症に対する高校生意識調査

(3) 英語教員集中研修（英語が使える人材育成のための教員研修）（兵庫県教育委員会）

英語を担当する県立学校教員（高等学校）を対象に、文部科学省の示す「英語が使える日本人」育成のための行動計画に基づき、現職研修の一環として、2003年度より5か年計画で実施された。本学は兵庫教育大学とともに播磨地区の担当大学となり、5年間にわたって、①英語運用能力に関する研修、②英語教授法に関する研修を行った。また、2006年度には、研修に参加した兵庫県下の全教員を対象とした講演会、TOEFL-IPテストの会場を提供した。

(4) 教員免許状更新講習会の実施

2007年6月の教育職員免許法の一部改正によって、免許状の更新が2009年4月から義務化された事に伴い、本学は、文部科学省から認定を受け同年8月から教員免許状更新講習会を実施した。実施内容は、表7-11のとおりである。

表 7-11 2009年度教員免許状更新講習会実施状況

【必修科目】

講習の名称	担当講師	受講者数
教育の最新事情	上寺常和（医療保健学部教授） 田中亨胤（医療保健学部教授） 平岡清志（外国語学部教授） 島崎保（医療保健学部教授） 森田恵子（医療保健学部准教授） 中嶋佐恵子（外国語学部准教授） 江原千恵（医療保健学部准教授）	62

	森脇裕美子（医療保健学部講師）	
--	-----------------	--

【選択科目】

講習の名称	担当講師	受講者数
小・中・高等学校における英語授業のあり方	ストレイン園子（薬学部教授） 稲岡 章代 （姫路市立豊富中学校教諭、関西大学非常勤講師）	8
視聴覚教育の理論的研究	神山 正人（外国語学部教授）	9
環境教育の問題と社会の責任について	平子 義雄（兵庫県立大学環境人間学部名誉教授） 高頭 直樹（兵庫県立大学環境人間学部教授）	20
暮らしの中の数理分析	山岸 規久道（経済情報学部教授） 秋本 義久（経済情報学部教授） 宮井 正彌（経済情報学部教授）	4
フリーソフトウェアを活用した校内情報システムの構築	園田 浩一（経済情報学部准教授） 杉山 武司（経済情報学部教授） 松田 泰至（経済情報学部准教授）	9
課外活動のスポーツ指導と取り組み	昌子 力（スポーツ特別選抜運営支援室准教授） 岡本 悌二（法学部准教授） 松村 雅代（医療保健学部准教授） 吉井 宏一郎（スポーツ特別選抜運営支援室室長） 小田 慶喜（医療保健学部教授）	10
青少年・教職員のメンタルヘルス	大西 道生（医療保健学部教授）	20
軽度発達障がい児の理解と支援	森脇 裕美子（医療保健学部講師） 森田 恵子（医療保健学部准教授） 高橋 秀典（医療保健学部准教授） 植田 有美子（医療保健学部講師）	27
「道徳性」の発展	平岡 清志（外国語学部教授） 赤松 茂毅（姫路獨協大学非常勤講師） 鳥谷部 平四郎（外国語学部教授）	19
学校カウンセリング	平岡 清志（外国語学部教授） 井上 光一（医療保健学部准教授） 植田 有美子（医療保健学部講師）	36
生徒指導（生活指導を含む）	平岡 清志（外国語学部教授） 芦田 守（姫路市立愛護センター相談員）	21

	案納 和夫 (播磨西教育事務所学校支援チーム相談員)	
--	-------------------------------	--

5. 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

本学の施設を十分に地域住民に利用しやすい環境を整えていると言える。図書館の一般公開（「第 11 章図書・電子媒体等 312 頁」で詳述）の他、具体的には次のとおり実施している。

(1) 施設貸し出しの状況

本学では、施設（講義室、駅前サテライト教室、野球場、サッカー場、グラウンド、テニスコート、体育館）の有料貸し出しを行っている。貸し出し件数は年間に、約 120 件の申請があり、主に資格試験会場や学会・研究会、地元野球少年団の練習等に利用されている。2007 年 9 月に駅前サテライト教室がオープンしたことにより、利便性の向上から近年、貸し出し件数が増加している。

(2) Café「ぴあのぴあ〜の」(障がい者就労支援施設)

本学では、2007年に学生会館1階に一般の方も利用できるcafé「ぴあのぴあ〜の」を設置した。Café「ぴあのぴあ〜の」は、姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北成人部門（通所授産施設）の授産事業の一環として運営している。このように福祉施設が大学と協働し設置したことは、全国的にも非常に珍しいことであり、そこでは、医療保健学部作業療法学科の学生がボランティアで週1回程度、継続的に参加し、障がい者とふれあいながら業務を行っている。2009年度より、こども保健学科の保育実習施設にもなっている。

(3) 発達障がい支援施設「プレイルーム」

地域の子どものための遊び場サポートおよび、地域の発達障がい支援団体との連携事業として、プレイルームを2007年7月から地域に開放している。プレイルームには、子どもたちが心ときめくような遊具（感覚統合療法室）や不思議な感覚世界を楽しむ空間（スヌーズレン）等が用意されており、2007年度の利用者数は、約650人さらに2008年度の年間利用者数は、約1700人（年間稼働日数約80日）と利用者が急増している。2009年は、「子どもと何をして、どう遊べばいいかわからない」という保護者の声を背景に、おもちゃコーナーを2月から開設している。さらにより多くの子ども・家族が利用できるように4月からは毎月第2土曜日に加え、第3土曜日にもプレイルームを開放している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

現状の説明で述べたとおり、各研究分野の教員が、多数の講座等を実施しておりその研究成果を十分に社会に還元できていると言える。学生による社会貢献も「姫路市安全安心まちづくりサポーター」や「国際理解教育活動」などの活動をとおして活発に行われている。実施している講座等も小学生からシニアまで幅広い年齢層を対象として実施できていることも評価できる。このことは、講座ごとのアンケートにおいて、受講者から好評を得ていることでも裏付けられる。

一方課題としては、公開講座等の担当として、地域連携課を設置しているが、公開講座の実施母体がさまざまであるため、情報の一元化が十分に図られていないのは問題である。

また市民や地域団体が講座等の講師を依頼するツールとして、姫路市と協同で教育・研究者リストを刊行していたが、今後は、依頼者が簡単に検索できるような研究者データベースを整備する事が望ましい。

【改善の具体的方策】

さらなる公開講座等の充実を図るために、受講生はもちろん受講していない市民に対してもアンケート調査を行い、大学に求める講義内容等を聴取するとともに市民のニーズを調査し、ニーズを十分に考慮した講座を展開する必要がある。

公開講座の実施母体がさまざまである問題は、情報を一元化し地域連携課が窓口となり関係部署と調整を行いながら、実施できる体制を確立する。

現在、ホームページ上で公開している教員紹介をもとに研究者データベースを2010年度中に整備する。

第8章 教員組織

第1節 全学的な教員組織

◇到達目標

- ①主要科目への専任教員の配置、専任教員と兼任教員との比率、専任教員の年齢構成等を考慮しながら、教育研究活動を推進する適切な教員組織を維持する。
- ②全学的な教員選考手続きを踏まえ、各学部の明確な規程等に基づき、公正な教員の募集、任免、昇任を行う。
- ③教育研究活動の評価について、有効なシステム・体制の整備に努めるとともに、評価結果等の積極的な公開に努める。

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

2009年5月1日現在、全学の教育組織は、教授108人（うち特任等15人）、准教授53人（うち特任等1人）、講師38人（うち特任等7人）、助教2人、計201人（うち特任等23人）の専任教員および助手16人である。詳細は「大学基礎データ（表19）」のとおりである。（特任等は、「特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した専任教員。）

学部別には、外国語学部の専任教員は39人（専任教員一人あたりの在籍学生数は12.5人）、法学部の専任教員は24人（専任教員一人あたりの在籍学生数は23.4人）、専門職大学院設置基準附則2により、法学部の専任でもある教員を含む場合は26人（専任教員一人あたりの在籍学生数は21.6人）、経済情報学部の専任教員は23人（専任教員一人あたりの在籍学生数は32.8人）、医療保健学部の専任教員は63人（専任教員一人あたりの在籍学生数は10.8人）、薬学部の専任教員は31人（専任教員一人あたりの在籍学生数は9.1人）で

ある。詳細は「大学基礎データ（表 19-2）」のとおりである。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性については、本学では、他大学等で兼業を行う場合は、前年度に届出を義務づけており、兼業は原則として 2 コマまでとしている。2 コマを超えた場合は教員人事委員会の審議に附しており、2009 年度は 2.5 コマ 1 人、3 コマ 2 人、4 コマ 1 人の計 4 人を諮り兼業を承認した。なお、「専任教員の他大学等への兼業に関する取扱要項」に、兼業の無届出、2 コマを超える兼業の場合には、賞与から一定の率を控除することを定めているが、現在までに適用した者はいない。

また、出勤簿を廃止し、I C カードにより出勤を確認している。2009 年 4～7 月の教員（但し、実務家教員の多い法務研究科を除く）の平均出校日は、週 3.3～3.9 日である。

開設授業科目における専兼比率（全開設授業科目数に対する専任担当科目数の割合）については、前期の専門教育科目では、外国語学部 85.2%、法学部カリキュラム改定前 84.5%、改定後 96.6%、経済情報学部カリキュラム改定前 81.8%、改定後 96.7%、医療保健学部 81.8%、薬学部 92.0%であり、前期の全学共通科目では、外国語学部 66.3%、法学部カリキュラム改定前 62.7%、改定後 78.6%、経済情報学部カリキュラム改定前 57.1%、改定後 59.8%、医療保健学部が 70.4%、薬学部が 69.8%である。

また、後期の専門教育科目では、外国語学部 88.3%、法学部カリキュラム改定前 87.5%、改定後 95.5%、経済情報学部カリキュラム改定前 86.2%、改定後 100.0%、医療保健学部 89.3%、薬学部 93.1%であり、後期の全学共通科目では、外国語学部 71.2%、法学部カリキュラム改定前 65.9%、改定後 65.9%、経済情報学部カリキュラム改定前 61.3%、改定後 60.4%、医療保健学部 69.8%、薬学部 74.3%である。詳細は「大学基礎データ（表 3）」のとおりである。

専任教員の担当授業時間（1 授業時間 45 分）の平均は、外国語学部では教授 16.4 授業時間、准教授 16.6 授業時間、講師 17.8 授業時間、法学部では教授 11.8 授業時間、准教授 11.1 授業時間、講師 8.7 授業時間、経済情報学部では教授 16.2 授業時間、准教授 13.4 授業時間、医療保健学部では教授 11.5 授業時間、准教授 10.9 授業時間、講師 8.1 授業時間、薬学部では教授 3.6 授業時間、准教授 2.3 授業時間、講師 2.4 授業時間、助教 5.5 授業時間である。学年進行中の薬学部の平均からは、担当授業時間数「0」の教員 6 人を除いている。詳細は「大学基礎データ（表 22）」のとおりである。

専任教員の主要な年齢構成は、外国語学部では 56～60 歳 23.1%、法学部では 56～60 歳 20.8%と 31～35 歳 25.0%、経済情報学部では 36～40 歳 26.1%、医療保健学部では 36～40 歳 20.6%、薬学部では 36～40 歳 22.6%、法務研究科では 71 歳以上 18.8%と 56～60 歳 18.8%、大学全体では 36～40 歳 16.4%のピークがある。詳細は「大学基礎データ（表 21）」のとおりである。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、主として教授会において行われている。学科数の多い医療保健学部では、実質的に学科会議がその役割を果たしている。また、兼任教員との連絡調整については、学年始めに外国語科目等の担当者を集め授業打合せ会議を実施しているが、その他の兼任教員については学部長、教学委員、兼任教員紹介の専任教員などを通じて必要な事項の連絡調整が行われている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

教員の配置については、全学的に大学設置基準を上回る必要専任教員数を維持している。また、教職課程認定基準、厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、言語聴覚士・臨床工学技士学校養成所指定規則、指定保育士養成施設指定基準をそれぞれ十分満たす教員を配置している。

専任教員一人あたりの在籍学生数は、外国語学部 12.5 人、法学部 21.6 人、経済情報学部 32.8 人、医療保健学部 10.8 人、薬学部 9.1 人であり、この数字は各学部の教育目標を実現するために十分、適切な学生数であると言える。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性については、現状の説明で述べたとおり兼業の届出および出校状況などから、専任教員はもっぱら本学において教育研究に従事していると言える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況については、とくにその学部・学科の主要な専門教育科目に専任教員が重点的に配置されており、演習等、少人数教育の成果を求めた配置がなされている。

専任教員の担当授業時間数は、各学部ともおおむね適切なものである。なお、外国語学部の講師の平均が 17.8 時間と多くなっているのは、英語教育のみに専念する外国人教員 6 人（ネイティブ・スピーカーを特別教師として採用）によるものである。

専任教員の年齢構成は、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部および薬学部では、20%を超えるやや高い割合を示す年代もあるものの、おおむね均衡のとれた年齢構成となっている。

また、年齢構成が高い割合を示している外国語学部の 51～60 歳の専任教員については、多くが 2008 年度改組前の旧学科の専任教員であり、学年進行中である外国語学科についてはとくに問題はない。なお、法務研究科の 61 歳以上の専任教員は、主として「特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した特別教授が占めており、任期満了にあわせて改善に努める。その他の学部については、今後も、後任補充等の際には、年齢構成を考慮しながら、教育研究活動を推進する適切な教員組織を維持する。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、教授会・学科会議において組織的、継続的に行われており、その状況は妥当なものであると言える。

b. 教育研究支援職員

- 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

文系 3 学部（外国語学部、法学部、経済情報学部）が主として使用する講義棟に教材編集室を設置し、教育研究支援職員を配置している。教材編集室は、外国語教育の教材編集を行うとともにすべての教室に備えているマルチメディア機器の利用指導・メンテナンスを管理している。

経済情報学部では、主にコンピュータの実習を伴う演習科目において、授業の円滑な進行を支援する目的で、ティーチング・アシスタント(TA)を導入している。TAは、経済情報学部の学生と経済情報研究科の大学院学生を対象に公募し、学期ごとに採用している。TAの業務内容は、授業担当教員の指示のもと、受講生の質問や機器の不具合に対処するなど、教育支援、サポート業務である。2009年度前期のTAは、「情報システム論Ⅰ」が3人、「情報処理基礎演習A・B」が2人の計5人である。

医療保健学部では、臨床工学科にTAを置いている。学生実習にあたっての科目相当教員数は確保されているが、少人数に班分けし実習を行う際の班ごとの指導者を補うために工学系実習で採用している。

薬学部では、実験・実習を伴う教育を実施するために、2009年5月現在、13人の助手を採用しており、完成年度には15人を配置する予定である。助手の業務内容は、実習・演習、講義および研究等に対する教育支援・補助業務である。助手は、専任教員の指導のもと、担当者間で連携・協力して、教育研究支援業務を遂行している。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係については、経済情報学部および医療保健学部では、配置しているTAが少人数であり、担当教員を通じて連絡調整が行われている。

薬学部では、特定の講座に所属すること、および全助手をまとめる助手室を設けることによって教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係が保たれている。助手は所属する講座の教員とつねに調整を行い、その指導のもと、教育研究支援業務を遂行している。また、助手室を設け専属の助手を配置し、さらに助手統括担当教員により、学部内の業務への分担等を行い、教員と教育研究支援職員との連携・協力を円滑に進めている。

大学院については、研究支援職員は配置されていない。大学院の教育研究を支援する事

務組織として大学院課を設置しており、学籍・成績管理など事務処理のほか、学生への履修指導、連絡調整（休講・補講）等を行っている。また、法務研究科では、教員の教育活動を支援するため、TKC 教育支援システム（学外でも利用可能）を導入しており、これによって、パソコン上で、法令・判例・法学資料等を検索できる「ロー・ライブラリー」を利用できるほか、授業で使用する教材やレジュメを学生に配付することもできる。非常勤講師やシステムに不慣れな教員がある場合は、事務職員が教材データを電子化してシステムに載せるなど補助している。

教員と研究支援職員との間の連携・協力関係については、大学院課職員の各研究科委員会、法務研究科教授会への陪席をはじめ、研究科教員と大学院課職員との連絡調整は常時行われている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

経済情報学部のTAについては、授業中に学生からの質問などにTAが即座に対応しているため、授業を円滑に進めることができ、学生の「学生による授業評価アンケート」にもあるように教育面で著しい効果を上げている。

しかしながら、TA制度については、全学的に基本的なあり方と内部規程が整備されていないことは、問題である。

薬学部の助手は、あらゆる業務の中でも実習・実験・演習を伴う教育補助を最優先にしており、薬学部の実習・実験・演習を伴う教育を実施するための人的補助体制については、助手を活用することによって良好な形で機能している。一方、助手は各研究室の研究活動を補助する役割を担っているが、研究支援に費やす時間が少ないことが問題としてあげられる。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係については、現状の説明で述べたとおり、とくに問題もなく機能している。今後、さらにTAや助手などの教育研究支援職員を機能的に活用するため、TAには、学生への適切な指導が行えるよう、実習内容を十分に理解させるなどの実習前教育を十分に実施するとともに、助手には、教育研究補助業務の内容に関する教育・指導を十分に行う必要がある。

大学院については、研究支援職員の配置、およびそれを支援する大学院課にとくに問題はない。教員と研究支援職員との間の連携・協力関係についても同様である。

【改善の具体的方策】

教員の教育研究を支援する人的補助体制として、全学的にTAの導入・拡充について検討するとともに、そのための規程整備等を行い、TA制度を確立する。

薬学部では、学年進行に伴い予想される助手の業務量の増大や研究支援に費やす時間が少ない問題については、薬学部特別研究生制度を積極的に利用し、他大学に所属する大学院学生を各研究室において積極的に採用することにより、助手以外の支援職員の拡充を図

る。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係については、T A への実習前教育や助手への教育研究補助業務の内容に関する教育・指導の徹底を図る。

c. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

●教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

教員の採用および昇任に関する基準・手続については、各学部および法務研究科では次のとおり定めている。

- | | |
|--------|--|
| 外国語学部 | ①「外国語学部教授会規程」
②「外国語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項」
③「外国語学部教員昇任の選考手続に関する内規」
④「選考委員の選出に関する細則」 |
| 法学部 | ①「法学部教授会規程」
②「法学部教授会規程施行細則」
③「採用人事についての申し合わせ」 |
| 経済情報学部 | ①「経済情報学部教授会規程」
②「経済情報学部教員選考内規」
③「経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ」 |
| 法務研究科 | ①「大学院法務研究科教授会規程」
②「大学院法務研究科教員選考規程」
③「法科大学院教員採用基準」
④「法科大学院教授昇任基準」 |

なお、医療保健学部および薬学部は、学年進行中のため、教員の採用および昇任に関する基準・手続は、現在、審議・検討中である。

教員の採用および昇任に係る人事については、基本的には各学部教授会および法務研究科教授会において、これらの規程等に基づいて審議が行われるが、教員の採用に関しては、「教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて教授会において募集・選考手続を開始することになり、教員の募集については、教員人事委員会の議決により、原則として公募によることとしている。

教授会における教員の採用および昇任の人事に関する審査手続きとしては、教授会の中

に選考委員会を設置し、当該教員の教育歴、研究業績、学会・社会における活動等について選考委員が審査し、その審査報告をもとに教授会での審議の後、無記名投票による可・否の判定を行い、出席者の3分の2以上の賛成をもって採用又は昇任が決定される。その後、学部長および法務研究科長は、教授会の決定事項を学長に上申することとしているが、慣例上、教授会の結果が尊重され、上申どおり学長が採用および昇任の発令を行っている。

免職については、「就業規則」、各学部および法務研究科の教授会規程、「懲戒委員会規程」、「評議会規程」に基づき、教授会、懲戒委員会、評議会の承認・議決により行われることとしている。しかし、これまで免職の例はない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

外国語学部、法学部、経済情報学部および法務研究科では、教員の採用および昇任については、それぞれの内規・細則等に基づいて公正、適切に行われている。また、医療保健学部および薬学部では、学年進行中のため、教員の採用および昇任に関する基準・手続は未完成ではあるが、年次計画に基づき適切に行われている。

さらに、教員の採用および昇任に係る人事については、基本的には各学部教授会および法務研究科教授会において審議されるが、教員の人事に関する議決は、出席者の3分の2以上の同意を要することから、その厳格性が確保されていると言える。現在、募集にあたっては、原則として公募としており、必ず教授会への説明の上、その承認のもとで選考手続が行われていることから、教員人事に関する全般の事項についての透明性は確保されている。

一方、審査の基準においては、著書、学術論文および学会発表等、主に研究業績に重点が置かれたものとなっており、教育内容、教育方法や教材作成の実績など教育活動も評価の対象として加える必要がある。

また、「学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）（2005年7月15日公布）」に伴う「准教授」、「助教」について、内規・細則等の規程整備が必要である。

【改善の具体的方策】

外国語学部、法学部、経済情報学部および法務研究科では、教員の採用および昇任については、それぞれの内規・細則等に基づいて、また、医療保健学部および薬学部では、年次計画に基づいて、それぞれ適切に行われており、現行制度の長所を維持していく。

一方、教員の採用および昇任に関する基準・手続については、外国語学部、法学部、経済情報学部および法務研究科では、それぞれ内規・細則等を定めているが、審査の基準においては、研究業績のみならず、教育活動を重視したものに改善していくとともに、「准教授」、「助教」についても規程整備を行う。あわせて、医療保健学部および薬学部は、学年完成までに教員の採用および昇任に関する基準・手続を制定する。

d. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員の教育研究活動についての評価は、「姫路獨協大学自己点検・評価報告書」における教育研究業績の自己点検・評価、および大学全体で学期毎に実施される「学生による授業評価アンケート」による評価が行われている。「学生による授業評価アンケート」の結果（自由記述回答を含む）は各教員に通知されるとともに、各教員には、当該アンケート結果を十分に反映させた「教育活動自己評価（授業改善策）」の策定・提出が義務付けられており、次学期以降の教育内容、教育方法の改善に活用することとしている。また、「教育活動自己評価（授業改善策）」については、学内のイントラネットで学生・教職員に公開している。

教員の研究業績については、著書、学術論文、学会発表および社会における活動等の研究業績を、随時、研究開発支援総合ディレクトリー(ReaD)に掲載し、広く周知することとしている。これらの内容は、教員の昇任審査の対象となる以外は、とくに評価は行われていない。

教育研究活動およびその実績に裏打ちされた教育研究能力は、教員の昇任の際に、重要な要素として配慮されている。一方、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、研究・教育歴と研究業績によってのみ選考が行われ、教育内容・方法などの実践的な教育活動については、その基準では考慮されていない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教員の教育研究活動についての評価は、「姫路獨協大学自己点検・評価報告書」における教育研究業績の自己点検・評価、および大学全体で学期ごとに実施される「学生による授業評価アンケート」による評価のみであり、教員の教育研究活動についての評価方法としては不十分と言わざるを得ない。

教員の研究業績についての評価は、昇任審査時を除き、とくになされていないが、教員の研究業績は公開されている。したがって、教員の研究業績は客観的に示されているが、業績を評価するシステムは構築されていないことから、これらの導入について、検討することが必要である。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、教育能力、教育活動に対する客観的な評価システムを設けていないことは問題である。

【改善の具体的方策】

教員の教育研究活動についての評価方法については、教員の昇任審査時の評価のみならず、昇給・昇格等、適切な待遇への配慮、適切な評価方法を含め検討し、抜本的・組織的に有効なシステムを開発・構築する。

教育能力、教育活動に対する評価については、教育歴のほかに、授業内容や授業方法の改善への取り組みにおける実績など、さまざまな要素が含まれていることから、それらを客観的に評価するシステム構築を検討する。

e. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

●学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

(言語教育研究科)

本研究科は、外国語学部を基礎とする修士課程であるため、当然のことながら外国語学部との人的交流は十分行われており、カリキュラムの編成などにおける連携が適切に行われている。また、他大学の大学院との人的交流は行われていないが、このことについて、とくに問題等は生じていない。

(法学研究科)

2004年の法務研究科（法科大学院）発足以来、法学研究科、法務研究科および法学部からなる法律系3組織の間の新たな関係をいかに構築すべきか、問われてきた。しかし、組織間の交流・調整を統括する恒常的な組織は存在していない。組織間の連絡・情報統括は主に大学院課を通して行われ、人的交流および情報交換については、主として法学研究科が法学部と法務研究科の教員から組織されていることから、研究科委員会の場を通して日常的に行われてきた。組織間で起こる問題に対してはその都度組織の長の間で適宜調整・対処されてきた。

本研究科は、法務研究科以外の他の研究科と学則・学位規程・履修要項・募集要項など基本的な制度を共有しており、また多くの税理士志望の大学院学生が他の研究科等の授業科目の履修を認める制度を利用して経済情報研究科の授業を履修することが多いことから、経済情報研究科との結びつきが強い。これら他研究科との連携・調整は大学院課を通して行われている。

(経済情報研究科)

本研究科は、経済情報学部を基礎としており、その教員は学部には所属する専任教員の併任により担っている。そのため、当然のことながら経済情報学部とは教育・研究の人的、物的な側面をはじめとして、カリキュラム編成上も密接な関係にある。

他の研究科との関係については、本研究科の教員 1 人が法学研究科の併任となっている。また、他の研究科等の授業科目の履修を認める制度を通じた結びつきがある。とくに本研究科は税理士コースを設けていることもあり、同じく税理士志望者の多い法学研究科からの受講生が多くなっている。しかし、受講適正人数を超えた講義では法学研究科の大学院学生を受け入れることができなかった。

学外の教育研究組織・機関との人的交流については、とくに行われていない。

(法務研究科)

学内においては、法務研究科発足以来、法務研究科、法学部、および法学研究科からなる法律系 3 組織間の新たな関係が問われてきた。しかし、組織間の交流・調整を統括する恒常的な組織は存在してこなかった。一般的に組織間の連絡・情報統括は大学院課を通して行われ、人的交流および情報交換については、法務研究科に所属し専門職大学院設置基準附則第 2 項により、法学部に専任として算入する教員 (2 人) や、法学部を所属とし法務研究科の講義を担当する兼任教員 (5 人) により教授会の場をとおして日常的に行われてきた。組織間で起こる問題に対しては、その都度、組織の長の間で適宜調整・対処されてきた。

学外の組織との関係においては、兼任教員 (23 人) を学外から招聘し、科目担当にあてているほか、とくに行われていない。

【点検・評価の結果 (長所と問題点)】

法律系 3 組織間の連携は、大学院課を通じての情報交換・意見調整、研究科委員会の場での意見交換・協議、兼任教員の意見交換、および問題によっては 3 組織の長の協議による調整が図られており、十分に機能している。

学内での学部や他研究科との関係は、小規模な大学の利点を活かして協力的に進んでいる。一方、法学研究科と経済情報研究科は、税理士志望の大学院学生を多数抱えており、その関連性も高いことから、研究指導・履修指導など、今後いっそう大学院学生の利便性を考えて研究科間の連携・協力を図っていく必要がある。

【改善の具体的方策】

法律系 3 組織の間の組織的な連携・協力をよりいっそう前進させるとともに、学部からの進学者を増やすなどの方策を協力・検討していく。

税理士志望の大学院学生の募集・教育・指導については、同じ税理士志望であっても、法学研究科と経済情報研究科ではその特色が異なることを志願者に対して明示していく、指導に当たっては互いに補完しあうところがある場合には積極的に相互協力を行っていくなど、両研究科の協議の場を設け、検討していく。

第2節 学部・研究科の教員組織

(1) 外国語学部・言語教育研究科

◇到達目標

本学部・本研究科の理念・目的・教育目標の実現に向けて、教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な教員数を確保し、学部・研究科にふさわしい教育研究活動を維持できる教員組織を目指す。具体的な目標は次のとおりである。

- ①教員の年齢構成、研究体制等に配慮した優秀な人材の確保に努める。
- ②教育能力を客観的に評価するシステムを検討・構築する。

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

(外国語学部)

2008年4月、本学部は、多文化共生社会を見据えた外国語教育を実現するため、従来のドイツ語、英語、中国語、日本語、スペイン語、韓国語の6学科を外国語学科外国語専攻および日本語専攻の1学科2専攻に統合した。

外国語学科のカリキュラムは、専攻専門教育科目と学部共通専門教育科目によって構成されており、専攻専門教育科目では、英語およびその他の外国語、日本語の運用能力を高めるため、「入門群」、「専修語学群」、「兼修語学群」、「文献講読群」、「表現研究群」および「演習群」の6群の他、「学外研修」、「論文」の分野で編成することによって、言語を主体

としたコミュニケーション能力の修得に重点が置かれたものとなっている。

一方、学部共通専門教育科目は、言語の背景をなす文化や思想、言語の構造と機能に対する知識を深めるため、専攻専門教育科目と連動させたカリキュラム編成を行っている。

このようなことから、カリキュラムの基本となる専攻専門教育科目には多くの専任教員が配置されており、とくに「入門群」、「専修語学群」および「演習群」の必修科目については、すべて専任教員が担当している。そのうち、「専修語学群」の英語（コミュニケーション・イングリッシュ）を担当する教員については、ネイティブ・スピーカー7人（うち教授1人、特別教師6人）を配置し、日常的に英語に接することができるようにしている。

また、学部共通専門教育科目を構成している文化、文学、歴史の分野についても、それぞれ専任教員が担当することによって、「言語と文化の多様性」に配慮した教員配置となるよう工夫している。

現在の本学部の専任教員の配置状況および年齢構成については、表 8-1、8-2 のとおりである。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性については、本学では、他大学等で兼業を行う場合は、前年度に届出を義務づけており、兼業は原則として 2 コマまでとしている。他大学等で兼業を行う本学部の専任教員は、2009 年度は 3 コマ 2 人、4 コマ 1 人の計 3 人を除き、原則を満たしている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整については、教授会などを通じて定例的に行われている。

表 8-1 外国語学部 専任教員配置状況 (2009 年 5 月 1 日現在) (人)

学 科 名	入学定員	収容定員	大学設置基準上 必要専任教員	配置教員数 (専任)	専任教員 1 人 あたりの在籍 学生数
外国語学科	150	600	10	26	12.5
ドイツ語学科	—	—	—	3	
英語学科	—	—	—	3	
中国語学科	—	—	—	1	
日本語学科	—	—	—	1	
スペイン語学科	—	—	—	4	
韓国語学科	—	—	—	1	
計	150	600	10	39	

(注) 改組のため、ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、スペイン語学科および韓国語学科は、2008 年度から募集停止したため、これらの学科に係る入学定員および収容定員ならびに大学設置基準上必要専任教員数は計上し

ていない。

表 8-2 外国語学部 専任教員年齢構成(2009年5月1日現在)

職 位	71歳 以上	66～ 70歳	61～ 65歳	56～ 60歳	51～ 55歳	46～ 50歳	41～ 45歳	36～ 40歳	31～ 35歳	26～ 30歳	合計
教 授	0	3	5	8	5	1	0	0	0	0	22
	0.0	13.6	22.7	36.4	22.7	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
准教授	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	6
	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	83.3	0.0	0.0	0.0	100.0
講 師	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	11
	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	18.2	36.4	0.0	0.0	100.0
助 教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0	3	5	9	6	1	7	4	0	0	39
	0.0	7.7	12.8	23.1	15.4	2.6	17.9	10.3	0.0	0.0	100.0

(備考) この表の上欄は人数を示し、下欄の単位は構成比率を%で示す。

(言語教育研究科)

本研究科の理念は、「大学院学則」第2条第2項に「言語に関連する分野において、広範囲にわたる多彩な教育研究基盤をもとに、教育および研究の深化・追及を行うことにより、普遍的観点から個別的問題に解決を与えることができる高度な専門知識と能力および創造的に対応できる実践力を持った人材を養成することを目的とする」と定めている。

本研究科は、外国語学部に基づき置かれるものであり、その専任教員はすべて外国語学部の専任教員が併任している。このため、外国語学部の専任教員39人のうち、28人が本研究科の授業を担当し、他に13人の非常勤講師を配置している。専任教員28人のうち23人は研究指導教員である。

本研究科の運営にあたっては、月1回、定例で開催される言語教育研究科委員会において、必要な事項を協議・報告することとしている。その他、入学試験、FD、自己点検・評価などの学務については、それぞれ担当教員を決め、その担当者を中心に企画・調整を行っている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

(外国語学部)

本学部の教員配置については、大学設置基準第13条に定める基準を上回る教員組織となっている。また、専任教員一人あたりの在籍学生数は、12.5人であり、この数字は本学部

の教育目標を実現するために十分、適切な学生数であると言える。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性についても、現状の説明で述べたとおり専任教員はもっぱら本学において教育研究に従事する環境にある。

主要な授業科目への専任教員の配置状況については、「入門群」、「専修語学群」および「演習群」の必修科目をはじめ主要な専門教育科目に専任教員が重点的に配置されており、とくに、基盤となる英語教育には、7 人のネイティブ・スピーカーを配置にすることによって、日常的に、英語に接することができる時間割編成が可能となっていることは評価できる。

本学部全体の専任教員の年齢構成は、56 歳以上の教員の割合が 43.6%を占めている。そのうち 7 人は募集停止を行った旧学科の専任教員であり、学年進行中である外国語学科についてはとくに問題はなく、均衡のとれた年齢構成となっている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、教授会などを通じて組織的、継続的に行われており、現在のところ問題はない。

(言語教育研究科)

本研究科の教員配置については、専任教員 28 人（うち研究指導教員 23 人）であり、大学院設置基準を上回る教員組織となっている。これらの教員は、本研究科が設けるドイツ語教育コース、英語教育コース、中国語教育コース、国語教育コース、日本語教育コースで開講している専門教育科目に合わせて配置されるとともに、各教育コースに最低 1 人以上の研究指導教員が配置されている。また、収容定員 30 人（在籍学生数 23 人）に対して、教員数は十分な人数が配置されており、本研究科は教育課程に対して十分適切な教員組織を維持している。

本研究科における教員の適切な役割分担および連携体制確保については、各コースに所属する教員全員がそれぞれの大学院学生の学修状況を把握しており、これらの情報を共有することによって、複数の教員による研究指導が円滑かつ効果的に行えるようになっていく。また、入学試験、FD、自己点検・評価などの学務を担当する教員が、それぞれの役割を果たしており、本研究科の役割分担および連携体制は確保されており、問題はない。

b. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

(外国語学部)

教員の採用および昇任に関する基準・手続については、「外国語学部教授会規程」、「外国

語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項」、「外国語学部教員昇任の選考手続に関する内規」および「選考委員の選出に関する細則」により、厳格・詳細に定めている。

教員の採用にあたっては、学部長から採用を必要とする専門分野について、外国語学部教授会へ提案・承認の上、全学的な教員人事を行う「教員人事委員会」の審議を経て、その採用枠が決定される。

募集手続は、原則として公募方式によることとしているが、過去には担当予定授業科目の適合性に加え、年齢、経歴等を考慮して、スカウト方式または推薦方式で採用する場合があった。

審査にあたっては、学部長が外国語学部人事委員会の議を経て、人事に関する教授会（教授のみで構成）に審議が委ねられ、人事に関する教授会内に設置された選考委員会（4人の教員で構成）において審査が行われる。その後、人事に関する教授会は、選考委員会からの答申に基づき票決を行い、その結果を速やかに教授会へ報告することとしている。

教員の昇任については、全学的な教員人事委員会の審議を除き、採用に関する手続きと同様である。

（言語教育研究科）

本研究科は、外国語学部にも所属する専任教員が担当することになっているため、専任教員についての独自の募集・任免・昇格に関する基準・手続は存在しない。

学部の専任教員が本研究科を担当するにあたっては、准教授としての研究・教育歴が必要であり、これらの業績審査を行った上で、研究科委員会の承認を得ることとしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

（外国語学部）

本学部の教員の採用および昇任に関する基準・手続については、「外国語学部教授会規程」、「外国語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項」、「外国語学部教員昇任の選考手続に関する内規」および「選考委員の選出に関する細則」により、詳細に定められているとともに、人事に関する教授会（教授のみで構成）の出席者の3分の2以上の同意を必要としていることから、その厳格性が確保されている。

募集にあたっては、原則として公募方式としているが、過去には、スカウト方式または推薦方式を採ったケースもあった。これらの方法を採用する場合でも、必ず教授会への説明の上、その承認のもとで選考手続が行われていることから、教員人事に関する全般の事項についての透明性は確保されており、適切に運用されていることは評価できる。

しかし、審査の基準においては、著書、学術論文および学会発表等、主に研究業績に重点が置かれたものとなっており、大学の教員にも「教育力」が必要であることから、教育方法や教材作成の実績なども評価の対象として加える必要がある。

さらに、本学部は、従来の慣行上、助手は配置しないこととしているため、その採用等

に関する事項は定めていないが、大学設置基準の改正に伴い「助教」の職種が追加されたことから、助教の採用に関する事項を検討する必要がある。

(言語教育研究科)

本研究科は、専任教員を独自に採用することは制度化されていないため、採用人事にあたっては、学部と大学院の双方の授業計画や研究指導などに配慮しながら慎重に行う必要がある。

【改善の具体的方策】

(外国語学部)

教員の採用および昇任に関する審査の基準について、主に研究業績に重点が置かれたものとなっているが、今後、教育方法や教材作成の実績など実践的な教育活動についても評価の対象として加えること、また、助教の職種を追加することなど、基準・手続の検討・整備を行う。

(言語教育研究科)

本研究科は、専任教員を独自に採用することは制度化されていないため、外国語学部における採用人事にあたっては、大学院の担当が可能な教員を採用できるよう、協議・連携を図っていく。

c. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性
- 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状の説明】

(外国語学部)

教育活動については、年度初めにシラバスを学生に示した上で、前期・後期の各Semesterの終わりに、「学生による授業評価アンケート」を実施し、その評価結果を各教員にフィードバックすることにより、次学期以降の教育内容・方法の改善に活用することとしている。また、教員は評価結果を踏まえた授業改善策を策定し、学内のイントラネットで公開している。

教員の研究活動については、著書、学術論文、学会発表および社会における活動等の内容を、随時、研究開発支援総合ディレクトリー(ReaD)に掲載し、広く周知することとしているが、これらの内容は、教員の昇任審査の対象となる以外は、とくに評価は行われていない。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮にあたっては、研究・教育歴と研究業績によって選考が行われ、その基準は、以下に〈参考〉として記載しているとおりである。

なお、教育内容・方法などの実践的な取り組みなどについての評価は、行われていない。

〈参考〉

採用又は昇任の資格要件および業績審査の対象となる研究業績については、次のとおりである。（「外国語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項」（抜粋））

1. 資格要件

(1) 教授

ア. 専門分野若しくは関連分野において博士の学位を有するもの、又は大学院博士課程修了者若しくはそれに準ずる資格を有するもの

イ. 大学卒業後 16 年以上の教育・研究歴を有するもの、又は当該専門分野でとくに優れた知識及び経験を有し教育研究上の能力があると認められるもの

(2) 准教授及び講師

ア. 大学院博士課程修了者又はそれに準ずる資格を有するもの

イ. 准教授にあつては、大学卒業後 9 年以上、講師にあつては大学卒業後 5 年以上の教育・研究歴を有するもの、又は当該専門分野でとくに優れた知識及び経験を有し教育研究上の能力があると認められるもの

2. 業績審査の対象となる研究業績

(1) 公刊された学術上の著書・論文

(2) 学会における研究発表でレジュメ・発表資料を有するもの

(3) 教科書・注釈書・翻訳

(4) 共著・共訳・編著で、その分担が明記されているもの

(5) 上記の他、教授にあつては、学術論文 10 編以上、准教授にあつては学術論文 5 編ないし 6 編以上、講師にあつては学術論文 2 編ないし 3 編以上を必要とする。

(言語教育研究科)

本研究科の専任教員は、外国語学部の専任教員が併任していることから、本研究科独自による教育活動および研究活動を評価する方法は存在しない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教員の研究活動についての評価は、昇任審査時を除き、とくになされていないが、教員の研究業績は公開されている。したがって、教員の研究業績は客観的に示されているが、業績を評価するシステムは構築されていないことから、これらの導入について、検討することが必要である。

教員の教育活動については、「学生による授業評価アンケート」が行われ、その評価結果がフィード・バックされていることから、教育の質の向上および授業方法の改善に寄与し

ている。

教員の採用にあたっては、大学の教育・研究の基盤となる教員の研究能力の審査は採用の際の前提条件であると考えていることから、応募者の研究業績をもとに担当予定科目との適合性を厳格に審査している。一方、教育能力の審査にあたっては、とくに定めていないが、面接時にはこの点に十分配慮して審査するように努めている。

また、昇任審査にあたっては、選考委員会を中心とした厳格な研究業績等の審査が行われ、その報告をもとに、人事に関する教授会で出席者の3分の2以上の同意を必要としている。その際、当然のことながら教育能力・実績への評価についても配慮されている。

以上のことから、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮は適切なものと言える。しかし、採用・昇任のいずれにおいても、教育能力に対する客観的な評価システムは設けていないという点が問題である。

【改善の具体的方策】

教員の研究活動についての評価は、教員の昇任審査時の評価のみならず、適切な評価方法を含め、業績を評価するシステムの構築について検討する。

教育能力の評価にあたっては、教育歴のほかに、授業内容や授業方法の改善への取り組みに関する実績など、さまざまな要素が含まれていることから、それらを客観的に評価するシステムを確立するため、評価の方法について検討していく。

(2) 法学部・法学研究科

◇到達目標

- ①原則として主要科目は専任教員が担当することとし、あわせて兼任教員を効率的に活用する。
- ②高度な専門能力を身につけた職業専門家および実践的な指導者の育成に即応した教員配置を目指す。
- ③教員間のコミュニケーションを積極的に図りながら、教育技術・研究水準向上のための組織的な取り組みを実践する。

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

- 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

（法学部）

本学部は、2009 年度、学生収容定員 840 人に対し、教授 12 人（特別教授 2 人を含む）、准教授 6 人、講師 6 人、計 24 人の専任教員で組織されおり、全員男性教員である。現状では、在籍学生 561 人に対し、2 人の法務研究科教授（専門職大学院設置基準附則 2 により、本学部の専任でもある教員）を含めて計 26 人の教員で教育に当たっており、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 21.6 人である。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性については、本学では、他大学等で兼業を行う場合は、届出をしなければならず、その兼業は原則的に 2 コマを限度としている。したがって、一定限度の兼業はあるが、本学部の専任教員は、ほぼ本学の教育研究に専念していると言える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、2009 年度前期の専門教育科目の専兼比率は 96.6%であり、2009 年度後期の専門教育科目の専兼比率は 95.5%である。

本学部専任教員の年齢構成については、「大学基礎データ（表 21）」のとおり、30 歳以下が 12.5%、31 歳～40 歳が 29.2%、41 歳～50 歳が 20.8%、51 歳～60 歳が 29.2%、61 歳以上が 8.3%である。

教員間の連絡調整の場は、主として教授会であるが、日常的な連絡は、各種委員によって本学部のメーリングリストを通じて頻繁に行われている。ただ、具体的な教育課程の編成やその効果的な運用を図るための施策策定等は、基礎法、公法、民事法、刑事法、政治学という専門領域別の教員組織体が、本学部における実質的な教員連絡調整主体としての役割を果たしている。

（法学研究科）

本研究科の教育と教員組織との対応関係について見ると、2009 年度の現状は以下のとおりである。

配置科目数は、法律学専攻が 32 科目、うち公法講座 18 科目、私法講座 14 科目、政治

学専攻は 14 科目の計 46 科目である。学生数は、入学定員は 10 人、収容定員は 20 人となっているが、現時点の在籍者は 23 人、法律学専攻が 22 人、そのすべてが公法講座に属している。他の 1 人は政治学専攻である。これらの学生のうち 10 人が研究指導を受けて、現在論文作成に取り組んでいる。

これらの科目・学生に対応する教員の配置は、全体で 21 人、法律学専攻の教員 15 人、政治学専攻は 4 人（他に補助教員 2 人）からなっている。このうち本学に籍を置く教員が 19 人、兼任が 2 人である。前者の内訳は、法学部と併任する教員 11 人と法務研究科の 7 人、経済情報研究科の 1 人からなっている。

年齢構成は兼任を除いて、30 代が 4 人、40 代 5 人、50 代 6 人、60 代 4 人である。

講義は教授と准教授のみが担当し、構成は教授が 15 人、准教授が 4 人となっている。

教員間の役割分担および連携体制については、本研究科の教員組織は毎月 1 回開催の研究科委員会を中心に運営されている。委員会は定期的で開催されており、年度末の繁忙期には臨時会も開催している。議案は、研究科長を中心に大学院課との事前協議等をとおして策定され、委員会に提案・審議・決定されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学部学生収容定員に対する専任教員の数（24 人）は、大学設置基準の 14 人を上回っており、専任教員（法務研究科教員 2 人を含む 26 人）1 人あたりの在籍学生数 21.6 人という数字は少人数教育を実施することを可能にしている。2007 年度入試から実施されている 180 人定員が完成年度を迎える 2010 年度には専任教員一人あたりの学生数はさらに減少する。

専任教員の年齢構成は、61 歳以上は少なく、10 歳刻みの各年齢層でも 30%を超えている年齢層はないので、著しい年齢層の偏りはない。ただ、31 歳～40 歳と 51 歳～60 歳がともに 29.2%と比較的高い割合を占めている。

なお、女性の専任教員がいないことが問題である。

教員間の連絡調整は、定期的な教授会において組織的・継続的に行われるとともに、メーリングリストの活用によって日常的に活発に行われている点が評価できる。本学部教育の一端を担っている兼任教員と専任教員との連絡調整についても、組織的に行っているとは必ずしも言えないが、学部長、教学委員、兼任教員と懇意の専任教員などを通じて重要事項に関しては適切になされており、これまでとくに問題は生じていない。

【改善の具体的方策】

教員採用にあたっては、年齢層・専攻分野のバランスを考え、かつ女性教員の採用に努める。専任教員と兼任教員との間で教育目的・方法等については、意思疎通を図るため授業打ち合わせ会議等の連絡調整方法を検討・構築する。

b. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

(法学部)

教員の募集・採用については、手続の明確化を図るために「法学部教授会規程施行細則」が制定している。この細則にしたがって、採用人事手続の開始について教授会の承認を得た後、人事教授会で3人の候補者選定委員を選出し、この委員が選定した候補者を人事教授会がコンセンサスによって承認した後、引き続き3人の審査委員を選出し、審査委員が候補者の研究・教育業績を精査し、かつ面接によって人格を審査する。その結果報告を人事教授会で行い、質疑応答の後、無記名投票によって出席者の3分の2が可とする場合に採用を決定する。この結果および採用予定者の経歴等は、教授会に報告される。

2007年度から、より広く候補者を募るために、また透明性のある選考を行うためにも、公募を実施することとした。公募手続は、もっぱら科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)を利用している。これにより、これまで候補者選定委員が個人の人的関係や情報に基づいて候補者を探していたが、応募者の中から候補者を選定することとした。2007年10月に准教授1人および講師1人を、2008年4月に講師3人を、2009年4月に講師2人をJREC-INを利用した公募の応募者の中から採用した。採用1人について、20人程度の応募者があった。

教員の昇任は、人事教授会が確認してきた次の基準に基づいて行っている。講師から准教授への昇任は、講師としての在任期間が3年以上あり、1編以上の論文があること、准教授から教授への昇任は、准教授としての在任期間が7年以上あり、3編以上の論文があること、である。これまで教員を助教として採用したことがなく、助教から講師への昇任の基準はない。非常勤講師歴の長い教員や企業等での実務経験をもつ教員が採用されるようになり、このような教員の年齢と職位との不均衡が問題視されるようになった。このため、2006年度に人事教授会において、非常勤歴の年月の80%、専門分野に係る実務経験歴の年月の50%を昇任に必要な在任期間に加算することに決定した。この基準にしたがって、2人の助教授が2007年4月に教授に昇任した。

(法学研究科)

本研究科は、法学部および法務研究科に基礎を置く研究科であり、法学部および法務研究科の専任教員が併任する形で運営されているので、上記の手続きが当該研究科で独自にとられることはない。法学部あるいは法務研究科に委ねられている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教員の募集・採用については、候補者選考委員が学部の必要性を重視して恣意の入らない選考を行ってきたことから適切に行われている。一方、教員採用基準に関して、とくに研究業績については、さらに厳しい基準を設けるように、改善を加えていく必要がある。

教員の昇任については、学部創設後の数年の間に形成された昇任基準は、かなり緩やかであり、助教授から教授への昇任条件は、助教授としての在任期間が7年以上あり、かつ1編以上の公表論文があるというものであった。ただし、この基準の期間に教授に昇任した教員のほとんどは、研究業績について、この条件を相当に上回る業績であった。この基準については、2006年度に、教授昇任に必要な公表論文数を3編以上に変更した。この基準および講師から准教授への昇任基準の公表論文1編以上は、依然として緩やかであるが、旧基準によってすでに昇任している教員と新基準によって昇任する教員の間に不均衡が生じる等の事情もあり、急激な変更を避けた。この基準の見直しは、今後の課題である。

昇任にあたり、非常勤歴および実務経験歴を教員歴に算入することは、多様な人材を活用する必要があることを考えると、妥当な変更であったと判断する。ただし、非常勤歴の80%を算入することは、他大学の例を参照してもおおむね妥当であるが、実務経験歴の50%しか算入しないことは、今後、学部スタッフとして迎える実務経験者に然るべき地位を担保するという点で、不十分であるという問題が生じる可能性がある。

【改善の具体的方策】

教員の採用や昇任基準は、大学全体の置かれている環境、入学者確保のために教員に期待される活動の内容、教員の雇用条件等と連動しており、単純に理念的な設定や運用が困難である。しかし、総体的にこれらの基準を厳格化する方向で、人事教授会の合意を形成できるよう検討・改善する。

c. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性
- 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状の説明】

（法学部）

教員の教育研究活動の評価が具体的な形をとるのは、教員の採用人事・昇任人事においてのみである。教員の研究活動については、「姫路獨協大学自己点検・評価報告書」の中の

研究業績報告、研究機関誌『姫路法学』への掲載論文等を通じて相互に評価することができる。

教員の教育活動については、大学全体で学期ごとに「学生による授業評価アンケート」が実施されている。当該アンケートは、統計処理が行われた後、アンケート調査の結果および自由記述欄の記載事項が各教員に通知されている。各教員には、当該アンケートを踏まえて作成する報告書「教育活動自己評価（授業改善策）」の提出が要請されている。

教育研究活動およびその実績に裏打ちされた教育研究能力は、教員の採用・昇任の際に、職位に応じた教員選考の重要な資料として配慮されている。近年とりわけ、教育活動に関する評価が重視されるようになっている。

（法学研究科）

本研究科の教育・研究活動の評価は、従来は数年おきに作成される「姫路獨協大学自己点検・評価報告書」に学部と合わせて大学院における個々の教員の活動を報告するという形で行われていたが、2006年度より学期ごとの報告が義務化され、厳しく自己点検が求められるようになった。現在、教員は各担当科目について現状の説明、点検・評価、改善の具体的方策を提示するよう求められている。

2007年度より学生による自由記述方式による「学生による授業評価アンケート」を導入して、教育活動の向上に資するよう取り組んでいる。

教育改善のためにFDへの取り組みも徐々に進めており、2007年には外部講師を招いて3研究科の合同でFD研究会を開催した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

（法学部）

教育活動については、「学生による授業評価アンケート」を通じて評価するという方法があるが、その有効性については不明な部分が多い。研究活動については論文の数などの数量的評価をする以外に一定の評価方法があるわけではない。

（法学研究科）

本研究科の教育活動・評価は、法務研究科および法学部で実施されている自己点検・評価活動からも刺激を受けて、一定の前進を見せている。

「学生による授業評価アンケート」はサンプル数が少なく、未だ必ずしも有効に利用できていない。

【改善の具体的方策】

（法学部）

教育活動の評価については、今後も「学生による授業評価アンケート」を継続して、有効性を検証し、検討・改善を図っていく。研究活動の評価方法については、論文数という

数量的な評価以外に質的評価を客観的に行う方法を検討する。

(法学研究科)

「学生による授業評価アンケート」のとり方、質問の仕方に工夫を加えていくことに加え、学生と授業改善・評価について直接対話の機会や場を設けていく。

(3) 経済情報学部・経済情報研究科

◇到達目標

本学部では「経済コース」、「情報システムコース」、「経営コース」、「会計コース」の4コース体制を敷き、各コースに応じたカリキュラムの策定ならびにその実施を目指している。本研究科では、2009年度に改正を行ったカリキュラム実現のために必要な組織的連携を行っていく。これらを踏まえ、次の到達目標を設けることとする。

- ①各コースへの教員の適正配置
- ②カリキュラムの内容や目的を教員全体に周知徹底するための連絡・調整体制の確立
- ③主・副指導教員およびコア科目・専門科目担当教員の連携強化

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

(経済情報学部)

2009年5月1日現在で本学部専任教員は23人、うち女性は2人である。内訳は、「大学基礎データ(表21)」のとおりである。本学部の専任教員1人あたり在籍学生数は32.8人、1学年あたり8.2人である。

また、本学部では、2年次以降、「経済コース」、「情報システムコース」、「経営コース」、「会計コース」の4コースに分かれるコース制をしいているが、各コースの教員配置状況は、「経済コース」が7人、「情報システムコース」が7人、「経営コース」が4人、「会計コース」が5人となっている。なお、コース所属教員一人あたりの学生数(1学年あたり)は、「経済コース」が6.6人、「情報システムコース」が9.4人、「経営コース」が8.9人、「会計コース」が5.2人となっている。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけについて、学部専任教員の他大学との兼業(非常勤)は、兼業をしている教員が23人中10人であり、兼業コマ数の最大は、2コマ(5人)、平均兼業コマ数1.45コマとなっている。

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、専門教育科目は、学部共通専門教育科目の中の法学群7科目についてのみ法学部と法務研究科に兼担を依頼している以外は、すべて学部教員23人および学部採用の兼任講師12人で担当している。兼任講師が担当する専門教育科目は、選択必修科目がほとんどで、兼任講師が担当する必修科目はカリキュラム改定前・改定後とも前期の1科目のみである。その1科目も1クラスの受講生数を適正に保つために複数のクラスに分割した、その1クラス分にあたるものである。専門教育科目における兼任講師への依存度は、カリキュラム改定前で前期18.2%、後期5.0%、カリキュラム改定後で前期3.3%、後期6.9%となっている(「大学基礎データ(表3)」のとおり)。

専任教員の年齢構成は、30～39歳が7人、40～49歳が8人、50～59歳が4人、60歳以上が4人であり、おおむねバランスのとれた構成となっている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況について、本学部の委員会体制ならびに連絡体制を見ていく。本学部では、学部教授会の下に「学部執行部会」を組織している。執行部会は、総務委員会、教務委員会、図書委員会、情報委員会、そして、2007年度から新設された特別作業部会の5部会で構成され、教育研究に関する学部運営を円滑に進めるため、それらに係わる案件の企画から実施までを担当するのが任務である。その中で、教務委員会の委員は全学の委員会である教学委員会の委員を兼ね、学部と全学との間で教務方針に関して意思疎通の円滑化を図っている。図書委員会の委員も同様に全学の図書館運営委員会の委員を兼ねており、全学の図書方針との意思疎通を図っている。学部の研究組織である「経済情報学会」の編集委員として、経済情報学論集と経済情報学研究の刊行にも当たっている。

2008年度より、2009年度以降の教育課程編成を視野に入れたカリキュラム検討委員会を設置し(学部長、教務委員長、各コースより代表2人により構成)、毎月1回の程度で、これを開催している。カリキュラム検討委員会で起案された事項は、学部教授会で審議・承認された後、実行に移される。

(経済情報研究科)

本研究科は、本学経済情報学部を基礎としており、その教員は学部に所属する専任教員の併任により担っている。教員数は学部同様 23 人、うち教授が 10 人、准教授が 13 人である。専門科目別に教員数を見ると、経済・経営系が 15 人、情報系が 8 人である。他大学からの兼任教員は 2 人、ともに経済・経営系の科目を担当している。

本研究科では、研究科委員会の下に「研究科執行部会」を組織している。教務上の案件やカリキュラムに関わることは、まず執行部会で検討され、その後に研究科委員会で審議されることとなる。2009 年度より新カリキュラムがスタートしたが、このカリキュラムも執行部会で検討された後、研究科委員会で審議・了承された。

研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況について、本研究科では、修士論文の指導において、現在、論文指導は主・副指導教員による複数指導体制で行っており、適宜指導教員間で連携を取る必要がある（詳しくは、「第 3 章教育内容・方法第 3 節(3)経済情報研究科, c. 研究指導等 113 頁」を参照）。また、コア科目の講義において、コア科目を有効に機能させるためには、コア科目の教員と専門科目の教員が講義内容に対して事前に意思疎通を行っていく必要がある（詳しくは、「第 3 章教育内容・方法第 3 節(3)経済情報研究科, a. 大学院研究科の教育課程 108 頁」を参照）。しかしながら、複数指導体制は現在のところ指導教員間の調整不足により十分に機能していないのが現状である。またコア科目と専門科目との調整も、一部では十分に行われ期待された効果が得られてはいるものの、一方で連携が十分にとれていないところも存在する。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

(経済情報学部)

経済情報学部では 4 年間を通じてゼミ形式の少人数クラスを設け、学生の納得のできる学修指導を行うことを教育目標の一つとしている。その点から考えると、現在の専任教員 1 人あたりの在籍学生数（全学年で 32.8 人、1 学年あたり 8.2 人）は、この目標を実現する上で適正な数字となっており、現在の教員数もまた適正水準にあると評価できる。

また、本学部教員の他大学との兼業状況や、本学部における主要科目への兼任講師への依存状況を見ても、とくに問題はなく、本学部は本学部所属教員が中心となって主体的に運営されていると見ることができる。

その一方で、以下の問題を指摘することが出来る。第一に、経営コースの所属教員 4 人すべてが准教授であり、教授がないことである。他の 3 コースとのバランスから考えても、早急に改善すべき問題である。そして第二に、カリキュラムの内容や目的を教員全体に周知徹底するための連絡・調整体制が不十分な点である。2008 年度にカリキュラム検討

委員会が中心となって新カリキュラムの策定を行い、2009年度にはその一部（1、2年次における少人数演習科目）を実行に移したが、検討委員会で議論された指導内容や指導目的、指導方法が全担当教員に充分周知されていなかった。

（経済情報研究科）

本研究科の教員数は、設置基準上必要とされる専任教員数を満たしており適切と言える。現在の在籍学生数17人からみても十分に指導を行える人数であると言える。

また2009年度より開始した新カリキュラムに伴い、新たに「税理士コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」、「自由設計コース」というように学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」が設定されるに至ったが、それぞれのコースに必要な教員は確保されており、カリキュラムに見合った組織体制となっている。

一方、組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担や連携体制の確保については、複数指導体制ならびにコア科目と専門科目の連携において、不十分な点が残る。なお詳細は「第3章教育内容・方法、第3節(3)経済情報研究科、c. 研究指導等 113頁」と「第3章教育内容・方法、第3節(3)経済情報研究科、a. 大学院研究科の教育課程 108頁」のとおりである。

【改善の具体的方策】

（経済情報学部）

経営コースの所属教授がないという問題については、准教授の教授昇任、あるいは、教員の専門分野の関連性を考慮した上での他コースからの配置換え等を行っていく。

一方、カリキュラムの周知徹底の問題については、カリキュラムの内容や目的、指導方法をマニュアル化し、担当教員に徹底する。

（経済情報研究科）

複数指導体制の実効化ならびにコア科目と専門科目の連携の実現については、「第3章教育内容・方法、第3節(3)経済情報研究科、c. 研究指導等 113頁」と「第3章教育内容・方法、第3節(3)経済情報研究科、a. 大学院研究科の教育課程 108頁」のとおりである。

b. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

(経済情報学部)

教員の採用は「経済情報学部教員選考内規」に基づき行われる。

学部執行部会で、担当科目、資格、応募条件、採用時期などの形式的要件を定め、教員採用の原案を作成する。その任は執行部会の総務委員会が負う。その際、原案で募集方法についても定めるが、これまでは、いわゆる一般的な公募制はとらず、人格が測れる学部内推薦制（即ち、学部教授会で教員採用を公表し、学部所属の教員から推薦を受けた人物を対象とする方法）をとることが多かった。

教授会で原案の承認を受けた後、全学の教員人事委員会に原案を提出する。教員人事委員会で採用枠の承認を得た後、募集を開始する。応募者が出揃った時点で、応募要件に合致しているか否かを総務委員会で審査し、合致していない場合は審査対象から外す（形式的審査）。教授会で審査委員3人を選出して審査委員会を結成する。その際、審査委員の選出は「選考委員の選出に関する細則」に基づき投票にて行う。審査基準については、「経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ」に従う。審査委員会が必要なならば応募者と面接を行うこともある。審査委員会は審査の結果を次回教授会において報告しなければならない。教授会は、審査委員会から審査結果の報告を受けた後、投票により教員採用の人事を議決する。

昇任についても採用に準じて行う。学部の専任教員は、毎年度始め全学的に教育研究業績のデータ更新を求められており、その業績評価は任用・昇任において反映される。その際の評価基準も「経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ」に基づく。

なお、採用・昇任に必要な教育研究上の経験年数と業績点数は、教授の場合、准教授5年以上<その間に（業績）20点以上>、准教授の場合、講師2年以上<その間に（業績）6点以上>、講師の場合、大学院修士課程修了後あるいは博士課程3年以上<通算（業績）7点以上>、が代表的な目安となっている。

(経済情報研究科)

本研究科は、経済情報学部を基礎としており、その教員は学部に所属する専任教員の併任により担っている。そのため、専任教員の募集・任免・昇格については基本的に学部に準じている。

慣例上、学部所属教員の研究科への配属は、准教授昇任から1年後に行われている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

全体的には、選考内規を厳格に遵守しながら教員の募集・任免・昇格の選考を行っており、とくに問題も生じておらず、適切であると言える。一方、学部内推薦制については、縁故採用にもつながることから公正性に欠けるとの指摘も見られる。近年少人数教育を推し進めている本学部においては、研究業績のみならず学生に対する指導能力・指導姿勢も採用に当たって重要な判断材料となるため、そうした事情をよく理解している本学部教員

による推薦は、本学部が望む教員を募集するに当たって、より有効な手段になると考えられる。

【改善の具体的方策】

基本的には引き続き現状を維持していく。しかし、一方で今後、本学の教育研究の内容やカリキュラム等に対する社会的ニーズが変化することも予想されるので、これに適応した教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続のあり方等を絶えず検討していく。

c. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性
- 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状の説明】

(経済情報学部)

「経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ」において、「採用・昇任に必要な教育研究上の経験年数と業績点数」ならびに「各種研究活動の業績点数換算一覧表」が記されており、教員の教育研究活動の評価は、これに基づいて行われている。具体的には、研究業績はその種類によって点数化され、教育活動については、一定の経歴をもって評価されている。また、本学部の教員については、全学で実施している、教育研究業績の自己点検・評価、および学期ごとに実施される「学生による授業評価アンケート」による評価も行われている。

これまで採用人事や昇任人事においては、教育研究上の経験年数と業績点数が最も重要な判断材料とされてきた。一方、教育研究業績の自己点検評価ならびに「学生による授業評価アンケート」は人事の判断材料として利用されることはほとんどなかった。

(経済情報研究科)

本研究科の専任教員は、経済情報学部の専任教員が併任していることから、本研究科独自による教育活動および研究活動の評価する方法は存在しない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教員の業績評価については、学部内規に基づき客観的に数値化され、適正に行われていると言える。教育研究上の経験年数も、教員の教育研究活動の評価する上での一つの重要な判断基準となりえている。しかしながら、教育活動の評価する際の判断基準が実質的に経験年数のみであるということは、とくに近年教育活動を重視している本学部においては

必ずしも適当であるとは言い難い。

【改善の具体的方策】

昇任人事においては、教育研究業績の自己点検評価ならびに「学生による授業評価アンケート」の結果を参考とする。確かに「学生による授業評価アンケート」は講義のタイプや受講生の人数によってその信頼性が大きく変わってくるため全幅の信頼は置けないが、あくまでも極端なケースを見極める上での参考とする。今後、教育活動を評価する有効な方法についても検討していく。

（４）医療保健学部

◇到達目標

学部の理念・目的・教育目標に掲げている教育・研究を実践するために必要な各分野の専門家をスタッフとして構成し、国際化や地域連携の発展等の社会変化に対応できる専門的職業人を養成するための教員の確保と教員組織の充実を図る。

具体的には、以下を目標とする。

- ①大学設置基準、免許・資格の条件となる基準に適合させるために、年次計画にしたがって教員配置を行う。
- ②専門基礎分野を担当する医学共通領域の教員および専門科目を担当する教員の確保を行う。
- ③実践に対応した臨床実習内容の充実のために実習担当者の確保を行う。

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)
- 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- 教員組織の年齢構成の適切性
- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

教員組織の適切性については、現在本学部は学年進行中であり、本学部の理念・目的である、国際性を含めた広い視野で物事をとらえ、医療保健の専門職として地域社会や関連職種と連携および貢献する人材を育成するためのカリキュラム編成に即する専門家が、年次計画に基づいて、配置されている。

本学部は1学年の学生定員を190人とし、5学科からなる。2009年5月現在における学部の教員数は、教授30人、准教授17人、専任講師16人の合計63人である。収容定員充足率は0.83であり、教員1人あたりの学生数は10人となる。

到達目標①の、大学設置基準や免許条件に適合するための開設当初の年次計画に従った教員配置は、滞りなく進んでいる。ただし、急な退職者4人（教授3人、准教授1人）が生じたため、当初の計画に加えて専任教員を採用するという見直しが必要となり、現在進行中である。退職者が担当していた授業は、当面は適任の非常勤教員が主体となって担当しており、支障は生じていない。

大学設置基準第12条との関係について、専任教員が他大学での講義や臨床活動を行う場合は、「専任教員の他大学等への兼業に関する取扱要項」にしたがっており、他大学では規定以上のコマ数の講義は行っていない。本学部教員はいずれもこの要項を遵守することで、もっぱら自大学における教育研究に従事していることとなり、大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけに適合している。

主要な授業科目への専任教員の配置状況について、まず到達目標②として挙げた専門基礎分野を担当する医学共通領域の教員確保状況は、医療系・医学系を専門とする専任教員が、毎年度10人を超える体制で、複数の学科共通の基礎医学系ならびに臨床医学系の科目を担当している。豊富な医療・保健の専門領域をその研究・実務上の背景にもつ専任教員で構成されているため、解剖生理学系、内科学系、精神医学系、臨床医学・リハビリテーション医学系などの主要科目の教育体制はできている。

2年次より本格化する専門科目は、急な退職者の非常勤講師による補充などを除き、本学部の専任教員が8割以上を担当している。以下に記すように学科ごとに独自性のあるカリキュラム編成に即する専門家を専任教員組織として構成している。

理学療法学科は、大きく基礎医学において3人、理学療法学において5人、地域理学療法学において1人、高齢者理学療法学において1人分野に分けており、10人の専任教員が配置されている。このうち女性は講師1人である。

作業療法学科では、専門基礎領域において4人、作業療法学の身体障害、老年期障害、地域リハビリテーションの領域において5人、発達障害領域において3人、精神障害領域において1人の専任教員が配置されている。なお専任教員はすべて男性教員で、合計13人である。

言語聴覚療法学科では、専門基礎領域において2人、成人言語領域において2人、発声発語・嚥下領域において3人、聴覚領域において2人、言語発達領域において1人の専任

教員が配置されている。なお、女性教員は4人である。

こども保健学科では、保育士、幼稚園教諭、養護教諭の資格・免許の取得を目指す、こどもの発達支援の専門職者養成に必要とされる多分野を専門とする専任教員、非常勤教員が配置されている。こども保健学科の教員は、女性10人、男性6人である。

臨床工学科では医学系知識とともに工学系知識を習得することが必須となるため、医療系・医学系専任教員7人が、基礎医学系、臨床医学系の科目を担当し、工学系専任教員6人が、工学系基礎および応用の科目を担当している。なお、女性教員は講師1人である。

到達目標③と関連する臨床実習を充実させるための教員配置については、本学部専任教員のうち大多数が医療・保育に関する実務経験をもつため、それを遺憾なく学生指導に発揮できている。加えて、臨床講師として、実習指導と調整を主な業務とする教員も配置している。

教員の年齢構成は、71歳以上が4.8%、61～70歳が14.3%、51～60歳が15.9%、41～50歳が33.4%、31～40歳が30.1%、30歳以下が1.6%であり、中堅の教員に厚みを持たせつつ、均衡のとれた構成になっている。学科別の職位と年齢構成は、表8-3のとおりである。

教員間の連絡調整については、教育課程編成においては現在進行中であり、具体的問題点が挙げられた時点で、学科内で協議、調整を行っている。学部にもわたる問題においては、教学委員を経て学部との連絡調整を行っている。日常的な教育・研究・校務の遂行のためには、定例の学科会議と、必要に応じて臨時の学科会議を開催し、細部にわたり教員間の連絡調整と共通理解を図っている。学科内に校務分掌体制を設けている。

表8-3 学科別教員年齢構成（2009/5/1現在）

学科	職位	71歳 以上	66歳 ～ 70歳	61歳 ～ 65歳	56歳 ～ 60歳	51歳 ～ 55歳	46歳 ～ 50歳	41歳 ～ 45歳	36歳 ～ 40歳	31歳 ～ 35歳	26歳 ～ 30歳	計
理学療法学科	教授	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	准教授	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	専任講師	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	5 100.0%
	助教	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 0.0%
	学科計	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 10.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
作業	教授	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
	准教授	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	専任	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%

療法 学科	講師	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	0.0%
学科計	0	1	1	0	3	2	4	2	0	0	0	13
		0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	23.1%	15.4%	30.8%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%
言語 聴覚 療法 学科	教授	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	5
		40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	専任 講師	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	0.0%	
学科計	2	1	0	0	0	3	2	1	1	0	10	
		20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%
こども保 健学 科	教授	1	1	1	3	0	1	0	0	0	0	7
		14.3%	14.3%	14.3%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	6
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	専任 講師	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	100.0%
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	0.0%	
学科計	1	1	1	3	1	2	2	3	1	1	16	
		6.3%	6.3%	6.3%	18.8%	6.3%	12.5%	12.5%	18.8%	6.3%	6.3%	100.0%
臨床工 学学 科	教授	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	5
		0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	5
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	100.0%
	専任 講師	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	0.0%	
学科計	0	2	1	0	1	2	1	4	2	0	13	
		0.0%	15.4%	7.7%	0.0%	7.7%	15.4%	7.7%	30.8%	15.4%	0.0%	100.0%

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教育研究組織上の体制は、設置に関わる年次計画に基づいて、整備されている過程である。高等教育機関における医療保健技術者養成施設として、学外の臨床実習や、地域と連携してのボランティア活動を重んじるカリキュラム内容となっている。その実施のために、多彩な基礎および専門科目の講義に対応でき、かつ実務的な知識や技能を有する専任教員を多く配置している点や、学外での臨床実習に対応するために実習部を設置している点、臨床実習専門の教員（臨床講師）を配属している点、獨協医科大学および同附属病院なら

びに姫路市の支援・協力のもと、臨床実習を行っている点は高く評価できる。

学年進行中は合格者中の入学者数の予測を立てにくいことも影響して、年度によっては定員を満たさないことも生じているが、これは学生にとってはむしろ有利な教育環境である。少人数対象のチューター制を敷く、一人ひとりに対応した実験実習や日常生活指導を行うなど、試行錯誤を進めていく側面のある学部開設初期において、学生のストレスを可能な限り軽減し、親和的關係を確保できている。

主要科目のほとんどを専任教員が担当しているメリットとして、講義を提供して終わりとするのではなく、オフィスアワーを活用したフォローアップやタイムリーな実技指導等を通じて、学生の学識と技術をより確かなものとなっている。また、学生が教員に対して安心感と親しみをもって質問や相談できることから、心理的援助や、問題を未然に防ぐことにもつながっていると考えられる。

本学部における教育は専門性が高く、その経験は重要な要素であることから、学部内での均衡のとれた年齢構成は適切と言える。ただし、50歳代の教員のいない言語聴覚療法学科など、学科によっては若干年代の偏りがあることから、今後の採用計画においては年齢構成を考慮する必要がある。

各学科における教育研究を進める上での教員間での連絡調整については、学科内校務分掌体制と諸会議の定例化により、これまでとくに問題は生じていない。学部内で教育課程についての連絡調整は学部教学委員会等を経て行っているが、学外臨床実習については、教員間のみならず、実習指導者を交えた活発な会議等が必要であると考えられる。

【改善の具体的方策】

専任教員の補充、新規採用にあたっては、学部の理念・目的をさらに具現化できる専門性を有すること、年齢構成のバランスをとることなどを念頭に行っていく。2010年度より開始される新カリキュラムに応じて、担当科目の配置換えや、非常勤講師の招聘なども視野に入れ、授業科目の設定見直しとそれに合わせた担当授業の見直しを実施する。

実習担当者との連絡調整を改善するために、学外臨床実習中の実習施設訪問時の協議と聞き取りを、蓄積されつつある経験をもとに充実させる。そのために各学科で事前の問題分析と対策協議を十分に行っておく。また、実習指導者を大学に招いて行う会議への参加を促すために、実習指導者のニーズに応える講習会などの同時開催を検討する。

b. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

●教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

本学部は、学年進行中であり、原則として学部・学科内で教員の募集等を行っていない。ただし、就任予定であった教員の就任辞退、あるいは不測の事態による退職等により欠員が生じた場合は、教授会で補充について審議し、教員人事委員会の承認を得た後、大学設置・学校法人審議会の教員審査を受け、採用を行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現在、学部・学科内で教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続は、制定されていない。ただし、補充人員を決定するにあたり、学部教授会の中に教員組織検討委員会を発足させ、その時々的人事の詳細について検討を行い、教授会に提案することとしている。この委員会は新しい人事問題が発生したその都度発足するものとし、今後の学部内人事についても、同様の審議の進め方をとることとした。教員の募集・任免・昇格に関する基準等は、大学全体の基準、他学部の基準との整合性を図り、合理的かつ適切な人事を行うことができる人事に関する基準・手続きを学年進行が終了する2010年3月までに制定する必要がある。

c. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員の教育研究活動については、「大学基礎データ（表24）」のとおりである。

また、「学生による授業評価アンケート」をFD委員会が実施し、それを集計した結果を各教員にフィードバックし、教員はその結果に対する改善を義務付けられている。なお、その改善報告を学内Web上で公開することとしている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、現時点において、学部・学科内に人事に関わる基準が制定されていないため、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性の評価はできない。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教育業績に関する評価は、現在行っている自己評価システムが機能していると考えられる。ただし、「学生による授業評価アンケート」が中心となっているため、異なった観点からの評価も加味すべきである。

研究業績に関する評価は、客観的に行うことが非常に難しいものである。この評価法に

関しては今後検討する必要があると考えられる。

【改善の具体的方策】

教育業績に関する評価については、異なった視点からの評価のために、「学生による授業評価アンケート」のデータをもとに教員の集いを開催すること、また、FD委員会の実施する授業参観を行うことにより、教員がお互いに評価を行うこととする。

研究業績に関する評価については、教育研究業績の評価基準を明らかにした教員選考基準を2010年3月までに作成する。

(5) 薬学部

◇到達目標

- ①薬学教育を円滑に行うために、学部完成年度に向けて有能な専任教員を確保し主要授業科目に配置する。
- ②多様性のある教員組織構築のために、バランスのよい年齢構成および男女比を維持する。
- ③薬学教育の中で重要な位置を占めている実習の円滑な実施に向けて、適正数の実務実習教員や支援職員（助手）を確保、維持する。
- ④本学部独自に、教育活動に関する自己点検・評価を積極的に行い、教員による教育の質の維持、向上を目指す。

a. 教員組織

- 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
 - 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)
 - 主要な授業科目への専任教員の配置状況
 - 教員組織の年齢構成の適切性
 - 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- △教員組織における女性教員の占める割合

【現状の説明】

本学部は2007年4月に開設された入学定員120人の小規模の学部である。現在、1年次、2年次、ならびに3年次合わせて約300人の学生が在籍している。2009年5月現在における専任教員数は教授17人、准教授7人、講師5人、助教2人の合計31人である。学生実習や演習の補佐として、2009年5月現在、専任助手として9人、その他派遣助手として4人の計13人の助手を採用している。

本学部では、本学の教育理念・目標を念頭において、論理的思考力を育て、一般社会人として深い教養を身につけるために一般教養科目、外国語科目、情報処理、および医療倫理、対人コミュニケーション等の総合教養科目を、また医療人としての自覚を早い段階から持たせるための早期体験学習を含む専門基礎科目および一部の基礎的な専門科目を1年次に配置し、2年次には物理系、化学系、生物系、および衛生系の専門科目を配置している。

教養科目は本学の既存学部に向けて開設されている全学共通科目の履修により行い、専門基礎科目および2年次の専門科目は本学部の専任教員がほぼすべてを担当している。専門基礎科目および専門科目における本学部の教員組織は物理・化学・創薬資源科学・衛生薬学系（物理・化学・衛生）、生体機能科学・薬理学系（生体機能科学・治療解析科学）、および総合医療薬学系（薬剤学・社会薬学）の大きく3分野に分かれている。総合医療薬学系の教員は臨床に重点を置いた教育を行うために、医師免許を有し臨床経験のある3人の教員と8人の実務家教員および実務実習を担当する教員により編成されている。さらに、教養関連科目を1～6年次の各学年にくさび形に配置した。

2009年度における専任教員1人あたりの在籍学生数は各学年約3人と少数である。専任教員1人あたり、各学年3人の学生を担当として持ち、日常の学生のケア（授業の出席状況、試験の成績、学生からの相談事）を行っている。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけについて、本学では、専任教員が本学以外の業務に従事する場合、その業務により本学の教育研究の遂行に支障をきたさないよう「専任教員の他大学等への兼業に関する取扱要項」を定めている。本学部の専任教員の2009年度の他大学非常勤講師就任件数は、21件であり、教員数としては10人であるが、いずれの教員も兼業の上限である2コマを上回っていない。よって、本学部の専任教員は、もっぱら本学における教育研究に従事しており、大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけに適合している。

主要な授業科目への専任教員の配置状況は、表8-4のとおりである。

表 8-4 授業科目における専任教員、兼担・兼任について

			専任教員の配置						兼担・兼任の配置			
科目区分	学年	主要科目数 (単位数)	教授	准教授	講師	助教	専任の合計	兼担	兼任	兼担・兼任の合計	専任比率	
全学共通科目	教養科目	1, 2	2(4)	1	0	0	0	1	1	0	1	50%
	外国語科目	1, 2	2(2)	0	0	0	0	0	2	0	2	0%
	情報処理	1, 2	2(3)	0	0	0	0	0	2	0	2	0%
	総合教養科目	1, 2	1(2)	0	0	0	0	0	1	0	1	0%
		3-6	3(6)	0	1	0	0	1	1	1	2	33%
専門基礎科目	1, 2	8(13)	9	5	0	2	16	0	0	0	100%	
専門科目	物理系	1, 2	4(6)	4	1	0	0	5	0	0	0	100%
		3-6	2(2)	2	1	0	0	3	0	0	0	100%
	化学系	1, 2	5(8)	3	1	0	1	5	0	0	0	100%
		3-6	3(4)	2	0	2	1	5	0	0	0	100%
	生物系	1, 2	5(8)	4	1	0	0	5	1	0	1	83%
		3-6	4(5)	4	1	1	0	6	0	0	0	100%
	衛生系	1, 2	1(2)	1	1	0	0	2	0	0	0	100%
		3-6	2(3)	2	2	1	0	5	0	0	0	100%
	医療薬学系	1, 2	2(3)	1	0	0	0	1	0	1	1	50%
		3-6	13(21)	9	5	0	0	14	0	0	0	100%
	薬剤系	1, 2	1(1)	1	0	0	0	1	0	0	0	100%
		3-6	6(10)	7	2	0	0	9	0	0	0	100%
	社会薬学系	1, 2	2(4)	0	0	0	0	0	0	2	2	0%
		3-6	4(8)	1	0	0	0	1	1	2	3	25%

実務実習	3-6	4(24)	専任教員全員					0	0	0	100%
	3-6	2(4)	専任教員全員					0	0	0	100%
卒業実習	1,2	1(1)	3	2	0	1	6	0	0	0	100%
	3-6	8(8)	16	16	2	1	35	0	0	0	100%

本学の定年は70歳ではあるが、長期にわたり教員のレベルを高く維持するために、学部設置時に若い教員の採用を意識した。そのため、専任教員全体の平均年齢（2009年5月現在）は、約46歳と比較的若い。助手は、最多年齢層が31～35歳と非常に若い年齢構成となっている。

本学部教員組織の年齢構成は、表8-5のとおりである。

表8-5 教員の年齢構成（2009年5月現在）（単位 人）

学部	職位	66～70歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	26～30歳	計
薬学部	教授	2	4	1	3	3	3	1			17
		11.8%	23.5%	5.9%	17.6%	17.6%	17.6%	5.9%			100%
	准教授				1	1		5			7
					14.3%	14.3%		71.4%			100%
	講師					1	2	1		1	5
						20.0%	40.0%	20.0%		20.0%	100%
	助教								2		2
									100%		100%
	計	2	4	1	4	5	5	7	2	1	31
		6.5%	12.9%	3.2%	12.9%	16.1%	16.1%	22.6%	6.5%	3.2%	100%
助手					1		1	6	5	13	
					7.7%		7.7%	46.2%	38.5%	100%	
合計	2	4	1	4	6	5	8	8	6	44	
	4.5%	9.1%	2.3%	9.1%	13.6%	11.4%	18.2%	18.2%	13.6%	100%	

教育課程編成の目的を具体的に実現するために必要な事項・方針については、教授会で協議の上、決定している。本学部の教授会は、原則として全教員が出席し、全教員が積極的に意見を述べることができる機会を作っている。また、より効率的に組織を運営するために、表 8-6 に示すような教育研究に係る諸委員会を設置し、必要に応じてミーティングを開催し協議を行い、委員会案を作成する。委員会案は原則的に全教員が出席する教授会の審議を経て承認・実施している。

表 8-6 薬学部内の教育研究に係る担当委員

委員名	委員数 (人)
教務委員	1
学生委員	1
図書委員	3
自己点検・評価委員	4
共通機器管理委員	2
コンピュータ室管理委員	2
早期体験学習委員	10
学内実習委員	6
学内実習委員 (模擬薬局)	9
実務実習委員 (含 調整機構担当)	6
共用試験対策委員 (OSCE, CBT)	7
共用試験対策委員 (CBT)	1
共用試験対策委員 (OSCE)	5
薬学ゼミナール担当委員	2
自己評価 21 担当委員	5
薬用植物園管理	2
助手室統括	1
動物実験委員	2
毒物及び劇物管理責任者	1
毒物等使用責任者	1
薬学部互助会運営委員	2
薬学教育ワークショップ委員	1

薬学専門教育では、多数の実習がある。それらの実習を円滑に遂行するために、とくに、早期体験実習委員会、学内実習委員会、実務実習委員会、共用試験対策委員会などを組織

しているのが特徴である。各種実習委員会では、学外関連施設との連絡、実習室の効率的な利用、同時期における多数の実習の重複の回避などについて、担当教員が連絡して調整している。

また、本学部の教員全体に占める女性教員の割合については、以下のとおりである。本学部は2007年度に開設した新しい学部であるが、設置時に男女比のバランスのとれた学部を構築する事を目指し、積極的に女性教員の採用を行った。2007年5月1日現在、全国的女性教員割合は、国立大学11.9%、公立大学24.8%、私立大学21.2%である。本学部では、助手の女性の割合は76.9%と非常に高く、教員全体では22.6%であり、他の私立大学より少し高い。

表 8-7 薬学部の教員全体に占める女性教員の割合（2009年5月現在）

職 位	教員数（女性教員数・人）	率（%）
教 授	17（4）	23.5
准教授	7（0）	0.0
講 師	5（2）	40.0
助 教	2（1）	50.0
計	31（7）	22.6
助 手	13（10）	76.9
合 計	44（17）	38.6

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

学部の理念・目的を遂行するために、入学定員120人としているが、現在は、専任教員1人あたりの学生数が各学年約3人と非常に少なく、個別による指導が可能となっている点は評価できる。専任教員は、物理・化学・創薬資源科学・衛生薬学系、生体機能科学・薬理学系、および総合医療薬学系の3分野に分かれている。専門科目においては、医療・社会薬学系のような学外の専門家（病院・薬局・企業関係者）による担当が望ましい場合を除いて、ほぼすべての講義・実習を本学部の専任教員によって行っているところは評価できる。専門基礎科目、専門科目、各種実習、ならびに薬学アドバンス教育等の主要科目のすべてにおいて、専任教員が、それぞれの専門分野に基づいて適切に配置されている点も評価できる。特筆すべき特長として、実務実習教員数が、設置基準である全教員数の6分の1を大きく上回る約3分の1である点があげられる。その結果として、薬局・病院実習等の実務実習を、学外の講師ではなく、本学部専任の実務家教員が担当する事が可能となっている。これは、薬学部が4年制から6年制に移行することにより重要性を増した実務実習への対策が万全である事を示している。全学共通科目や社会薬学は本学部の専任教員ではなく、その分野の専門家である兼任・兼担講師に委任しているが、これらの教科の

性質上適切なものと考えられる。

教員組織の専任教員の年齢構成については、31～40歳が30%、41～50歳が約30%、51～60歳が約17%、61～70歳が約20%となっている。全体的に若い年齢構成となっているが、特別割合の高い年代もなく、バランスよく分散された適切な構成である。今後ともこのバランスを維持するべく、教員の採用を行う必要がある。助手の年齢構成は、26～35歳が80%以上と非常に若いですが、業務が補助的であることから大きな問題はないと思われる。若い助手は、学生との年齢差が小さく、より身近な存在として実習の指導ができるという長所がある。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整については、現時点では、全専任教員による教授会を中心とし、その下に各種委員会が担当責任を明確にする形で配置することによって、良好に機能している。

今後、新しい専任教員の採用やカリキュラムの改正に際しては、現在のバランスを維持し有効な組織運営システムを構築していく。

b. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

●教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

学部完成年度に向けて、学部設置当初より就任が予定されている専任教員については順次採用している。しかしながら、教員の採用・昇任等の必要が生じた場合は、大学設置・学校法人審議会の教員審査を受ける必要があり、学部独自で行うことはできない。学部完成後に適用される教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続は、現在のところ未制定である。

一方、助手の人事については、公募による募集を行っている。公募情報は、本学ホームページ、(独)科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)、日本薬学会機関誌ファルマシア等に掲載している。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】、【改善の具体的方策】

学部設置当初より就任が予定されている専任教員については順次採用しており、現時点で人事にかかわる問題は生じていない。しかし、今後、新たに教員の募集・任免・昇格が必要となった際、規程が制定されていない点は問題であり、学年進行が終了する2013年3月を目途に、研究・教育・社会貢献等を中心とし、能力、人物、熱意などを総合的に評価する審査基準を検討し、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の整備を行う。

c. 教育研究活動の評価

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員の教育研究活動についての評価として、定期的に教育・研究業績報告書を作成し公開している。専任教員の教育研究活動については、「大学基礎データ（表 24）」のとおりである。

教育・研究業績報告書に記載される内容で、研究業績に関しては、原著論文、著書、並びに総説などの刊行物、学会発表、受賞などがある。

一方、教育業績の評価方法としては、薬学部のスタンダードである「自己評価 21」（薬学教育の 6 年制への移行に伴い全国の薬学部で実施される自己点検・評価）に沿い、教育研究活動の自己点検・評価を行う予定である。すでにくつかは実践しており、例えば、「学生による授業評価アンケート」の結果をうけ、担当教員が講義ごとに自己点検・評価報告書を作成している。また、講義時間以外で学生の教育指導を行う目的で行っているオフィスアワーについての自己点検・評価報告書も、全教員によって作成されている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性に関して、教員選考基準が未制定であるが、これまでの人事はいずれも、大学設置・学校法人審議会の教員審査を経たものであり、適切に選考されているものとする。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

現在のところ、学部完成以降の人事を取り扱う「教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続」が未制定である。教員の教育研究活動についての評価方法や教員選考基準は明文化されておらず、完成年度に向けて整備が急がれる。2013 年 3 月を目途に、教員の教育研究活動についての有効な評価方法や教育研究能力・実績を配慮した教員選考基準を検討し、整備を図る。

(6) 法務研究科

◇到達目標

- ①分野間のバランスに配慮した十分な実務経験や教育歴を持つ教員の計画的な採用を目指す。
- ②教育研究活動の支援体制の充実に努める。

a. 教員組織

- 大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

本研究科の教員組織は、「大学基礎データ（表 19-4）」のとおり、入学定員 40 人（2008 年度まで）、30 人（2009 年度）に対し、専任教員 16 人である。専任教員の内訳は、研究者教員が 7 人、実務家教員が 9 人である。専任教員における実務家教員の割合は 56.3%であり、理論と実務を架橋する教育を実施するのに十分な体制が整っている。また、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 1.5 人となっている。

このうち、法律基本科目担当の教員は、憲法、行政法、民事訴訟法、刑法が各 1 人、民法、商法、刑事訴訟法が各 2 人である。

専任教員の年齢構成については、「大学基礎データ（表 21）」のとおり、41 歳～50 歳（25%）と 51 歳～60 歳（25.1%）を中心に、次いで、61 歳～70 歳（18.8%）と 71 歳以上（18.8%）が続き、31 歳～40 歳（12.5%）が最も少ない割合となっている。

各教員とも、裁判官、検察官、弁護士、立法実務家としての 5 年以上の実務経験や、法学部等での教育歴を十分に有しており、また、担当科目についての学術論文や教育用教材等の執筆の経験を有している。

各教員の担当コマ数については、2008 年度に日弁連法務研究財団の認証評価を受けた際に、一般的には、週 5 コマまでが適切な授業担当の目安と考えられるところ、研究者教員の中には、週 7～8 コマを担当する者が存在することについて、改善の必要性を指摘された。

これを受けて、学部における兼担科目を整理するなどして、各教員の担当コマ数を調整した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

収容定員が 110 人の場合、12 人以上の専任教員が必要とされる場所、専任教員が 16 人配置されているので、十分に基準を満たしている。

また、法律基本科目については、分野ごとに 1 人以上の教員が必要とされる場所、この基準も満たしている。ただし、成績評価の客観性の担保や、教員間の適切な連携体制の確保という観点からは、各分野に複数の教員を配置することが望ましい。また、とくに、民法分野については、教員の異動に伴って計画していた後任補充人事が実現していない状況であり、他分野と比較して当該分野の対象範囲が広いという特性に鑑みれば、これを実現する必要がある。

担当コマ数の問題については、「大学基礎データ（表 22）」のとおり、改善傾向が見られるが、授業以外の取り組みや授業準備の時間に支障を来すことがないように、引き続き配慮する必要がある。

年齢構成についても、全体として見れば、特定の世代に偏らず、バランスがとれていると言える。ただし、十分な実務経験や教育歴が必要である法科大学院の特性を考慮しても、61 歳以上の比率が 35%を超えていること、とくに、71 歳以上の比率が若干高めであることは問題と言える。この点は、設立時に指摘を受け、改善を図ってきたが、引き続き、今後の任用等において改善を考慮する余地がある。

実務家教員の実務経験、研究者教員の教育歴を含めた、専任教員としての適格性については、日弁連法務研究財団の認証評価において、「適合」の評価を得た。このように、第三者による認証評価によっても、その適格性が保証されている。

【改善の具体的方策】

民法分野における若手教員 1 人の補充を実現することにより、分野間のバランスにおいても、年齢構成においても、適切な教員組織を実現する。

b. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

● 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

△ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【現状の説明】

教員の採用基準および昇任基準については、教授会において、「法科大学院教員採用基準」および「法科大学院教授昇任基準」の申し合わせを行っている。また、採用・昇格の手続

については、「法務研究科教員選考規程」を制定している。これらにより、専任の教授・准教授の採用・昇格に関するルールは明確化されている。

本研究科における専任教員の採用基準は、次のとおりである。

(一般的基準)

採用に際しては、教育経験、実務経験、研究業績その他の事情を総合勘案して本研究科の専任教員としてむかえるにふさわしいかどうかを教授会として判断する。

1. 大学等における教育経験

(1) 3年以上にわたる法科大学院における教育経験

(2) 5年以上にわたる大学院(法科大学院を除く)、大学、短期大学(これらに相当する教育機関、研修機関を含む)における教育経験

2. 法律実務家としての職務経験

(1) 5年以上にわたる法曹としての経験

(2) 8年以上にわたる実務法律家(法曹を除く、以下同じ。)としての経験

・法務博士(専門職)の学位を有するものについて、5年以上にわたる法律実務家としての経験

※上記1の教育経験のない場合または期間が短い場合について、この職務経験を求める。

3. 研究業績等

(1) 当該科目の授業担当者としてふさわしい研究業績(研究論文、著書、教科書等)

(2) 当該科目の授業担当者としてふさわしい職務上の具体的経験(訴訟事件の担当、事案の処理等で評価しうるものをいう、以下同じ。)

(3) 当該科目の授業担当者としてふさわしいと判断できるその他の評価しうる業績・事実

※上記のうち、研究業績については、原則として判断時より5年以内のものを対象とする。

※研究者教員についてはおもに研究業績を、実務家教員についてはおもに職務上の具体的経験を、判断材料とする。

※法律基本科目を担当する実務家教員については、研究業績および職務上の具体的経験をあわせて、判断材料とする。

※職務上の具体的経験を判断材料とする場合、その内容を個別に特定する必要はないものとする。

(教員組織の構成についての配慮事項)

教員組織の構成について配慮すべき事項としては、次の各号に掲げるものがある。

ア. 教員組織全体として、実務家教員の割合が3割以上あること

- イ. 教員組織全体として、ジェンダー構成が適切であること
- ウ. 教員組織全体として、半数以上が教授であること
- エ. 教員組織全体として、年齢構成が適切であること

(改定)

本基準の改定は教授会において行う。

本研究科における教授資格要件は、次のとおりである。

教授昇任基準

教授は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 専門分野又は関連分野における博士の学位を有し、相当期間にわたる教育研究歴がある者
2. 大学准教授又は講師として 7 年以上の教育経験を有し、教育上の業績が顕著であると認められる者
3. 法曹又は法律実務家として 7 年以上の実務経験を有し、高度の実務能力があると認められる者

本研究科における教員採用手続および昇任手続は、推薦委員会（採用・昇任予定者ごとに、教授会における投票によって選出された法務研究科教授 3 人で構成される）の推薦に基づき、教授会によって決定するものである。

本学には、「特別教員」の制度があり、「特別教授及び特別教師に関する規程」によって運用されている。これにより、任期を 3 年以内（特別教授は再任可）とし、給与を年俸制により決定する形態での採用を可能としている。本研究科においても、特別教授は 8 人と、全教員の半数を占めている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性について、教員の採用・昇任に関する基準や、その手続に関する規程は、公正に運用されている。教員の採用・昇任に関する基準や、その手続は適切であり、今後もこの体制を維持していくこととする。

なお、特別教員制度によって、教員の適切な流動化を促進させるための措置が導入されている。

c. 教育・研究活動の評価

●大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状の説明】

本研究科では、教育活動の評価については、毎年度前期、後期各1回、各期の最終講義日に「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートの内容は、授業内容や方法、教材の選択、シラバスに関するものなど19項目につき5段階での評価を求めるほか、自由記載欄を設けて質問項目以外の事項や段階評価で把握できない学生の要望等を書かせるものである。質問項目については、学生および教員からの意見を聴取するなどして、改善の可否等も検討している。

アンケートの方式は、無記名式とするのみならず、回収に際して教員は一切関与せず、事務局で回収ボックスを通じて回収するやり方を採っている。アンケート結果の集計もすべて事務局が行っている。アンケートの回答は、5段階評価で最終回の授業の最後に記入し回収ボックスに投函することとしており、自由記載欄については、定期試験の全科目終了時まで投函できることとしている。なお、学生の中には、アンケートの提出期限について、試験期間中は試験の準備に時間をとられて十分検討する余裕がないとの声もあった。

また、FD委員会を中心とした学生との意見交換会を前期・後期各1回開催し、その中で、教育内容や教育方法等に関する学生の意見があれば、これを要約して教授会で教員に提示している。

「学生による授業評価アンケート」結果は、集計の上、法務研究科FD委員会が分析・総括し、その結果をTKC教育支援システムを通じて学生および全教員に開示している。なお、アンケート結果等の公表の時期が遅れることがあった。

アンケートの結果は、自由記載を含めて各担当教員に交付し、これに対する対応・評価・反省・改善の方法について、教員に対する記名式の個別アンケートを実施している。この教員に対するアンケートも踏まえて、法務研究科FD委員会で、教育の内容および方法の改善を検討している。なお、改善の必要な教員に対し、法務研究科FD委員長が直接面談して改善を求めることもある。

教員相互の授業参観も実施しており、授業参観後、参観した教員は簡単な報告書を提出している。2006年度まで研修型授業参観の方式を採り、前期に2回、後期には兵庫県弁護士会法科大学院委員会による授業参観を1回実施した。2007年度からは、これを改め、専任教員には他の教員の授業を少なくとも1科目参観することを義務付けて全員参加型とした。被参観科目も専任教員が担当する全科目にわたるよう配慮している。

参観者に対しては、授業の評価をレポートに取りまとめて提出を求め、法務研究科FD委員会、法務研究科拡大FD委員会での議論の資料としている。また、参観者の意見については、授業担当者からフィードバックする方法を取っている。

研究活動については、各教員の研究業績を大学のホームページ上に公開している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

「学生による授業評価アンケート」の回収率は、高い回収率を維持しており、数値データ部分の公表、教員に対する記名式アンケートの実施など全体として相当の配慮・努力をしていると評価できる。

ただ、学期途中において授業方法に対する意見や要望を提出させ、可能な限り直ちに改善を図れるような仕組みが存在しない点については、何らかの方策を講ずべきである。また、アンケート回答を提出するまでの間に十分検討することができないとの学生からの意見もあり、遅れても提出はできるようにするなど、学生の意思がより反映されやすいようにする改善を検討する余地がある。さらに、アンケート結果等の公表の時期が遅れることがあった。今後はこのようなことがないような仕組みを設ける必要がある。

授業参観については、実施方法を現状の説明で述べたとおり改善することで、実施回数および参加教員数が飛躍的に増えている。必修科目・選択必修科目はすべて対象としており、全員参加の趣旨は明確にされている。また、参観後に授業評価等を報告書に取りまとめて被参観教員に渡し、これに対するコメントを求めることで、より客観的な授業評価が担保されている。これにより、授業参観者の確保、評価報告書提出の義務付けなど、授業参観制度の実効性確保のための制度的な手当がなされることとなった。ただ、専任教員のみならず兼任教員・非常勤教員も含むシステムとはなっておらず、これを今後どのように実施して行くかが重要な課題である。

【改善の具体的方策】

学生の意思が十分に反映されるように、アンケートの実施時期、回収時期などについて改善を検討する。

授業参観については、兼任教員・非常勤教員も含むシステムの実施を検討する。

第9章 事務組織

◇到達目標

- ①事務職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行うことのできる合理的な事務組織を構築する。
- ②事務職員の大学運営に関わる専門的能力や資質の向上を組織的に行うため、体系的な職員研修制度を確立する。

a. 事務組織の構成

●事務組織の構成と人員配置

【現状の説明】

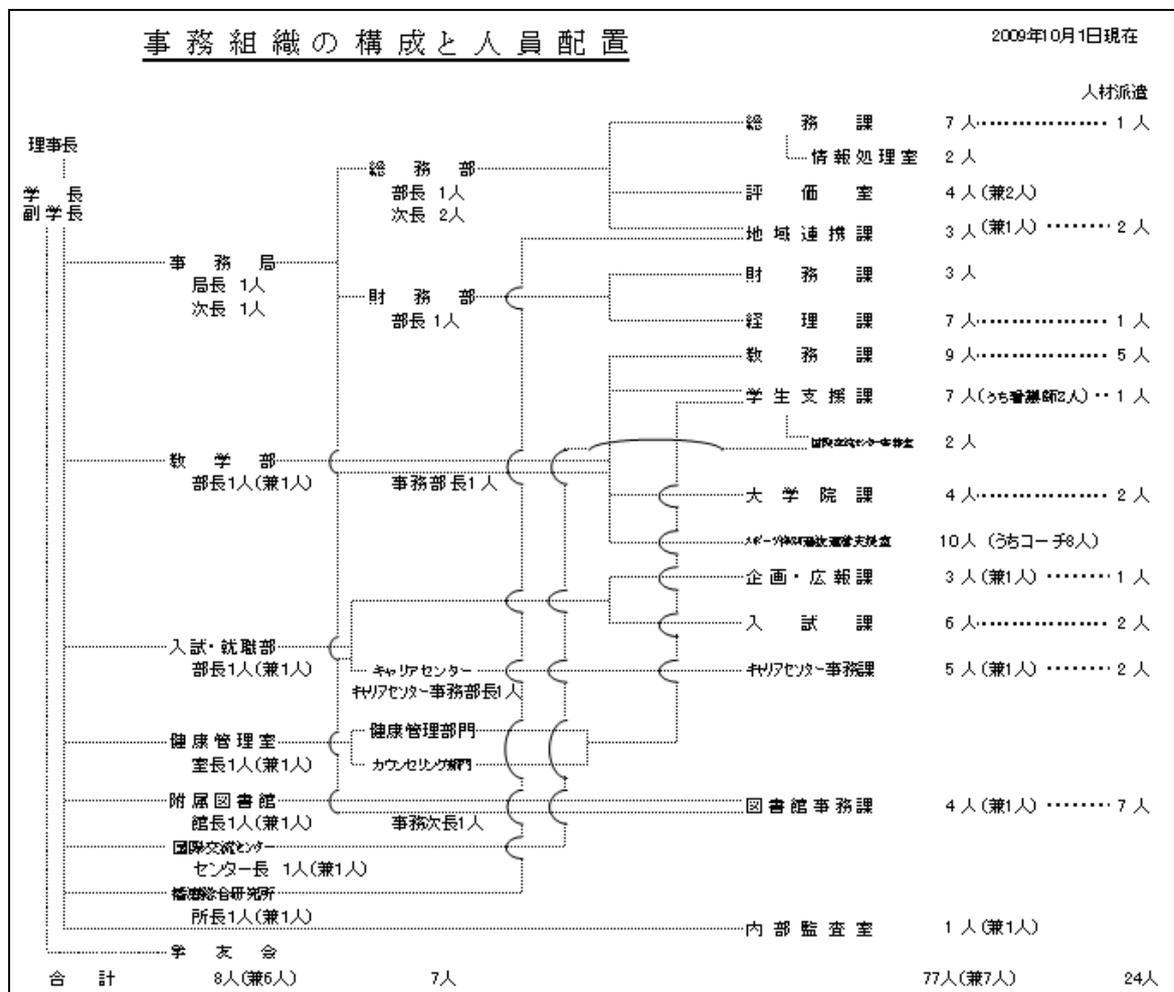
本学の事務組織は、「学則」、「組織規程」および「事務分掌規程」によりその職制が定められており、2009年10月現在、次ページの図9-1（事務組織の構成と人員配置）のとおり、事務局、教学部、入試・就職部、健康管理室、附属図書館、国際交流センターおよび播磨総合研究所の7つの部局で構成している。7つの部局には、部局長として事務職員をもって充てる事務局長ならびに教授をもって充てる教学部長、入試・就職部長、健康管理室長、附属図書館長、国際交流センター長および播磨総合研究所長を配置している。

管理運営部門として、事務局には総務部と財務部を設置し、総務部には総務課（情報処理室）、評価室および地域連携課、財務部には財務課および経理課の6つの課（室）を置いている。教学部門として、教学部には教務課、学生支援課（国際交流センター事務室）、大学院課およびスポーツ特別選抜運営支援室を、入試・就職部には企画・広報課および入試課ならびにキャリアセンター事務課を、附属図書館には図書館事務課の9つの課（室）を置いている。また、健康管理室には学生支援課長のもと2人の看護師を配置するとともに、国際交流センターおよび播磨総合研究所の事務は、国際交流センター事務室および地域連携課が担当している。その他独立した組織として、内部監査室を置いている。これらの課（室）の業務は「事務分掌規程」で規定されている。

大学の教育研究活動の推進と健全な経営を維持、発展させるために安定的かつ合理的な大学運営を目指し、2008年9月に「組織規程」および「事務分掌規程」を改正するとともに、人事異動の基本方針を定め、人事異動を行った。各課の下に配置していた係を廃止し、課単位の組織に移行させることにより、迅速でフレキシブルな事務運営を図るとともに、硬直化していた事務体制を活性化させ、全学的な視点からの業務遂行能力を向上させることを目的として人事異動を行った。その後も人事異動の基本方針により定期的な人事異動を実施している。また、2010年度の認証評価受審に対応するため、2009年6月および2009

年 8 月に評価室の事務組織体制を増強した。

図 9-1 事務組織の構成と人員配置



【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の各部署における事務職員構成比率は、管理運営部門としての事務局が 35.1%、教務部門としての教学部が 42.9%、入試・就職部が 16.9%、附属図書館が 5.2%となっており、おおむね適正な人員配置がなされている。

組織の改編に伴い、係を廃止したことによって、課内職員の担当業務を柔軟に変えることができるので、繁忙期等に対応しやすくなったこと、さらに、複雑化、多様化した教務部門の問題や新たな課題を解決するための職員体制、また改善へ取り組む体制がとりやすくなった点は評価できる。一方、課長が部下の担当業務の変更や課題解決のためにどのような業務命令を出し、課を運営していくか、その能力により事務処理、事務機能は大きく左右される。課長の指導力やコミュニケーション能力を高めることが課題である。

【改善の具体的方策】

課を運営していく能力を養成するため、課長を対象とした管理職研修を実施し、実施した結果を分析・検証していくP D C Aサイクルを構築する。

b. 事務組織と教学組織との関係

- 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況
- 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

「事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況」について、本学の教学組織は、5学部、4研究科を設置するとともに、それぞれ教授会、研究科委員会、大学院委員会を組織し、さらに、最終調整、決定機関として評議会を設置している。また、教学委員会、全学共通科目実施委員会、全学教職課程委員会、広報委員会、入学試験委員会、就職委員会、保健委員会、附属図書館運営委員会、国際交流センター運営委員会、播磨総合研究所運営委員会など各種委員会を設置している。

これらの教学組織と事務組織との連携については、教学組織が設置する教授会や評議会および関係する各種委員会などを事務組織が単に担当するのみならず、多様化した教学事項の問題解決のため、的確な情報提供、教学事項に関わる企画・立案・実施など原案作成や支援活動および提言を行うなど、教学組織と事務組織との連携に万全を期している。

本学の教学組織においては、教授会および研究科委員会を置き、主として教育および研究に関すること、教育課程に関すること、教員の人事に関することを審議している。事務組織においては、「事務分掌規程」に基づき、それぞれの部署の業務分担を明確にしながら大学全体の運営を行っており、教学組織と事務組織はそれぞれ独自性を保っている。

大学の教育活動を効果的に推進するため、事務組織の教学部門では、教員の併任による教学部長、入試・就職部長、健康管理室長、附属図書館長、国際交流センター長および播磨総合研究所長を配置している。これらの部局長は、「部局長選考規程」により、副学長および各学部長をもって組織する部局長選考推薦委員会において推薦された候補者の中から、学長が評議会の承認を得て任命している。これら教員による部局長は、学長の補佐的機能を有しており、事務組織との調整に関わりながら、事務組織と教学組織との有機的一体性の確保に努めている。さらに、大学の教学に関する最終調整・意思決定機関である評議会の構成員は、事務局長を除き教員で組織しているが、これら教員の併任による部局長が加わるとともに、事務組織から事務局長が加わることから、大学の意思決定に対して事務組織の意見が反映できる形になっている。また、大学事務の運営を円滑に行うため課長職以

上の事務職員で構成する事務連絡会議を定例会として月 1 回開催している。この会議では、学園全体の動向、評議会および各部署業務の報告、意見交換、協議、調整を行っている。その内容は、全職員へ周知されるとともに、事務組織の包括的な意思決定機関としての機能を有し、有機的一体性が確保されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の事務組織は、「組織規程」により、適宜、事務職員を配置している。事務分掌については、「事務分掌規程」に規定し、各部署の役割分担を明確にしている。「教務課」、「入試課」などの事務組織は、「教学委員会」、「入学試験委員会」など教員で構成される教員組織に情報や調査・分析資料を提供し、企画・立案・実施を支援することがこの規程に定められている。例えば教学部では、教学組織の部局長である教学部長、学部から選出された教学委員と教学部事務部長をはじめ事務職員が常時連絡・調整を図っており、教学組織と事務組織とは連携協力関係が確立していると判断できる。

とくに教授会や研究科委員会、評議会や各種委員会においては事務職員が陪席し、資料の収集・準備や議事要録の作成を行うなど、議事の運営体制を支援している。同時に、決定事項、運営方針等の伝達が関係部署にスムーズに行われるなど、情報および意識の共有化が図られている。

しかし、近年の医療保健学部および薬学部の設置や外国語学部の改組など環境の変化が著しく、事務組織における管理部門、教学部門ともに、仕事量が増加し、その業務内容も複雑・多様化していることもあって事務職員の負担が急増している。そのため、多様化した教学事項の問題解決に関わる的確な情報提供や企画・立案・補佐機能が充分果たせているとは言い難い。

教学組織の場合、各教授会規程および各研究科委員会規程に基づいて、毎月 1 回定例会の会議を開催している。事務組織の場合は、「事務連絡会議要項」に基づいて、課長職以上の構成員による会議を毎月 1 回開催しており、教学組織と事務組織がそれぞれ独自性を持って意思確認を行っている。

事務組織における教学部門においては、教学委員会、就職委員会等において、大学全体に関する授業、試験、学生および就職指導に関する事項を学部の垣根を越えて横断的に協議している。あらかじめ事務職員からの提案等に対する調整などを行い審議が行われ、決定事項は迅速に事務処理されていることから、事務組織と教学組織が、有機的一体性を維持しながら良好な状態で機能している。

しかし、大学をとりまく環境の変化は著しく、各種委員会の設置数も増加しており、その構成員も複数の委員会に重複して選任される教員が多いため、会議開催に調整が必要となり、教員は教育・研究に、事務職員は業務遂行に支障が生じている。

【改善の具体的方策】

近年の学部増設や学部改組などに伴い、教授会や各種委員会の増加、カリキュラムや入学試験の複雑・多様化など、事務職員の負担が増加している対応策として、当面は、事務職員の意識改革を図り、役割分担を再認識させ、各部署間の連絡を密にするなど、よりいっそう効率的に業務を処理し、調整を迅速に行いながら、教学組織との連携をさらに強化していく。

今後は、大学改革や改善等を具体的に検討する委員会の役割がさらに重要になることが予想される。このため、各種委員会が効率的かつ迅速に対応できるよう、審議事項を見直すとともに、複数の委員会を統廃合するなど、委員会のあり方を含め検討・見直しを実施する。

c. 事務組織の役割

- 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性
- 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況
- 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

【現状の説明】

「教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性」について、教学部門における事務組織体制は、全体的に整っている。教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は、教学部門の各部局長の指示に基づき各所管課が、また、各部局に設置された各種委員会の委員長の指示に基づき各所管課が対応している。これら教員主導に基づいた事務職員の補佐機能体制は定着しており、教務関係および学生生活関係は教学部が中心に、入試・就職関係は入試・就職部、国際交流関係は国際交流センターが、というように、それぞれ各所管課が企画・立案のための情報収集、情報提供、資料作成や原案作成を行い、いずれも各種委員会、各教授会および各研究科委員会と連携して実行されている。

「学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性」について、本学の全学的な意思決定は、おおむね各種委員会、各教授会および各研究科委員会、評議会という流れで行われている。事務組織は、これらの会議の資料作成、情報提供、会議運営の庶務などを行っている。事務職員は各種委員会等、会議の委員または陪席として出席し、意見の具申、報告等を行い、意思決定に参画するほか、意思決定の状況を把握できる位置づけにある。

学内の最終意思決定機関である評議会の構成員に、事務組織を代表して事務局長が加わっており、意思決定の審議の段階から関与していることから、つねに事務局側の意見が反映される形になっている。また、教員の併任による各部局長も評議会の構成員となっていることから、事務組織の教学部門と各種委員会等との意見調整を評議会で行うことができる体制になっている。

評議会の議事要録は、事務組織の担当者が作成し、学内 Web によって、全教職員に公表・伝達されるほか、事務組織においては、事務連絡会議において毎月 1 回定期的に伝達され、情報の共有が図られている。

「国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況」について、主として現状は次のとおりである。

1. 国際交流

本学では、「学生支援課」に「国際交流センター事務室」を設け、国際交流に関する事務体制を整備している。「国際交流センター事務室」には、留学や国際交流事情に詳しく、外国語に対応できるスタッフを配置し、学生の派遣や外国人留学生の受け入れなどに関する業務を行っている。また、国際交流事業のための情報収集、情報提供にあたりとともに、国際交流センター長および国際交流センター運営委員会において示された方針に基づき、教員と連携して国際交流センターの運営の企画・立案を行い、国際交流事業の推進を図っている。

2. 入試

本学では、「企画・広報課」および「入試課」を設け、入試に関する事務体制を整備している。

企画・広報課では、入試結果や入試動向に関する調査・分析を行い、学生募集活動全般の方針を策定するとともに、広報戦略の策定を行う。また、ホームページ、大学案内および広報誌の作成をはじめ、さまざまな媒体での広報を実施する。

入試課では、推薦入試や一般入試などの入学試験を実施している。さらに企画・広報課と連携して、オープンキャンパスや進学相談会などの受験生への広報・イベントや高等学校との連絡・調整、高等学校訪問などの学生募集活動を企画・実施している。

これら企画・広報課および入試課の業務については、入試・就職部長および入学試験委員会に報告されるとともに、入試・就職部長および入学試験委員会の方針に基づき、教員と連携して実施している。

3. 就職

本学では、「キャリアセンター事務課」を設け、就職に関する事務体制を整備している。キャリアセンター事務課は、入試・就職部長および就職委員会の方針に基づき、教員と連携して、学生一人ひとりが満足できる理想の進路の実現を目指し進路支援を行っている。キャリアセンターの詳細については、「第 5 章 学生生活, c. 就職指導 196 頁」のと

おりである。

「大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況」について、本学は、大学運営を経営面から支える事務組織として、事務局長のもとに総務部および財務部を置いている。経営に関する方針・計画は、学長を中心として策定され、それは総務部および財務部が協力して本学の中・長期の「基本計画」として具現化されている。「基本計画」には、将来の経営方針およびその具体的内容（事業予定、収支予測など）が記されており、本学は基本計画にそって大学運営を行っていく。基本計画は2年毎に見直しが行われ、第5次見直しが2009年3月に理事会において承認された。

経営の中核である大学の予算編成作業は財務部が担当しており、教育研究活動の維持・促進、学生サービスの向上、学内施設設備の整備に至るまで、すべての予算を学長の意向を反映しながら、法人本部と調整し、編成している。中でも大きな割合を占める人件費については、教職員の人事計画等の事務を担当する総務部と連携しながら、専任教職員の人事制度の改革や給与制度の見直し、派遣職員などの雇用の調整を行うなど、人件費の抑制、適正化を図るとともに、限られた予算が効果的に執行されるよう教学組織と連携しながら、財政の健全化に向け努めている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教学に関わる企画・立案は、主として教学組織が中心となって行っており、事務組織は、企画・立案のための情報収集や資料作成などを行うとともに、決定された企画・立案を実行する役割を担い、それらを迅速に遂行することに努めている。全学的に共通する問題等の発生時には、事務組織との連携協力のもとに遂行しなければならない業務も多い。最近の複雑・多様化する業務は増加傾向にあるが、事務組織における教学部門が企画・立案に全く関与せず、補佐機能しか担えない状況が続くと、学部間の連携が乱れ、事務システムに支障がでることや、学生サービスに不公平感が生ずる可能性が考えられる。しかしながら、現時点では、全学的な組織である教学委員会に教学部事務部長が委員として出席し、また事務職員が陪席して、議事の進行をサポートしながら審議していることから、とくに支障は生じていない。

事務局長は、大学の最終調整・意思決定機関である評議会の構成員として、つねに審議の段階から関与している。事務部長等も会議に陪席し、会議の運営を支えるとともに意思決定の調整役も行っており、事務組織として重要な役割を果たしている。評議会の議事要録は学内 Web により公開しており、全教職員が情報を共有化することによって、事務組織の業務もスムーズに対応することが可能である。しかし、教授会、研究科委員会および各種委員会の審議内容は公表されておらず、ややもすれば、情報が硬直化し、連携機能を低下させる原因にもなりかねない。

本学園の運営上の基本方針は、その歴史的経過と各学校の運営実態を踏まえ、各学校

の自主性、自立性を尊重することとしている。本学は学園を構成する一員と言えども、本学の基本計画や財務の確保、組織としての執行機能はルール化され確立している。

しかしながら、少子化等による「大学全入時代」が到来し私学の経営環境はますます厳しさを増しており、入学者が年々減少するなかで、財務分析をさらに行った上、経費の削減、合理化、赤字要素の解消、収入増対策を全学あげて真剣に検討しなければならない。

【改善の具体的方策】

事務組織が、教学に関わる企画・立案を積極的に行うにあたっては、事務職員の不断の研修と意識の向上が必要であることは言うまでもないが、これらを組織的にどのように取り組んでいくかを考えることが重要である。今後ますます複雑化、多様化する問題に対応するための方策を企画・立案し、可能な限り業務を簡素化、効率化することである。それによって捻出した労力と時間を戦略的業務にシフトすることによって、ルーティン業務から創造的な業務に事務職員の意識改革を図り、事務組織の構成と人員配置の見直しを検討する。

学内の意思決定・伝達システムは、学内 Web を通じての評議会議事要録の公開のみに留まっていることから、各種委員会等の議事要録を公開・伝達し、情報をすべての教職員まで迅速に伝達できるように、さらに効率化を図る。教職員のパソコン操作の習熟度により、情報の共有化や伝達の即時性に差が出るなど課題はあるが、意思決定に至るまでの意見調整が速やかになるようメーリングリストを積極的に活用するなどの対応を進める。

経営改善策として過年より学部の改編、定員変更や人件費の見直し、その他支出の抑制策など考えられる方策は順次実施してきた。事務組織、人事管理面では今後組織のスリム化、情報の共有、職員の資質の向上、電算化の計画的導入等が考えられる。組織のスリム化と情報の共有はすでに着手しているが、職員の資質の向上を図る研修等は十分に実施されているとは言えない。今後さらに政策立案能力の向上研修などに力を入れて行く。また、電算化によるルーティン業務の軽減に取り組むたいが、導入に相当な経費を要することから、費用対効果を勘案の上、導入に向けてさらに検討する。

さらに、外部有識者を委員に加え、大学運営に関する事項を審議するため、「運営諮問会議規程」を 2009 年 9 月に制定し、第 1 回開催に向け準備中である運営諮問会議において、事務組織と教学組織が連携しながら、事務職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、全学をあげて、赤字要素の解消、収入増対策に取り組みなければならない。

d. 大学院の事務組織

- 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

【現状の説明】

大学院の充実と将来の発展に関する事項については、大学院研究科の独立性を尊重し、研究科委員会および法務研究科教授会に所属する教員によって企画・立案されており、大学院に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は、各研究科長の指示に基づき大学院課が対応している。これら教員主導に基づいた事務職員の補佐機能体制は定着しており、大学院課が企画・立案のための情報収集、情報提供、資料作成や原案作成を行い、各研究科委員会および法務研究科教授会と連携して実行している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教学に関わる企画・立案は、研究科委員会に所属する教員によって行われており、事務組織は、企画・立案のための情報収集や資料作成などを行うとともに、決定された企画・立案を実行する役割を担い、それらを迅速に遂行することに努めており、現時点では、とくに支障は生じていない。

【改善の具体的方策】

今後ますます複雑化、多様化する問題に対応するための方策を、事務組織が企画・立案するためには、事務職員の不断の研修と意識の向上が必要であり、今後さらに政策立案能力の向上など職員の資質の向上を図る研修に力を入れて行く。

e. スタッフ・ディベロップメント（SD）

●事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状の説明】

事務職員には、大学における教育研究の趣旨と目的に深い理解を有し、積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行う能力が求められている。本学では、これらの能力を養成するため、事務職員の各分野における情報収集や業務研修として、日本私立大学連盟、独立行政法人日本学生支援機構、人事院近畿事務局などが主催する各種研修会への参加のほか、大学間連携による協議会、連絡会、研究会等への参加を促進するとともに、学内においても各種の事務職員研修を実施している。

大別すると、主に「学内研修」として行われる「階層別研修」と「課題別研修」、主に「学外研修」として行われる「業務別・分野別研修」と「自己啓発研修」がある。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

事務職員による学外での情報収集や業務研修は、補助金・外部競争的資金獲得、キャリア

ア教育の推進、認証評価、厚生補導などに積極的に関与しており、他大学等の効果的な事例を学び、本学での実施に役立っている。

その一方で、事務職員に求められる企画立案能力、政策提言能力、マネジメント能力など、職員の資質向上を図る研修が十分に実施されているとは言い難い。また、職員研修の方針や規程などもなく、体系的・計画的に実施されているとは言い難い。

さらに、研修に参加した者が得た知識や情報等が共有されることなく、研修の成果が個人にとどまったままであり、研修参加のモチベーションにも影響を与えている。

【改善の具体的方策】

今後、本学を取り巻く環境は厳しさを増す一方であり、事務職員一人ひとりが自らの置かれた立場を理解し、いかに対応していくかは、本学の運営にとって喫緊の課題である。

このため、これまで以上に職員研修の充実を図るとともに、職員研修の方針を定め、体系的・計画的な職員研修を実施していく。

また、研修参加者による「研修報告会」を開催するなど、研修に参加していない職員にも知識や情報等が共有される機会を与えるとともに、事務職員一人ひとりの自己啓発・資質向上に繋がるモチベーションを喚起する。

第10章 施設・設備等

◇大学の到達目標

- ①大学全体の施設・設備等の整備については、「基本計画（2009年3月第5次見直し）」をもとに、検討・実施する。
- ②学生生活環境の改善・充実については、「学生生活満足度調査」を定期的を実施するとともに、委員会を設置し、限られた財源の中で実行可能な改善計画を立案し、継続的な学生生活環境の充実を目指す。

a. 施設・設備等の整備

- 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

1. 大学の教育研究目的を実施するための施設・設備等諸条件の整備状況

(1) 校地・校舎

全国初の公私協力方式により「地域に開かれた大学」として誕生した姫路獨協大学のキャンパスは、世界文化遺産である姫路城から北に約5kmの距離に位置し、山々の自然に囲まれた静かな環境の中にある。

校地・校舎は、2学部（外国語学部、法学部）で発足した開設時は、校地面積が152,272㎡、校舎面積が29,519㎡であった。開学2年目には経済情報学部を増設、その後、大学院、法科大学院、医療保健学部、薬学部を増設し、現在は、5学部と3研究科、法科大学院へと拡充した。これに伴い、現在では、校地面積が193,461㎡、校舎面積が58,294㎡と拡充し、いずれも設置基準上必要な面積を充分上回っている。

また、正門から一直線に並木道がのびる開放的なキャンパスは、ゆるやかな丘の一角を占めるロケーションで、本部棟、講義棟、医療保健学部棟、薬学部棟、厚生棟、図書館、学生会館、創立15周年記念館、体育館、弓道場、サークル棟、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート他の施設が立体的に配置され、文理総合大学として教育・研究を行う上で、十分な施設・設備と高い機能性を有していると言える。学生が修業期間伸びやかに学べる環境である。

(2) 施設・設備等

本学の主な施設・設備等の整備状況は、以下のとおりである。

ア. 本部棟（校舎面積 9,360 m²、11 階建）

本部棟 1 階、2 階は、事務局（総務部、財務部、教学部、国際交流センター）、その他の階には文系学部教員の個人研究室を設置している。主な建物が本部棟と連絡通路（渡り廊下）でつながっており、正面玄関を備えている本部棟は大学の中心的建物となっている。

イ. 本部棟西館（校舎面積 3,031 m²、5 階建）

西館の 1 階は、健康管理室およびカウンセリング室を設置し、学生のメンタルケアの充実を図っている。2・3 階には、法務研究科のためのリーガルクリニック室、教室、演習室を設け、その内、教室には、ビジュアル教材を活用できるよう液晶プロジェクター、AV コントロールシステム等の視聴覚機器を設置している。4 階には、主に大学院修士課程（言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科）の施設として、演習室を設け授業に使用しているとともに法科大学院学生の自習室と大学院修士課程学生の専用の自習室および大学院学生研究室 1 室を設置している。自習室は、ブースとして区分されスペースも広く（1 ブースあたり 2.56 m²）、各ブースにはネットワークに接続したコンピュータを各 1 台設置している。原則 365 日 24 時間の利用を可能とするなど昼夜開講制の大学院や法科大学院の学生にとって学習しやすい環境を提供している。5 階には会議室を設置し、評議会、教授会、各種委員会等に使用している。

ウ. 講義棟 I・II（I 校舎面積 11,209 m²、5 階建、II 校舎面積 2,610 m²、4 階建）

講義棟には、大講義室、中講義室、小講義室、ゼミ室、コンピュータ演習室、等を設置している。

外国語学部の特徴的な施設としては、多目的教室を設置している。多目的教室は、外国語教育などに利用されるスタジオ型の教室で、英語劇の上演など、知識偏重で座学に陥りやすい語学学習を、自己表現活動、芸術活動としてとらえ、演じる面白さと喜びの中から、語学を修得する施設である。また、語学の実用的基礎を身につけ、各国の文化の基礎知識を修得し、思考・発表訓練を行うという目的を実現するための設備、LL 教室（4 室の内 1 室同時通訳室ブースを装備）を設置している。

また、法学部の特徴的な施設としては、演習の授業等で行う模擬裁判に利用することができる法廷教室を設置している。

さらに経済情報学部の特徴的な施設としては、通常コンピュータ演習室では行うことのできない、学生がコンピュータシステムを自ら設計し構築したり、自分自身でメンテナンスするという、より実践的な演習を行うことのできる演習室として「メディア工房」（3 室）を設置し、簿記検定試験受験のための自学自習室「会計工房」を設置している。

文系 3 学部ほとんどの講義を当該校舎で実施しているため、受講する学生にとって、教室間の移動が最小限ですむという利便性がある。

この外、講義棟の 2 階にキャリアセンターを設置し、学生が講義の合間や休憩時間

帯に利用しやすい環境を整備し、学生が頻繁に出入りすることにより、1年次から就職への意識付けを促している。

エ. 医療保健学部棟（校舎面積 8,416 m²、7階建）

2006年に設置した医療保健学部の専用校舎として医療保健学部棟を新設した。

医療保健学部には理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科の5学科があり、1階から6階は、それぞれの学科の特徴や、教育研究目的に沿った最新の機械器具を備えた実験・実習室を整備している。7階には医療保健学部教員の個人研究室を配置し、学生が学びやすい環境になっている。

オ. 薬学部棟（校舎面積 7,465 m²、6階建）

2007年に設置した薬学部の専用校舎として薬学部棟を新設した。

当該校舎には、これからの社会が求める高度な薬剤師を養成するため、薬学の最新動向を踏まえた実験・実習室や模擬薬局、共用試験用 CBT (computer based test) 教室、AV機器等を備えた講義室や共同機器室などを整備している。また、研究室や実習室ごとに教員個人研究室を配置し、教員各自の研究意欲を高めるとともに、学生に対してつねに実験・実習等の指導がしやすい環境になっている。このほか、当該校舎の周辺には北側の山を利用して、山林に自生する四季折々の植物が観察できる回遊式の生態園、約 50 種類のハーブ類を栽培するハーブ園、生薬などを栽培する標本園、熱帯性植物を栽培する温室等を配置する薬用植物園を整備している。

カ. 図書館（校舎面積 3,343 m²、3階建）

図書館の整備状況については、「第 11 章図書・電子媒体等 312 頁」のとおりである。

なお、図書館 3 階には、法科大学院学生専用の自習室 1 室と院生研究室 2 室、ロッカー室が整備されており、中でも自習室は、75 席あり、本部棟西館 4 階自習室と同様の設備が整備されている。

キ. 厚生棟（校舎面積 2,447 m²、地下 1 階、地上 2 階建）

厚生棟の 1 階には学生食堂、2 階には軽食堂を設置している。座席数は 1 階 396 席、2 階 251 席で、定食、ランチ、麺類等をセルフサービスにより安価で提供している。また、地下には地元百貨店・バス会社および大手書店と提携し、売店、旅行代理店、ブックセンター、を設置する等、さまざまな学生サービスを提供している。

ク. 学生会館（校舎面積 1,998 m²、3階建）

学生会館は学生が休憩時間や講義の合間にくつろげる空間が少ないという要望を受け、開学 10 周年を記念して 1996 年に設置した。1 階はラウンジ（座席数 180 席）になっているが、2007 年 5 月にラウンジスペースの半分を姫路市福祉施設が運営する喫茶コーナーに転用し、ハンディをもつ方たちとの自然な交流の場として、地域市民にも開放している。2 階は学友会室、学友会会議室および学部学生の自習室（座席数 60 席）、3 階は多目的に利用できるホール（座席数 148 席）を設置している。

ケ. 創立 15 周年記念館（校舎面積 2,936 m²、地下 1 階、地上 2 階建）

本学のスポーツ特別選抜種目の施設・設備の充実と、創立 15 周年を記念して 2003 年に記念館を設置した。1 階は柔道場、ミーティングルーム、2 階は剣道場が配置されており、1 階入り口の談話ラウンジや、2 階のオープンテラスは、学生がゆったりくつろげる空間になっている。

2006 年には医療保健学部の教育・研究設備として、創立 15 周年記念館 1 階のミーティングルームを改修し、子どもの発達支援を実践研究する「プレイルーム」を新設し、授業以外にもハンディのある子どもたちの遊び場として地域市民に開放している。

コ. ピアノ演習棟

2006 年にサークル棟の一部を改修してピアノ演習棟とし、こども保健学科の自習室としてレッスン室が確保されている。

サ. 運動施設および課外活動施設

キャンパスの一番高台に夜間照明付の陸上競技場および野球場を設置している。陸上競技場内には、日本サッカー協会が公式試合のフィールドとして定める広さの人工芝サッカー場を整備している。野球場についても、公式戦が可能な広さになっている。

このほか、体育館、弓道場、テニスコート（5 面）、南グラウンドおよび課外活動施設として、サークル棟、部室、更衣室、シャワー室等を設置している。

シ. 駅前サテライト教室

2007 年 10 月から社会人を対象とした公開講座や夜間の大学院修士課程の一部の授業を行うためサテライト教室を開設している。サテライト教室は、講義室 2 室、ゼミ室 1 室、教員控室兼ゼミ室 1 室、コンピュータを 10 台設置したオープンフロア 1 室と、大型テレビ、コピー機、ロッカー、書棚等の設備を整備している。

2. 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

講義棟にコンピュータ演習室を 9 室整備し、合計 420 台のコンピュータを設置している。学生には全員ユーザ ID と電子メールアドレスが与えられ、インターネットを自由に使用することが可能となっている。また、進路・就職サポートとして、学外からインターネットを利用して、本学 WEB システム「Campus Square」にアクセスすることにより、いつでもどこでも進路登録や求人検索が可能な状況を学生に提供している。コンピュータ演習室は、授業での利用のみならず、一部学生の自学自習用として開放しており、授業時間外でも自由に使用することができる。

薬学部棟には、5 年次に行う実務実習に備えて全国共通の共用試験 CBT も実施可能な教室「共用機器室 1」がすでに準備されている。

キャリアセンターや図書館にも就職活動や情報収集専用のコンピュータを整備している。

このほか、大学院学生には、図書館の 3 階および本部棟西館 4 階に、学生証で入・退室を管理した、24 時間使用可能な大学院学生専用の自学自習室を整備している。ブースで区

切られた机は周囲から独立した空間を確保でき、そのすべてにコンピュータを設置している。

とくに法務研究科の大学院学生については、教育支援システムの導入により、判例や法律、参考文献の検索等、いつでもホームページ上で必要な最新の法律情報を得ることが可能である。

昼夜開講制をとっている本学の大学院学生には、有職者（社会人）の割合が高いため、原則として1日24時間、土・日・祝日を含めた365日いつでも利用可能なコンピュータ整備の自習室は、1年を通じ学習に専念できる環境が整っている。

以上、ここでは、本学の施設・設備の現在の整備状況について簡単に説明した。規模、面積、使用状況等については、「大学基礎データ（表36）～（表40）」のとおりである。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

本学のキャンパスは、校地・校舎ともに設置基準上必要な面積を充分上回っており、公道から少し入った山裾に位置しているため、自然に囲まれた静かな環境の中で伸びやかに学生生活を過ごすことができる。また、校舎は、事務局のある本部棟や講義棟、図書館、厚生棟が学生の動線に併せた配置となっているため利用にとって至便であり、学生生活のほとんどを過ごす講義棟内にキャリアセンターを設置していることは、1年次から学生に対する就職への動機付けを促す良いきっかけになっていると考える。しかし、近年増設した医療保健学部および薬学部のための専用校舎は、公道を挟んだ隣接地に新設したため、陸橋を設置し移動経路を確保したが、雨天時や車椅子等の移動に若干不便があると考えられる。

施設・設備の整備については、開学以降、学部や大学院等の増設に伴い、各学部等の教育研究目的や趣旨に沿った拡充や改善・見直しを実施してきたため、設置基準上必要な設備等は整備されている。とくに、近年新設した医療保健学部、薬学部に係る設備等については、設置基準を充分上回る整備となっており、年次計画で整備したことにより、就任教員の教育・研究分野を十分考慮した設備となっている。

また、その他の設備では、普通教室をマルチメディア教室へ改修することやLL教室の設置等は、比較的早期に取り組んでいると言える。しかし、これらの機器も修繕や更新を重ねて現在に至っており、創立20周年を迎えた現在では、全面的に取替が必要な設備等があるため、早急に点検し、財政状況にあわせて計画的に実施していく必要がある。

大学院の施設は、授業を実施する専用部分を確保しており、コンピュータを利用した授業においては学部と共用する部分があるものの、全体として施設の必要条件は満たしている。さらに、法科大学院を除く大学院修士課程3研究科の授業は、昼夜開講していることから、2007年度後期から姫路駅前サテライト教室による授業を行うことによって、夜間に授業を受ける大学院学生の利便性は向上したものと考えている。

情報処理機器等の整備については、現在のところ情報処理教育には支障のない数のコン

ピュータ演習室を整備しており、授業で使用していない時間を学生の自習室とし開放する等の配慮はできている。しかし、今後は、教育の多様化により、情報処理教育以外にもパソコンを使用する機会が増えてくると考えられ、一般教室やゼミ室等においてもパソコンが使用可能な環境整備が必要になる。

【改善の具体的方策】

学部の教育研究に係る施設・設備等の整備充実については、「基本計画（2009年3月第5次見直し）」をもとに、検討・実施する。とくに、地域貢献として実施している外部への施設貸出や、地域市民対象の公開講座等で利用の多い大教室を「創立20周年記念ホール」として改装するとともに、講義棟内のマルチメディア教室の機器更新を優先的に実施する。

b. 夜間大学院などの施設・設備等

△夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

【現状の説明】

本学は、夜間大学院として開設したが、大学院進学を目指す新卒学生が増えたことから、2000年に昼間の授業も開講する昼夜開講制の大学院に変更した。現在、大学院の専用施設として本部棟西館に院生専用講義室、ゼミ室、院生研究室、院生自習室、院生控室を整備している。図書館は、大学院の最終授業終了時刻（21時10分）前に閉館するが、図書館棟3階に24時間利用可能な大学院学生専用の自習室がある。自習室は、本部棟西館4階にも設置されており、いずれも原則として1日24時間、土・日・祝日を含めて年間365日いつでも利用できる。ブースごとに区切られた机は周囲から独立した空間を確保でき、そのすべてにコンピュータを設置しているため、1年を通じて学習に専念できる環境が整備されている。とくに法務研究科の大学院学生については、教育支援システムの導入により、判例や法律、参考文献の検索等、いつでもホームページ上で必要な最新の法律情報を得ることが可能である。

これらの利用により、昼間の施設・設備等のサービスを利用する機会が少ない有職者（社会人）の大学院学生にとって、学習しやすい環境を整備している。

また、本学までの交通手段であるバスの運行時刻についても、最終運行時刻を夜間開講科目終了時まで延長する等の配慮や、「学生から夜間時暗くて怖い」という本学前のバス停に、街灯を付けて明るく安全な環境を提供できるようバス会社と協議し改善を図る等の配慮をしている。

このほか、事務組織に大学院課を設置し、夜間開講科目を受講する大学院学生に対応で

きるよう、窓口時間を延長する等の配慮も行っている。

2007年度には、大学院学生や教員の利便性を考慮するため、JR 姫路駅前のビルの7階1フロアを使用して授業を行う大学院専用のサテライト教室を開設する等、サービス提供のさらなる向上を目指している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学は、開学当初から夜間大学院として出発した経緯もあり、当初から夜間に行う教育研究指導の環境整備やサービスの提供については、配慮されている。

また、JR 姫路駅からさらにバスで20分程の距離に位置することから、夜間開講科目を受講する社会人大学院学生や指導教員の利便性を考慮することが課題であったが、この件に関しても2007年度から姫路駅前にサテライト教室を開設する等の改善を行ったため、現時点では、施設・設備の利用やサービスの提供については、実施できている。

【改善の具体的方策】

サテライト教室で行う授業の展開・見直しを行う必要があるものの、施設・設備の利用やサービスの提供については、おおむね実施できていると考えるため、現状維持を目指す。

c. キャンパス・アメニティ等

- キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- 「学生のための生活の場」の整備状況
- 大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

1. キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティ等の整備は、「学生生活満足度調査」等を実施し、出来る限り学生の要望に応えられるよう改善を図ってきた。これにより、厚生施設や課外活動施設、自習室、グラウンド等は、学生の要望を取り入れた整備を行ってきた。

日頃の学生の意見・要望等を学長が直接聞けるよう、HDUボックス（目安箱）を学生ホールに設置し、定期的に回収して改善の有無等を検討している。

これらの意見により、現在までに改善を実施した主な事項は、次のとおりである。

- (1) 学生駐車場、学生駐輪場の整備・拡充
- (2) 学生会館の建設
- (3) 学生食堂の改修・改善および拡充（食堂メニューの見直し、環境整備等）
- (4) 講義棟の改修（床の張替、ドア・壁の塗り替え、トイレのウォシュレット化と明

装化)

- (5) 自習室、談話ラウンジの整備
- (6) 玄関前花壇、中庭池の改修、整備
- (7) 講義棟エレベーターの増設
- (8) 喫煙・禁煙場所の指定（構内喫煙場所の縮小および禁煙場所の拡大）
- (9) 喫茶コーナーの整備

医療保健学部においては、キャンパス・アメニティの拡充に向けて、次のような取り組みを行っている。

- (1) 実習室を自習室として開放
- (2) エレベーターホール周囲への机・椅子設置による自習・談話スペースの整備
- (3) 工芸作品展示スペースの設置
- (4) 学生間の情報交換のための掲示板・自己PRコーナーの設置
- (5) 学生用ロッカールームの整備

薬学部においては、キャンパス・アメニティの拡充に向けて、次のような取り組みを行っている。また、薬学部棟のエントランスホールに目安箱を設置し、アメニティに関する学生からの意見を収集し、随時対応を検討している。

- (1) 薬学部棟各階のエレベーターホール周囲への机・椅子設置による談話スペースの整備
- (2) 自習のための講義室、自習室の開放
- (3) コンピュータ室の開放
- (4) 学生用ロッカールームの整備
- (5) 薬用植物園周辺の整備

2. 「学生のための生活の場」の整備状況

(1) 厚生施設の整備

厚生棟には、1階に学生食堂、2階に軽食堂があり、学生会館（1996年2月竣工）には、1階にラウンジを設け、さらに2007年にラウンジの一部を利用して姫路市福祉施設が経営する喫茶コーナーを開設した。また、創立15周年記念館（2003年7月竣工）の1階に談話ラウンジを整備した。

このほか、売店、ブックセンター、旅行代理店の設置や、キャッシュコーナーを設け、国内の都市銀行、信用金庫のキャッシュカードが利用できるATMを設置する等、学生生活に必要な環境を整備してきた。

(2) 課外活動施設の整備

学友会（文化会・体育会等）の課外活動のための施設として、サークル棟、更衣室、シャワー室等を整備している。サークル棟には空調設備を設置し、学生が快適な課外活動を過ごせるよう配慮している。

(3) 緑地環境整備

本学の正門入り口から講義棟に続くアプローチの整備を、専門家による植栽計画を取り入れ、学生が緑豊かな環境で快適に過ごすことができるよう、キャンパスの緑地整備に力を入れている。屋外でも学生がくつろげるよう、ベンチの設置やゴミのない学内環境の推進として、学生と教職員のボランティアによるクリーン活動（週 1 回）の実施や、タバコの喫煙・禁煙場所の指定（喫煙の縮小および禁煙場所の拡大）を明確に提示しマナーの徹底を推進する等、美しい大学づくりを目指している。

(4) 学生駐車場・駐輪場の整備

開学以降、利用者の増加に伴い順次整備・拡充してきた。（現在、学生駐車場 3 カ所、駐輪場 1 カ所を整備）

3. 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本学の地域への環境の配慮から実施した事業は、次のとおりである。

- (1) ゴミ焼却炉の撤去
- (2) 違法駐車禁止の指導および違法駐車解消のための駐車場整備（拡充）
- (3) 大学祭等騒音が予定される行事の地元自治会への事前説明
- (4) グラウンド夜間照明の照明時間制限
- (5) 大学に隣接する市道に歩道を整備し、歩行者の安全を確保するよう自治体に要望・改善
- (6) 夜間における学生および地元住民の安全確保のため、「姫路獨協大学前」停留所の街灯設置をバス会社（神姫バス）に要望し、明るく安心して利用できる環境を提供

そのほか、大学正門右手および薬学部棟周囲には山林に自生する四季折々の植物が観察できる回遊式の生態園や薬用植物園を整備し、地元住民にも自然に親しんでもらえる環境を整備した。また、学内で発生したゴミおよび医療保健学部、薬学部の設置に伴い新たに発生した医療系ゴミの処理についても、法令等を遵守し、分別収集の上、廃棄物処理業者を通じて適切に処理する等、大学周辺の環境への配慮に努めている。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

定期的にも実施してきた「学生生活満足度調査」や学生からの意見・要望等を聴くための HDU ボックス（目安箱）の設置により、学生が望むキャンパス・アメニティの形成・支援体制は確立してきた。これにより文系学部や大学院については、開学後、学部、大学院等の増設に合わせて、改善・充実等の整備を進めてきたため、創立 20 周年を経過した現在、学生のための環境整備を図り実施することができたと考える。しかし、2006 年度、2007 年度に医療系学部を新設したことに伴い、大学全体として厚生補導施設の在り方について再検

討する必要があると考えているが、現時点では、それぞれの学部で工夫し、講義室やコンピュータ室等を自習室に開放することや、各フロアの空きスペースを利用した談話スペースの確保により、応急的に学生のための生活の場を整備することができた。また、薬学部では、独自の学生サークルである「植物研究愛好会」の活動サポートとして、学生のキャンパスライフの充実を目指している。これらの学生の活動場所として、研究室や薬用植物園を一部開放している。一方で、年次進行に伴う学生数の増加によって、各フロアに配置した机や椅子も埋まりつつあるため、さらなる学生の生活エリアの確保が必要である。薬用植物園は、大学の緑化に寄与しており、キャンパス内の環境保全に貢献している。

ゴミ等廃棄物の処理については、現時点ではとくに大きな問題はなく、安全かつ衛生的に処理されていると考える。

大学周辺の「環境」への配慮としては、上記で述べたように、ダイオキシン問題対策としての「焼却炉の撤廃」、路上駐車を解消するための「学生駐車場の拡充」、学園祭等大学行事の際の騒音を考慮した「地域住民への事前説明」、「夜間照明の時間制限」等の配慮を実施してきた結果、現在では、地域住民に理解が得られている。

【改善の具体的方策】

医療保健学部棟や薬学部棟では学年進行に伴い学生数が増えるため、今以上に学生のために十分なスペースを確保する必要がある。今後は、①各ゼミで使用する実習室等を有効に利用するルール作り、②建物内・外の空きスペースをさらに有効活用する取組、③講師室を移転する等により学生の生活のための場を確保、これらについて整備充実を図りたい。

大学全体としては、引き続き、「学生生活満足度調査」を実施するとともに学生の福利厚生サービス等を検討する委員会を設置し、問題点、改善点等について検討を進めることとする。

d. 利用上の配慮

●施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状の説明】

本学のキャンパスは、山裾の緩やかな丘を切り開いた土地に設置されているため、施設間に段差が多いが、開学当初より一定基準で設計された障がい者用のスロープ、手すり、トイレ、エレベーター等は標準的に整備されたバリアフリー対応の施設・設備となっている。しかし、障がい者すべてに対応した配慮については未整備な部分があったため、現在までに、以下のとおり見直し・改善を実施してきた。

1999年度には、学生がつねに利用する厚生棟（学生食堂）入り口を自動ドアに改修し、

入り口から図書館、本部棟につながる通路の段差を解消し、車椅子でも雨に濡れることのないよう屋根を設置した。

2003 年度には、講義棟に車いすや障がい者が移動しやすいようエレベーターを増設するとともに、講義棟の階段に滑り止めや手すりを設置する等の改修工事を実施した。

2006 年度には、市道を挟んで隣接する新学部専用施設と既設学部の施設をブリッジで結び、車椅子でも移動が出来るようにした。

2007 年度には、姫路市福祉施設が経営する喫茶コーナーを設置し障がい者と教職員、学生、地域の住民がふれあえる場所を提供した。また、医療保健学部の設置に伴い、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科の共用施設として、子どもの発達支援を実践研究する「プレイルーム」を新設し、地域のハンディを持つ子どもの遊び場兼、観察の場として地域市民に広く開放している。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

個々の施設については、可能な限り配慮されていると考える。しかし、緩やかな斜面に施設が立体的に配置されていることから、1フロアでの施設間移動が一部困難な箇所がある。また、ほとんどの施設は屋内の渡り廊下でつながっているが、医療保健学部棟や薬学部棟への移動については、一部屋外の屋根のないところを通ることのため、雨天時の移動に不便をきたす場合がある。

現段階では、一部雨天時の移動を除けば、車いすに対する対応はある程度なされていると言える。しかし、サイン表示や視覚障がい者に対する点字表示・点字ブロックは設置されている箇所が一部に限られている点は、今後の課題である。

【改善の具体的方策】

サイン表示や点字表示・ブロックについては、学内を再点検し、必要な箇所に可能な限り対応することとする。また、医療保健学部棟や薬学部棟への移動に伴う雨天時対応の屋根を設置することは道路法令上、現時点では困難であるが、障がい者の安全確保のため、許可が下りるよう所轄庁と交渉を続けていくこととする。

e. 組織・管理体制

- 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状の説明】

本学の施設・設備等の維持管理および衛生・安全を確保するため、保安防災警備業務、

設備管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務を一括して外部業者に総合管理業務委託している。委託業務内容については、以下のとおりである。

「防火・防災管理規程」を定め、「姫路獨協大学自衛消防隊」を組織し、大学における防火・防災管理の徹底を図り、火災およびその他の災害による物的、人的被害の防止軽減に努めている。

1. 保安防災警備業務

日常の入退室管理業務、防災管理業務、巡回業務および緊急事態対応業務（火災、事故、事件）等により大学内における敷地および各建物の火災・盗難等の事故の発生を警戒・防止している。

2. 設備管理業務

中央管理設備、受変電設備、空調設備、消防設備、給排水衛生設備、自動制御設備について、維持管理、非常措置、測定・記録、保守・点検等により日常管理を行い、効率的運用に努めている。

3. 環境衛生管理業務

受水槽の清掃・消毒、飲料水水質検査、水道定期検査、空気環境測定、害虫駆除作業、薬学部棟における排水処理施設の巡視点検、空調機フィルター清掃、動物実験室ボイラー設備の巡視点検等により「建築物における衛生的環境の確保」に関する法律の環境衛生管理基準に基づき、大学の環境衛生管理に努めている。

4. 清掃業務

指定箇所の日常清掃により、良好な環境衛生の保全と美観の維持に努めている。

医療系学部（医療保健学部・薬学部）の施設・設備等および衛生・安全のための維持・管理については、現在以下の委員会組織を設けている。

（1）生命倫理委員会

とくに薬学部では、人間および人間の生体組織やヒトゲノム・遺伝子解析研究を対象とした薬学の研究において、ヘルシンキ宣言（2000年エジンバラ総会で修正）の趣旨に沿った倫理的配慮を図るために設置され、薬学部勤務する教員等が行う研究等に関し、教員からの申請に基づき、実施計画の内容を審査する。

（2）組換え DNA 実験安全管理委員会

遺伝子実験の安全管理や実験従事者の教育訓練に関する各種ガイドラインの作成、施設の管理、組換え DNA 実験計画書の審査などを行う。

（3）動物実験委員会

動物実験室の運営および動物実験・倫理における現状をもとにした改善等を要する事項の検討を担当する。

（4）毒物及び劇物管理委員会

毒物および劇物の管理・保管方法について審議する。

(5) 共通機器管理委員会（薬学部）

薬学部の共同機器の選定、購入、管理、運用等について審議する。

(6) 薬用植物園運営委員会（薬学部）

薬学部附属薬用植物園の円滑かつ効果的な運営を図る。薬用植物園の一般公開の企画・改善に関する事項を検討する。

【点検・評価の結果(長所と問題点)】

本学の施設・設備等の維持・管理の責任体制および衛生・安全を確保するための管理システムは、すべて専門業者に委託管理し、万全の体制が整っていると言える。しかし今後は、医療系学部の設置に伴い、専門的研究による特殊な設備、薬品、廃液等を管理する必要がでてくることも予想される。一部の委員会では少人数での運用となるため、負担が大きくなっているものも見受けられるが、現在のところ、施設や設備、機器に応じて委員会が設置されており、それぞれが責任を持って担当の運営にあたっているため、とくに問題は発生していない。また、医療保健学部棟や薬学部棟施設の管理において、学年進行に応じて卒業研究等による学生の施設使用時間の延長も考慮し、守衛の常駐等も検討する必要がある。

【改善の具体的方策】

医療系学部を設置し、新たな衛生・安全管理体制が要求される中で、学年進行とともに随時管理体制の構築を進めているが、今後も、完成年度までに見直し・点検を重ね万全の管理体制を目指す。また、大学全体としては、医療系学部の設置に伴い、現在外部委託している施設・設備管理業者の業務内容等について再点検・見直しを実施し、必要に応じて改善を進める。

第 1 1 章 図書・電子媒体等

◇到達目標

- ①本学の学部・大学院教育および研究に必要な図書・電子媒体等を整備する。
- ②本学学部学生・大学院学生の勉学・研究環境をより充実させるため、全学収容定員の10%を越える数の閲覧席を確保する。
- ③姫路市およびその近隣在住の一般市民の生涯学習への一助として開学時より実施している図書館の一般公開を継続・充実させる。

a. 図書、図書館の整備

- 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状の説明】

教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性については、まず量的整備の現状は表 11-1 および表 11-2 のとおりである。図書・学術雑誌・電子ジャーナルとも、2006～2007 年にかけて急増している。これは、この両年度に相次いで 2 つの学部（医療保健学部、薬学部）を新設したことによるところが大きい。

視聴覚資料については、媒体として DVD、DVD-ROM の割合が増しつつある。

表 11-1 図書館所蔵資料数（図書、学術雑誌、電子ジャーナル）の推移

	2005/5/1	2006/5/1	2007/5/1	2008/5/1	2009/5/1
図書の冊数	315,096	328,191	332,753	335,502	337,940
学術雑誌の種類 (内国誌)	984	1,056	1,075	1,072	1,074
学術雑誌の種類 (外国誌)	858	898	962	922	944
電子ジャーナルの種類	3,212	3,692	3,905	3,905	3,291

表 11-2 視聴覚資料の受入数の推移

	2004 年度末 累計	2005 年度 受入	2006 年度 受入	2007 年度 受入	2008 年度 受入	2008 年度末 累計
録音テープ	109	0	0	2	0	111
CD	16	1	1	0	0	18
CD-ROM	103	4	11	1	2	121
ビデオテープ	1,010	37	19	3	0	1,069
DVD	22	1	51	7	15	96
DVD-ROM	7	7	8	5	5	32
計	1,267	50	90	18	22	1,447

次に体系的整備の観点では、各学部に選書担当教員を置くことで、偏りのない選書を可能としている。また、本学図書館では、授業ととくに関連の深い、図書を「指定図書」として配架している。「指定図書」は、それぞれの授業の担当教員から指定されており、授業内容との関連性の最も高い資料の一つとして学生に活用されている。この指定図書は、授業ごとに指定されるため、1セメスターごとに、担当教員によって見直される。

さらに学生図書委員会を設置し、図書館の整備に学生の意向を反映させている。

量的整備の適切性および体系的整備の適切性については、毎年度常設の図書館運営委員会において検証している。

開館時間については、平日（月曜日～金曜日）が9時～21時、土曜日が9時～17時、日曜日および祝日は休館としている。夏期休業中（学部授業が行われない期間）は平日を9時～19時までの短縮開館としている。直近5年間の開館日数・入館者数（ともに年間）は表 11-3 のとおりである。

表 11-3 年間開館日数・入館者数の推移

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
開館日数	258	269	274	273	276
入館者数	144,351	143,780	130,577	105,080	98,164

なお、平日の17時以降と土曜日は専任職員の勤務時間外であるため、派遣職員により図書館サービスを維持している。また平日は、派遣職員に加え、専任職員1人が交替制の時差勤務により18時30分まで閲覧業務に従事している。これにより、学部の授業の終了時刻（一部を除き17時50分）まで専任職員が対応可能とするとともに、専任職員と派遣職員との業務引継の時間を確保している。

また、図書館自体は大学院の最終授業終了時刻（21時10分）前に閉館するが、図書館棟

3階および本部棟西館4階に24時間利用可能な大学院学生専用の自習室がある。図書館棟3階自習室は、閉館中図書館内を經由せずに入出りできるよう動線を確認している。

閲覧室の座席数については、表11-4のとおり、2005年以降、学生閲覧室の座席数の増減はない。一方、2006～2007年にかけて新設された2学部の学年進行に伴い、学生収容定員が増加しつつあるため、収容定員に対する座席数の割合が10%未満である。ただし、実際に在籍する学生数に対する座席数の割合は約10%である。

なお、学内に計225席分の自習室（内訳は「大学基礎データ（表43）」参照。内155席は大学院学生専用）があり、これを加えると収容定員の10%を上回る座席数となる。

表11-4 収容定員・在籍者数に対する座席数の推移

	2005/5/1	2006/5/1	2007/5/1	2008/5/1	2009/5/1
座席数 (A)	290	290	290	290	290
収容定員 (B)	3,620	3,790	3,970	3,960	4,000
在籍者数 (C)	3,303	3,212	3,093	2,909	2,873
A/B*100	8.0	7.7	7.3	7.3	7.3
A/C*100	8.8	9.0	9.4	10.0	10.1
その他の学習 室の座席数 (D)	225	225	225	225	225
(A+D)/B* 100	14.2	13.6	13.0	13.0	12.9

情報検索設備や視聴覚機器の配備については、OPAC（本学図書館のオンライン蔵書目録）専用パソコンを7台、インターネット等の検索用パソコンを5台、CD-ROM資料の利用専用パソコンを7台（内2台はDVD資料にも対応）設置し、いずれも開館中、常時使用可能としている。

視聴覚機器としては、CDやビデオテープ等の視聴覚資料用ブースを4席用意し、利用に供している。また、マイクロ資料の閲覧・印刷用にマイクロリーダープリンターを1台設置している。

複写機については、図書館資料の複写用に3台設置（学部学生用2台、教員・大学院学生用1台）し、いずれもカードキーにより、開館中いつでも使用可能（1枚10円）としている。

所蔵目録については、開学時より図書館業務システムを導入して所蔵目録データベースを構築し、これを館内に設置した所蔵目録検索専用コンピュータにより利用者に提供してきた。

1997年には図書館業務システムの更新に合わせ、所蔵目録データベースをインターネット上でも検索可能とした。これにより、学外のコンピュータからも検索可能となり、図書館の開館中しか検索できないという制約が解消された。

2005年には再び図書館業務システムを更新し、より処理能力の高い機種を導入することにより、貸出、返却、目録検索、相互利用等の利用者サービスのさらなる迅速化を実現し、現在に至っている。

また、1991年に学術情報センター（現・国立情報学研究所）のNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）に加盟し、1993年からNACSIS-CATの業務モードでの利用を開始したのに続き、NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービスの電子化システム）に1994年から参加して、他大学図書館等との相互協力業務の効率化を実現した。

その他、図書館利用者への支援として、新入生向けの「図書館ツアー」（館内を案内・移動しながら資料の配架場所、利用方法等について図書館職員が説明する）を毎年4～5月に行っている。当初は学生個人の自由参加方式であったが、近年は新入生のクラス単位で授業の一環としてツアーに参加する方式が広まりつつある。

また、10月から12月にかけて、主として3年次生以上を対象に、卒業論文・レポート作成支援ツアーを開催している。これもクラス単位・ゼミ単位での参加を基本とし、卒業論文等の執筆に必要な文献の探索方法等について図書館職員が説明している（表 11-5 参照）。

表 11-5 図書館ツアーへの参加者数の推移

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
新入生向け (4-5月)	563	477	555	485	372
卒論対策 (10-12月)	259	145	132	86	9

さらに、図書館の地域への開放については以下のとおりである。

本学は姫路市との公私協力により設立されたことから、図書館を開学当初より地域住民へ開放している。当初は資料の閲覧と複写をサービス内容とし、本学卒業生と本学の後援会である「播磨会」会員のみ、申込制で利用者登録することにより資料貸出サービスの対象としてきた。

1999年から、地域貢献の役割をさらに推進すべく、卒業生等に限らず広く地域住民への貸出サービスを開始した。

以降、年間約200人の地域住民が一般利用者として登録されている（表 11-6 参照）。

表 11-6 一般利用者の登録者数の推移

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
一般利用者の登録者数	221	204	162	188	179

また、地域住民が図書館の利用者として登録を申し込むに際しては無料としている。利用者としての有効期限は、利用者証の発行日から1年間としている。

なお、学部の定期試験に係る期間は、本学学生の図書館利用を確保するため、地域住民の図書館利用は不可としている。

利用環境の整備状況とその適切性についての検証は、文部科学省および日本図書館協会によって実施される図書館調査の集計結果と、自館からの回答との比較により行っている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

教育研究上必要な資料の体系的整備の点では、現状の説明に述べたとおり、「指定図書」を教育との密接な関連をもって活用している点を、長所ととらえている。

利用環境の整備状況の点では、所蔵目録データベースをインターネット上で24時間公開していることは、評価できる。また、開学時から一般市民の生涯学習への一助としての図書館の一般公開を行っていることも、あわせて評価できる。

学生の主体的学修の促進等を図るための座席数は、館内の座席数と図書館に隣接する自習室を合わせると十分確保されているため問題ない。

【改善の具体的方策】

所蔵目録データベースをインターネット上で24時間公開していることについては、今後とも安定的に公開を継続するのみならず、その利用頻度を計測することにより、公開の効果を検証する。方策として、同データベースの利用状況をコンピュータによって統計処理し、この内、学外からの利用頻度を分析する。

図書館の地域への開放については、ホームページ等とおした広報を行うことによりいっそうの推進を図る。

b. 情報インフラ

- 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況
- 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状の説明】

学術情報の処理・提供システムの整備状況については、「a. 図書、図書館の整備 312 頁」でも触れたとおり、コンピュータによる所蔵目録データベースの検索を開学当初より可能とし、1997 年には、システムの更新によってインターネット上での所蔵目録データベースの公開を実現した。2005 年のシステム更新では、処理能力と検索機能の向上を果たした。

1990 年代の中頃から CD-ROM 資料の受入が増加し、その利用に対応するため、CD-ROM 専用のコンピュータを複数台導入し、CD-ROM サーバシステムを構築して利用に供した。

その後、2001 年に当時として最新の OS を搭載した単体のパソコンを 7 台設置して、新刊の CD-ROM への対応を可能とした。

2005 年頃には、資料の提供媒体が CD-ROM からインターネット上でのオンラインサービスへと移行するようになった。本学図書館もこの潮流に合わせ、図書館のホームページ上から利用できるインターネットサービスの導入を進めてきた。主なインターネットサービスは表 11-7 のとおりである。

表 11-7 本学附属図書館における主なインターネットサービス

タイトル	内容	収録範囲	利用範囲
GeNii	国立情報学研究所の提供する、学術情報サービスのポータルサイト		キャンパス内からアクセス可
ヨミダス文書館	読売新聞記事データベース	1986 年 9 月以降の記事 (本文を含む)	端末固定：1 台
聞蔵 (きくぞう)	朝日新聞記事データベース	1984 年 8 月以降の記事 (本文を含む)	端末固定：1 台
NICHIGAI/WEB: MagazinePlus	国内刊行の雑誌記事索引データベース	1975 年以降の記事 (それ以前も追加中)	キャンパス内からアクセス可
LEX/DB (IP 接続サービス)	法律情報検索サービス		キャンパス内からアクセス可
医中誌 Web	国内刊行の医学関係雑誌記事データベース		キャンパス内からアクセス可

雑誌については、2000 年頃から、インターネット上で提供される電子ジャーナルの導入が始まり、冊子体雑誌に付随する電子ジャーナルに加え、複数の出版社の電子ジャーナルを統合して検索・閲覧できる「EBSCOhost」を 2001 年に導入し、現在も利用に供している。

国内外の他大学との協力の状況については、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会、日本図書館協会に加盟して、各種の情報交換を行っている。また、2005 年に発足した「大学図書館近畿イニシアティブ」(国立・公立・私立の各図書館団体を横断する組織)

に、2005～2006年にかけて委員として関わり、2007年には薬学部の設置に伴い日本薬学図書館協議会に加盟する等、協力の幅を広げる方向で進めている。

さらに、「a. 図書、図書館の整備 312頁」で述べたとおり、国立情報学研究所のNACSIS-ILLに1994年から参加し、他大学図書館等との相互協力業務を効率的に実施している。その際、国内の大学等で入手不可能な資料については、NACSIS-ILLのシステム上から英国の「大英図書館 (British Library)」へ依頼することで、利用者の依頼に応えられるよう努めている。

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性については、図書館が、学術資料の保管・提供の面で本学構成員すべての共同利用施設として機能している。学部学生・大学院学生・教職員等、それぞれにふさわしい貸出条件を適用することにより、各構成員の勉学・研究に適切な利便性を提供している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

開学当初より所蔵目録をコンピュータでデータベース化して検索を可能としており、カード型や冊子体の目録との併用ではないため、利用者にとって所蔵状況の確認が効率的に行えること、また現状の説明に述べたとおり、資料の媒体の形式変化に応じて、提供環境の整備を進めていること、および利用者自身の貸出状況を図書館内外からオンラインで確認できることは、評価できる。

しかし、図書館資料の予約を教員の研究個室等図書館外からオンラインで行うことのできるシステムが実現できていない点は、課題である。

図書館資料の予約については、学内ネットワークの仕様との調整により、2010年度までに実現する。

第12章 管理運営

◇到達目標

- ①本学の理念、目的を実現すべく、学内では評議会、教授会、研究科委員会をはじめ各種委員会を設置し、学園理事会・評議員会との連携協力のもとに円滑な大学の管理運営に努める。
- ②社会のニーズにあった迅速な対応と意思決定を図る上で、学内の機能分担と連携協力の基本的な体制を明確化する。
- ③大学の主体性と責任を基本としつつ、社会的要請に応え得る、開かれた大学の運営体制を確立する。

1. 学校法人獨協学園の管理運営体制

学校法人獨協学園は、獨協大学、獨協医科大学、姫路獨協大学、獨協中学・高等学校、獨協埼玉中学・高等学校を創設し、3病院、1看護専門学校を有している。

年間帰属収入は約800億円、学生数16,159人（収容定員15,300人）、教員1,429人、職員2,941人と大規模組織となっている。理事、評議員は、4年ごとにそれぞれの学校の推薦者から定められた人数を選出する方法で決定し、理事の中から理事長が決定される。2009年5月現在、理事25人、評議員60人、監事3人である。

2009年度に定例理事会は7回、評議員会は6回が予定されており、通常の場合がここで意思決定される。緊急案件がある場合は臨時理事会、評議員会を開催する。また、これとは別に学外理事等を除いたメンバーにより学園運営会議が9回予定されている。ここでは、理事会に附議する議案等の整理調整、その他案件の審議が行われる。

また、学園の将来計画は基本計画という形で1998年に作成され、2年ごとに基本計画策定委員会が見直しを行い、最終的に理事会、評議員会で決定される。2009年3月第5次見直しとして、2014年までの基本計画を策定した。

監事3人のうち、常勤1人であるが、常勤監事は原則として毎月1回、各学校や病院を訪問し監査を実施している。内部監査室は2006年4月に設置され、学園本部内に監査室長および主任の2人が配置されている。各学校にはそれぞれ1～2人の監査員が指名され、これらの監査員と学園本部監査室が協力して、それぞれの学校、病院の監査を行うとともに、時折、Aの監査員がBの学校を相互監査する方法なども取り入れている。

本学園の役員には学外有識者が多数含まれており、それぞれが十分な役割を担っている。監事と公認会計士、理事長との懇談会、学外理事と理事長との懇談会なども開催し、非公式な意見の交換にも努めている。

学園本部組織の規模は小さく、事務局長以下、監査室を含め約10人の職員で運営され

ている。このため、各学校の自主性、独自性を尊重する一方で、原則としてそれぞれが独立した収支計画を実行できることを目指している。学園本部の運営資金は各学校からの分担金および過去の蓄積分により賄われている。

本学園は 1964 年以降、急速に各学校を創設したため、過去非常に厳しい財政の時代が続いた。このため、財務状況、事業計画等を教職員に早くから公開することによって、協力を求め、ともに改善のために努めてきた。また、不動産、有価証券等の投資には慎重な態度で臨み、過去のバブルや、今回の金融危機にも影響されることなく、多額の外部借入金を着実に返済し、十分とは言えないものの金融資産の積み立てを行ってきた。このことは、理事会、評議員会がそれぞれの機能を果たしてきたものと考えられる。

2. 姫路獨協大学の管理運営体制

a. 教授会、研究科委員会

- 学部教授会の役割とその活動の適切性
- 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性
- 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性
- 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状の説明】

本学は、「学則」第 17 条に基づき、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部および薬学部の各学部に教授会を設けるとともに、教育研究の責任を担う教授会の役割を明確にするため、学部毎に教授会規程を制定している。教授会は、規程に基づいて、原則として毎月 1 回開催され、入学試験合否判定会議など必要がある場合は、臨時教授会を開いている。教授会の構成員は、教授、准教授、講師および助教によって構成されている（医療保健学部は教授のみで構成）。これらの教授会は、学部長が招集し、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって開かれることとしており、学部長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。学部長は、教授会の議長として教授会を運営するほか、学部内の自己点検・評価、教育・研究費、教員人事などの事項を統括し、所属教員の意見をとりまとめながら、学部の円滑な運営と他の学部間との連携調整に努めている。教授会は、次の事項について審議を行うことが規定されている。

1. 教育および研究に関する事項
2. 教育課程に関する事項

3. 学科目の決定および担当に関する事項
4. 学生の入学、退学、休学、復学、転学および賞罰に関する事項
5. 学生の試験、進級および卒業に関する事項
6. 教授、准教授、講師、助教および助手に関する事項
7. その他学部長が必要と認めた事項

教員の採用および昇任に係る人事については、基本的には各学部教授会において、それぞれの教授会規程等に基づいて審議が行われるが、教員の採用に関しては、「教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて教授会において募集・選考手続きを開始することとしている。

教授会における教員の採用および昇任の人事に関する審査手続きとしては、教授会の中に選考委員会を設置し、当該教員の教育歴、研究業績、学会・社会における活動等について選考委員が審査し、その審査報告をもとに教授会での審議の後、無記名投票による可・否の判定を行い、出席者の3分の2以上の賛成をもって採用または昇任が決定される。その後、学部長は、教授会の決定事項を学長に上申することとしているが、慣例上、教授会の結果が尊重され、上申どおり学長が採用および昇任の発令を行っている。

本学の全学的審議機関として、「学則」第16条に基づき「評議会」を設置している。評議会は、学長、副学長、教学部長、各学部長、法務研究科長、附属図書館長、入試・就職部長、国際交流センター長、実習部長、各学部から選出された教授各2人および事務局長で構成されており、その運営にあたっては、「評議会規程」に基づき、次の事項を審議し、その結果は学部長を通じて各学部教授会へと報告されている。

1. 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
2. 学部、学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項
3. 教育研究予算概算の方針に関する事項
4. 別に定める教員の重要な役職の人事に関する事項
5. 名誉教授の称号の授与に関する事項
6. 教員の懲戒に関する事項
7. 学生の定員に関する事項
8. 学生の身分及び学生生活に関する重要な事項
9. 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
10. 大学の運営に関する重要な事項
11. その他学長の諮問する事項

学部教授会の審議事項は、あらかじめ議題に係る各種委員会において審議・調整を行った後、教授会に諮られ、出席者の過半数をもって議決することとしている。さらに、教授会の議決事項のうち、評議会の審議事項については、評議会に提案・承認され、最終

的な結論となる。

本学の大学院は、3 研究科（修士課程）および法務研究科（専門職大学院）を設置している。これらの研究科の最終調整の役割を果たす機関として「大学院委員会」を設けており、議長となる学長のほか、副学長、教学部長、各研究科長、各学部長、各研究科から選出された教授、国際交流センター長および事務局長によって構成されており、その運営にあたっては、「大学院委員会規程」に基づき、次の事項を審議している。

1. 大学院学則、学位規程その他重要な規則の制定・改廃に関する事項
2. 大学院の組織及び運営に関する重要事項
3. 各研究科の連絡調整に関する事項
4. その他大学院に関する重要事項

各研究科には、大学院の授業を担当する教員によって構成された研究科委員会が設置されている。研究科委員会では、大学院委員会が全般的な案件を審議するのに対し、「大学院学則」第 56 条第 2 項に規定されているように、個別的、具体的な案件の審議を行っており、その内容については、以下のとおりである。

1. 研究科の運営に必要な規程の制定・改廃に関する事項
2. 研究科担当教員に関する事項
3. 学生の研究及び指導に関する事項
4. 授業科目、研究指導科目の編成および担当に関する事項
5. 学生の入学、休学、退学、除籍等身分に関する事項
6. 試験に関する事項
7. 学位に関する事項
8. 学生の賞罰に関する事項
9. その他研究科に関する重要事項

法務研究科を除く 3 研究科の教員については、原則として基礎となる学部の専任教員のうち大学院の授業担当有資格者が併任されている。これらの教員は、学部教授会と研究科委員会の両方の構成員となることから、学部教授会と研究科委員会の両方の審議状況を把握しており、学部教授会でのみ審議される教員人事についても研究科委員会の意向が反映されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

全学的な案件を審議する大学の意思決定機関である評議会に対し、教授会は、個別的・具体的な案件について審議を行っている。本学の教授会は、原則として毎月 1 回定例会を開催し、必要な場合は臨時教授会を開催することによって、教育課程ならびに教員人事などは必ず教授会の議を経て行われる。全学的な案件について、学部間で意見が異なった場合でも、評議会で調整し、その結果を教授会で再度、審議した後、評議会に諮るなど、教授会と評議会の意見が大きく違うことがないよう配慮している。すなわち、教育研究の責

任を担う教学組織として設置している教授会と大学の意思決定機関である評議会が、その果たす役割について、相互に尊重し合う体制が維持されており、教授会の意思決定が十分に管理運営に活かされていることから、その役割と活動は適切なものと言える。

しかしながら、医療保健学部教授会は、教授のみで構成されていることから、准教授以下の教員が学部運営への参画意識が希薄になること、評議会や各種委員会からの審議・報告事項の周知が徹底しにくいことなどが懸念される。

なお、教員の採用人事については、その採用枠をその都度、全学的な教員人事委員会に諮り、その可否を検討し、承認を受けた後で、教授会が募集・選考を開始することとなっているため、教授会の意思が必ず反映されるとは言えない。しかし、大学を取り巻く諸情勢は厳しい状況であるため、大学全体の中長期的な経営を考慮した場合、やむを得ないものと考えられる。

学部長は、教授会構成員による選挙によって選出されていることから、所属教員の意見をまとめ、公平性・透明性の維持に配慮しながら学部運営を行っている。各種委員会に選出されている教員は、全学的な案件を調整するにあたって、つねに教授会との連絡調整の役割を担い、学部長との連携協力によって円滑な教授会運営の支えとなっていることから、機能分担は適切に発揮されている。

本学評議会は、「学則」に定められているとおり、学長の諮問に応じて大学の教育研究、管理運営等について審議することとしている。一見して学長の諮問機関との位置づけのように捉えられるが、法人化前の国立大学の評議会と同様に、本学創設以来、実体的には大学の意思決定機関として位置づけられ、運営されている。

このような組織のもと、教授会が学部内の教育および研究に関する事項、教員人事に関する事項等について、個別的・具体的に案件の審議を行うのに対して、評議会では、現状の説明で述べた審議事項のとおり全学的な基本的事項や重要案件が各学部間を横断して審議されている。評議会における案件において、各学部間の意見が異なった場合は、各教授会等の意見を聴取し、再度審議を行っており、教授会と評議会の連携および役割分担は適切に行われている。

大学院学則、学位規程その他の重要な規則の制定・改廃に関する事項や大学院の組織および運営に関する重要事項など、大学院の全般的な案件については、各研究科委員会で原案を作成し、大学院委員会の議を経て、大学の意思決定機関である評議会の審議で決定することとしているが、大学院の独立性を尊重し、実質的には各研究科の意思が反映されるよう配慮している。研究科のカリキュラムや大学院学生への研究指導など、個別的、具体的事案については、各研究科委員会において決定しており、大学院研究科における教学上の管理運営組織は、適切に機能していると言える。

研究科委員会の構成員が基礎となる学部教授会の構成員であることから、研究科委員会と教授会の意思疎通は十分可能であり、それぞれの機関の審議事項は明確に分掌されていることから、その相互関係は適切に機能していると言える。

しかし、学部教授会の審議事項となっている専任教員の採用については、研究科委員会の審議事項とはなっていないことから、大学院の教育課程の編成などにおけるニーズが必ずしも反映されていない面も見受けられる。

【改善の具体的方策】

大学の生き残りをかけ、魅力ある大学を創っていくためには、教員が教授会の果たす役割を自覚するとともに、教授会において、つねに大学改革を意識し、活性化に努める必要がある。しかし、定例の教授会では、あらかじめ議題は示されているものの、大学全般の審議事項と各種委員会からの報告事項で会議時間の大部分を費やしており、学部運営に係る独自の事案を検討、審議するための十分な時間が確保できないのが現状である。このため、電子メール等を活用して報告事項は出来るだけ簡略化し、限られた時間内において有意義な議論ができるよう改善する。また、教授会が委員会組織に依存することによる、単なる通過機関とならないよう実質的な審議機関としての維持に努めなければならない。このためには、学部長の迅速で的確な判断と行動力がますます求められることから、学部長のリーダーシップと教授会構成員による企画・立案が十分に発揮できる体制をさらに強化する。

法務研究科を除く専任教員の採用にあたっては、現状の説明で述べたとおり学部教授会の審議事項として一元化されていることから、大学院研究科に必要な教員についての意見を述べるができる。しかしながら、その教員の専門分野、職位などに関して大学院研究科の意見が十分反映されていない面も見受けられるため、大学院研究科の意見が反映されるよう研究科長と学部長との連携協力関係をさらに強化する。

b. 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

- 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性
- 学長権限の内容とその行使の適切性
- 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性
- 学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

本学の学長の選任については、「学長候補者選考規程」に規定している。学長候補者となる被選挙権者は、学長、専任の教授ならびに人格および学識の優れた学外の者であって、①評議会が選出する5人以内、②選挙権者の4分の1以上の者によって推薦された者とその対象者としており、これらの被選挙権者を選出した場合は、直ちにその氏名を公示し、公示の日から少なくとも10日を経過した後、選挙を行うこととしている。選挙の方法とし

ては、選挙権を有する専任の教授、准教授、講師、助教、助手および課長以上の事務職員による単記無記名投票を行い、最高得票者を学長候補者として決定するが、有効投票総数の過半数を得た者のないときは、上位の 2 人の得票者について決選投票を行う。なお、選挙権者による過半数の投票がなければ選挙は成立しないことも明文化している。学長候補者の選挙の管理にあたっては、各学部および法務研究科から選出された各 2 人の教員ならびに事務職員から選出された 1 人の委員をもって組織された「学長候補者選挙管理委員会」が行っている。選挙管理委員会は、投票の結果を評議会に報告し、その結果に基づいて評議会が学長候補者を選考する。評議会は、選考された学長候補者をその投票結果を添えて、理事長に推薦することとしている。

学部長候補者の選考については、各学部長候補者選考規程に、選考方法等に関する必要事項を定めており、学部に所属する専任の教授を被選挙権者として、教授会構成員が単記無記名投票を行うなど、教授会構成員の意向を直接反映できる方式となっている。

研究科長は、「大学院言語教育研究科長候補者選考規程」、「大学院法学研究科委員会規程」、「大学院経済情報研究科委員会規程」および「大学院法務研究科長候補者選考規程」に基づいて、各研究科委員会および法務研究科教授会の構成員によって選出される。その任期は 2 年である（法務研究科長は 3 年）。

学長は、「学則」第 10 条に「学長は、校務を掌り、所属職員を統括する。」と定められており、大学の最終調整・意思決定機関である評議会を通じて、総合的に大学の運営にあっている。そのほか、学部長等会議、教育審議会、大学院委員会、入学試験委員会、懲戒委員会、教員人事委員会、研究助成等委員会などを招集し、議長または委員長を務め、大学運営の指揮監督にあるとともに、学校法人の理事として、理事会および評議員会にも出席し、大学と理事会・評議員会の連絡調整を行うなど、学校法人の運営にも携わっている。

学部長は、各学部教授会規程において、教授会を招集し、その議長となることが定められており、この規程に基づき、あらかじめ教授会の議題を決め、その原案を作成して教授会に提案し、審議している。また、案件によっては、事前に各種委員会などの機関と意見調整を行うなど学部内の連絡調整や学部運営に関する職務を全般的に行っている。また学部長は、評議会の構成員として全学的な意思決定事項の審議に加わり、決定後は、学部での実行および運用についての執行責任者としての役割を果たしている。

学長の職務を補佐するため、「副学長候補者選考規程」に基づき、評議会、理事会の承認を得て、教学担当副学長および総務担当副学長 2 人を置き、学長が迅速かつ機動性のある判断を行い、大学運営が実行できるよう職務を補佐している。また、とくに財務、経営面については事務局長がその補佐にあっている。

さらに、学長の補佐機関として「学部長等会議規程」に基づき、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、附属図書館長、教学部長、入試・就職部長、国際交流センター長、事務局長を構成員とする「学部長等会議」を置き、評議会提出案件の論点整理など、学長の

諮問に応じて大学業務が円滑に運営されるよう、その役割を果たしている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

学長候補者の選考にあたっては、「学長候補者選考規程」の他、「学長候補者選考規程施行細則」に基づいて、教員一人ひとりの票の重みも平等な選挙を行うことによって学長が選出されている。学外から優れた学識経験者を候補者として選考することも可能としていることから、学長候補者の選考にあたっての公平性が確保されており、適切かつ妥当に運用されていると評価できる。

しかし、選挙権者には、専任の教授、准教授、講師、助教、助手および課長以上の事務職員が対象となっていることから、大学の構成員である学生、課長補佐以下の事務職員の選挙権をどう考えるか、また不在者投票の制度が設けられていないことは問題がある。

学部長候補者の選考にあたっては、各学部における学部長候補者選考規程によって明確にされており、各学部の教授会構成員の意向を直接反映できる体制になっている。

研究科長の選出にあたっては、研究科委員会の構成員による無記名投票が行われていることから、研究科の構成員の意向を直接反映できる方式となっており、公正かつ合理的に選任手続が行われている。

学長の責務は、大学の管理運営を代表するとともに、教学面での運営にあたっての責任も大きい。学外の行事や懇談会等に出席するなど、きわめて多忙な状況である。このような状況の中で、学長としてリーダーシップを十分に発揮して業務を遂行するために、学長を補佐する副学長を複数名配置するなど、学長が自在に業務を遂行する体制を整えている。

各学部長は、学部の統括者として学部運営にあたり、さまざまな案件を教授会で審議し、また評議会に報告するなど執行責任者としての役割を適切に遂行していると評価できる。学部教授会においては、審議事項にかかる議決を行うにあたり、可否同数の場合、議長である学部長の決するところによることが教授会規程に定められており、これらは学部運営においてリーダーシップが発揮できるよう学部長の権限とその行使の適切性を示している。

さらに、学部長は、大学の最終意思決定機関である評議会をはじめ教員人事委員会、入学試験委員会、教育審議会などの重要な委員会の委員にすべて選出されることとなっているため、全学的な視点に基づいて権限を行使できる体制がとられている。

研究科長の選任手続は適切に行われており、研究科構成員の信望の厚い適任者が選出されている。

【改善の具体的方策】

学長候補者の選考については、現行の規程を遵守していることから、その規程の範囲内において、その運用は妥当と言える。しかし、生き残りをかけた大学運営にあたっては、学長に経営、教学の両面の最高責任者として、学内コンセンサスに留意しつつ、強いリーダーシップが求められるところである。変動の激しい社会情勢の中にある大学として、学

長自らが大学運営のビジョンを明確に示し、その目標達成に向けて、学生を含めた大学の全構成員の信頼のもとに全学一致して、改革・改善を推進することが必要である。全教職員および学生が、大学運営への参画意識を高めることも重要であることから、学長候補者の選挙権者について見直すことも検討する。

大学院の専任教員の採用人事は、基礎となる学部教授会の審議事項として一元化されており、大学院研究科と学部教授会の双方向的な連携と整合性を図ることを考慮し、学部長と研究科長を兼ねることを検討する。

学長に、より強いリーダーシップを求めるために、評議会をはじめ各種委員会等のあり方、見直し、委員会の整理等を検討する。

学部長が、重要な委員会の委員にすべて選出されることとなっているが、各種委員会等の見直しを行い、学部長が当該学部の事案に専念できる十分な時間を確保するとともに、学部長を補佐する体制づくりも検討する。

c. 意志決定

●大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】

学校法人獨協学園は、その組織、立地、設立過程などの異なる3大学、2中学・高等学校を法人内に有している。そのため学園の方針として、各学校の自主性、独立性を尊重し、人事、財務など大幅な権限が各学校に委任されている。

大学の意思決定プロセスとして、教学組織における全学的な案件は、教学委員会等の全学的な委員会で原案を作成し、教授会に諮られた後、評議会の審議を経て決定されている。事務組織においても、各部局の担当部署が原案を作成し、該当する各委員会に諮った後、評議会で決定が行われている。このように、教学組織や事務組織の各部局において作成された原案は、最終意思決定機関である評議会に諮られ、意思決定が行われていることから、評議会の議長である学長のもとにすべての案件が集約され、承認を得て実行に移されている。なお、評議会に諮られる審議事項については事前に学部長等会議を開催し、論点整理、連絡調整などを行っている。

学部の教員人事や教育研究予算の執行などの個別的・具体的な案件については、各学部教授会の自治の下、教授会において最終決定がなされている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

全学的な案件の最終判断は、評議会の議長である学長の下に集約されており、学長が、教員人事委員会、入学試験委員会、研究助成等委員会、教育審議会など大学の管理運営と

教学の主要な委員会の委員長として、原案作成の段階から加わることにより、学長の意思が直接反映されるようなプロセスが組み立てられている。

教員人事やカリキュラムなどの個別的・具体的事項については、学部教授会の意向を尊重しており、学部の自治を重視した意思決定プロセスが確立されていると評価できる。

上述のように、意思決定を行うにあたっての学長の権限と評議会、教授会、各種委員会の役割分担が明確にされており、組織体制および規程上の整備は整っていることから、意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切に行われている。

しかしながら、少子化の影響等により、大学を取り巻く環境は激しく変動しており、よりスピーディーで客観的な意思決定が求められている。そのために学長は、経営、教学双方の最高責任者として、強いリーダーシップを発揮するとともに、大学運営、とりわけ管理運営や経営面に学外の有識者の参加を得て、幅広く社会の意見や知恵を適切に反映させた柔軟な意志決定プロセスを確立していく。

d. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

●評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

本学は、全学的な審議機関として、評議会を設置している。この評議会は、「学則」に定められているとおり、学長の諮問に応じて大学の教育研究、管理運営等について審議することとしているが、法人化前の国立大学の評議会と同様に、本学創設以来、実体的には大学の意思決定機関として位置づけられ、運営されてきた。

また、学校法人獨協学園は、3大学、2中学・高等学校を法人内に有しているため、各学校の自主性、独立性を尊重し、人事、財務など大幅な権限を各学校に委任することを学園の方針としてきた。このため、本学の最終意思決定機関である評議会は、一般の理事会に近い権限を備えていると考えられる。

評議会は、学長が議長となり、副学長、各学部長などの役職者、各教授会から選出された各2人の教授および事務局長で構成され、評議会における採決を本学の最高意思決定として機能させている。また、学部長等会議を事前調整機関としており、その機能・権限は、適切に行使されている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の意思決定は、現状の説明で述べたとおり全学的審議機関である評議会に集中している。評議会の運営については、「評議会規程」において明確に定められており、その権限は、最終の意思決定を行う機関であるとともに、最終調整を行う機関としての性質をもあ

わせ持っている。このため、評議会において学部間の意見がまとまらない場合は、再度、教授会で意見を聴取した後、評議会に諮るなどの配慮を行っている。

しかしながら、こうした評議会の運営は、大学を取り巻く環境が大きく変化している中、その変化に柔軟かつ迅速に対応できているとは必ずしも言い難い。本学においては、学長のリーダーシップのもと、理事会に諮る前の、あるいは、理事会決定後の、管理、運営、教育研究のための意思決定、または、それらの実施を迅速かつ強力に進める必要がある。本学評議会が、規程上では学長の諮問機関とされているが、実体的には大学の意思決定機関として位置づけられ、運営されてきた。このことから、評議会のあり方について、整理、検討する必要がある。

【改善の具体的方策】

本学の全学的な審議機関である評議会は、大学の管理運営・教学の両面におけるすべての意思決定を行っていることから、その権限も評議会に集約されている。しかし、少子化の影響等からいわゆる「大学全入時代」を迎え、各大学が生き残り策を模索している中、大学改革や魅力ある大学の創出の必要性が求められている。そのためには、今後さらに学長のリーダーシップの発揮と速やかな意思決定を図ることのほか、外部からの有識者や専門家の参加を得て、幅広く社会の意見や知恵を適切に反映させることも必要となっている。

大学の意思決定、学長のリーダーシップの確保のために現在の評議会のあり方について再検討する。

e. 教学組織と学校法人理事会との関係

● 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【現状の説明】

理事会の構成員として、大学の教学組織を代表する学長のほか、副学長および事務局長が理事として加わっており、大学の教学に関する意見は、理事会に齟齬なく伝わる組織になっている。大学において意思決定した教学に関する事項については、その意思決定を尊重することとして、学校法人が大学に運営を委ねている。学校法人内の協議機関として設置されている学園運営会議は、理事長、学長、副学長、事務局長で構成されており、学校法人と学校法人が設置する学校の業務の円滑な運営を図るため、毎月 1 回、会議を行い、理事会に提案する議案の整理などを協議することとなっている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

学校法人理事会は、大学の体制を尊重し、大学の最終調整・意思決定機関である評議会

の決定事項に関しては、経営的な面を中心として、最終判断を行っている。

学長の選出、学部・研究科の増設などの重要案件についても、大学から提出された原案を尊重して、理事会で決定が行われており、つねに学校法人理事会と教学組織が異なった決定が行われないよう、学園運営会議で十分な調整が行われていることから、大学の教学組織と学校法人理事会との連携協力体制は整っていると評価できる。教学面の運用にあたっては、大学の教学組織に全面的に運営を委ね、学校法人理事会としては、理事長を最高責任者として経営的側面を中心とした管理運営を行っていることから、その機能分担および権限委譲は適切に行われている。

【改善の具体的方策】

大学の教学組織と学校法人理事会との役割分担は実質的にも機能しており、現時点においては、改善しなければならない点はとくにない。

f. 法令遵守等

- 関連法令等および学内規定の遵守
- 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状の説明】

本学は、教育・研究を担いその成果を広く社会に提供する高等教育機関として、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、学校保健法、私立学校法、学校会計基準、私立学校振興助成法、各種税法、民法、労働関係法、消防法など大学運営に係る関連法令等を遵守し、また「寄附行為」、「学則」、「大学院学則」、「各学部教授会規程」、「就業規則」、「個人情報保護規程」などを定めて運営している。

2005年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、「個人情報の保護に関する獨協学園の基本方針」が定められ、本学もそれにしたがって「個人情報保護規程」を制定している。

文部科学省科学研究費補助金等の不正使用の防止については、「姫路獨協大学における科学研究費補助金の使用に関する取扱規程」を定めて学内 Web にて公開し周知している。科研費等の使用にあたっては、本規程および関係法令等を遵守し、遵守する旨を記した「誓約書」を学長に提出しなければならないと規定している。不正防止に向けた意識向上を図ることを目的に、研究者および事務職員を対象として、毎年度、研修会・説明会を開催し、行動規範や各種ルールの周知・徹底を図っている。

科研費等に係る謝金・給与に関しては、勤務実態を総務課が把握しており、物品購入に関しては、発注から納品まで経理課が関与し、事務職員が納品確認・検収を行っている。

旅費についても事務職員が関与しており、出張申請書、出張報告書、旅費精算書を照合し、航空券の使用半券や領収書を徴収している。

科研費等の適正な管理のために内部監査を実施しており、実施にあたっては、「獨協学園内部監査規則」を準用している。内部監査室は、内部通報窓口となり、通報等によって科研費等の不正使用が疑われる場合は、関係部署と連携して不正の有無について調査し、調査結果を学長に報告することと規定している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学のすべての規程は、学内 Web 上で公開し、教職員がいつでも閲覧できるようにしている。また「セクシュアル・ハラスメント防止について」、「科学研究費等の不正使用防止について」等のテーマで学内講演会を毎年開催し、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」および「科学研究費補助金の使用に関する取扱規程」の周知と遵守に努めている。

科研費等競争的資金の不正使用の防止については、事務職員が関与しており、公的資金による研究費の管理・監査体制は整備されていると言える。しかし、内部通報窓口は設置しているが、公益通報者保護法その他関連法令等に基づく内部通報制度を整備していないことが問題である。

「個人情報保護規程」は大学の基本方針であり、各課が収集している個人情報の保護を適正かつ円滑に行うためには、各課における個人情報の取り扱いについて規程を補う内部基準を作成することが課題である。

【改善の具体的方策】

広く学外からの信頼を確保し、社会的責務を果たすためには、全学的な法令遵守への取り組みが必要であり、法令遵守のシステムをつくり、法令違反を許さない体制を整備しなければならない。大学行政にかかる広範な法令の知識を備えた事務職員を育成すること、不正行為の事案を調査するコンプライアンス委員会を設置することが急がれる。コンプライアンス委員会は内部通報制度とあわせて整備していくこととする。

個人情報の保護に関する取り組みについては、各学部、大学院各研究科、各課が収集している個人情報の取り扱いについて、規程を補う内部基準を明文化し、個人情報の処理についての苦情・相談窓口を学内外に周知するため「個人情報保護規程」をホームページにて公開する。

不正行為の防止等に関する取り組みについては、公益通報者保護法その他関連法令等に基づく内部通報制度を整備し、法令遵守推進体制を確立する。

これらの体制を確立するために、2009年10月、新たに総務担当副学長を置き、コンプライアンスプログラム、行動指針、規程および組織など、早急に検討することとした。

第13章 財務

◇到達目標

- ①獨協学園で策定している基本計画（2009年3月第5次見直し）に従い着実な財務運営を行う。具体的には、医療保健学部が続いて新しく創設した薬学部の学年進行が終了する2012年度には、収支の健全化（黒字化）を図る。
- ②業務ならびに会計の適正な処理を行うための監事監査、会計監査に加えて学園本部監査室と連携を図った本部の内部監査体制を構築する。

1. 学校法人獨協学園の財務

1. 学園の基本方針

獨協学園は、3大学、2中学・高等学校と3病院、看護専門学校とその附属機関からなり、他にあまり例を見ない学校法人である。また、法人としての歴史は126年と長い。1964年に獨協大学、1973年に獨協医科大学、1974年に獨協医科大学附属高等看護学院（現在の看護専門学校）と獨協医科大学病院、1980年に獨協埼玉高等学校、1984年に獨協医科大学越谷病院、1987年に姫路獨協大学、2001年に獨協埼玉中学校、さらには2006年に獨協医科大学日光医療センターと、短期間のうちに3大学、3病院、1中学、1高等学校、1専門学校を次々に設置してきたもので、実質的な歴史は比較的浅いといえる。このため財政的に厳しい時代が続いたが、それぞれの学校が財務の改善に努力してきた経緯にある。

1998年度より法人として、長期的な基本計画を作成し、2年ごとにこれの見直しを実施している。最近では2009年3月第5次見直しを行った。この基本計画の柱となっている学園の経営方針は、次のとおりである。

- (1) 本学園は、その発展の歴史的経緯に鑑み、各学校の自主性、独自性を尊重しつつ、しかも一つの法人としての整合性をもって経営する。
- (2) 各学校は、原則としてその帰属収入および着実な償還計画のある借入金の範囲内で収支計画を立てるものとする。
- (3) 学園が有する人的・知的資源を有効に活用するため、学園内の協力関係を深める体制を整える。
- (4) 学園本部及び各学校が保有する資産の安全でより効率的な運用を図る。
- (5) 経営財務の健全化のため、人件費等の固定的経費の抑制を図る。
- (6) 学校経営に対する内外の理解をよりいっそう深めるため、情報公開に努める。
- (7) 学園が保有する知的財産の社会への還元を推進する。
- (8) コンプライアンスの徹底、モラルのさらなる向上に努める。

学園の構成校は、原則としてそれぞれが独自に収支均衡をとることが求められており、獨協中学・高等学校に対しては校舎改築資金、獨協埼玉中学・高等学校に対しては高等学校および中学校設立資金について、学園本部からの資金貸与があるが、両校とも毎年順調にこれの返済を進めている。2008年度末でそれぞれ22.2億円、18.3億円、計40.5億円の残高となっている。また、3大学については、これまでそれぞれが独立採算を維持してこることができた。とくに獨協医科大学は大学、病院等の創設資金として多額の外部借入金に依存してきたが鋭意これを返済してきた。

資産運用については、それぞれの学校が独自で行うため、厳しいルールの下で進めている。2009年3月末時点で、有価証券残高98億円を有するものの、若干の評価益となっている。有価証券や不動産投資等については厳しく保守的に行ってきたのも学園の特徴であり、過去のバブル崩壊による影響が全くなかったことも結果として、経営の安定に繋がってきた。

また、学園の財務開示は、1988年から各学校ごとの状況まで詳細に開示し、早くからオープンな学校経営に努めてきた。それぞれの構成校の実態を教職員に率直に示し、ともに協力して厳しい時代を乗り越えてきた。

基本計画の見直しは2年ごととなっているが、2006年度から基本計画策定委員会の下に、財務改革小委員会を設置し、改めて学園の経営方針並びに財務方針等を議論し、今後とも学校単位の財務自立の方針を強化するとともに、基本計画の進捗状況を毎年度検討することとしている。

2. 過去5年間の財務状況と今後の基本計画概要

2004年度から2008年度は、財務的には大変厳しい期間であった。少子化に伴う受験者数の減少や、2002年度以降の国の医療費抑制政策に伴う診療報酬の減額改定（2006年度過去最大の3.16%減）、社会的な問題ともなっている医師不足、看護師不足など私学を取り巻く環境の変化が本学園においても大きな影響を及ぼしてきた。また、これら新しい時代への対応に備え、3大学の新学部設置に伴う新学部棟の建設、図書館、既存教室棟の改築、病院のリフォーム等により、この5年間で施設・設備として約402億円を投資してきたからである。

獨協大学にあっては、2007年4月国際教養学部、2008年度法学部総合政策学科、2009年度外国語学部交流文化学科を設置した。また、2006年度に図書館および各種施設を内包した天野貞祐記念館の建設、グラウンド整備を実施、その後計画的に講義棟の改築を進めており、2010年まで設備投資が続く計画である。

獨協医科大学では、2007年度看護学部を設置、看護学部棟の建設や、病院等のリフォームを実施した。また、2006年4月国立の珪肺労災病院を日光医療センターとして継承し、そのリフォームおよび初期投資を行った。大学病院のリフォームは2009年度

まで継続され、以降は平常ベースに戻る見込みである。

姫路獨協大学は、既存学部の志願者減少をカバーするため、既存学部の入学定員の見直しや、再構築を実施する一方で、2006年4月医療保健学部、2007年4月薬学部を設置、それぞれ新学部棟を建設した。学校全体の再構築のため、2008年度まで多大な資金投入がなされたが、新学部の学年進行に伴い2012年以降帰属収支差額で黒字ベースに回復することを目指している。

学園全体として、3大学での新学部の設置に伴う施設・設備投資に加え、新規教員の採用による人件費の増加が先行し、また、病院のリフォームなどにより、財務的には苦しい状況が続き、2007年度は20数年ぶりに帰属収支差額ベースで赤字となった。

2008年度も赤字を見込んでいたが、幸い最終的に黒字とすることができた。新学部の学年進行に伴い学生数の増加等によって、2009年度以降徐々に回復し、金融資産の減少が止まり、増加に転ずる基本計画を策定した。しかし、学園の財務で特徴的なことは、医療収入が全体に占める割合が高く、2004年度62.7%に対し2008年度は66.9%となっていることである。基本計画ではこの比率はほぼ横ばいで推移すると見込んでいるが、国の医療費抑制政策のもと大幅な収支改善は難しく、政策次第で学園全体が大きな影響を受けることは避けられない。

表 13-1 消費収支の推移

単位 百万円

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
消費 収入 の 部	学生生徒納付金	17,343	17,295	17,195	17,837	18,251
	手数料	823	769	804	813	846
	寄付金	1,229	1,343	1,361	1,261	1,281
	補助金	5,257	5,561	6,199	4,731	4,336
	資産運用収入	469	481	513	588	599
	資産売却差額	4	1	18	3	4
	事業収入	525	441	558	459	522
	医療収入	44,312	46,987	48,779	51,438	53,591
	雑収入	704	525	898	848	633
	帰属収入合計(A)	70,666	73,403	76,324	77,978	80,063
	基本金組入額	△4,928	△4,243	△9,286	△6,921	△4,840
	消費収入の部合計	65,738	69,160	67,038	71,057	75,223
	消費 支	人件費	32,480	33,375	35,586	37,332
教育研究経費		31,801	34,251	36,214	38,467	38,643
(医療経費)		(17,193)	(18,863)	(19,533)	(20,386)	(20,806)
管理経費		2,538	3,120	3,362	3,051	3,647

出 の 部	借入金等利息	155	86	70	60	48
	資産処分差額	156	773	137	72	174
	その他	96	241	212	54	98
	消費支出の部合計	67,226	71,846	75,581	79,037	79,838
消費収支差額		△1,488	△2,686	△8,543	△7,980	△4,615
基本金取崩額		—	516	—	—	—
帰属収支差額		3,440	1,557	743	-1,058	225
繰越消費支出超過額(B)		57,096	59,267	67,810	75,790	80,405
B/A %		80.8	80.7	88.8	97.2	100.4

<基本計画>

		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
消 費 収 入 の 部	学生生徒納付金	18,883	19,212	19,322	19,684	19,900	20,135
	手数料	700	706	680	680	654	654
	寄付金	1,278	1,320	1,250	1,350	1,350	1,350
	補助金	4,549	4,687	4,783	4,724	4,692	4,670
	資産運用収入	532	649	646	674	644	642
	資産売却差額	0	0	0	0	0	0
	事業収入	465	508	508	508	508	508
	医療収入	55,259	55,965	56,296	56,638	56,826	57,326
	雑収入	340	586	394	383	490	244
	帰属収入合計(A)	82,006	83,633	83,879	84,641	85,064	85,529
	基本金組入額	△5,535	△3,515	△2,511	△2,648	△2,722	△2,911
	消費収入の部合計	76,471	80,118	81,368	81,993	82,342	82,618
消 費 支 出 の 部	人件費	38,086	38,698	38,899	39,221	39,653	39,719
	教育研究経費	40,180	40,647	40,544	40,759	40,753	40,864
	(医療経費)	21,339	21,687	21,815	21,903	21,975	22,183
	管理経費	3,126	3,193	3,199	3,206	3,205	3,211
	借入金等利息	67	74	65	53	41	34
	資産処分差額	51	405	373	32	31	30
	その他	134	122	122	122	122	122
	予備費	101	101	101	101	101	101
消費支出の部合計	81,744	83,240	83,303	83,494	83,906	84,081	
消費収支差額	△5,272	△3,122	△1,935	△1,501	△1,564	△1,463	

帰属収支差額	262	393	576	1,147	1,158	1,448
繰越消費支出超過額(B)	85,677	88,799	90,734	92,235	93,799	95,262
B/A %	104.5	106.2	108.2	109.0	110.3	111.4

表13-2 施設・設備投資額の推移

単位 百万円

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
獨協大学	300	2,164	5,488	1,446	2,502
獨協医科大学	5,072	3,680	4,113	3,815	4,069
姫路獨協大学	479	2,653	2,706	648	338
両中・高校、本部	78	430	84	44	136
合計	5,929	8,927	12,391	5,953	7,045

〈基本計画〉

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
獨協大学	3,291	2,482	597	82	82	82
獨協医科大学	5,718	2,866	2,596	4,938	2,674	3,163
姫路獨協大学	79	175	70	120	120	120
両中・高校、本部	61	77	75	105	200	200
合計	9,149	5,600	3,338	5,245	3,076	3,565

表13-3 主要残高の推移

単位 百万円

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
総資産(イ)	150,476	151,466	153,803	150,997	151,938
固定資産	126,823	123,559	122,481	122,142	124,272
流動資産	23,653	27,908	31,322	28,855	27,666
総負債(ロ)	34,950	34,381	35,976	34,228	34,944
負債比率 %	23.2	22.7	23.4	22.7	23.0
自己資産(イ-ロ)	115,526	117,085	117,827	116,768	116,944
金融資産	45,830	43,442	38,933	35,544	34,436
外部負債	6,680	5,066	4,390	3,512	4,000
実質金融資産	39,150	38,376	34,543	32,032	30,436
要積立額	120,111	118,921	120,277	121,572	125,838
金融資産	53,923	52,562	47,385	45,127	44,384
充足率 %	44.9	44.2	39.4	37.1	35.3

〈基本計画〉

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
金融資産	31,785	32,140	35,571	38,902	42,143	46,565
外部負債	4,588	3,876	3,214	2,390	1,865	1,441
実質金融資産	27,197	28,264	32,357	36,512	40,278	45,124

2. 姫路獨協大学の財務

a. 中・長期的な財務計画

●中・長期的な財務計画の策定およびその内容

【現状の説明】

本学にかかる基本計画の見直しにあたっては、全学的な視点に立ったプロジェクト事業のほか、各部署から提案される事業計画をもとに、学部長等会議（学長の補佐機関）で調整を行い、評議会（学内での最高意思決定機関）の審議に付し、決定する。

近年、本学が実施してきた中・長期的な計画に基づく事業としては、医療保健学部および薬学部を設置し、教育研究体制を拡充したほか、地域社会への貢献策として播磨総合研究所および駅前サテライト教室を開設し、地域社会との連携強化を図った。

一方、入学者数の減少傾向にあった外国語学部、法学部および経済情報学部の入学定員をそれぞれ削減し（外国語学部 300人→150人、法学部 300人→180人、経済情報学部 250人→200人）、現況に見合った入学定員数となるよう調整を行い、健全な財政の確保に努めた。

基本計画（2009年3月第5次見直し）における財務の策定は、表13-4のとおりとした。

1. 収入の面

学年進行中の「医療保健学部および薬学部（以下「医療系2学部」という。）」を含む全ての学部が入学定員を満たす学生を受け入れていない定員割れの状況である。

このため、学生生徒等納付金の策定にあたっては、この状況を踏まえたものとしている。

2. 支出の面

今後の定年退職者および自己都合退職者による後任補充について、真に必要な者を除き補充をしないこと、給与面の見直しなどを行うこととして人件費を策定した。

表13-4 今後の財務主要項目数値

(単位：百万円)

種 類	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
学生生徒納付	3,302	3,474	3,545	3,633	3,799	3,794	3,792

帰属収入	3,919	4,120	4,550	4,440	4,620	4,602	4,527
人件費	2,788	2,847	2,955	2,638	2,582	2,558	2,417
教育研究経費	1,605	1,715	1,706	1,734	1,670	1,574	1,521
帰属収支差額	△832	△799	△467	△291	9	91	208
次年度繰越金	2,443	2,285	2,413	2,713	3,266	3,791	4,366

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の基本計画は、学園の「基本計画」にリンクして、2年ごとに見直しを行っている。各年度の計画は、単年度予算の目標数値にもなっていることから、財政運営にあたっては基本計画上の数値を達成し、収支の均衡を図るよう努めている。

現在本学は学部再編途中の段階であり、完成年度までは収支のバランスがとれない状況であるが、学年進行が完了する2012年度以降に収支が改善するような計画を立て、施行している。

また、今後の中・長期的なプロジェクトや施設整備計画について、これまで以上に緊急性、重要性を十分に検討・精査し、その実施に必要な財源を確実に確保することを条件とするなど、より精度の高い資金計画を立てることが必要である。

【改善の具体的方策】

今後の財政計画においては、引き続き収入増対策として、学生の教育活動および募集活動に関する施策に重点を置きつつ、学園の基本計画（第5次見直し）に掲げた財務主要項目数値（表13-4）を上回るように努める。さらに、建学の理念の継承と教育研究の充実・発展を図ることにより、中・長期的に健全かつ安定的な財政基盤の確立を目指す。

b. 教育研究と財政

- 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状の説明】

本学の教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤を、2008年度決算（表13-5）をもとに概観すれば、帰属収入は39億1,894万円、そのうち学生生徒等納付金収入が33億254万円（帰属収入に対する構成比率は84.3%）を占め、次いで補助金収入3億9,150万円（10.0%）、資産運用収入5,557万円（1.4%）、手数料収入5,162万円（1.3%）、事業収入2,674万円（0.7%）、寄附金収入2,305万円（0.6%）の順となっている。

一方、消費支出は47億5,071万円（帰属収入対比121.2%）であり、最大の支出は人件費27億8,810万円（71.1%）、次いで教育研究経費16億439万円（40.9%）、管理経費2億9,699万円（7.6%）の順となり、帰属収支差額は8億3,177万円の支出超過となった。

過去の帰属収支差額について表13-5を概観すると、本学は2005年度以降、毎年支出超過の状況が続いている。この要因は2006年度に医療保健学部を、2007年度に薬学部をそれぞれ設置することによって大規模な設備投資などを行ったことが主な要因である。しかし、これらの学部の学年進行が完成する2012年度（医療保健学部は2009年度に学年進行完成）には収入超過に転じる計画を、すでに獨協学園全体で策定した基本計画（第5次見直し）に掲げ、現在、その計画に沿って健全な財政確保に努めている。

また、2008年度決算における本学の金融資産（表13-6）は退職給与引当特定資産7億9,000万円、第3号基本金引当特定資産10億円（奨学金等）、学部増設等引当特定資産4,673万円、有価証券1億94万円のほか、現金24億4,342万円、合計43億8,109万円を積み立てている。

なお、過去7年間の財務状況は、表13-5、13-6のとおりである。

表13-5 過去の財務状況（消費収支計算書）

（消費収入）

（単位：千円）

年度 科目	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
学生生徒等納付金	3,900,310	3,700,780	3,521,762	3,214,441	3,237,828	3,279,494	3,302,536
手数料	76,026	66,805	54,900	74,133	85,244	65,506	51,617
寄付金	1,390	32,304	3,217	5,343	28,754	16,208	23,055
補助金	544,792	544,520	584,445	581,943	590,158	545,068	391,501
資産運用収入	30,517	28,100	25,766	26,328	40,153	56,102	55,572
資産売却差額	401	0	3,447	1	198	34	50
事業収入	9,342	9,520	9,863	10,629	9,666	17,745	26,744
医療収入	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	73,366	70,496	75,011	162,271	37,818	318,079	15,026
法人分担金収入	0	0	0	12	14,419	13,079	52,840
帰属収入合計	4,636,144	4,452,525	4,278,411	4,075,101	4,044,238	4,311,315	3,918,941
基本金組入額合計	△420,717	△653,811	△141,120	△2,244,417	△2,899,454	△1,084,528	△293,332
収入の部合計	4,215,427	3,798,714	4,137,291	1,830,684	1,144,784	3,226,787	3,625,609

(消費支出)

(単位：千円)

年度 科目	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
人件費	2,424,718	2,454,547	2,439,525	2,665,127	2,953,386	3,692,582	2,788,097
教育研究経費	907,658	1,008,240	988,574	1,218,388	1,318,933	1,394,624	1,604,389
管理経費	230,743	279,097	252,032	424,548	351,409	323,241	296,987
法人負担金等支出	76,338	76,971	75,609	75,105	75,012	74,773	55,128
借入金等利息	0	0	0	0	0	0	0
資産処分差額	13,948	16,859	1,309	9,469	3,311	31,196	6,106
徴収不能額	0	0	0	61,317	0	0	0
[予備費]	0	0	0	0	0	0	0
支出の部合計	3,653,405	3,835,714	3,757,049	4,453,954	4,702,051	5,516,416	4,750,707
帰属収支差額	982,739	616,811	521,362	△378,853	△657,813	△1,205,101	△831,766
当年度消費収入 超過額	562,022	△37,000	380,242	△2,623,270	△3,557,267	△2,289,629	△1,125,098
前年度繰越消費 支出超過額	△3,850,209	△4,412,231	△4,375,231	△4,755,473	△2,132,203	1,425,064	3,714,693
翌年度繰越消費 支出超過額	△4,412,231	△4,375,231	△4,755,473	△2,132,203	1,425,064	3,714,693	4,839,791

表 13-6 金融資産の推移

(単位：千円)

引当特定資産	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
退職給与引当特定 資産	700,000	780,000	790,000	790,000	790,000	790,000	790,000
減価償却特定引当 資産	4,100,000	4,100,000	670,918	0	0	0	0
第3号基本金引当 特定資産	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
学部増設等引当特 定資産	377,709	318,559	6,618,559	4,481,305	1,528,707	374,372	46,732
校舎等建設引当特 定資産	900,000	1,200,000	0	0	0	0	0
その他の引当特定 資産	700,000	700,000	0	0	0	0	0

有価証券	567,521	667,471	0	0	0	100,429	100,939
小計	8,345,230	8,766,030	9,079,477	6,271,305	3,318,707	2,264,801	1,937,671
現金預金	3,287,393	2,913,409	3,063,621	3,735,748	3,571,835	3,148,867	2,443,418
合計	11,632,623	11,679,439	12,143,098	10,007,053	6,890,542	5,413,668	4,381,089

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学の財政基盤となる学生生徒等納付金は、全体の収容定員充足率が減少しているにもかかわらず、2006年度以降は僅かながら増加に転じている。これは、文系の学部よりも高額な学生納付金を要する医療系2学部が学年進行中に伴って増加していることによるものであり、文系3学部の収支が改善されたものではない。

一方、2007年度の人件費比率は85.6%であったが、早期希望退職者制度、後任補充の抑制、賞与のカット等により2008年度には71.1%にまで改善された。このため、帰属収支差額が2007年度12億510万円の支出超過であったが、2008年度は8億3,177万円の支出超過にまで圧縮していることは評価できる。

教育研究経費比率は、医療系2学部の学年進行に伴って年々増加し、2008年度の全学の教育研究比率は40.9%を占め、全国平均値34.8%（日本私立学校振興・共済事業団により発表された2007年度の全国平均値）を上回っている。

本学の帰属収支差額が支出超過であるにもかかわらず、本学の教育目標の達成に向けた教育研究活動のための経費は高い水準で維持されており、これらの予算配分は人件費の抑制などの対策と合わせて、本学が取り組んでいる課題の成果の一つであると評価できる。

なお、金融資産において第3号基本金引当特定資産（奨学金等）10億円の組入れを行っており、学生への教育環境の整備・遂行に必要な予算は確保されている。

【改善の具体的方策】

年々増加傾向にある教育研究経費は、教育研究活動を維持・発展のために不可欠なものであり、この比率は消費収支の均衡を失しない限り高くなることが望ましいとされている。しかし、著しく高くなると消費収支の均衡を崩す要因になるので、今後の予算編成等にあたっては慎重に対応する必要があると考えている。

c. 外部資金等

●文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、奨学寄附金など）、資産運用益等の受け入れ状況

【現状の説明】

過去3年にわたる本学の科学研究費補助金や受託研究の実績は、次のとおりである。

表 13-7 科学研究費補助金の状況 (単位：千円)

2006年度		2007年度		2008年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	18,700	17	42,440	15	32,960

※上記の件数および金額は、前年度からの継続分を含む。

表 13-8 受託研究費の状況 (単位：千円)

2006年度		2007年度		2008年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	1,760	3	9,850	5	10,744

表 13-9 奨学寄附金の状況 (単位：千円)

2006年度		2007年度		2008年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	1,900	3	1,800	8	6,845

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

2006年度以降科学研究費の獲得額が増加している。(表 13-7、8、9) これは2006年度に医療保健学部、2007年度に薬学部を開設したことが要因となっており、今後も増加が期待できる。加えて、受託研究費、奨学寄附金についても同様に獲得増が期待できるものと考えている。

資産運用収入については、医療系2学部の設置による特定預金の金融資産が大幅に減少したことや、社会情勢による金利の低迷により、受取利息の確保について厳しい状態が続いている。

資産運用にあたっては、学校法人ということから、今後もリスクの少ない安全かつ有利な運用を基礎にしながら積極的な運用に努める。

【改善の具体的方策】

外部資金については、医療系2学部の設置に伴い、科学研究費補助金や受託研究費が増加していることから、今後も引き続き両学部を中心として積極的に申請していくこととする。このため、科学研究費の獲得に向けた説明会を開催する。加えて、とくに薬学部の研究部門と産業界との連携による共同研究は、外部資金の獲得が期待できることから、教員

の研究テーマの公開と企業の研究に対するニーズを調査し、その連携に努める。

d. 予算編成と執行

● 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

【現状の説明】

1. 学園における予算の執行

本学園の「学校法人獨協学園会計規則」（第 1 条）に、「法人業務の適正かつ能率的な運営を図り、もって法人の教育研究・医療活動の発展に資することを目的とする。」とされており、学園の財務および会計に関する基準は明確に示されている。

本学園の学校会計は会計単位に区分されており、各大学、中学校・高等学校および法人本部で構成されている。

予算は、最終的には学校法人獨協学園寄附行為の定めにより、毎会計年度開始前に評議員会および理事会の議決を経て決定するが、そこに至る本学の予算編成手続きは、次のとおりである。

- (1) 評議会で予算編成の重点事項など基本方針を審議
- (2) 評議会において予算編成の基本方針を決定
- (3) 各学部および各事務担当課が予算編成方針に沿った要求書を提出
- (4) 学長・事務局長がヒアリングし、予算原案を作成
- (5) 評議会にて予算案の承認
- (6) 学園本部にて理事長ヒアリングの実施
- (7) 各大学の最終予算案を学園理事会、評議員会で審議・決定

2. 本学における予算の執行

本学の予算について、文系 3 学部は、原則として、学部の学生数や教員数をもとに算定し、割り当てている。

しかし、医療保健学部および薬学部は学年進行中であるため、開設当時の設置計画に基づき、毎年度必要経費を計上している。ただ近年においては、入学者数の減少から本学の学生生徒納付金収入が減少しており、厳しい財政状況にあるため、部門ごとに予算編成時にヒアリングを実施し、必要性、計画性等を精査し、節減に努めている。

予算執行については、経理課を通じて一元的に行うことにしている。次に掲げる調達については起案書による事前決裁を義務づけている。

- (1) 契約の締結を伴う調達（契約書を作成するもの）
- (2) 配賦予算外の調達

- (3) 飲食を伴う経費
- (4) 1 件 20 万円以上の調達
- (5) 上記以外であっても、慣行上必要とするもの

なお、納品や工事終了等の確認については、調達依頼した部署係員、内部監査員、経理課係員が複数人立会いの下に、発注書類と照合し検収する。調達を依頼した部署への引き渡し後の管理については、各部署において責任管理している。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本学の予算編成においては、予算の効率的な執行について構成員の協力を得るため予算編成における重要事項等を明確にするため透明性に配慮した手続きを行っている。

本学は財政状況改善のため、競争的入札制度を導入して経費の削減を図り、さらに予算を計上していない事項の執行は評議会の議を経て支出するなど、適性かつ能率的な決算を得られるよう努めている。

また、納品の検証には複数人が検証しており、不正のない健全な調達のために、1 件 1,000 万円以上の工事請負または物品の調達に係る事項については、「納入業者選定委員会」を置き、適正化を図っている。

「会計事務に関する内規」を制定し、効率の高い透明性のある健全な執行に努めている。

e. 財務監査

●監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

【現状の説明】

本学園においては、常任の監事および内部監査室（以下「本部監査室」という。）を置き、また各校の教職員から本部監査室監査員を任命している。

監事は、私立学校法第 35 条および第 37 条ならびに学校法人獨協学園寄付行為によりその権限において監査を行っている。具体には、年間 5 回程度各校に出向き業務と財務について監査を行っている。

本部監査室は、各校の監査員と連携して各校の監査を行っている。具体的には、本部監査室と A 大学の監査員が合同で B 大学の監査を行う等の方法によりクロス監査を行っている。

学校法人会計基準に従った会計処理を行うための会計監査については、監査法人による監査が、年 4 回程度実施されている。

本学の内部監査室は、独自に事務遂行や会計処理の適正について監査を行い、その改善

に努めている。具体には、納入物品の検収、旅費の確認などを対象として業務を行っている。

監事による監査と本部監査室による監査の結果については、学園全体の会議でも報告され監査対象部局に改善等が求められる。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

監事および会計監査は法令的に実施されており、本部監査室と各校の監査員は、連携が図られており、それぞれの機能を果たしていると評価できる。

ただし、本学の内部監査室は、本学独自の内部監査室としての体制、権限について明確に示されたものがなく、今後早急に検討する必要がある。また、監事、会計士、内部監査室の個々の役割が果たされているものの、有機的連携が確立されていないところがある。

【改善の具体的方策】

本学内部監査室については、本部監査員としての役割や監事・会計士との連携を含めた業務の見直しを行うとともに、事務体制および権限を定めた規程を整備する。

f. 私立大学財政の財務比率

- 消費収支計算書関係比および貸借対照表関係比率における、各項目の比率の適切性

【現状の説明】

本学の最近5カ年の消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率は、表13-10のとおりである。

表 13-10 財務比率等比較表（大学部門）

（単位：％）

	項 目	算出式	2004	2005	2006	2007	2008	全国平均 (2007年度)
			年度	年度	年度	年度	年度	
消	人件費比率	人件費	57.0	65.4	73.0	85.6	71.5	49.6
		帰属収入						
費	人件費依存率	人件費	69.3	82.9	91.2	112.6	84.4	91.7
		学生生徒等納付金						
収	教育研究経費比率	教育研究経費	23.1	29.9	32.6	32.3	40.9	34.8
		帰属収入						
支	管理経費比率	管理経費	5.9	10.4	8.7	7.5	7.6	7.3
		帰属収入						

計 算 書 関 係 比 率	借入金等利息 比率	借入金等利息	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
		帰属収入						
	消費収支比率	消費支出	90.8	243.3	410.7	171.0	131.0	107.2
		消費収入						
	学生生徒等納 付金比率	学生生徒等納付金	82.3	78.9	80.1	76.1	84.3	54.0
		帰属収入						
	寄附金比率	寄附金	0.1	0.1	0.7	0.4	0.6	2.7
		帰属収入						
	補助金比率	補助金	13.7	14.3	14.6	12.6	10.0	10.2
		帰属収入						
	基本金組入率	基本金組入額	3.3	55.1	71.5	25.2	7.5	12.1
		帰属収入						
	減価償却費比率	減価償却費額	7.0	5.9	8.3	10.1	14.0	9.9
		消費支出						

	項 目	算出式	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	全国平均 (2007年度)
貸 借 対 照 表 関	固定資産構成比 率	固定資産	90.5	88.6	89.0	88.7	91.3	85.4
		総資産						
	流動資産構成比 率	流動資産	9.5	11.4	11.0	11.3	8.7	14.6
		総資産						
	固定負債構成比 率	固定負債	2.2	2.2	2.2	2.3	2.5	8.8
		総資産						
	流動負債構成比 率	流動負債	3.2	5.1	4.7	5.2	2.7	5.9
		総資産						
	自己資金構成比 率	自己資金	94.5	92.7	93.1	92.5	94.8	85.3
		総資産						
	消費収支差額構 成比率	消費収支差額	14.2	6.3	△4.3	△11.6	△16.0	△9.2
		総資産						
	固定比率	固定資産	95.7	95.5	95.6	95.8	96.3	100.0
		自己資金						
固定長期 適合率	固定資産	93.5	93.4	93.3	93.5	93.9	90.7	
	自己資金+固定負債							
流動比率	流動資産	294.9	223.2	235.6	218.1	319.6	247.9	
	流動負債							

係 比 率	総負債比率	総負債	5.5	7.3	6.9	7.5	5.2	14.7
		総資金						
	負債比率	総負債	5.8	7.8	7.4	8.1	5.5	17.2
		自己資金						
	前受金保有率	現金預金	506.1	489.9	434.4	428.4	371.5	320.9
		前受金						
	退職給与引当 預金率	退職給与引当特定資産	104.9	108.8	106.7	108.3	105.4	60.8
		退職給与引当金						
	基本金比率	基本金	98.9	97.7	98.3	100.0	100.0	96.6
		基本金要組入額						
	減価償却比率	減価償却累計額	47.4	39.5	34.9	36.6	39.7	44.6
		減価償却資産取得額						

1. 消費収支計算書関係比率（表 13-10 参照）

（1）人件費比率

本学の人件費比率を過去5カ年の推移から見ると、2004年度から2007年度まで毎年、増加しており、この主たる要因は、2004年度 法務研究科の設置、2005年度 外国語学部スペイン語学科および韓国語学科の増設、2006年度 医療保健学部の設置、2007年度 薬学部の設置による専任教員数が増加したことによる。さらに、2007年度には、早期希望退職者を募集したことによる退職金の増加も一要因となった。

今後は、2008年度から実施している教職員の賞与支給率のカット、定期昇給制度の見直し、および退職者に係る後任補充の抑制を継続させることによって、人件費比率は減少することとなる。

（2）人件費依存率

本学の人件費依存率は、2007年度の希望退職者を募ったことによる112.6%をピークに翌年度から減少に転じている。今後は学生生徒等納付金を基本計画どおり確保することが前提条件となるが、引き続き人件費抑制策を継続させることによって当比率は減少することとなる。

（3）教育研究経費比率

本学の教育研究経費比率を過去5カ年の推移から見ると、2007年度まで全国平均（34.8%）を下回っていた。2008年度（40.9%）は全国平均を上回ったが、この主たる要因は、医療保健学部（学年進行3年）および薬学部（学年進行2年）がそれぞれ学年進行中であり、教育研究環境の整備が必要であったことによる。今後の当比率は、2009年度の医療保健学部完成年度をピークに、翌年度以降は減少することとなる。

(4) 管理経費比率

本学の管理経費比率は、2005年度（10.4%）から減少し、全国平均（7.3%）程度を維持している。今後は、施設等の老朽化による整備などが必要となることから管理経費比率の増加が予測され、従来にも増して予算管理の徹底と経費削減に努めなければならない。

(5) 消費収支比率

本学の消費収支比率は、2006年度および2007年度に医療保健学部と薬学部をそれぞれ設置したことから、新校舎の建設や設備投資などが重なり、2006年度は410.7%と大幅に増加したが、翌年度からは減少傾向に転じた。

(6) 学生生徒等納付金比率

本学の学生生徒等納付金比率を全国平均（54.0%）と比較すると、2008年度で約30ポイントも上回っており、また、過去5カ年から見ても、高い水準で推移している。このため、学生生徒等納付金以外の収入獲得に向けた取り組みを強化するなど、今後、本学が優先して取り組まなければならない課題の一つである。

(7) 寄附金比率

本学の寄附金比率を全国平均（2.7%）と比較すると、2008年度で約2ポイント下回っている。当比率は、消費収支計算関係比率を改善するためにも、取り組みの強化が必要である。このため、本学創立20周年記念事業の一環として2007年度から実施している寄附金の募集は、これを機会に継続的に取り組まなければならない。

(8) 補助金比率

本学の補助金比率は、過去5カ年の推移を見ると全国平均（10.2%）と同じ程度を維持しているが、2006年度の14.6%をピークに減少傾向である。今後は、2009年度に医療保健学部の学年進行が完成することから、私立大学等経常費補助金のうち一般補助が増加するが、補助金をより安定的な収入源とするためにも特別補助の獲得に積極的に取り組むことが必要となる。

(9) 基本金組入率

本学の基本金組入率は、医療保健学部（2006年度開設）および薬学部（2007年度開設）の講義棟を新設したことなどにより、2005年度55.1%、2006年度71.5%と一時的に大幅に上昇したが、翌年度から減少し、2008年度は全国平均（12.1%）を下回り7.5%となっている。

2. 貸借対照表関係比率（表13-10参照）

(1) 固定資産構成比率および流動資産構成比率

本学の固定資産構成比率を過去5カ年の推移から見れば、約90%前後で推移しており、2004年度から2006年度まで、いずれの年度においても全国平均（85.4%）を上回っている。また、当比率と表裏の関係にある流動資産構成比率は、2005年度か

ら 2007 年度まで 11% 台（全国平均は 14.6%）を維持していたが、2008 年度は 8.7% まで減少した。

このようなことから、一般的に見て、本学は資産の固定化が進み、やや流動性に欠けているように見えるが、近年の少子化問題や厳しい経済情勢を勘案し、退職金給与引当特定資産（7 億 9,000 万円）、第 3 号基本金引当特定資産（10 億円）、学部増設引当特定資産（4,700 万円）、計 18 億 3,700 万円をその他の固定資産で確保しているため、現在のところ問題はないと考えている。

（2）固定負債構成比率および流動負債構成比率

本学の固定負債構成比率を過去 5 カ年から見れば、2% 台を維持しながら推移しており、全国平均（8.8%）を大きく下回っている。また、当比率とともに負債構成のバランスと比重を評価する流動負債構成比率も、隔年ごとに増減の波があるものの、いずれの年度においても全国平均（5.9%）を下回っており、本学の財政の安定性はおおむね確保されている。

（3）自己資金構成比率

本学の自己資金構成比率を過去 5 カ年から見れば、毎年度、全国平均（85.3%）を上回っており、つねに 92% 以上を維持しながら推移していることから、本学の各年度の支出規模における資金蓄積はおおむね良好である。

（4）消費収支差額構成比率

本学の消費収支差額構成比率は 2004 年度以降、大きく減少し、2008 年度にはマイナス 16.0% となっている。これらは、在籍学生数の減少による消費収入額の減少による要因が大きい。今後の財政の安定性を確保するためにも当比率の引き上げに努めなければならない。

（5）固定比率

本学の固定比率は、2004 年度以降、全国平均（100.0%）を下回り、毎年度 96% 前後を維持しながら推移しているが、新しく建設した医療保健学部棟、薬学部棟の建物、施設等の固定資産には、すべて自己資金を充てていることから返済の必要がないため、特段の問題はない。

（6）固定長期適合率

本学の固定長期適合率は、全国平均（90%）をやや上回るものの、100% 以下（本学は 93% 台）を維持しながら推移しており、本学の固定資産の取得にあたっては、長期借入金で賄うことができる財政状況である。

（7）流動費率

本学の流動比率は、2005 年度から 2007 年度まで、毎年度、全国平均（247.9%）を下回っていたが、それでも 200% 以上を維持しながら推移し、2008 年度には 319.6% まで上昇した。このため、本学の支出は固定資産を取崩すことなく、流動資産で賄うことができる財政状況である。

(8) 総負債比率および負債比率

本学の資金状況は外部からの借入金がないため、総負債比率の全国平均（14.7%）および負債比率の全国平均（17.2%）のいずれについても、大きく下回っていることから、安定した財政状況である。

(9) 前受金保有率

前受金保有率は、翌年度の帰属収入となるべき授業料や入学金等を当該年度に前受金とした場合、その資金が翌年度繰越支払資金として、当該年度末に保有されているかどうかを評価する指標である。

本学の前受金保有率を過去5カ年から見ると、2004年度の506.1%から毎年減少し、2008年度には371.5%となっているが、100%を大きく上回っていることから、特段の問題はない。

(10) 退職給与引当預金率

本学の退職給与引当預金率は、2004年度以降も100%以上を維持し、全国平均（60.8%）を大きく上回っていることから、比較的、高い水準で推移している。

(11) 基本金比率

本学の事業のすべては自己資金で賄っているため、基本金比率の全国平均が96.6%であるのに対して、本学の2008年度の当比率は100.0%となっている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

1. 消費収支計算書関係比率

本学の消費収支計算書関係比率のうち、全国平均と比較して改善・対処に取り組まなければならない項目は多くあるが、その中でとくに優先して取り組まなければならない項目は、人件費比率および学生生徒等納付金比率である。

人件費比率は、全国平均を大きく上回っているものの、2008年度以降は教職員の賞与の支給率のカット、定期昇給率の抑制、および退職者に係る後任補充の抑制を継続するなどの対応によって減少していることは評価できる。

しかし、当比率は今後も全国平均より高い比率で推移することが予測されるため、さらなる改善策を立て、速やかに消費収支の均衡を図る必要がある。

また、全国平均を大きく上回っている学生生徒等納付金比率は、2009年度以降も80%前後で推移することが予測されることから、補助金や受託研究費等の外部資金の獲得、新たな寄附金募集の積極的な取り組みを強化しなければならない。

さらに、教育研究経費比率についても、薬学部の学年進行が完成する2012年度まで35%～40%程度で推移すると予測しているが、当比率が高くなるにつれ、消費収支の均衡を崩す一要因にも繋がりがねないので、慎重な対応が必要である。

2. 貸借対照表関係比率

貸借対照表関係比率については、本学の事業全般をすべて自己資金で遂行していることもあり、他私立大学の全国平均と比較しておおむね良好な比率を示している。

しかし、本学の消費収支差額構成比率（表 13-10）は全国平均を大きく下回っていることは、本学の課題である。今後、消費収支差額を支出超過から収入超過へ転換していく改善努力が必要であることをこの指標によって示されていると言える。このため、消費収支計算書関係比率と同様に改善を行う必要がある。

【改善の具体的方策】

収支の均衡、経営の健全化は本学にとって大きな課題であり、今後の対応策を早急に検討する必要がある。

具体的な改善策としては、①2009年3月に策定した基本計画により2012年度までに財務の健全化を図る（表 13-4 参照）②このことの実現をより確実に図るため、2009年9月に学外の有識者の参加による「姫路獨協大学運営諮問会議」を設けた。この会議において、本学の教育活動や財務を含む運営の改善について検討を行い実施する。このことにより、消費収支計算書等における比率も改善すると考えられる。

第14章 自己点検・評価

◇到達目標

- ①教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念・目的および社会的使命を達成するため、本学の全ての活動について自ら点検・評価を行い、その結果を積極的に学外に公表する。
- ②自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるPDCAサイクルを確立し、そのシステムを組織的、継続的に運用する。

a. 自己点検・評価

- 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性
- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

1. 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

序章「4. 自己点検・評価への取り組み 6頁」で述べたとおり本学は、1991年から自己点検・評価に取り組み、「自己評価規程」を定め、各学部および大学院各研究科に設置する自己評価委員会において教育活動および研究活動について自己評価を行い、その結果をもとに全学自己評価委員会において全学的な自己点検・評価報告書を刊行し、その結果を公表してきた。2002年の学校教育法改正に伴い、2004年度以降、自己点検・評価とその結果の公表、および認証評価機関による評価が義務化されたことを踏まえ、2003年度に「学則」および「大学院学則」を改正するとともに、設置認可に伴い制定した「法科大学院学則」に規定した。具体的には「学則」第1条の2に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と明確に定めた。

本学は、大学機関別認証評価を財団法人大学基準協会で受審することとし、本学「自己評価規程」に基づき、2006年度より全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会、ならびに大学機関別認証評価の事務担当組織としての企画室（後の評価室）において自己点検・評価を進めてきた。「自己評価規程」では、教育活動および研究活動の自己評価を行うため、全学的な組織として全学自己評価委員会を置き、各学部および大学院各研究科に

それぞれ自己評価委員会を置くこととし、全学自己評価委員会は、各学部および大学院各研究科からそれぞれ選出された教員各2人（うち1人はそれぞれの自己評価委員会委員長）、ならびに学長が必要と認めた教員3人以内をもって構成している。また、経営管理等自己評価委員会は、学長、副学長、全学自己評価委員長、各学部長、大学院各研究科長、教学部長、入試・就職部長、附属図書館長、国際交流センター長、事務局長、総務部長およびその他学長が必要と認めた者を構成員とし、経営管理および地域・社会的活動の自己点検・評価を行うこととしている。具体的な自己評価について検討すべき事項は、①理事長、理事会と学長、評議会との関係、②学長候補者の選考方法、③副学長候補者、教学部長、その他役職者の選出方法とその職務、④評議会の組織とその機能、⑤センターの組織とその機能、⑥教員組織、⑦事務組織、⑧図書館、⑨学生援助活動、⑩学生募集活動、⑪地域・社会的活動に関する事項である。

2006年度以降、大学機関別認証評価受審に向けて、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会を、2006年度（7回、1回）、2007年度（3回、2回）、2008年度（5回、2回）、2009年度（11月まで）（4回、2回）それぞれ開催し、審議・承認を経た後、企画室、あるいは評価室において両委員会報告書を集約・調整し、2007年度および2008年度報告書、ならびに2010年度申請用「点検・評価報告書（案）」を最終的に評議会で承認した。

2004年、法務研究科（法科大学院）の開設に伴い、本研究科の自己点検・評価を行うため、「大学院法務研究科自己評価委員会規程」を制定した。委員会は、法務研究科教授会において専任教員の中から選出した、法律基本科目群の3分野のうち、2分野以上から計3人、実務基礎科目群の担当教員1人、その他の科目の担当教員1人をもって構成している。本研究科は、専門職大学院認証評価を財団法人日弁連法務研究財団で受審することとし、2006年1月から準備を進め、2006年度のトライアル評価を経て、2007年11月から再び準備を重ね、2008年度に認証評価を受審した。

一方、自己評価等と同じく2003年度に、教育内容等の改善のための組織的な研修等について、「学則」および「大学院学則」に加えるとともに、設置認可に伴い制定した「法科大学院学則」に規定した。具体的には「学則」第1条の3に「本学は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努める。」と明記した。

また、併せて「教育改善実施（FD）委員会規程」を制定し、全学的な組織として教育改善実施委員会（以下、「FD委員会」という。）を設置した。FD委員会は、教学部長、各学部の自己評価委員のうちから各1人、各学部より選出された教員各1人、各研究科委員会より選出された教員各1人、その他、FD委員会が必要と認めた者をもって構成し、全学のFDに関する基本方針の策定および実施、FDに関する情報収集・提供、FDに関する講演会や

研修会の企画などを行っている。

2004年、法務研究科の開設に伴い、本研究科の授業内容及び方法の改善を図るため、「大学院法務研究科教育改善実施（FD）委員会規程」を制定した。法務研究科FD委員会は、法律基本科目群の公法系、民事系、刑事系のそれぞれの担当教員から各1人、実務基礎科目群の担当教員1人、その他の科目群の担当教員1人、その他、委員長が必要と認めた者をもって構成し、FDに関する授業評価の分析、模擬授業等の実施、FDに関する講演会や研修会等の実施、FDに関する情報収集・提供などを行っている。

2. 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学は、前述したとおり「自己評価規程」を定め、自己評価を行い、その結果をもとに自己点検・評価報告書を刊行し、その結果を公表してきた。具体的には、1995年に本学初めての「姫路獨協大学自己点検・評価報告書'94」を、1999年に大学院各研究科を加えた「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－1998年3月までの状況－」を、2005年に「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－1998年4月から2004年3月までの状況－」をそれぞれ刊行し、学内外に公表してきた。

一方、経営管理問題審議会は、1993年に三部会を設け、第一部会は①理事長、理事会と学長、評議会との関係、②学長候補者選考方法、③副学長候補者等役職者の選出方法とその職務、④評議会の組織とその機能に関する事項、第二部会は各センター等の組織とその機能に関する事項、第三部会は学生募集活動に関する事項について自己点検・評価を行い、それぞれ第三部会は1993年12月に、第二部会は1994年7月に、第一部会は1995年2月に報告書を学長に提出し、この報告書が評議会に諮られ、改善・改革が実施に移された。

2006年度より、大学機関別認証評価受審に向け、全学自己評価委員会において実施してきた「学生による授業評価アンケート」の結果に対する各授業担当教員による改善策、ならびに各教員の過去5年間の研究業績等をまとめた「2006年度教育活動自己評価および研究業績報告書」を2007年に学内Webに公開した。

また、2007年度より「学生による授業評価アンケート」の実施をFD委員会に移した。FD委員会では、毎年前期・後期の2回「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果をすべての担当教員にフィードバックし、各教員は各授業についての教育活動自己評価（授業改善策）を策定し、FD委員会に提出することが義務づけられている。同委員会は、毎年前期・後期の2回「教育活動自己評価（授業改善策）」としてまとめ、学内Webにおいて公開している。さらに「学生による授業評価アンケート」の集計結果については、大学ホームページおよび学内広報誌「HDU21」に掲載し、学生・保護者および教職員等に公開している。

一方、FD 委員会では、2007 年度より年 1 回のペースで「教員による授業参観」を実施している。原則、各学部から担当教員を 1 人選出し、計 5 人の教員の授業参観を行い、授業参観後は、参観した教員が「授業参加アンケート」を担当教員に提出している。2007 年度は 41 人、2008 年度は 24 人の教員が授業を参観した。

その他、2006 年度には、全学自己評価委員会では、学生が充実した学生生活を送ることができるように、学生サービスの向上を目指し、「学生生活満足度調査」を実施し、大学ホームページおよび学内広報誌「HDU21」に公開するとともに、その結果に基づき、施設・設備面の改善等に役立てた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学は、現状の説明で述べたとおり、「自己評価規程」を定め、各学部等の自己評価委員会において自己評価を行い、その結果をもとに全学自己評価委員会において全学的な自己点検・評価報告書を刊行し、その結果を公表してきた。また、現在、大学機関別認証評価受審に向け、全学的な自己点検・評価を継続しており、本学の全ての活動について自ら点検・評価を行い、その結果を積極的に学外に公表するシステムはおおむね機能している。

また、「自己評価規程」第 7 条に「全学自己評価委員会は、全学的な自己評価報告書を作成し、学長に報告しなければならない。」と定め、第 8 条では「学長は、前条の報告を受けたときは、評議会に諮り、必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるシステムはおおむね確立している。しかしながら、基本計画や各種の学内計画・改革案は、自己点検・評価の結果を反映させたものではなかった。

FD 委員会が実施する「学生による授業評価アンケート」は、学生の意見を授業に反映させるため、各教員にはアンケート結果（個人データ）をもとに授業方法の改善策をまとめた「教育活動自己評価（授業改善策）」の提出を義務化し、学内 Web に公開しており、授業の改善・改革を行うシステムは有効に機能している。

その他の FD 活動として、授業参観を実施し、「授業参加アンケート」を担当者にフィードバックしていることは評価できるが、長期の授業参観日程がとれないため参加人数が少なく、全学的な授業改善までには至っていない。

【改善の具体的方策】

2010 年度の認証評価受審後は、その評価結果をもとに、「自己評価規程」を改正し、基本計画や各種の学内計画・改革案への自己点検・評価の結果を反映させることについて明確化するとともに、自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるシステムをさらに整備・充実し、組織的、継続的に運用する。

授業参観の参加人数が少なく、全学的な授業改善に至っていない点については、授業参観の機会を増やすとともに、授業方法の改善についての意識改革を図り、教員間の積極的

な議論を進め、授業にフィードバックするシステムを構築する。

b. 自己点検・評価に対する学外者による検証

●自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状の説明】

本学における教育活動、研究活動、学内活動、地域・社会活動に関する点検・評価をまとめた「自己点検・評価報告書」等をこれまで4回刊行し、学内外に公表している。また、「学生による授業評価アンケート」、「学生生活満足度調査」の集計結果を大学ホームページおよび学内広報誌「HDU21」で公開するとともに、授業評価の改善策をまとめた「教育活動自己評価（授業改善策）」を学内 Web で公開し、客観性・妥当性の確保に努めている。

本学の自己点検・評価は、学内者により組織された全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会によって行われており、学外者などの第三者は委員に加わっていない。また、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するため、2010年度に財団法人大学基準協会による認証評価受審を予定している。

法務研究科においては、2008年度に財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受審し、その受審結果において、「自己点検・評価の実施方法を学外者の力も借りながら問題点の分析究明をした上で、自立的に行うべきである」等の改善提案を受けた。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学における自己点検・評価結果については「自己点検・評価報告書」を刊行し、学内外に積極的に公表し、客観性・妥当性の確保に努めているが、本学の自己点検・評価の実施に当たっては、学外者などの第三者が委員に加わっていないことから、自己点検・評価結果の客観性・妥当性が十分に確保されているとは言い難い。

法務研究科における2008年度の認証評価受審結果の改善提案については、学内者ではあるが、法務研究科の専任教員ではない法学部の専任教員1人を委員に加え、改善を行った。

【改善の具体的方策】

自己点検・評価の実施に当たって、学外者などの第三者が委員に加わっていない点については、①大学運営に関する事項を審議するため、外部有識者を委員に加えた「運営諮問会議」に、自己点検・評価報告書を提出し、評価を受けるとともに、自己点検・評価の結果を「運営諮問会議」が策定する改善策や改革案へ反映させる、②学園内部監査室が各校の監査員と連携して、例えば学園内部監査室とA大学の監査員が合同でB大学の監査を行う等の方法によりクロス監査を行っているが、業務監査の一環として、自己点検・評価報

報告を提出し、評価を受ける、③全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会に学外者等の第三者を委員に加えること、または、評価結果について外部の有識者等の意見を反映させるため、第三者で構成する新たな組織を設けることについて検討する、などの改善策を実施する。

c. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

●文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状の説明】

本学は、医療保健学部、薬学部および法務研究科の設置に関する申請を文部科学省に行ってきた。医療保健学部、薬学部の認可時における留意事項に対する本学の対応について、最新の報告年度の内容は、表 14-1、表 14-2 および表 14-3 のとおりである。

法務研究科に対して指摘を受けている事項については、対応策を明らかにし、冊子にまとめて添付資料としている。

なお、これまで本学は、大学基準協会の評価を受けていない。

表 14-1 医療保健学部 設置に係る設置計画履行状況報告書（2009年5月1日現在）

認可等事項/ 認可等年月日	留意事項	本学の対応
医療保健学部 設置認可 2005年12月5日 認可	理学療法学における科目内容の偏り（パワーリハビリテーションが重視され過ぎている）が認められるので、バランスをとるよう適切に対応すること。（理学療法学科）	専門科目の中でパワーリハビリテーションを重視したカリキュラム編成になっているとの指摘を受け、特定領域の治療法に限定することなく、理学療法学に必要な知識を全般的に含んだ講義内容に変更することにした。特に理学療法学専門科目の「運動器障害理学療法学」、「運動器障害理学療法学実習」、理学療法研究法演習（卒業研究）の3科目について、講義内容を見直し、下記のように変更することにした。その結果、カリキュラム・シラバスに示したとおり、パワーリハビリテーションを重視した講義内容は改善された。 「運動器障害理学療法学」 (概要) 理学療法の基軸である運動療法の基礎を総論的に学習し、治療の理論や概念を理解する。運動器の疾患や障害の測定と評価

		<p>の延長にあり、また、運動系理学療法実習の架橋に位置する。種々のメディアを用いて臨床像を浮きぼりにする。運動系疾患の障害に対する知識と、これらに対する理学療法評価、治療プログラムの作成、およびリスク管理、治療の実際を教授する。他の疾患別理学療法で取り扱われなかった疾患を重点的にこの講義で取り扱う。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(① 石井 禎基) 運動器の疾患や障害に対する基礎的な知識や考え方、およびそれらの評価と運動療法の基本原理と治療体系についての講義を担当 (計7回)</p> <p>(② 村上慎一郎) 各疾患の基礎知識、および基礎理論を応用した運動療法の実際を担当 (計8回)</p> <p>「運動器障害理学療法実習」</p> <p>運動器障害理学療法の総論・基礎編に続き、また各論・臨床編として疾患や障害の概念を深く理解して理学療法の技術を習得する。種々の疾患や障害の評価と治療はもとよりADL指導まで包括し理学療法の一連を実習する。整形外科的診察法と理学療法評価法を主な内容とし、体験をもとに総合臨床実習を見据えながら、疾患別運動療法の実技指導を中心とする。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(① 石井 禎基) 運動器障害理学療法における知識を基に、運動器疾患の具体的な理学療法評価および運動療法の実践を担当 (計7回)</p> <p>(② 村上慎一郎) 各疾患別の理学療法の実際を担当 (計8回)</p> <p>「理学療法研究法演習 (卒業研究)」</p> <p>(概要) 理学療法の研究法を実際に経験する。各担当指導教員のアドバイスのもとに問題点を挙げ、理論的に解決していく方法を組み立て、科学的に解明していくプロセスについて学び、理学療法の研究を体験する。なお、各担当教員の内容は次のとおりである。</p> <p>(2 武田 功)</p> <p>理学療法研究法演習の目的およびねらいは、理学療法の評価あるいは治療に関する新たな知見やエビデンスを確立する方向性をもちながら、実際的な研究法を研究計画立案からデータ解析</p>
--	--	---

		<p>に至るまでの手順・手続きを経験する中で学習する。研究テーマは、担当指導教員の指導のもとに設定する。内容としては、細胞や組織、身体運動学から地域理学療法に至るまで広範囲に設定して取り扱う。学生自身の問題意識も加味しながら、倫理上の問題をクリアした上で理論的に証明あるいは解決していく方法を組み立てていく。そのようなプロセスを通して科学的かつ実践的な論理性を身につけていくことである。実際には、グループによる実験・測定・調査の発表、理学療法学に関する総合力により評価する。よって意欲的かつ積極的な参加態度で取り組むことと、理学療法に関する全般的かつ総合的な知識を整理しておくことが望まれる。</p> <p>(4 泉 唯史)</p> <p>理学療法における評価法の検証あるいは新たな開発、さらには治療成績の検証あるいは新たな治療法の開発といった方向性の中でエビデンスを確立していく作業は常に必須である。臨床領域では、臨床研究の倫理的な問題の側面にも触れながら実際的な研究法の計画・立案、データ解析から普遍的な解釈に至るまでの手順・手続きを経験する中で学習する。このような演習を通して、いかに理学療法のエビデンスを確立していくかを実践的に学ぶものである。</p> <p>(6 石井 禎基)</p> <p>理学療法研究法の講義において得た知識をもとに、卒業研究として実際にカエルの骨格筋標本、神経-骨格筋標本を用いて生理学的実験を行う。その実験過程においてカエルを解剖する方法、実験装置の取り扱い方、そして実験の手順など、実際に生理学的な研究を行う上で必要な実験技術を習得する。また、研究の一連の流れを経験することにより理学療法学の研究方法論に対する理解も深める。</p> <p>(7 弓岡 光徳)</p> <p>理学療法研究法にて学んだ知識をもとに、より具体的な解析法を身に付けるとともに、文献資料のまとめ方および抄録の書き方、プレゼンテーションの仕方を学び、卒業論文の作成と発表へとつなげる。また将来的に学会発表ができる能力の育成を目指す。</p>
--	--	--

		<p>的とする。</p> <p>(9 松永 秀俊)</p> <p>理学療法総合演習、理学療法研究法にて学んだ知識、技術を実践的に指導するものである。研究のテーマは担当指導教官の指導のもとに決定される。テーマに沿って、動物実験、動作解析、アンケート実施、フィールドワークと幅広く、一つの研究に数名単位で行っていく。研究の結果、得られたデータをまとめ、先行研究と比較し、検討する。この様な経験を通し、卒業後、研究に対するハードルを低くし、科学的かつ実践的な論理性を身に付けていく。</p> <p>(11 笹井 宣昌)</p> <p>本授業では、科学的観察と論理的思考の実践、卒業論文の作成、プレゼンテーションを行う。学生は、筋力増強、筋肥大、骨格筋の構造と生理に関連するテーマについて、理学療法研究法で設定した仮説を、実験により検証することが求められる。実験の準備・実行、得られたデータの解析、論文作成とプレゼンテーションの一連の過程を通して、エビデンス構築過程について理解を深めたい。</p> <p>(12 村上 慎一郎)</p> <p>理学療法は、そのサービス利用者に対して治療に対する根拠を確立したものを提供しなければならない。地域の健やかなるいきいきとした生活を保障するために必須である。その目的のため、治療成績の検証および、根拠に基づく理学療法を提供するために実践的に研究法を演習する。具体的には、地域に於いては提供された理学療法サービスの検証や運動療法の身体反応を体験により学ぶものである。</p> <p>(山野 薫)</p> <p>本授業では、昨今の社会的問題である少子高齢化や疾病構造の変化などを背景とした保健医療福祉領域の問題や課題と理学療法(士)のかかわりについて、実際に地域や現場での調査を用いて実践的に学習する。例えば、①地域医療連携に関すること、②地域の高齢者・障がい者の地域リハビリテーションに関</p>
--	--	--

		<p>すること、③医療機関内外のリスクマネジメントに関すること、④理学療法の対象疾患に関することなどが挙げられる。特に、地域特性を考慮し、その地域と他地域との比較検討など演習する。</p> <p>具体的なテーマについては、学生と個別に相談の上、設定する。学生が主体となって勉強を進める中で、研究構成の確認、調査の実施、論文執筆の指導へと進める。</p>
--	--	--

表 14-2 薬学部 設置に係る設置計画履行状況報告書 (2009年5月1日現在)

認可等事項/ 認可等年月日	留意事項	本学の対応
薬学部設置認可 2006年11月30日 認可	<p>(1) 大学設置基準第18条第3項を踏まえ、学生の定員管理を適正に行うこと。</p> <p>(2) 実務実習については、関係機関との確実な連携を図り、必要な実習先を確保するとともに、十分な教育効果をあげることができるよう着実に実施すること。</p>	<p>学生の定員管理を適切に行うため、厳格に入学者数管理を行ったところ、入学定員120名のところ、本年度は88名(3名の2年次編入者を含む)の入学者であった。</p> <p>1) 昨年に引き続き、病院や保険薬局などの関係機関との確実な連携を図るため、2009年3月20日に「早期体験学習に係る指導薬剤師・教員会議」を開催した。この会議には、2008年度早期体験学習に協力、もしくは2009年度に新規に早期体験学習協力予定の病院薬剤部9施設、ならびに保険薬局24施設の薬剤部長(薬局長)や指導薬剤師が出席され、本学教員とのあいだで、2008年度に行われた早期体験学習時における具体的な問題点の提示、さらに2009年度に行われる早期体験学習の教育効果を高めるため、意見交換を行った。また、今後も実務実習に関して十分な教育効果をあげるため、「実務実習に係る指導薬剤師・教員会議」を定期的に行い、関係機関との連携を図ることとした。(添付書類参照：実務実習に係る指導薬剤師・教員会議資料ならびに同議事録)</p> <p>2) 第6回実務実習強化検討委員会を2009年2月24日に姫路獨協大学薬学部にて開催した。この委員会には、兵庫県薬剤師会と兵庫県病院薬剤師会の会長、副会長、理事、ならびに武庫川女子大学薬学部、神戸薬科大学、神戸学院大学薬学部、兵庫医療大学薬学部、姫路獨協大学薬学部の各学</p>

		<p>部長、実務実習担当教員が出席し、1) OSCE（実施日と実施規模、評価者の依頼、SP 養成）、2) 長期実務実習（受け入れ施設数、実習費、事前学習）、3) 早期体験学習、4) その他、について意見交換を行った。また、今後も実務実習に関して十分な教育効果をあげるため、「実務実習強化検討委員会」を定期的に行い、関係機関との連携を図ることとした。（添付書類参照：実務実習強化検討委員会資料ならびに同議事録）</p> <p>3) 実習生指導に係る計画の策定、教員による巡回指導計画の策定、指導・評価方法に係る具体的な連携方策など、大学が指導に責任を持てるような体制を整備するために、昨年度に設置した実務実習委員会を活用し、以下の会議などに出席した。</p> <p>①病院・薬局実務実習近畿地区調整機構会議に実務家教員 2 名が出席し、その他、兵庫県病院薬剤師会理事会、兵庫県立病院薬剤部長会議、薬局実務実習に係る学長・学部長会議、薬学教育 6 年制薬局実務実習担当者会議、薬局実務実習受入に関する近畿・大阪ブロック会議、実務家教員連絡会議などに出席し実務実習に関するさまざま問題点などについて意見交換を行った。（添付書類参照：実務実習等に関連した会議への出席）</p> <p>②薬学共用試験を円滑に実行し、より充実した実習とするため、薬剤師のためのワークショップ in 近畿、薬学共用試験 OSCE 新規標準課題などに関する説明会、標準模擬患者 (SP) 関連ワークショップ、各薬科大学・大学薬学部 OSCE トライアル、薬学共用試験 CBT トライアル実施説明会、薬学共用試験 OSCE 標準模擬患者 (SP) 養成講習会、薬学共用試験 OSCE の本格実施に向けたシミュレーションに関する説明会、薬局実務実習対策特別委員会、事前実習に関わるフォーラム、薬学共用試験実施説明会などに出席した。この会議の資料などは、教員会議や各種薬学部内委員会で報告された。（添付書類参照：実務実習等に関連した会議への出席）</p>
--	--	--

	<p>(3) 地域の人材需要を反映した教育内容の充実と卒業後の進路の確保に努めること。</p>	<p>兵庫県保健医療計画（2008 年度版）によれば、本学が位置する兵庫県中播磨地区は、薬剤師数が不足している圏域に属する。（2007 年 3 月 31 日現在の兵庫県薬務課調）</p> <p>【現 状】</p> <p>1) 薬剤師数：</p> <p>①本県に従業地を有する薬剤師は、人口10 万対では222.9 と、全国値の197.6 と比較して高い値となっている。しかしながら、圏域別にみると、神戸（292.7）および阪神南（241.6）圏域では多いが、本学の位置する中播磨圏域では168.7と、本県ならびに全国平均と比較しても人口10 万対薬剤師数は大きく下回っており、地域格差が認められる。</p> <p>②薬局においては、近年の医薬分業の進展等から、必要薬剤師数は年毎に増加しており、医薬品一般販売業を含めた薬剤師不足は依然として続いている。</p> <p>2) 薬局施設数：</p> <p>①本県の薬局施設数は、人口10万人対では41.9 と、全国値の40.7 をわずかに上回っている。しかしながら、本学が位置する中播磨圏域では39.3であり、本県ならびに全国の人口10万人対あたりの薬局施設数平均を下回っており、地域格差が認められる。</p> <p>②薬局は、2006 年度の医療法の改正で医療提供施設と位置づけられたことから、医療機関等との連携のもと、地域医療への貢献が望まれている。しかしながら、都市部を中心に休日夜間の社会経済活動が活発で、医薬品のニーズが高まっているにもかかわらず、医薬品の供給体制には地域差があり、十分に地域住民のニーズに対応しているとはいえない。また、一般用医薬品や医療機器等を合わせて供給することで、地域住民に対する適切なセルフケアの推進を図る。</p> <p>3) かかりつけ薬局：</p> <p>兵庫県保健医療計画（2008年度版）では、「薬局は、医薬分業により、地域住民のかかりつけ薬局として、病院や診療所と連携し、重複投薬や薬剤の相互作用による副作用の未然防止、患者への処方内容の開示および服用薬剤について</p>
--	---	--

		<p>での適切な情報提供などを行い、安全で適切な医薬品の提供を推進する。」と提言されている。</p> <p>4) がんの専門的な知識・技能を有する医師、コメディカルスタッフの早期配備</p> <p>兵庫県保健医療計画（2008年度版）では、「外科療法、放射線療法、化学療法および緩和医療の専門的な知識および技能を有する医師と、がん医療に関する専門的な知識および技能を有する看護師、薬剤師、放射線技師等の医療従事者がチームとなって医療を提供することが求められている。」として、チーム医療やコミュニケーションの重要性が提言されている。</p> <p>上記の点に鑑み、本学では、</p> <p>①姫路薬剤師会の多くの指導薬剤師・保険薬剤師を任用し、コミュニティーファーマシー論（1年次）、一般用医薬品論（1年次）の講義を行った。さらに、医療倫理（3年次）、医療経済学（4年次）、薬局経営論（4年次）、安全管理（6年次）など、地域の人材需要を反映した教育内容を配置している。</p> <p>②対人コミュニケーション（4年次）、医療現場でのコミュニケーション（4年次）、集団コミュニケーション（4年次）、外国人患者とのコミュニケーション（3年次）などの講義を配置し、コミュニケーションの重要性を反映した教育を行っている。</p> <p>③従来の知識偏重の教育から脱却し、科学的思考力および問題の主体的解決能力の修得を目指すため、2年次以降の全ての学年にPBL（PBL：Problem Based Learning）形式の統合演習を配置した。この統合演習は、5～6人程度の小グループに分かれてのチュートリアル形式での問題解決型演習で、一人ひとりが、問題抽出・調査・発表準備・発表を行うことで、自主的・能動的な取り組みで問題解決能力を養うことを目的とする。このことにより、卒業後においても、自らの職能の維持向上を図ることができる問題解決能力を育成する。</p>
--	--	---

授業科目の名称	配当年次
物理・化学系統合演習 (PBL)	2
生物・衛生・生薬系統合演習 (PBL)	3
薬理系統合演習 (PBL)	4
医療薬学系統合演習 (PBL)	5
薬剤系統合演習 (PBL)	5
処方解析系統合演習 (PBL)	5
症例検討系統合演習 (PBL)	6

④全ての学生が病院薬剤部ならび薬局における早期体験学習(1年次)を行うことで、早い段階から薬剤師の各施設における仕事ならびに使命を学び、進路の確保に努めている。(添付書類参照:実務実習に係る指導薬剤師・教員会議資料ならびに同議事録)

⑤2008年度は西播・姫路医療セミナーを2回開催した。この会では姫路薬剤師会、兵庫県病院薬剤師会西播支部、姫路獨協大学が共催となり、この3者間で、地域の需要に即した教育・研究などに対する意見交換を行っている。(添付書類参照:西播・姫路医療セミナーのご案内)

⑥兵庫県病院薬剤師会卒後教育研修会や兵庫県病院薬剤師会理事会に出席することで、地域の病院薬剤師会との連携を高めている。

大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況
報告書 (姫路獨協大学医療保健学部、獨協医科大学看護学部、姫路獨協大学薬学部)

表 14-3

(2009年7月1日現在)

認可等事項/ 認可等年月日	留意事項	本学の対応
1) 認可時の留意事項 について (医療保健学部) 2005年12月5日 認可 2006年度開設	1. 既設校の入学定員比の平均が0.7倍未満となっていることから、今後の定員充足の在り方について検討すること。 姫路獨協大学 外国語学部ドイツ語学科 " スペイン語学科	1. 外国語学部 ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、韓国語学科、スペイン語学科の6学科を、外国語学部 外国語学科(外国語専攻、日本語専攻)の1学科2専攻に改組した。(2007年5月22日届出) また、学部改組に伴い、外国語学部の入学定員を300名から150名に変更し、既存5学科については、2008年4月から学生募集を停止(在学生の卒業を待って廃止)することにより、外国語学部全体の定員を削減し、定員割れの

<p>2) 認可時の留意事項について (薬学部) 2006年11月30日 認可 2007年度開設</p>	<p>” 韓国語学科</p> <p>1. 既設校の入学定員比の平均が0.7倍未満となっていることから、今後の定員充足の在り方について検討すること。</p> <p>姫路獨協大学 外国語学部 ドイツ語学科 ” 中国語学科</p>	<p>改善を図るものである。</p> <p>1. 外国語学部 ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、韓国語学科、スペイン語学科の6学科を、外国語学部 外国語学科(外国語専攻、日本語専攻)の1学科2専攻に改組した。(2007年5月22日届出)</p> <p>また、学部改組に伴い、外国語学部の入学定員を300名から150名に変更し、既存6学科については、2008年4月から学生募集を停止(在学生の卒業を待って廃止)することにより、外国語学部全体の定員を削減し、定員割れの改善を図るものである。</p>
<p>3) 履行状況調査結果に基づく留意事項 1. 履行状況調査結果 通知日: 2007年3月1日</p>	<p>1. 入学定員の平均が0.7倍未満となっていることから、今後の定員充足の在り方について検討すること。</p> <p>姫路獨協大学 外国語学部 ドイツ語学科 ” 中国語学科</p>	<p>1. 外国語学部 ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、韓国語学科、スペイン語学科の6学科を、外国語学部 外国語学科(外国語専攻、日本語専攻)の1学科2専攻に改組した。(2007年5月22日届出)</p> <p>また、学部改組に伴い、外国語学部の入学定員を300名から150名に変更し、既存6学科については、2008年4月から学生募集を停止(在学生の卒業を待って廃止)することにより、外国語学部全体の定員を削減し、定員割れの改善を図るものである。</p>
<p>2. 履行状況調査結果 通知日: 2008年2月21日</p>	<p>1. 入学定員比の平均が0.7倍未満となってることから、今後の定員充足の在り方について検討すること。</p> <p>姫路獨協大学 外国語学部ドイツ語学科 ” 英語学科 ” 中国語学科 ” スペイン語学科 ” 韓国語学科</p>	<p>1. 外国語学部 ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、韓国語学科、スペイン語学科の6学科を、外国語学部 外国語学科(外国語専攻、日本語専攻)の1学科2専攻に改組した。(2007年5月22日届出)</p> <p>また、学部改組に伴い、外国語学部の入学定員を300名から150名に変更し、既存6学科については、2008年4月から学生募集を停止(在学生の卒業を待って廃止)することにより、外国語学部全体の定員を削減し、定員割れの改善を図るものである。</p>
<p>4) 履行状況調査結果に基づく留意事項 1. 履行状況調査結果</p>	<p>1. 定員超過の是正に努めること。(獨協大学法学部総合政策学科)</p>	<p>1. 獨協大学法学部総合政策学科の入学定員超過については、2008年度が学科開設年度であり、入学者数の予想が困難であった。2009年度は定員超過是正のため、前年度の結果に</p>

<p>通知日： 2009年1月22日</p> <p>履行状況結果に基づく留意事項 2. 履行状況調査結果</p> <p>通知日： 2009年1月22日</p>	<p>2. 入学定員比の平均が0.7倍未満となっていることから、今後の定員充足の在り方について検討すること。 (姫路獨協大学 法学部 法律学科)</p>	<p>基き入学者数の抑制に努めたが、手続率が予想外に高くなり定員超過率は1.4倍となった。 次年度は定員超過率の是正を図りたい。</p> <p>1. 姫路獨協大学 法学部 法律学科の2005年度から2008年度の平均入学定員充足率は、0.66であった。また、2007年度法学部の入学定員120人を振り替え薬学部を開設。法学部の定員は300人から180人へと減少したが、同時に偏差値向上を目指す方針により合格者を絞っているため、2006年度から2009年度の平均入学定員充足率も、0.66となった。</p> <p>しかし、本学法学部では、警察官、公務員を目指すための特別カリキュラムの編成、就職支援対策講座等、進路に応じたサポート体制の強化充実を実施しており、近年、警察官をはじめとする公務員への就職に大きな実績をあげている。今後、更に実績をあげることで、最近の経済不況等の影響により増加傾向にある、公務員志望学生の確保により入学者増が見込まれる。</p> <p>また、急激な経済危機に伴う本学独自の緊急経済支援策として、2010年度入学生から特待生選抜入試制度を導入。この特待生選抜入試制度の実施や学園全体として統一的広報の強化・充実を図ることで、2010年度の入学者は以下のとおり改善するものと予測され、平均入学定員充足率についても、徐々に改善する見通しである。</p> <table border="1" data-bbox="810 1462 1396 1702"> <thead> <tr> <th>法学部</th> <th>2007年度</th> <th>2008年度</th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> <th>平均充足率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>146</td> <td>132</td> <td>112</td> <td>130</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>充足率</td> <td>0.81</td> <td>0.73</td> <td>0.62</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> </tr> </tbody> </table>	法学部	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	平均充足率	入学定員	180	180	180	180	-	入学者数	146	132	112	130	-	充足率	0.81	0.73	0.62	0.72	0.72
法学部	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	平均充足率																					
入学定員	180	180	180	180	-																					
入学者数	146	132	112	130	-																					
充足率	0.81	0.73	0.62	0.72	0.72																					

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

文部科学省等から指摘された点については、問題点を共有し、全学的な改善課題として取り組んでいる。大学に対する指摘事項とそれへの改善策・改善状況等を大学のホームページ等で公表し、評価改善の重要性についての意識の醸成を図る。

第15章 情報公開・説明責任

◇到達目標

獨協学園としての統合性ある基本理念を尊重したうえで、本学独自の教育・研究活動においての取り組み、財政に関する情報、自己点検・評価の結果などを積極的に公開し、学生・保護者などのステークホルダーに対し、大学としての説明責任を果たす。

a. 財政公開

●財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】

獨協学園は早くから財政公開に努めてきた。1988年に理事会申し合わせ事項として、「獨協学園の財務開示について」を決定、以降何度か改正を重ねてきた。2004年7月に私立学校法が改正されたことに伴い、公開が必要となった財産目録、事業報告書、監事監査報告書を加え、さらに、事業計画書を自主的に加え、2005年5月に改正を実施した。2008年3月学園の正式規則として理事会決定を行った。

1. 獨協学園による財政公開

(1) 獨協学園のホームページでは、2004年度以降の決算関係資料および2005年度以降の予算関係資料などを常時掲載するとともに、簡単な説明や図表化などによって、理解されるよう努力している。

予算については、「事業計画書概要」の中で「予算編成方針」、「予算の重点施策」を各部門別（学校）に説明するとともに、「消費収支予算書」、「資金収支予算書」を掲載している。決算については、いわゆる財務三表である「消費収支計算書」、「資金収支計算書」、「貸借対照表」をそれぞれ解説、図表とともに掲載し、加えて「財産目録」、「監事監査報告書」、「独立監査法人の監査報告書」を、「事業報告書」の中では、「1. 獨協学園の概要—部門別学生数、教職員数、役員・評議員数—」、「2. 全体及び部門別事業の概要」などを学園全体および各部門（学校）ごとに理解できるよう掲載している。事業計画書、事業報告書では部門別の施設・設備等の計画、結果も詳細に見ることができる。

ホームページアドレスは、次のとおりである。

<http://www.dac.ac.jp/finance/index.html>

(2) 学園案内「獨協学園」

学園の案内書「獨協学園」は毎年1回、決算終了後発刊される。これには、「消費収支予算書」、「資金収支予算書」、「予算概要説明」および、決算について「財務三表」と「決算概要説明」、「監事監査報告書」等が掲載され配布されている。

2. 姫路獨協大学における財政公開

姫路獨協大学の財務状況については、2005年から大学広報誌「HDU21」に掲載し、学生、保護者、教職員および一般向けに公開するとともにホームページでも掲載している。

予算については、予算方針、事業計画、消費収支予算の概要、資金収支予算の概要を、決算については、消費収支計算書の概要、資金収支計算書の概要に加え、資産の状況を簡単な説明や図表などを用い、わかりやすく解説している。

ホームページアドレスは次のとおりである。

<http://www.himeji-du.ac.jp/info/index.html>

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

本学の財務状況については、学園全体のものとは別に、上記のとおり公開が行われている。その財務状況を説明するにあたっては、図表を用いて、会計上の主要な用語の説明を付記するなど、学生・保護者や社会一般にも理解を得やすいように工夫されている。学園のホームページには、前述の財務三表のほかに学校法人の有する各学校の事業計画や監事による監査報告書等も掲載している。これらの財務状況は、教職員・学生のほか社会一般に積極的に公開するなど、私立大学の社会的責務として、学校運営の透明性・適切性を確保しており、引き続き積極的に公開を行っていく。

b. 情報公開請求への対応

●情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状の説明】

1. 理事会、評議員会議事録の公開

「理事会及び評議員会の議事録公開に関する規則」に基づき、以下の方法により議事録を閲覧することができる。

- (1) 学園の役員、評議員及び教職員
- (2) 学園の学生・生徒及びその保護者・保証人
- (3) 学園の卒業生

ただし、①個人情報で通常他人に知られたくないと認められるもの、②学園の権益を害

するものを除外することとなっている。

2. 財務情報の閲覧

学園の財務開示は、「獨協学園の財務情報開示に関する規則」で次のとおりとなっている。

(1) 開示する財務情報

- ア. 事業計画書
- イ. 資金収支予算書及び消費収支予算書
- ウ. 事業報告書
- エ. 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
- オ. 財産目録
- カ. 監事監査報告書

(2) 開示の対象者

- ア. 学校の学生・生徒及びその保護者・保証人
- イ. 学園及び学校の教職員
- ウ. 卒業生及び利害関係者

3. 姫路獨協大学の情報公開請求への対応

姫路獨協大学では、上述の情報の開示のほか、2005年度に実施した入学試験から受験者本人に対して成績照会を求められた場合、受験科目の得点および総合得点のみを合格発表日以降から当該年度末の3月31日まで開示している。2007年度は11人、2008年度は2人、2009年度は7人の成績照会があった。また、本学はホームページ等により財政をはじめ学内規程、教員紹介などさまざまな情報を社会一般に公開している。総務課を窓口としてステークホルダーからの情報公開の請求に常時応じる体制を整えている。

また、学生の成績の開示については、教務課が窓口になり、常時応じる体制を整えている。しかし、2005年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」施行以降、連帯保証人への成績開示に際しては個人情報に該当するとの判断から学生本人の同意があれば開示している。その後2007年に「個人情報保護規程」を制定した。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】、【改善の具体的方策】

情報公開請求への対応状況については、「理事会及び評議員会の議事録公開に関する規則」、「獨協学園の財務情報開示に関する規則」および「個人情報保護規程」に基づき、適切に行われており、今後も社会のニーズに対応した情報開示を継続していく。

c. 点検・評価結果の発信

- 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

自己点検・評価結果の学内外への発信状況として、本学では、各学部・研究科の教育研究活動や各教員の研究業績などをまとめ、1995年、1999年および2005年に「姫路獨協大学自己点検・評価報告書 教育・研究編」として刊行し、学内の教職員および全国の大学、文部科学省等の各機関へ配布するとともに本学附属図書館でも公開している。2006年度から実施した「学生による授業評価アンケート」の集計結果をもとに「2006年度教育活動自己評価および研究業績報告書」を刊行し、学内Webおよび本学附属図書館で公開している。

外部評価結果の学内外への発信状況については、2008年度に法務研究科が財団法人日弁連法務研究財団による第三者評価を受審し、評価結果および報告書を大学ホームページに公開している。

本学は、2010年度に大学基準協会による認証評価を受審することを学内決定し、現在、鋭意準備を進めている。

【点検・評価の結果（長所と問題点）】

本学では、以前から、各学部・研究科の教育研究活動や各教員の研究業績などをまとめた報告書を4回刊行し、学内の教職員および全国の大学、文部科学省等の各機関へ配布しているが、大学のホームページでの公開は実施して来なかった。

【改善の具体的方策】

2010年度に大学基準協会による認証評価の受審結果、および今後実施する「自己点検・評価」などの結果は、積極的にホームページ等を通じて公開していく。

終章

はじめに

本学は、2010年に財団法人大学基準協会において評価を受けることになった。外部評価により、大学のこれまでの取り組みの見直しと、これからの堅実な歩みを可能にする具体的な視座を得る機会を持つこととした。すでに本学では、1991年以来、自己点検・評価への自主的な取り組みを推進してきた。しかし、それぞれの課題に対する自己評価には、必ずしもエビデンスに基づかない思いこみとしての把握に終始するところもあった。

この度、外部評価を受けることにおいて、大学基準協会より、多次元からの助言をいただいた。それらをもとに、全学体制を構築し、評価室が調整役となりながら報告書のとりまとめにあたった。本報告書を取りまとめるための準備には3年余の月日を要した。その間において、全教職員の思いが交差し、議論を幾度となく重ねてきた。相互の共通理解を具体化し、その調整の作業は難航したところもある。本報告書を取りまとめるにあたり、紆余曲折はあるとしても、ようやく報告内容をまとめ、大学基準協会に提出するはこびとなった。

本報告書においては、広範な項目に照らして本学の現状について点検を行い、本学の到達点と課題を可能な限り客観的に明らかにする努力をしてきた。終章では、以下に、各章の要約を示し、今後においてあらたに取り組むべき方向性や課題についてとりまとめる。

1. 各章の要約

各章においては、評価の視点に基づいて「現状の説明」、「点検と評価の結果（長所と問題点）」、「改善の具体的方策」を取りまとめた。その中で、本学および各学部・研究科においては、改善されなければならない課題が浮き彫りにされた。到達目標が、必ずしも達成されている状況ではない。引き続きそれぞれの課題には、短期的・中期的に解決、改善されるものも多いが、長期的な取り組みを必要とするものもある。

第1章 大学の理念・目的・教育目標

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論および応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とし、この活動を通じて、地域の繁栄に寄与することを使命とした。

大学は、普遍的な真理を探求する場であるが、多様化する時代の潮流の中で、大学を取り巻く社会情勢や、求められるニーズの変化に対応する必要がある。そのため、本学は幾度かの改革を進めてきたが、本学の「建学の理念」は、いかなる時代の変化があろうとも、変わることはない。今後は、「建学の理念」に基づき、つねに時代のニーズに即

応した教育システムやカリキュラム構成の見直しが必要であると考えている。

第2章 教育研究組織

本学は、第1章で示した理念・目的・教育目標を実現するために、5学部9学科、大学院3研究科4専攻と法科大学院を設置している。学部構成は外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部、薬学部からなっている。大学院構成は言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科、法務研究科からなっている。そのほかの教育研究組織としては附属図書館、国際交流センター、播磨総合研究所、情報教育共同利用施設を設置している。これらの組織は、本学の「建学の理念」、目的等に十分にはなっていないと言える。今後の課題として、学生の基礎学力向上支援、外国人留学生の日本語学習支援などを行う組織「学習支援センター（仮称）」の早期設置に向け、検討を行う。

第3章 教育内容・方法等

本学の「建学の理念」を実現するため、それぞれの学部・研究科に教育目標を掲げ、その目標を着実に達成するためにさまざまな教育を展開している。

学生へのサポートを徹底し、入学前から卒業後まで、学生の状況に合わせた教育・指導を行う体制を整えている。入学前の事前教育として「入学前教育（プレ・スケジュールプログラム）」を実施し、新入生がスムーズに大学での学修に移行出来るよう配慮している。また、入学時から、クラス担任等のサポート教員を置き、学生のケアに努めている。

シラバスは、学部・研究科の各教員が全学的な様式にしたがって作成している。科目ごとに授業内容、目的、毎回の授業のテーマ、教科書、評価方法等の詳細な項目について記載し、学生の履修登録、初回の授業の際の全般的説明、授業進捗状況の確認等のために活用している。今後は、シラバスの内容をさらに充実させ、厳格な成績評価システムの整備を図る。

多様化する学生のニーズに対応する魅力ある教育を行うため、「学生による授業評価アンケート」を学部では全学的に行い、授業内容、授業方法等の見直しを恒常的に図っている。

全学的な科目として開講している全学共通科目については、分野の異なる学生が受講できるシステムを構築し、学生が受講できる幅を広げている。全学共通科目の運営にあたっては教学部長を委員長とし、各学部の教学委員、関連する委員からなる全学共通科目実施委員会が組織され、その任にあっている。なお、各学部・研究科に対応した専門科目をカリキュラムとして体系的に組織し、学生の専門的知識・技術、専門的職能の修得を可能にする教育を展開している。

今後の課題として、日々変容する社会のニーズに応えるとともに、「建学の理念」に基づき、学部・研究科のカリキュラムの見直しを恒常的に行うこととする。小人数制に

よる学修内容の徹底理解に重点を置く教育を展開し、つねに教育内容の改善・充実を継続的に図っていく。

第4章 学生の受け入れ

建学の理念、目的や各学部・学科における教育目標に基づく入学者選抜方法を設け、適切性・透明性のある入学試験を実施する。入学者の受け入れにあたって、多様な学修履歴を持つ生徒がいることを念頭に、各学部・学科の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を開示し、本学の方針を理解した学習意欲のある生徒を受け入れている。今後も、大学案内やホームページなどで学部等の理念・目的・教育目標や入学者受け入れ方針についてわかりやすく、広く周知し理解を深める努力を続けていく。

今後の課題として、社会状況変化への対応および受験生の動向を多面的に分析しつつ、魅力のある大学の広報戦略を開発し、入学者の確保に努める。

第5章 学生生活

外国人留学生を含めた全学生への本学独自の奨学金制度は整備しているが、さらに、学外の各種奨学金情報の収集・紹介に努めるなど、安心して学修を継続できるよう経済的支援の有効性・適切性をより高める。学生が心身ともに健康で、衛生的かつ安全な環境で学生生活を送ることができるように配慮し、安心して勉学・研究に勤しむことができる環境作りに努めている。

今後の課題として、学生が適切な進路選択を実現できるよう、就職達成に向けた指導を強化し、キャリア教育の充実や就職支援体制の整備など学生の出口保証への取り組みを促進する。

第6章 研究環境

本学では「建学の理念」に基づき学部・研究科の理念・目的を遂行するため、良好な研究環境を整備し、教員の研究活動の活性化を図ることを目指している。研究活動や研究成果の公表に対する教員の意識を高め、積極的に外部資金の獲得に取り組んでいる。

今後の課題として、文理総合大学として多分野に配慮した研究環境を整備し、理系、文系を問わず外部資金を積極的に獲得しようとする意識改革を図るとともに、教員や学生・大学院学生の研究支援体制を強化する。

第7章 社会貢献

本学は、教育研究活動の成果を文化交流・講座をとおして、より積極的に社会に還元し、市民団体との連携を深め地域の発展に貢献している。

今後はさらに地域連携、社会貢献活動を促進・充実させるとともに、現在、ホームページ上で公開している教員紹介をもとに研究者データベースを2010年度中に整備する。

第8章 教員組織

主要科目への専任教員の配置、専任教員と兼任教員との比率、専任教員の年齢構成等を考慮しながら、教育研究活動を推進する適切な教員組織を維持する。全学的な教員選考手続きを踏まえ、各学部の明確な規程等に基づき、公正な教員の募集、任免、昇任を行う。教育研究活動の評価について、有効なシステム・体制の整備に努めるとともに、評価結果等の積極的な公開に努めている。

今後の課題として、教員の教育研究活動についての評価方法については、抜本的・組織的に有効なシステムを開発・構築するとともに、教育研究能力・実績については、教員の昇任審査時の評価のみならず、研究費配分、昇給・昇格等、適切な待遇への配慮も検討する。

第9章 事務組織

事務職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行うことのできる合理的な事務組織を構築し、事務職員の大学運営に関わる専門的能力や資質の向上を組織的に行うため、体系的な職員研修制度を検討しているところである。

今後の課題として、事務職員の資質の向上を図る研修に力を入れ、定期的な職員研修制度を確立する。また、事務職員一人ひとりの自己啓発・資質向上に繋がるモチベーションを喚起するために「研修報告会」を開催する。

第10章 施設・設備等

施設・設備等の整備については、基本計画（2009年3月第5次見直し）をもとに、検討し、大教室の1つを「創立20周年記念ホール」として2010年度に改装することになっている。今後の課題として、キャンパスアメニティの向上を図るために、「学生生活満足度調査」を定期的実施し、学生生活環境の改善・充実に努める。また、バリアフリーの施設・設備環境にとどまらず、ユニバーサル・デザインの環境づくりにも努める。

第11章 図書・電子媒体等

本学の学部・大学院教育および研究に必要な図書・電子媒体等を整備し、学部・大学院学生の勉学・研究環境、教員の教育・研究環境を確保している。また、近隣在住の一般市民の生涯学習への一助として開学時より実施している図書館の一般公開を継続し・充実させる。

今後の課題として、図書館資料の予約を教員の研究個室等図書館外からオンラインで行うことのできるシステムを2010年度までに実現する。

第12章 管理運営

本学の理念、目的を実現すべく、学内では評議会、教授会、研究科委員会をはじめ各種委員会を設置し、学園理事会・評議員会との連携協力のもとに円滑な大学の管理運営に努めている。

大学を取り巻く環境は激しく変動しており、よりスピーディーで客観的な意思決定が求められている。今後の課題として、学長は、経営、教学双方の最高責任者として、強いリーダーシップを発揮するとともに、大学運営、とりわけ管理運営や経営面に学外の有識者の参加を得て、幅広く社会の意見や知恵を適切に反映させた柔軟な意志決定プロセスを確立していく。

第13章 財務

本学は、基本計画（2009年3月第5次見直し）に従い着実な財務運営を行っている。

業務ならびに会計の適正な処理を行うための監事監査、会計監査に加えて学園本部監査室と連携を図った内部監査体制を構築する。

現在、本学は学部再編途中の段階であり、完成年度までは収支のバランスがとれない状況であるが、学年進行が完了する2012年度以降に収支が改善され、本学園の財政基盤を崩すことなく自立できるような計画を立て、施行している。今後の課題としては、財源の確保とコストの効率化を図る。

第14章 自己点検・評価

本学の全ての活動について自ら点検・評価を行い、その結果を積極的に学外に公表するシステム、ならびに自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるシステムはおおむね確立している。今後の課題としては、2010年度の認証評価受審後は、その評価結果をもとに、「自己評価規程」を改正し、基本計画や各種の学内計画・改革案への自己点検・評価の結果を反映させることについて明確化するとともに、自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるシステムをさらに整備・充実し、組織的、継続的に運用する。

第15章 情報公開・説明責任

獨協学園としての統合性ある基本理念を尊重したうえで、本学独自の教育・研究活動においてはどのように取り組んでいるか、財政に関する情報、自己点検・評価の結果などを積極的に公開し、学生・保護者などのステークホルダーに大学としての説明責任を果たしている。2010年の第三者評価の受審後は、評価結果と対応について、大学ホームページにて広く社会に公開していく。

2. 本報告書作成の意義

大学の自己点検・評価は、一回限りのものではない。本学が、「和と責任」をモットー

にして、その使命を果たし、大学として存続することにおいて、定期的な点検と評価の必要性を認識するところである。今後も、PDCA活動を継続するものである。その第一歩として、本報告書のとりまとめを行う過程において、次のような手応えと実感を感じとったことは、これまでの大学内で行ってきた自己点検・評価とはその質において異なる意義であると考えている。

第1には、運命共同体組織としての地盤がために歩み出したことである。5学部からなる「文理総合大学」として大学が規模を拡大したことは、その組織面においては発展した証である。しかし、専門分野の異なりは、例えば教育・研究推進の考え方に微妙な齟齬をきたすところがある。各学部や部局の独自性はややもすると独善性を主張することになってしまう。それぞれから提出された「現状の説明」、「点検・評価」および「改善の具体的方策」の内容には、大学としてのグランドデザインとの関連性が曖昧になっているところもあった。本報告書を取りまとめるにあたり、全学の自己評価委員によるヒアリングやディスカッションは、大学と各学部や部局との考え方や内容における乖離を調整する機会になるとともに、大学構成員間の心理的距離を縮める機会にもなったと考える。「私たちの大学」としての意識涵養の状況が結果的にはつくられていったことは、望外の成果であった。

第2には、大学構成員として、大学の現実に関心を寄せ、大学の状況を直視し、何が問題であるのかをみきわめ、それぞれの立場から取り組む方策を提案し合う姿が見られるようになったことである。必ずしも抜本的なスタンスにはならないとしても、できることから取り組もうとする提案が示されていることである。入試の方法や評価の適正化、効果的な授業方法への試み、広報活動の徹底、財源の節約と確保、学部・学科のカリキュラムの充実、大学の構造的・機能的環境の改善などにおいて、本学がなんとしても難局を乗り切っていこうとする構えが見え始めた。これらについては、各章において、そのパースペクティブがとりまとめられているところである。

第3には、大学の現実としての状況をみきわめるなかで、大学構成員が前向きに、分析的に状況と向き合い、問題を受けとめ、その改善によって希望を見いだそうとするスタンスが想定されるようになったことである。確かに深刻な状況に対しては、「治療的なスタンス」が求められる。しかし、状況の分析からは、「予防的なスタンス」から中期的な展望として何を改善し、取り組むべきかを提案している。そして、状況には大学としての「こだわり」、「よさ」、「持ち味」などが内包されていることの再確認をすることも、報告書の各所において散見される。いわば、大学としての特色を発信していく「増進的スタンス」である。自らの職場である大学への思い入れ、愛着、愛情のあらわれでもあろうか。

第4には、大学がその組織体として、学内における連携、学外機関との連携を積極的に図っていくことの有効性や意義について確認されつつあることである。教育・研究におけるプロジェクトの組織化、学生指導体制における教職員間の連携、学部をはじめとする部局間の連携などは、学内における自助努力として展開される。学外機関との連携では、例えば公私協力方式による本学ならではの姫路市との連携の推進が図られている。これらの

連携によって、大学運営における、さまざまな問題や課題の共通理解と共同的取り組みへの意識基盤がつくられつつある。

第5には、他大学に比して、その歴史は必ずしもあるとは言えないが、本学には今後に生かす資源が潜在していることである。大学としての魅力ある特色を可視化するとともに、その特色を底力として大学の発展につなげることの視座が、断片的ではあるが、本報告書には組み込まれていると考える。

おわりに

今回の作業遂行中に学長の交代があった。新体制においてはこれまで以上に未来志向の視座から大学を展望し、必要な変革に取り組み、とりわけ大学としての教育・研究の質保証を担保する自己点検・評価への作業を求められている。この点については、本報告書では十分に伝えられてはいない。次の機会に取り組む自己点検・評価において検証していくこととしたい。

最後になったが、この度の自己点検・評価の実施、本報告書および大学基礎データの作成にあたっては、財団法人大学基準協会からは納得のできる印象深い多大のご指導、ご支援をいただいた。ここにあらためて感謝の意を表するものである。

全学自己評価委員長 田中 亨胤